

令和3年度老人保健健康増進等事業

高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための
自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業
報告書

令和4年（2022年）3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

はじめに

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法という）に基づいて、毎年実施されている厚生労働省の調査によると、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待のいずれも、通報件数は増加及び高止まりの傾向にある。高齢者が他者から不当に権利利益を侵害されることはあってはならないことであり、虐待が深刻な状況になっていない段階で早期に発見し、虐待が起こっている期間を短くするための介入を行い、虐待が再発しない対策を実施するとともに、未然に防止するための体制整備を図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、国は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和3年1月29日、厚生労働省告示第29号）において、第8期の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の策定のための基本的事項として、「高齢者虐待の防止等」を定め、広報啓発、ネットワーク構築、行政機関連携、相談支援の体制整備を行うことを求めている。また、「令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」においては、高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討・取組の実施、取組内容の改善・見直しをPDCAサイクルで実施することが評価項目として追加されるなど、市町村及び都道府県の虐待防止にかかる体制整備を進めることを促してきた。

一方、実際に、市町村や都道府県が介護保険事業（支援）計画にどのように高齢者虐待防止等に関する体制整備を位置づけているのかといった実態や、検討、取組の実施、改善・見直しのサイクルをどのように展開していけばよいのかといった方法は明確になっているとはいえない現状にある。

そこで、令和3年度老人保健健康増進等事業「高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業」では、介護保険事業（支援）計画等における高齢者虐待等を防止するための体制整備について、セルフ・ネグレクト等の高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害、高齢者虐待防止法27条において虐待としての対応が求められる消費者被害の体制整備についても対象に加え、その実態を机上、アンケート、ヒアリングにより明らかにするとともに、その結果から得られた知見に基づいて、今後の対応策を検討した。

本研究事業の成果が、次期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた国の施策の基礎資料として、また市区町村・都道府県の虐待防止、さらには権利擁護支援体制の整備に資することができれば幸いです。

令和4年3月
同志社大学 社会学部
永田 祐

エグゼクティブサマリ

背景と問題意識

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に高齢者虐待の防止等の計画策定が義務づけられているが、その実態は把握されていない。また、令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に高齢者虐待防止にかかる体制整備の実施をPDCAサイクルで実施することが示されたが、具体的な方法は示されていない。これらより、市町村と都道府県が高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした計画策定から評価に資する具体的な取組や提言による指針の見直しなどが必要である。

I. 調査目的

高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第9期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資すること。

II. 調査方法

- 机上調査

介護保険事業（支援）計画等における、権利擁護に関する計画と評価・効果を把握した。

- アンケート調査

調査名	対象	有効回答率
1. 高齢者虐待対応部署向けアンケート調査	自治体の高齢者虐待対応部署	39.6%
2. 消費生活センター向けアンケート調査	消費生活センター	32.2%

- ヒアリング調査

アンケート調査結果から対象先を抜粋し、ヒアリング調査を行った。

III. 調査結果

- 高齢者の権利擁護に係る計画策定に関する調査

高齢者虐待防止に関する行政計画（第8期介護保険事業計画を除く）を策定している自治体は約20%であった。

- 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する調査

高齢者虐待防止法に準ずる対応として対応した件数の総数を把握している自治体は約60%であった。その中でセルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65歳以上夫婦間のDV、認知症による行方不明高齢者を把握している市町村はそれぞれ4割弱～5割弱であった。

- 消費者被害に関する調査

消費者被害の対策に関連する条例・要綱等を整備している自治体は約7%であった。

IV. 本事業のまとめと提言

「令和4年保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金にかかる評価指標」には、高齢者虐待防止にかかる体制整備が追加され、①課題の把握、②検討会の設置、③計画の策定、④実施と評価という4指標¹が提案されている。そこで、本章では、前述の4指標の観点に基づき、「現状・課題」と「今後の論点」について言及する。

1. 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する計画について

本稿では市町村と都道府県という2つのカテゴリー別に論じる。

1) 市町村

現状・課題
<p><①課題の把握></p> <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査が活用されていた。・ 全国及び都道府県の調査結果との比較が可能で、同法に基づき毎年度実施されることから経年比較も可能であり、調査結果から実態を把握し、課題分析を行うことができる。・ 机上調査で分析した介護保険事業計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。・ ヒアリングにおいては、市町村独自で調査項目を追加し、基本項目と独自項目の関係を分析することにより、課題を明確化する実践も行われていることが把握できた。・ なお、法に基づく対応状況等の調査以外には、高齢者虐待等の権利擁護の実態を検討する機会・場（検討会）を活用し、課題を把握する実践も行われていた。・ しかしながら、現行の介護保険事業計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。 <p><②検討会の設置></p> <ul style="list-style-type: none">・ 実態に基づいた課題について他機関と対策を検討する機会・場として、地域ケア推進会議や介護保険事業計画策定委員会だけではなく、その他にも様々な検討会が活用されていた。<ul style="list-style-type: none">・ 虐待防止ネットワーク会議・ 認知症施策推進関連の会議・ 地域包括支援センター運営協議会 など・ ヒアリングにおいては、他機関と対策を検討する前に市町村や地域包括支援センター内の検討会を活用し、現場の視点を取り入れ、課題分析や対策を検討する実践も把握できた。<ul style="list-style-type: none">・ 地域包括支援センターの事業計画を検討する場

¹4 指標は「令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」ア～エを基に定めた。

- ・地域包括支援センターの職種別会議（社会福祉士） など
- ・ 更に、アンケート調査においては、これらの検討会において高齢者虐待等の権利擁護の施策について行政評価が行われている実態が示された。また、ヒアリングにおいても、行政評価のプロセスで課題分析と対策の検討が行われている事例が把握できた。

<③計画の策定>

- ・ 高齢者虐待等の権利擁護の体制整備に係る計画は、介護保険事業計画だけではなく、その他にも対象となる計画が存在することが把握できた。
 - ・ 行動計画
 - ・ 介護保険事業計画以外の行政計画
 - ・ 市町村独自の行政計画（高齢者虐待防止計画等）
 - ・ 庁内決裁の計画
 - ・ 地域包括支援センターの運営方針や事業計画
 - ・ マニュアル（高齢者虐待防止マニュアル等）※体制整備に係る内容が含まれている場合
- ・ なお、養介護施設従事者等による虐待については、机上調査では養護者による虐待と区別されていない記述が多く、体制整備の実態が把握しづらい状況が散見された。
- ・ 養護者による高齢者虐待について、机上調査では法に基づく対応状況等の調査の「市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について」に係る 18 項目の視点から計画の策定状況を分析したが、介護保険事業計画等の行政計画には、必ずしも 18 項目が網羅的に盛り込まれていない実態が把握できた。
- ・ ヒアリングにおいては、地域包括支援センターの事業計画等と介護保険事業計画を掛け合わせるにより、18 項目を網羅するような体制を整備する実践が把握できた。

<④実施と評価>

- ・ 高齢者虐待等の権利擁護の体制整備は、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査では実施されていると回答していたとしても、介護保険事業計画には反映されているとは限らず、他の計画に反映されて実施されている可能性があることが把握できた。
- ・ 机上調査では、行政評価や事業計画等において計画した体制整備の評価を行っている事例が把握できたが、介護保険事業計画においては対応実績等に対する評価は散見されても、計画した体制整備の評価に該当する記述は見つからなかった。
- ・ 机上調査とヒアリング調査から、終結した虐待事案の事後検証については、事後検証の会議のほかに、事例検討や支援後のモニタリング会議等の機会を活用している可能性があることが把握できた。

今後の論点

<①課題の把握>

- ・ 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査は毎年度実施され、市町村・都道府県がデータを有している。
- ・ 手元にあるデータと各種検討会を活用し、高齢者虐待等の権利擁護に係る計画に課題分析と対策を反映することが市町村に求められる。
- ・ 把握した課題は計画に記録されなければ、課題に取り組んできた軌跡が残らず、関係者の記憶にも残らない。また、人事異動等の人の入れ替わりにも対応できず、継承されない。
- ・ また、いつまでも同じ課題を提示し続けるのではなく、次なる課題を提示していくために、同法に基づく対応状況等の調査を分析し、課題の把握に活用することで、A-PDCA サイクルの最初の「A-P」を実践することが必要である。

<②検討会の設置>

- ・ 多くの市町村において高齢者虐待防止のネットワーク会議など、既存の検討会を活用し、高齢者虐待等の権利擁護に関する課題を他機関と検討する機会・場を設置している実態が把握された。
- ・ いくつかの市町村では行政評価のプロセスで検討を行っている実態も把握できた。体制整備の評価や予算獲得につながる可能性があり、行政評価の活用については更なる調査が必要である。
- ・ また、重層的支援体制整備事業や成年後見制度利用促進に係る会議体の活用については、今回の調査では十分に把握ができなかったが、地域づくりと権利擁護支援の推進との連動は欠かせない視点であり、好事例等を発掘することが必要である。
- ・ 他機関との検討会の前段として、市町村や地域包括支援センター内で実施されている内部会議を活用して、課題分析や対策のたたき台の作成については、日常業務に組み込みやすいと考えられるため、好事例を発掘して普及していくことが望まれる。
- ・ 課題を検討する機会・場を定めなければ、十分に対策が検討できず、課題のみの提示に終わってしまう。計画策定においてA-PDCAの「D」を明確にするためにも、検討ができる機会・場を幅広く探していくことが、市町村に求められる。

<③計画の策定>

- ・ 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画を策定する際には、以下の①～③のように、養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待を分けて記載する必要がある。
 - ① 養護者による虐待及び養介護施設従事者等による虐待の両者に共通する事項
 - ② 養護者による虐待に関する事項
 - ③ 養介護施設従事者等による虐待に関する事項
- ・ 計画の策定について、いくつかの市町村では行政計画だけではなく、行動計画¹を策定して、二層構造で体制整備を行っており、計画立案の方法論の一つとして示された。

¹ここでは、行政計画とは、介護保険事業計画、その他の行政計画、行政評価、市町村独自の行政計画等を指す。
行動計画とは、庁内決裁の計画、地域包括支援センターの運営方針や事業計画、マニュアル等を指す。

- ・ なお、都道府県においても同様に、行政計画や行動計画が策定されていた。
- ・ 行動計画の A-PDCA と行政計画の A-PDCA の 2 つのサイクルが存在すると考えられ、冒頭の「A」（アセスメント）を共通の起点としてサイクルを連動させ、網羅的に体制整備を図ることがポイントになる。そのような好事例を発掘して普及していくことが望まれる。
- ・ 毎年度実施される法に基づく対応状況等の調査により、体制整備の実態を把握して実施の有無を確認しているはずであり、「実施あり」と回答した項目については計画にも反映していくことが、市町村に求められる。

<④実施と評価>

- ・ 評価にあたり高齢者虐待等の権利擁護の体制整備の実施内容を網羅的に把握するためには、行政計画と行動計画の両面から確認する必要がある。
- ・ 計画した体制整備の評価については、介護保険事業計画は評価までは至っていない実態がある。しかし一方で、行政計画や事業計画等では評価が行われている実態も認められた。具体的な評価方法については今後の検討事項である。
- ・ 各計画の A-PDCA サイクルを連動させ、介護保険事業計画にまで反映させられるように、計画を戦略的にマネジメントすることが、市町村に求められる。
- ・ また、終結した虐待事案の事後検証については、個別事例の課題分析が体制整備の評価につながることを想定される。事例検討やモニタリング会議など、日々の実践に組み込むことができるように、更なる調査とモデルの構築が必要である。

2) 都道府県

現状・課題

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 市町村と同様に、高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等の調査が活用されていた。
- ・ 机上調査で分析した介護保険事業支援計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。
- ・ また、同法に基づく対応状況等の調査以外には、アンケート調査や検討会、市町村訪問の機会、市町村及び地域包括支援センターの職員、介護サービス相談員等を対象とした研修会等を活用して管内の市町村の実態を把握していた。
- ・ ヒアリングにおいては、把握した実態からの課題分析が課題として挙げられた。
- ・ 市町村と同様に、現行の介護保険事業支援計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。

<②検討会の設置>

- ・ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場として、虐待防止に関する連絡会等の市町村担当者会議や虐待防止ネットワーク会議等が活用されていた。
- ・ ヒアリングにおいては、管内の市町村の体制整備に関する取組状況を取りまとめ、検討会において情報共有することで、市町村担当者や関係機関との意見交換が行われていることが把握できた。
- ・ ただし、年間で実施できる検討会の開催数が1~2回に限られているため、体制整備の課題を十分に議論した上で、都道府県の目標を定めるには限界がある状況であった。
- ・ また、全ての市町村担当者が出席することになると参加者数が膨大になることから人選も必要になり、参加できなかった市町村への情報共有も行うことになる等、会議の運用を工夫する必要性も把握できた。

<③支援方策の策定>

- ・ 市町村への状況に応じた支援方策を策定するために検討会等が活用されていた。
- ・ ヒアリングにおいては、検討会での意見交換等を行うために、事前に庁内で支援方策を検討している状況が把握できた。
- ・ また、高齢者権利擁護等推進事業や介護サービス相談員派遣事業等の既存事業の運用の見直しや充実を図ることから、支援方策を検討することもあることが把握できた。

<④支援>

- ・ 養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待では対応部署が異なる場合があり、また、都道府県によっては地方局等と役割を分担して支援を実施していることがある。
- ・ 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、市町村からの相談や通報等の受付、情報共有や方針の検討、部署間が連携しての対応、体制整備の課題共有等、庁内連携も重要になることが把握できた。

- ・ 養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

<⑤フォローアップと支援効果の評価>

- ・ 市町村への訪問により取組状況・課題の把握を兼ねてフォローアップを図る取組や、検討会において市町村からの意見を聴取するような取組が把握できた。
- ・ 一方で、フォローアップと支援効果の評価結果の具体的な内容については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

今後の論点

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 法に基づく対応状況等の調査は毎年度実施され、実態把握のチャンスである。
- ・ 調査結果の活用方法だけではなく、ネットワーク構築を兼ねて、関係機関に意見を募り、独自の調査項目を追加する等、調査の設計や運用のプロセスにも着目し、戦略的に取り組めるようなモデルの構築が必要である。

<②検討会の設置>

- ・ 都道府県の目標を定めるための課題分析については、検討会が活用されているが、開催頻度や会議の参加者数、会議時間等の問題があり、検討会の機会や場のみで課題を検討することが難しい状況がある。検討会の運用についてモデル事例の発掘が必要である。

<③支援方策の策定>

- ・ 検討会では目標だけではなく都道府県の支援方策なども検討されることから、その実施に向けて、事前の庁内連携により各部署からの視点で課題を分析し、対応状況等の調査結果も活用して支援方策を策定することがポイントになる。
- ・ 都道府県は単一部署ではなく、複数部署により職務を分担して担っている特徴があることを活かし、多角的な視点から支援方策を検討することができる。そのような庁内連携の在り方について、更なる調査と検討が必要である。

<④支援>

本項目に関する情報は、本調査では得ることが出来なかった。今後、本項目に関する更なる調査と検討が必要である。

<⑤フォローアップと支援効果の評価>

- ・ 養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備について、焦点を当てて調査と検討を行う必要がある。
- ・ 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、都道府県と市町村の連携、都道府県の庁内連携などにも着目し、フォローアップと支援効果の評価等も含めて、効果的な支援を行う方策を検討する必要がある。
- ・ また、実態や課題、検討会や支援方策、フォローアップや評価について、その具体的な内容が実施されていながらも、介護保険事業計画等の計画に反映されていない可能性がある。それらを計画に反映し、A-PDCA サイクルを推進していくことが都道府県に求められる。

2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について

本項では準ずる対応が求められる権利侵害には複数のタイプが含まれることを念頭に置きつつ、本結果のポイントと今後の課題・論点を整理する。

現状・課題

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の発生件数を把握している市町村はおよそ6割程度であった。その中でセルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65歳以上夫婦間のDV、認知症による行方不明高齢者を把握している市町村はそれぞれ4割～5割弱であった。
- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の各市町村での10万人当たりの発生数はセルフ・ネグレクトが2.99人、養護・被養護関係にない高齢者が10.8人、65歳以上夫婦間のDVが5.96人、認知症による行方不明高齢者が20.4人となった¹。今回把握された発生割合に基づいて算出すると、例えばセルフ・ネグレクトでは3,800人程度発生している可能性がある²。
- ・ 在宅での孤立死に至った高齢者については、依然として2/3程度の市町村が「該当する死亡があったかを把握していない」もしくは「死亡はあったが人数は不明」と回答していた。

<②検討会の設置>

- ・ 準ずる対応を求められるの権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために「関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している」「事例検討会の場や機会等を設けている」市町村は約5割であった。
- ・ 対応するうえで求められる知識等を習得する場や機会の提供に関しては、6割の市町村が何らかの対応をしていた。
- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般への対応がうまくできない理由は、人員数の不足（72.8%）が顕著であった。ついで協議体を設置していないこと（31.1%）も上位であった。

<③計画の策定>

- ・ セルフ・ネグレクトについては、行政計画がある自治体は4.8%、庁内決裁の計画が10.4%、行政評価の実施が2.7%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は2.2%となり、計画にセルフ・ネグレクトを含めている自治体は非常に限定的であった。
- ・ 孤独死については、行政計画を立てている自治体は12.0%、庁内決裁の計画を7.8%、行政評価の実施が4.9%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は5.2%となり、計画に孤独死を含めている自治体は非常に限定的であった。

¹ アンケート結果から得られたそれぞれの権利侵害の総発生件数に関して、件数を把握していると回答した自治体の総人口で割り、10万を乗じることで算出した。

² 上記で算出した10万人当たりの発生件数を日本の総人口当たりで換算した数字

- ・ 認知症については、行政計画を立てている自治体は 47.6%、庁内決裁の計画を 55.9%、行政評価の実施が 26.0%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 28.2%となり、計画に認知症を含めている自治体は他の準ずる対応が求められる権利侵害と比べると多くなった。

<④実施と評価>

- ・ 約 9 割の市町村が、他部署・関係機関・団体等と連携して、高齢者虐待防止法に準ずる対応をしている。連携先は生活保護担当、高齢者福祉・介護保険、障害福祉、警察、地域包括支援センターが上位だが、それ以外も相当数ある。
- ・ 再発防止の観点から、終結した事案の事後検証を実施できている市町村は 1 割強（13.0%）に留まっている。

今後の論点

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の発生件数は、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65 歳以上夫婦間の DV、認知症による行方不明高齢者の 4 事例のみであってもその推定発生件数の総和は約 50,500 件であり¹、高齢者虐待の相談・通報件数と比べると多くなっている。（令和 2 年度の結果によれば、養護者による相談・通報件数は 35,774 件である）。この結果を踏まえると、発掘・通報されずに見過ごされているケースがあることが想定される。
- ・ 準ずる対応が求められる権利侵害の発生件数の把握が限定的である理由の一つとして、これらの権利侵害が虐待と同様に重大な権利侵害である事象という認識の周知・共有が不十分である可能性がある。このため、これらの権利侵害についての周知・共有を進めるとともに、虐待防止ネットワークでの取組や体制整備を検討する際には、準ずる対応が求められる権利侵害についても含めて検討する必要があることを定着させていくべきである。

<②検討会の設置>

- ・ 過去（平成 26 年度・平成 30 年度）²に実施された同種の調査と比べると、高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるケースについて、セルフ・ネグレクトを例に挙げると、発生件数まで把握している市町村は以前と比べて増加している傾向にある（平成 26 年度調査：25.7%、平成 30 年度調査：13.0%）。とはいえ、依然として、4～5 割程度の市町村が発生件数すら把握できていない状況にある。「準ずる対応」の定義が不明瞭といった指摘はあるものの、有効な対策を検討するためには、当該地域で生じている本課題の規模感の把握と課題の共有は必須といえる。一方で、人員数の不足という指摘への対応も考慮する必要がある。
- ・ 件数を把握できている市町村が 5 割程度であったことを考慮すると、対応がなされている市町村の多くは、関係機関との連携、事例検討会の設置など、体制の強化や機関連携、ネ

¹ 各権利侵害の日本の総人口当たりの発生数を加算したもの

² 平成 26 年度における調査「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」

参考：<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000140351.pdf>

平成 30 年度における調査「高齢者の権利擁護における基礎自治体での相談体制・事例対応の実態把握等に関する調査研究」参考：https://www.tmghig.jp/research/info/cms_upload/e110e97bfdba1024170a92c0b0c985d2_1.pdf

ネットワーク構築が蓄積されつつある。ただし、本調査では、どのような連携協力体制で、どのような事例検討会や周知活動が展開されているのかといった具体的内容や質までは把握できていない。良質な連携体制や場を構成する要素と指標化については今後さらに検討する必要がある。

<③計画の策定>

- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の体制整備は不十分であり、計画的な体制整備が必要である。高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害については、現状把握（A-PDCAの冒頭のA）自体が不十分な状況にあり、対応についての進展はみられるものの、事後検証も十分になされていない。ただし、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者への虐待、お互い自立した65歳以上夫婦間のDV、孤立死の問題は、それぞれ別個の問題であり、一括りに論じることは難しい。介護保険事業計画に限らず、地域の実情に応じた計画策定と体制整備を図っていくことが求められる。

<④実施と評価>

- ・ 高齢者虐待防止対応のための体制整備の事後検証の実施が42.3%であったこと（令和2年度調査結果）と比べると、高齢者虐待防止法に準ずる対応では終結した事案の事後検証は大きく遅れているといえる。なお、高齢者虐待防止においても、他の体制整備の項目が6～8割程度実施済みである中、この事後検証の実施割合は最も少なくなっている。「検証」という水準には至らなくとも、再発防止にむけた「振り返り」の場を設けることが必要と思われる。
- ・ ヒアリングを通して、セルフ・ネグレクトを始めとした権利侵害については地域住民が権利侵害に気付くことができる状況（見守りネットワーク）を組成していくことが早期発見につながることを示唆された。

3. 消費者被害について

消費者被害については、高齢者虐待対応部局と消費者行政部局の双方の観点で議論することが重要であることを踏まえ、本結果のポイントと今後の課題・論点を整理する。

現状・課題

高齢者虐待対応部局

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 消費者被害の課題にうまく対応できていると回答した自治体は 57.9%と半数を超えたものの、高齢者虐待防止法第 27 条に規定された消費者被害の発生件数を把握している自治体について、全件把握している自治体が 2.6%、ある程度把握している自治体が 13.3%となり、全体的には消費者被害の件数把握はあまり進んでいない。もとより消費者被害の件数把握は消費者行政部局の本務ではあるものの、高齢者虐待対応部署では消費者被害において件数を把握することができていない実態が明らかになった。
- ・ 同法第 27 条に規定された消費者被害の課題にうまく対応できていないと回答した自治体では、その理由に「解決方法の類型化がされていない、ノウハウをうまく引き継げない」ことを挙げている。マニュアルや業務指針、対応フロー図の作成をしていない自治体が 95.7%と、そのほとんどを占める実情が反映される結果となった。
- ・ 同法第 27 条に規定する消費者被害への対応方法については、「消費者被害の予防に関する広報・注意喚起」が 67.4%と最も多く、これだけでは必ずしも権利擁護支援に結びつく対応とは言いきれないものの、消費生活センターによる対応が 60.5%、日常生活自立支援事業の利用が 37.3%、介護保険サービス・生活支援サービスの導入が 26.9%、介護保険法における地域ケア会議の実施が 21.9%、成年後見制度の首長申立が 10.4%など、庁内他部署や関連機関と連携を取りつつ、権利擁護支援に結びつく対応が行われていることも分かった。
- ・ 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために何らかの施策を行っている自治体は半数程度である。その中で、わずか 8.0%ではあるが、ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議している自治体が存在することは注目に値する。他方、当該問題に関して、何もしていないと回答した自治体も約半数あり、庁内連携を高齢者虐待対応部署から積極的に働きかけることはあまり進んでいないことも明らかになった。
- ・ 高齢者虐待対応部署から、消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者に対し、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供について、未実施が 66.1%であるなど、積極的に行なわれているとはいえ、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

<②検討会の設置>

- ・ 月 1 回の割合で開催される地域ケア会議に消費者行政部局も毎回参加し、緊密な連携が取れているため、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できている。
- ・ 消費者庁が設置を推進している消費者安全確保地域協議議会については、未設置の自治体

が60.6%を占めるが、高齢者虐待対応部署などが運用する何らかのネットワークを構築している自治体がほとんどである。しかし、同法第2条に規定された経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害に対応するためには構築されているネットワークが消費者行政部局など、他のネットワークと容易に協働しうるものであることが求められる。既存のネットワークで何をするのか、その機能を今一度確認する必要がある。

<③計画の策定と評価>

- ・ 高齢者の消費者被害については行政評価を行っている自治体は限定的（11.1%）であり、行政計画の整備状況（31.0%）や庁内決裁の計画の整備（10.1%）、体制整備の予算確保に向けた評価の実施（6.9%）、条例や要綱の整備を行っている自治体はわずか6.8%であるなど、非常に限られている。
- ・ 消費者被害の事案の事後検証については、未実施が94.9%であるなど、ほとんど行われておらず、事案の蓄積・類型化が図られていない。これが、結果的には、マニュアル整備の遅れにつながっているものと考えられる。
- ・ 同法第27条に規定される消費者被害の課題について、うまく対応できているとする回答が57.9%であったことは上述のとおりだが、自治体へのヒアリングでは、高齢者虐待対応部署と消費者行政部局の双方で、権利擁護支援に結び付く相談事例が必ずしも全件共有はされておらず、対応における協働もかなり限定的である。ただし、消費者行政部局は地域ケア会議に参加し、緊密な連携が取ることで、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できており、地域ケア会議に対処法についてのノウハウが集約されており、迅速な対応が可能だとする例が報告された。今後、全国の自治体で好事例の展開が期待される。

消費者行政部局

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 消費者行政部署内で「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」という考え方は7割程度周知されている。実際に、高齢者の消費者被害は消費生活センターから高齢者虐待対応部署へ相談・通報が61.5%、福祉サービスへのつながりが44.8%となっており、結果として高齢者の消費者被害の相談を発端として権利擁護支援につながっていることがうかがえる。今後、協働内容をさらに深めていく必要がある。その一方で、連携したことがない自治体も12.6%存在する。こうした自治体では、他自治体の好事例を参考に早急な対応が求められる。
- ・ 消費者行政部局が高齢者虐待対応部署との連携においては、多くの自治体で困難を感じておらず、うまく連携が図られていると考えている割合が7割を超える。しかし、受け止める側の高齢者虐待対応部署では消費者被害の件数を把握していない割合が高く、同法第27条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の部局の意識に齟齬が生じている可能性が高い。

<②検討会の設置>

- ・ 消費者安全確保地域協議会を設置している自治体はいまだ4割に満たない状況である。

<③計画の策定と評価>

- ・ 消費行政部局での地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会

の開催が2割程度、消費生活相談員向けの介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会の開催が1割にも満たない状況と、かなり限定的であり、高齢者虐待対応部局の研修・勉強会同様、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

今後の論点

高齢者虐待対応部局

<②検討会の設置>

- ・ 高齢者に対する消費者被害は高齢者虐待防止法第27条に規定されており、経済的虐待と同様の対応が求められる。地域ケア会議などにおいて、情報交換を通してお互いの理解を深め、多くの場合アウトリーチ機能のない消費者行政部局から要請があった場合は、高齢者宅を訪問して消費者被害の状況や程度について事実確認を行い、両部局で対応策を検討するなど、高齢者虐待対応部局と消費者行政部局との協働対応強化が必要である。
- ・ 高齢者に対する消費者被害は「経済的虐待と同様の対応」が求められることから、互いの連携強化及び協働のためにも、ケース会議等には高齢者虐待部局のみならず、消費者行政部局も参加し、双方で理解を深める機会を積極的に設置する。また、高齢者の消費者被害は「権利擁護」の対象であることに鑑み、双方が主催する研修等に双方が参加し、理解を深める必要がある。

<③計画の策定/④実施と評価>

- ・ ケース会議や研修会で検討・検証された事例と整理された情報は実務上の取り決めとして類型化し、マニュアルを整備する。このことによって、担当者が変わっても等しい対応が可能となる。なお、現在はほとんど行われていない事案の事後検証を行うことによって、継続的にマニュアルの追加・整備を図る。
- ・ マニュアル化した実務上の対応をスムーズに進めるためには、協働できる見守りネットワークの構築が必要である。特に、経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害については、高齢者虐待のネットワークとその目的が一致する。既存のネットワークで何がどこまでできるのか、その機能を今一度確認し、例えば、緊急性がある場合など、本人の同意がなくても必要な関係者間でのみ個人情報の共有を図りながら、迅速に被害回復までつなげることが可能な消費者安全確保地域協議会を、既存のネットワーク機能に上乘せして機能強化を図ることなど、検討する。

消費者行政部局

<②検討会の設置>

- ・ 高齢者に対する消費者被害は「経済的虐待と同様の対応」が求められることから、互いの連携強化及び協働のためにも、ケース会議等には高齢者虐待部局のみならず、消費者行政部局も参加し、双方で理解を深める機会を積極的に設置する。また、高齢者の消費者被害は「権利擁護」の対象であることに鑑み、双方が主催する研修等に双方が参加し、理解を深める必要がある。（再掲）

<③計画の策定/④実施と評価>

- ・ 消費者行政部局と高齢者虐待対応部局では、同法第27条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の意識に齟齬が生じている可能性が高いことから、情報共有の在り方

を再検討することが喫緊の課題である。双方の連携・協働をさらに充実・進化させるためにも、高齢者虐待等福祉のネットワークと協働できる消費者安全確保地域協議会の設置を積極的に検討する。なお、設置に際しては、新規に消費者被害への対応を主目的とするネットワークを立ち上げることを目指すのではなく、既存の高齢者虐待等福祉のネットワークに消費者安全確保地域協議会の機能を上乗せすることを検討するなど、連携の緊密さを担保することが肝要である。

目次

本編

第1章 事業概要	1
1. 背景と目的	1
2. 委員会の構成	2
3. スケジュール	3
4. 調査概要	4
第2章 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する調査	5
1. 机上調査	5
2. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査）	18
3. ヒアリング調査	30
4. 小括	61
第3章 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する調査	66
1. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査）	66
2. ヒアリング調査	83
3. 小括	87
第4章 消費者被害に関する調査	89
1. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査）	89
2. アンケート調査（消費生活センター向け調査）	103
3. ヒアリング調査	114
4. 小括	118
第5章 総括と提言	120
1. 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する計画について	120
2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について	126
3. 消費者被害について	129
4. 提言と今後の課題	133
関連する法令について	135
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	135

付録（参考資料）

I 基礎資料

II アンケート調査票

第1章 事業概要

1. 背景と目的

市町村・都道府県の権利擁護を促進する地域づくりには、高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした市町村・都道府県による計画策定が必要である。介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に高齢者虐待の防止等の計画策定が義務づけられているが、その実態は把握されておらず、令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（①課題の把握、②検討会の設置、③計画の策定、④実施と評価の4指標¹）に高齢者虐待を防止する体制整備の実施をPDCAサイクルで実施することが示されたが、そのPDCAサイクルで推進する具体的な方法は示されていない。よって、市町村と都道府県が高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした計画策定から評価に資する具体的な取組や提言による指針の見直しなどが必要である。

本事業では、市町村・都道府県を対象にアンケート調査を実施し、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することで、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理し、高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第9期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資することを目的とした。

¹ 4指標は「令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」ア～エを基に定めた。

2. 委員会の構成

(1) 実施体制

本事業では有識者から構成される調査検討委員会を設置し、事業報告書の設計や事例の取りまとめについての検討を行った。

① 調査検討委員会 構成委員

(敬称略、委員長を除いて五十音順、○：委員長)

氏名	所属・役職
○ 永田 祐	同志社大学 社会学部 社会福祉学科
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科
加藤 克寿	静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 長寿政策課
菊地 和則	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 公益社団法人 日本社会福祉士会
斉藤 雅茂	日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科
坂本 俊英	一般社団法人 日本総合研究所
篠田 浩	大垣市 健康福祉部 社会福祉課
鉢嶺 由紀子	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 総合相談支援課 地域あんしんセンター
待鳥 三津子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者情報研究所
八杖 友一	東京八丁堀法律事務所

② オブザーバー

(敬称略、五十音順)

氏名	所属・役職
日野 徹	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐
乙幡 美佐江	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 高齢者虐待防止対策専門官

③ 事務局担当者

氏名	所属・役職
吉田 俊之	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 情報未来イノベーション本部 アソシエイトパートナー
江木 淳	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 情報未来イノベーション本部 マネージャー
小松 夢希子	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 情報未来イノベーション本部 コンサルタント

3. スケジュール

(1) 開催日及び議題

調査検討委員会の開催日及び議題は、以下の通りであった。

回数	開催日	議題
第1回	令和3年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要及びスケジュールについて ・アンケート調査の方針及び設計について
第2回	令和4年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・ヒアリング調査の方針および設計について
第3回	令和4年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査結果について ・事業報告書(案)について

4. 調査概要

(1) 問題の所在と調査の視点

① 問題の所在

市町村・都道府県の権利擁護を促進する地域づくりには、高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした市町村・都道府県による計画策定が必要である。介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に高齢者虐待の防止等の計画策定が義務づけられているが、その実態は把握されておらず、令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に高齢者虐待を防止する体制整備の実施をPDCAサイクルで実施することが示されたが、そのPDCAサイクルで推進する具体的な方法は示されていない。よって、市町村と都道府県が高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした計画策定から評価に資する具体的な取組や提言による指針の見直しなどが必要である。

② 調査の視点

毎年実施されている高齢者虐待防止法に基づいた調査において調査対象者外となっている高齢者虐待防止法第27条に規定されている消費者被害と、セルフ・ネグレクトや養護・被養護の関係にない等の高齢者虐待に準ずる対応が求められる事案を中心に、市町村(悉皆)における支援状況等に関する現状及び課題をアンケート調査等にて実施する。

また、市町村と都道府県による高齢者虐待防止法と同法に準ずる対応を求められる事例等の権利擁護に関する計画策定と評価の実態を把握するため量的調査等を実施する。

さらに、複数自治体へのヒアリング調査による計画策定と評価などにおける好事例・取組事例を収集し、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画と評価について、内容、方法、必要なデータなどを整理し、地域の高齢者虐待等の権利擁護体制整備の推進に向けた施策提言を行う。

第2章 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する調査

1. 机上調査

(1) 調査目的

介護保険事業（支援）計画等における権利擁護に関する計画と評価・効果を把握することを目的とした。

(2) 対象と方法

① 調査対象

- a. 全国の47都道府県（悉皆）の第8期介護保険事業計画
- b. 以下の条件を満たす、全国の169市区町村の第8期介護保険事業計画
 - ▶ 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査¹において、「市町村における体制整備等に関する状況」18項目の全てに「実施済」と回答した。
- c. 以下の条件を満たす、全国の15都道府県から提出された資料
 - ▶ 令和4年度度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（都道府県分）²II. 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進（8）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業 における高齢者虐待防止の体制整備における市町村支援の実施に関する指標において、ア～オすべての項目を実施したと回答した。
 - ▶ 指標ウ「市町村の状況に応じた支援方策を策定している」に関する添付資料として第8期介護事業計画以外の資料を提出した。
- d. 以下の条件を満たす、全国の57市区町村から提出された資料
 - ▶ 令和4年度度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（市区町村分）³II. 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進（1）介護支援専門員・介護サービス事業所等^③ における高齢者虐待防止にかかる体制整備に関する指標において、ア～エのすべての項目を実施したと回答した。
 - ▶ 指標ウ「市町村の虐待防止対策についての計画を策定している」に関する添付資料として第8期介護保険事業計画以外の資料を提出した。

¹ 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査
掲載 URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00008.html

² 「令和4年度度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」（都道府県分）
掲載 URL：https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r02/tb_r2fu_12mhlw_37e.pdf

³ 「令和4年度度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」（市区町村分）
掲載 URL：https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r02/tb_r2fu_12mhlw_37f.pdf

② 調査方法

- a. 調査対象 a~d における「虐待」の文言が含まれる記述を抜粋し、以下の高齢者虐待に関する記述を分類する際の観点のいずれに該当するかを検討した。
- b. 調査対象 b における高齢者虐待事案対応件数等の実績件数を抜粋の上、分類した。

高齢者虐待に関する記述を分類する際の観点

養護者による高齢者虐待

①体制・施策強化

- 1) 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知
- 2) 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修
- 3) 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動
- 4) 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成
- 5) 虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言
- 6) 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等
- 7) 終結した虐待事案の事後検証

②行政機関連携

- 8) 成年後見制度の市町村申立が円滑にできるよう役所・役場内の体制強化
- 9) 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
- 10) 高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議
- 11) 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整
- 12) 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化
- 13) 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化

③ネットワーク構築

- 14) 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
- 15) 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
- 16) 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組

④法の周知

- 17) 居宅介護支援サービス事業者に法について周知
- 18) 介護保険施設に法について周知

施設従事者等による高齢者虐待

①周知・啓発

一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知、事業者連絡会、施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等

②指導・検査

個別の实地指導、集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表、運営推進会議（地域密着）

③虐待対応

従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備

④教育・研修機会

認知症ケア研修、介護初任者向け研修、地域ケア会議等による困難事例対応検討、市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修
※地域ケア会議の活用は、事例検討以外も含む

⑤その他の支援

介護人材確保・育成支援、第三者評価受審支援、介護サービス相談員派遣事業実施、コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、専門相談窓口設置（例：身体拘束等）

(3) 調査結果¹

a. 「虐待」の文言が含まれる記述の抜粋

高齢者虐待に関する記述を分類する際の観点について資料上の記載内容を取りまとめた。

養護者による高齢者虐待

① 体制・施策強化

1) 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県共通)

- ・パンフレット等の配布
- ・多様な媒体での周知
- ・会議等での周知

2) 地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県共通)

- ・早期発見・対応に関する研修
- ・関係者の虐待対応力の向上を図る研修

(都道府県)

- ・市町村担当職員向け研修会の実施
- ・専門職団体、専門職チーム等と連携した研修の実施

3) 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県共通)

- ・パンフレット等の配布
- ・多様な媒体での周知
- ・会議等での周知

4) 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県共通)

- ・マニュアル作成
- ・マニュアルを基づいた支援
- ・マニュアルの改訂

¹ 基礎資料では、調査結果aについてのみ、該当自治体のホームページに第8期介護保険事業計画が公開されている場合に限って掲載した。また、市区町村については自治体名をマスクしたうえで掲載した。

5) 虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県共通)

- ・養護者の負担軽減
- ・関係機関との連携

(都道府県)

- ・市町村における介護者の会等の促進
- ・ショートステイの提供体制整備

6) 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県)

- ・市民後見人の養成・活用

(市町村)

- ・早期発見のための取組
- ・地域包括支援センター及び中核機関での相談対応と連携

(都道府県)

- ・日常生活自立支援事業の推進

7) 終結した虐待事案の事後検証

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・事例検討会での実施
- ・モニタリング会議の活用

(都道府県)

- ・市町村担当者会議の活用
- ・モデル事例の収集

② 行政機関連携

8) 成年後見制度の市町村申立が円滑にできるよう役所・役場内の体制強化

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・ 成年後見制度利用支援事業の体制整備

(都道府県)

- ・ 市町村申立に関する研修の実施
- ・ 法人後見受任体制の整備
- ・ 後見人の担い手育成

9) 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・ 中核機関の体制整備
- ・ 中核機関との連携強化
- ・ 協議会の設置・活用

(都道府県)

- ・ 広域連携による市町村支援
- ・ 中核機関の運営支援

10) 高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・ 援助要請等の方法

(都道府県)

- ・ 連携強化等の要請

11) 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・ 居室確保に向けた調整の内容

(都道府県)

- ・ 適切な措置が採れるように支援

12) 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、

DV 担当課等の役所・役場内の体制強化

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・ 連携を強化する部署

- 13) 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・連携を強化する関係機関

(都道府県)

- ・連携強化等の要請

③ ネットワーク構築

- 14) 民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・見守り等の協定策定・活用
- ・ネットワーク会議の設置

(都道府県)

- ・ネットワーク構築の支援

- 15) 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・ネットワーク会議の設置

(都道府県)

- ・ネットワーク構築の支援

- 16) 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村)

- ・ネットワーク会議の設置

(都道府県)

- ・専門職チームの設置
- ・家庭裁判所や専門職団体等との広域連携

④ 法の周知

17) 居宅介護支援サービス事業者に法について周知

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県)

- ・ 早期発見・早期対応の重要性を周知

(市町村)

- ・ 監査や集団指導等を通じた周知

18) 介護保険施設に法について周知

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県)

- ・ 早期発見・早期対応の重要性を周知

(市町村)

- ・ 監査や集団指導等を通じた周知

養介護施設従事者による高齢者虐待

※全般的に養介護施設従事者等による高齢者虐待の取組であることが明記されておらず、
養護者による高齢者虐待の取組との区別がつかないものが多い。

① 周知・啓発

一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知、事業者連絡会、施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等

※養介護施設従事者等による高齢者虐待の取組であることが明記されておらず、
養護者による高齢者虐待の取組との区別がつかないため、内容の類型化が難しい。

② 指導・検査

個別の実地指導、集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表、運営推進会議
(地域密着)

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県)

- ・ 指導や検査の頻度
- ・ 指導や検査の内容

③ 虐待対応

従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備

※養介護施設従事者等による高齢者虐待の取組であることが明記されておらず、
養護者による高齢者虐待の取組との区別がつかないため、内容の類型化が難しい。

④ 教育・研修機会

認知症ケア研修、介護初任者向け研修、地域ケア会議等による困難事例対応検討、市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県)

- ・研修会の頻度や内容
- ・研修会の内容

⑤ その他の支援

介護人材確保・育成支援、第三者評価受審支援、介護サービス相談員派遣事業実施、コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、専門相談窓口設置（例：身体拘束等）

【机上調査で記載が確認できた事項】

(市町村・都道府県)

- ・身体拘束廃止等の取組

(市町村)

- ・介護サービス相談員派遣事業の活用

(都道府県)

- ・福祉サービス第三者評価の周知

b. 高齢者虐待事案対応件数等の実績件数の抜粋と分類

高齢者虐待事案対応件数等の実績を以下のとおり分類した。

図表 1 高齢者虐待事案対応件数等の実績の内容の種類

介護者に対する専門相談人数
介護予防ケアマネジメント支援件数
虐待終結件数のうち、早期に終結した件数の割合
虐待認定のうち経過観察延件数
虐待の疑われる事例にかかわったときの対処方法
虐待防止等に関する研修参加事業所数
虐待を受けた高齢者を保護するためのシェルターの施設か所数
虐待を受けた高齢者を保護するためのシェルターの施設定員人数
ケアマネジャーの意向調査
ケアマネジメント支援件数
権利擁護相談対応件数
権利擁護対応人数
権利擁護に関する研修会回数
高齢者一時保護施設確保事業のベッド数
高齢者虐待支援実件数
高齢者虐待相談人数
高齢者虐待対応事例検証会議の開催数
高齢者虐待対応に関する運営会議の開催数
高齢者虐待に関する説明会参加者人数
高齢者虐待認定対応件数
高齢者虐待の相談件数
高齢者虐待の通報件数
高齢者虐待防止の啓発パンフレット配布数
高齢者虐待防止の広報誌特集記事掲載回数
高齢者虐待防止研修会の開催数
高齢者虐待防止事業の実施回数
高齢者緊急措置事業の対応件数
高齢者等虐待防止ネットワーク会議への出席者人数
在宅介護を受けている高齢者が虐待を受けている事例の有無
消費者被害相談件数
生活管理指導短期宿泊事業の実利用者人数
成人後見制度利用支援相談対応件数
成年後見制度市長申し立て件数

成年後見制度利用支援事業の実施回数
成年後見制度利用支援事業の利用者数
総合相談対応件数
総合相談対応人数
相談窓口の認知度
短期宿泊による対応件数
地域包括支援センター設置か所数
認知症高齢者人数
認知症サポーター養成者人数
認知症支援カフェ設置か所数
本人の自己決定支援事業の実施回数
見守り活動への協力事業者数
見守りキーホルダー配布件数
運営協議会開催数
介護支援専門員に対する個別支援回数
介護相談件数
虐待ケース検討会開催割合
虐待を受けた割合
虐待予防の取り組み
権利擁護研修会の研修参加人数
後見人育成
後見人等候補者調整会議の取扱件数(高齢者)
高齢者のセルフ・ネグレクト相談対応実件数
高齢者のセルフ・ネグレクト認定者のうち、終結の割合
高齢者虐待相談対応の終結割合
高齢者虐待に関わったときに相談した機関
高齢者虐待の種類
高齢者虐待の被虐待者の認知症率
高齢者虐待対応マニュアルの見直し・拡充の取り組み指標
高齢者虐待対応事例検討件数
高齢者虐待等への支援体制・ネットワーク
高齢者虐待防止研修受講者人数
在宅介護支援センター対応件数
在宅復帰支援者数
指導・監査対象事業所数
支援事業費見込み(千円)
実態把握件数
成年後見人登録者数

成年後見制度市民後見人の受任件数
成年後見制度についての周知回数
成年後見制度に関する普及・啓発活動回数
成年後見制度関係機関連携支援拠点の設置
成年後見制度等利用支援事業（後見人報酬扶助件数）
短期宿泊の延べ利用日数
地域福祉連携事業実施件数
地域包括支援センターにおける新規虐待対応件数（年間）
地域包括支援センターに期待すること※複数回答・上位5位
任意事業相談件数
認知症地域説明会開催数
福祉・保健・医療関係者等研修会
包括支援専門会議開催数
老人福祉施設入所事業の措置人数
老人福祉施設入所事業のやむを得ない事由による措置入所（短期）人数
老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置件数

(4) 小括

- ・ 全国の都道府県、市町村における第 8 期介護保険事業計画等を対象に、高齢者虐待等の権利擁護に係る計画の策定状況及びその内容について机上調査を行った。
- ・ 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査における体制整備 18 項目の全てに該当する市町村を対象にするなど、市町村を対象とした机上調査では、高齢者虐待等の権利擁護の体制整備が進んでおり、その内容が計画にも反映されていることを想定して調査を実施した。また、都道府県については全ての都道府県を対象とすることで、その実態を調査した。
- ・ しかしながら、市町村及び都道府県ともに、体制整備に関わる項目を幅広く網羅した計画は少なく、法に基づく対応状況等の調査では実施されていると回答していたとしても、介護保険事業計画等には反映されているとは限らない状況であった。
- ・ 今回の机上調査では、分析観点として 25 の視点から記載内容を分析し、「記載が確認できた事項」を抽出することができたが、上述の通り、実際に実施されている市町村・都道府県の体制整備の状況が網羅的に反映されているとは限らない。そのため、結果は調査時点における実態を示すものであることに留意して、解釈する必要がある。
- ・ なお、虐待事案対応件数等の高齢者虐待に関する実績については、市町村及び都道府県の両方において掲載されている計画があったが、データの示し方や分析等について、同じ種別のデータを示しているにもかかわらず、市町村及び都道府県によって取り扱いや解釈が異なる状況があった。
- ・ また、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、養護者による虐待と区別されていない記述が多く、体制整備の一部の実態が把握できなかった。養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待の両方で共通する事項もあれば、別々に記載して明確化する方が望ましい事項もあると考えられ、その整理がなされていない状況が散見された。
- ・ 計画の評価については、行政評価や事業計画等において計画した体制整備の評価を行っているものがあったが、介護保険事業計画においては対応実績等に対する評価は記述されていても、計画した体制整備の評価に該当する記述は見つからなかった。
- ・ 総じて、現時点の高齢者虐待等の権利擁護に係る計画の策定状況としては、市町村及び都道府県の両者において、体制整備の状況や方向性について、網羅的には反映しきれていない部分があった。また、体制整備の評価についても計画には十分に盛り込めていない状況であった。体制整備のための A-PDCA サイクルは、まだ途上にあるという結果になった。

2. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査）

(1) 調査目的

高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することを通じ、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理することを目的とした。

(2) 対象と方法

① 調査対象

全国の市区町村における高齢者虐待対応を主管する部署の担当者 1,747 名

② 調査期間

令和3年12月1日（水）～12月28日（火）

③ 調査方法

インターネットによるアンケート調査

④ 抽出方法

悉皆

(3) 調査結果

※その他の回答や自由記述回答については、基礎資料に掲載している。

① 回収状況

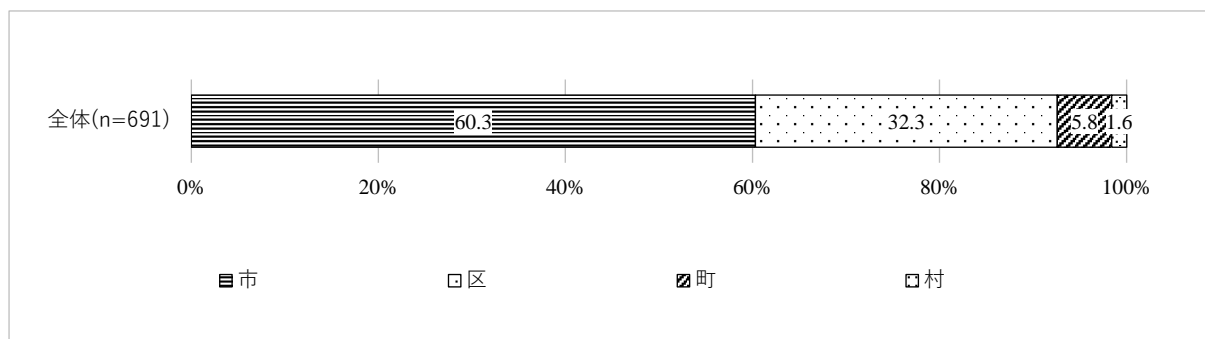
【回収数】 691 名 / 1,747 名

【回収率】 39.6%

② 回答者の基本属性

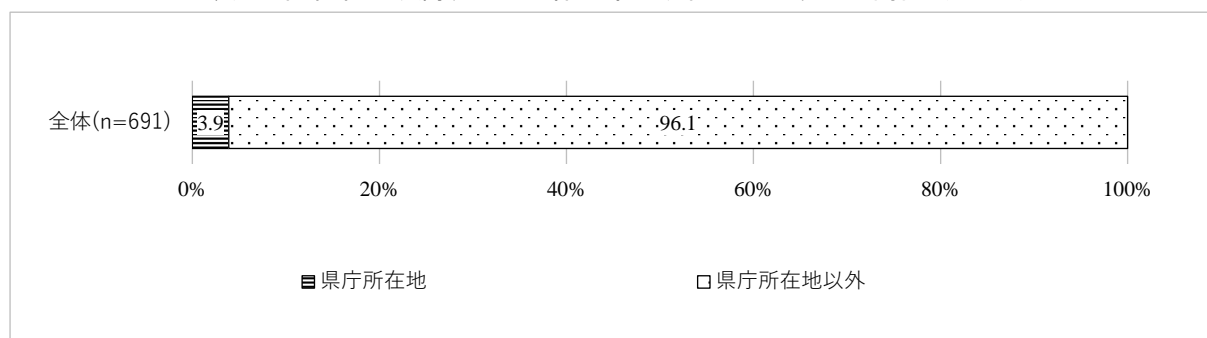
回答者の所属する自治体は、「市」が 60.3%と最も高く、次いで「区」が 32.3%であった。

図表 2 回答者の所属する自治体における市区町村それぞれの割合 (n=691)



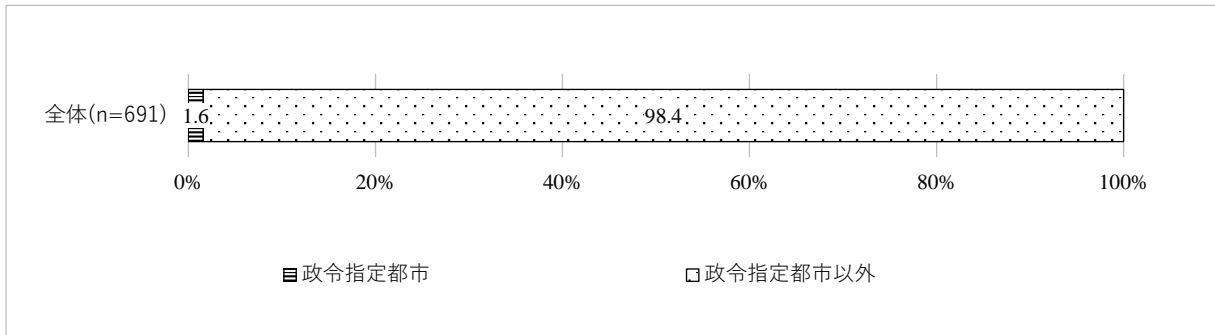
回答者の所属する自治体が県庁所在地かどうかについては、「県庁所在地以外」が 96.1%であった。

図表 3 回答者の所属する自治体が県庁所在地かどうかの割合 (n=691)



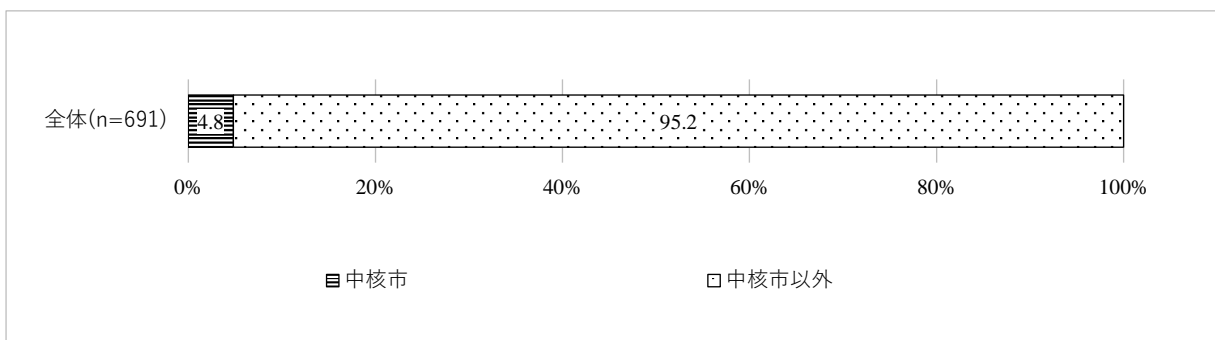
回答者の所属する自治体が政令指定都市かどうかについては、「政令指定都市以外」が98.4%、であった。

図表4 回答者の所属する自治体が政令指定都市である割合 (n=691)



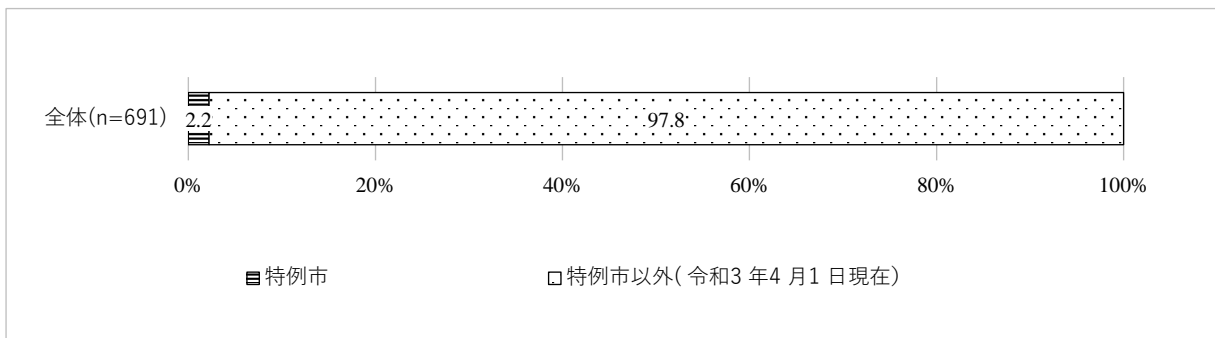
回答者の所属する自治体が中核市かどうかについては、「中核市以外」が95.2%であった。

図表5 回答者の所属する自治体が中核市である割合 (n=691)



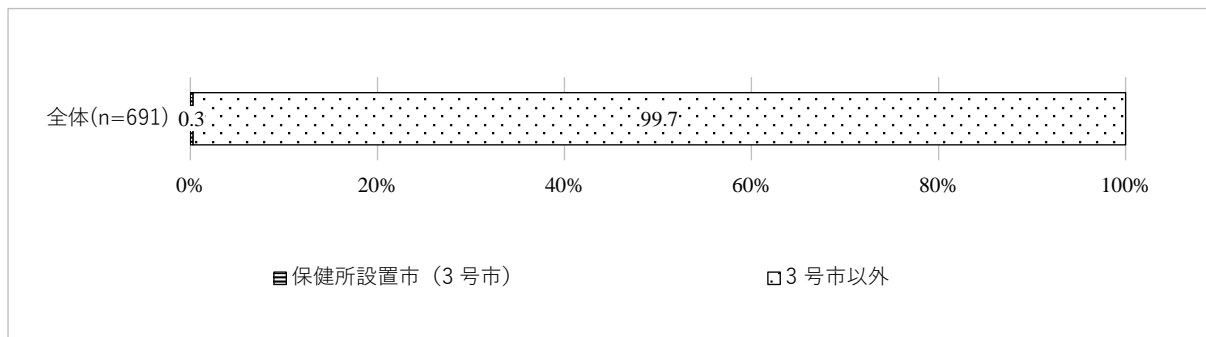
回答者の所属する自治体が特例市かどうかの割合は、「特例市以外(令和3年4月1日現在)」が97.8%であった。

図表6 回答者の所属する自治体が特例市である割合 (n=691)



回答者の所属する自治体の保健所設置の有無は、「3号市以外」が99.7%、「保健所設置市(3号市)」が0.3%であった。

図表7 回答者の所属する自治体が特例市である割合の保健所設置の有無 (n=691)

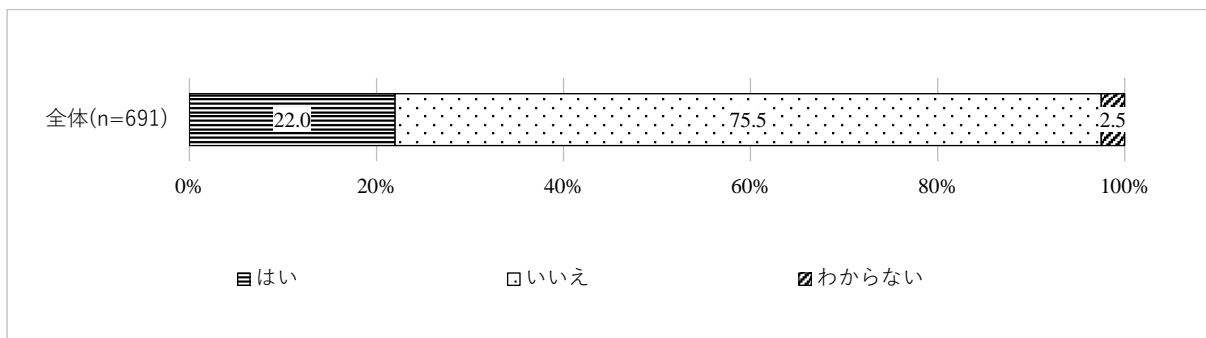


③ 高齢者虐待等の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止に関わる体制整備について

1) 高齢者虐待防止に関する行政計画の策定について（介護保険事業計画を除く）

高齢者虐待防止に関する行政計画（第8期介護保険事業計画を除く）の策定の有無について、「いいえ」が75.5%、「はい」が22.0%、「わからない」が2.5%であった。

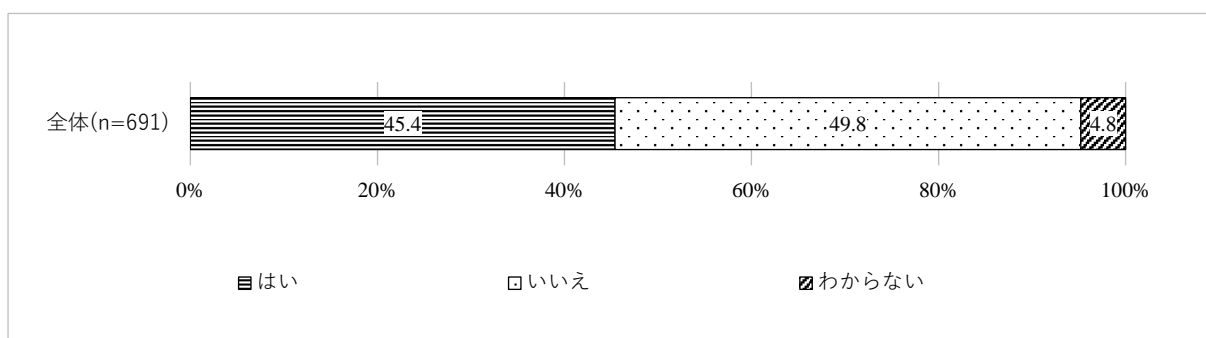
図表8 高齢者虐待防止等に関する行政計画を策定について (n=691)



2) 介護保険事業計画以外の行政計画（上記1）の高齢者虐待防止に関する行政計画を除く）の高齢者虐待防止に関わる内容の記載について

介護保険事業計画以外の行政計画（上記1）の高齢者虐待防止に関する行政計画を除く）における高齢者虐待防止に関わる内容の記載の有無について、「いいえ」が49.8%、「はい」が45.4%、「わからない」が4.8%であった。

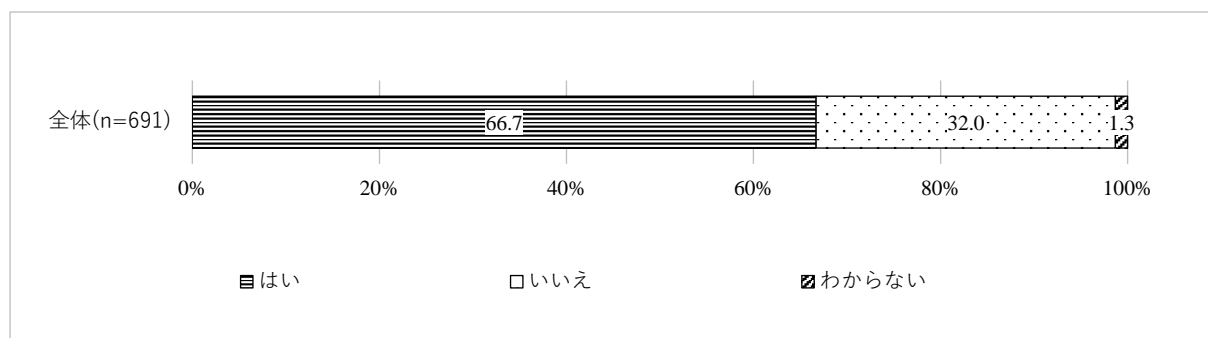
図表9 介護保険事業計画以外の行政計画における高齢者虐待防止に関わる内容の掲載 (n=691)



3) 高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）について

高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「はい」が66.7%、「いいえ」が32.0%、「わからない」が1.3%であった。

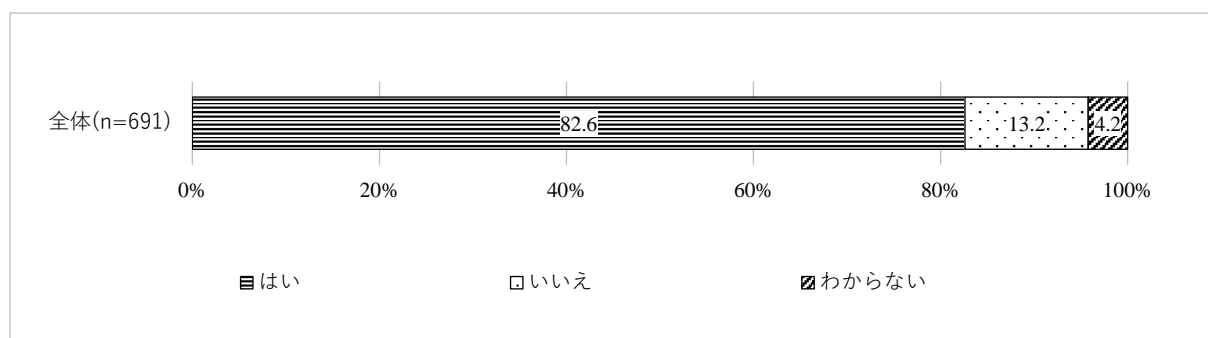
図表 10 高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画の有無（n=691）



4) 地域包括支援センターの運営方針や事業計画等の高齢者虐待防止に関わる内容の記載について

地域包括支援センターの運営方針や事業計画等における、高齢者虐待防止に関わる内容の記載の有無について、「はい」が82.6%、「いいえ」が13.2%、「わからない」が4.2%であった。

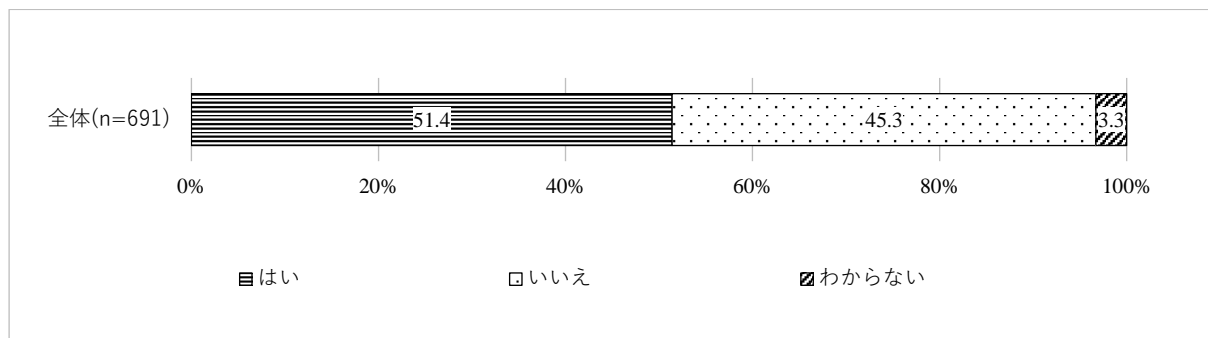
図表 11 地域包括支援センターの運営方針や事業計画等に高齢者虐待防止に関わる内容の記載がある割合（n=691）



5) 成年後見制度利用促進に関する市町村計画の策定について

成年後見制度利用促進に関する市町村計画の策定の有無について、「はい」が51.4%、「いいえ」が45.3%、「わからない」が3.3%であった。

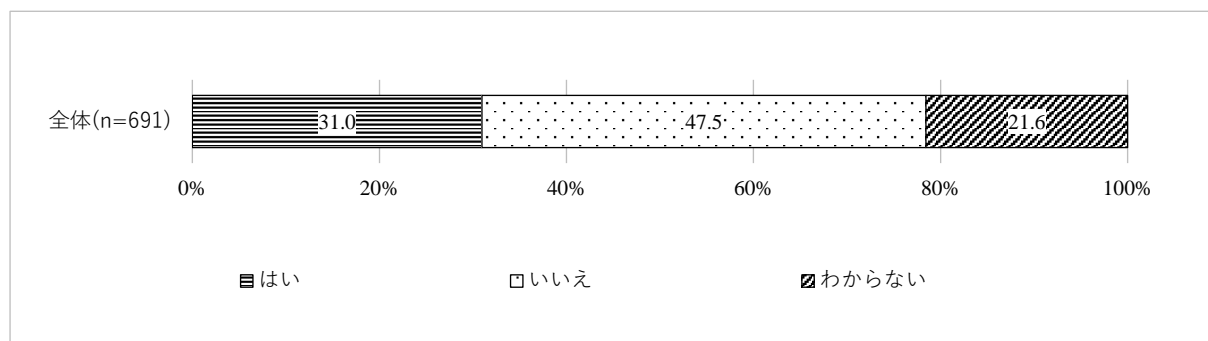
図表 12 成年後見制度利用促進に関する市町村計画の策定の有無 (n=691)



6) 高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画について

高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画の有無について、「いいえ」が47.5%、「はい」が31.0%、「わからない」が21.6%であった。

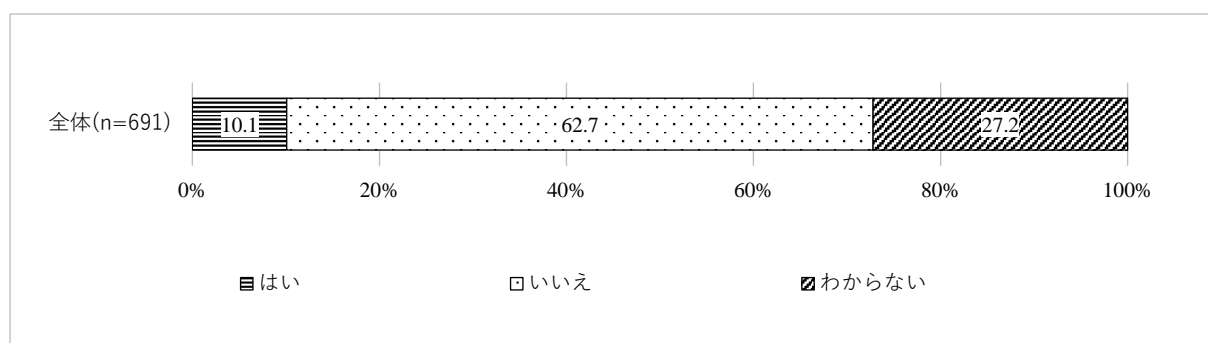
図表 13 高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画の有無 (n=691)



7) 高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）について

高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「いいえ」が62.7%、「わからない」が27.2%、「はい」が10.1%であった。

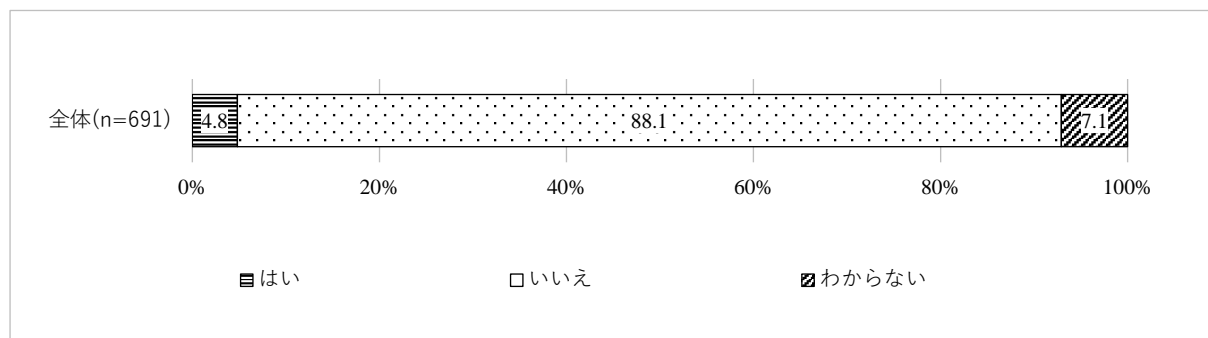
図表 14 高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画の有無 (n=691)



8) 高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画について

高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画の有無について、「いいえ」が88.1%、「わからない」が7.1%、「はい」が4.8%であった。

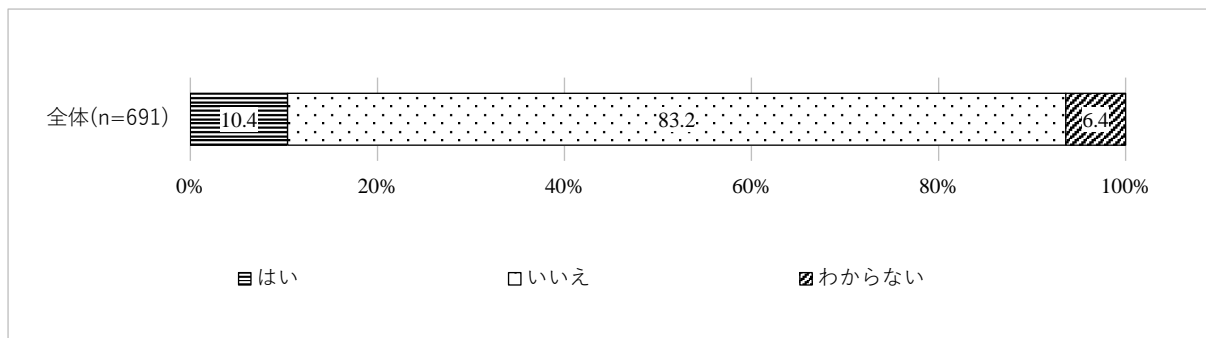
図表 15 高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画の有無 (n=691)



9) セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）について

セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「いいえ」が83.2%、「はい」が10.4%、「わからない」が6.4%であった。

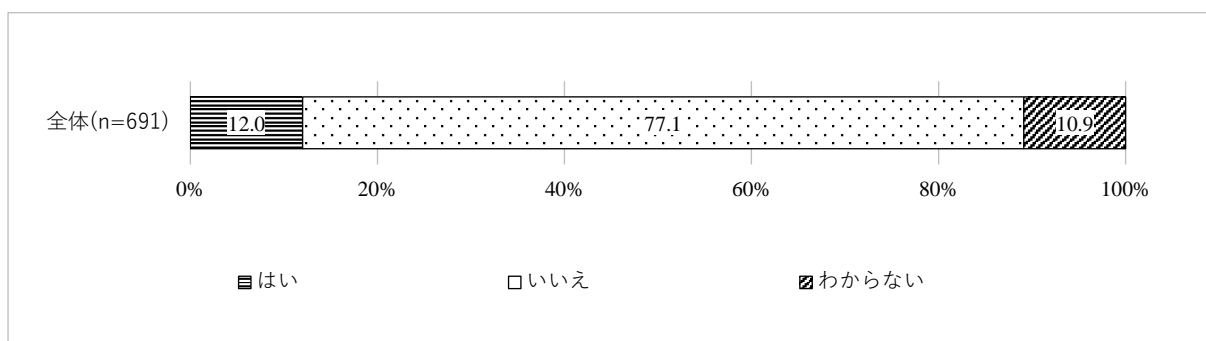
図表 16 セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画の有無 (n=691)



10) 孤独死（孤立死）防止に関わる内容を記載した行政計画について

孤独死(孤立死)防止に関わる内容を記載した行政計画の有無について、「いいえ」が77.1%、「はい」が12.0%、「わからない」が10.9%であった。

図表 17 孤独死（孤立死）防止に関わる内容を記載した行政計画の有無 (n=691)

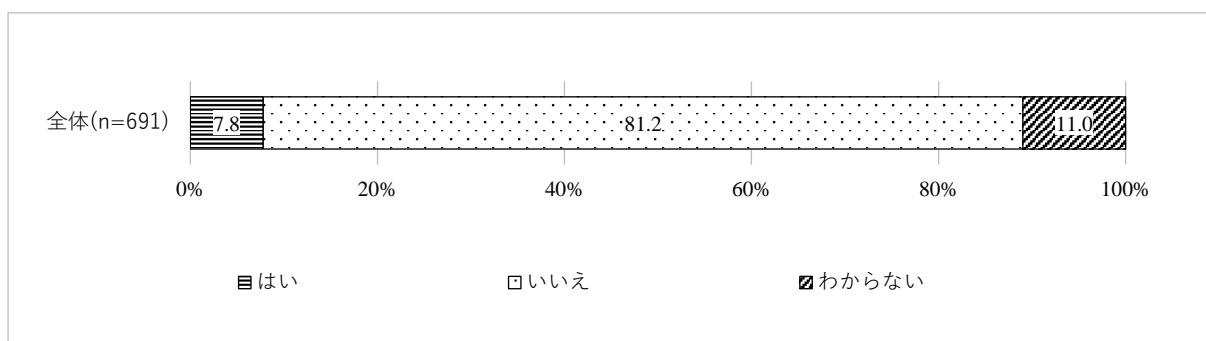


11) 孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画

（要綱、マニュアル等含む）について

孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「いいえ」が81.2%、「はい」が7.8%、「わからない」が11.0%であった。

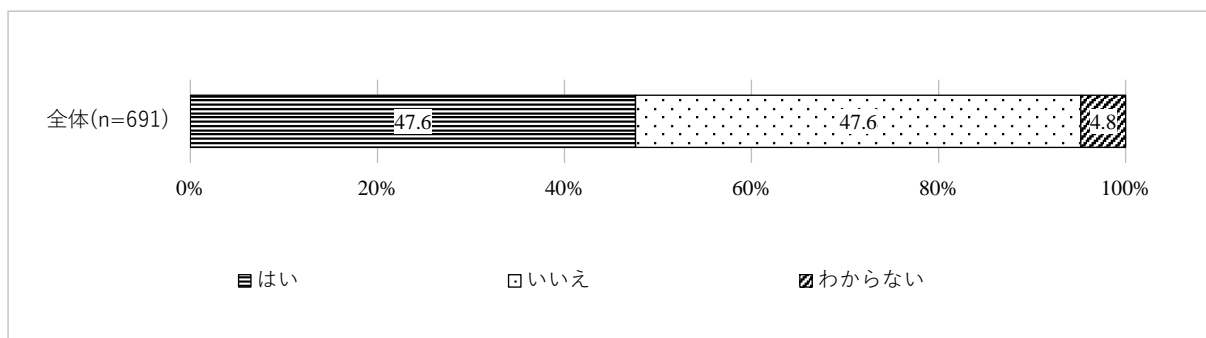
図表 18 孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画の有無 (n=691)



12) 認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画について

認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画の有無について、「はい」と「いいえ」が47.6%、「わからない」が4.8%であった。

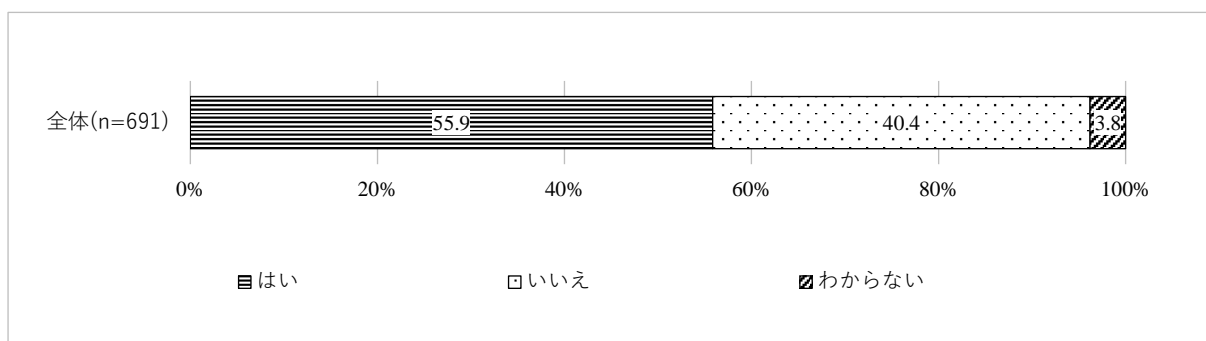
図表 19 認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画の有無 (n=691)



13) 認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）について

認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「はい」が55.9%、「いいえ」が40.4%、「わからない」が3.8%であった。

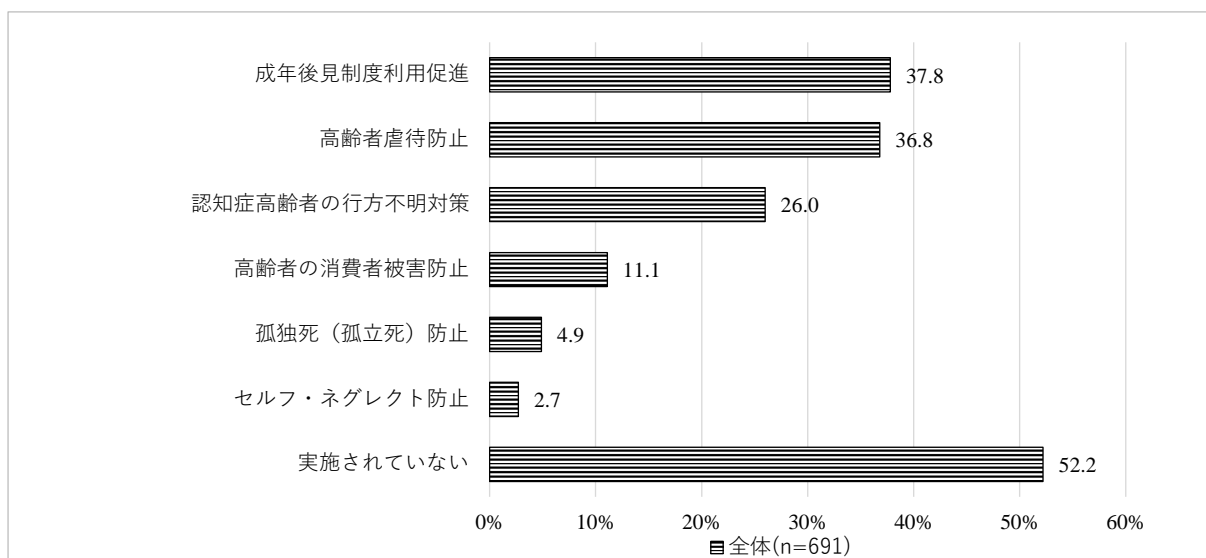
図表 20 認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画の有無（n=691）



14) 行政評価を実施している項目

行政評価を実施している高齢者虐待防止に関わる項目について、「実施されていない」が52.2%と最も高く、次いで「成年後見制度利用促進」が37.8%であった。

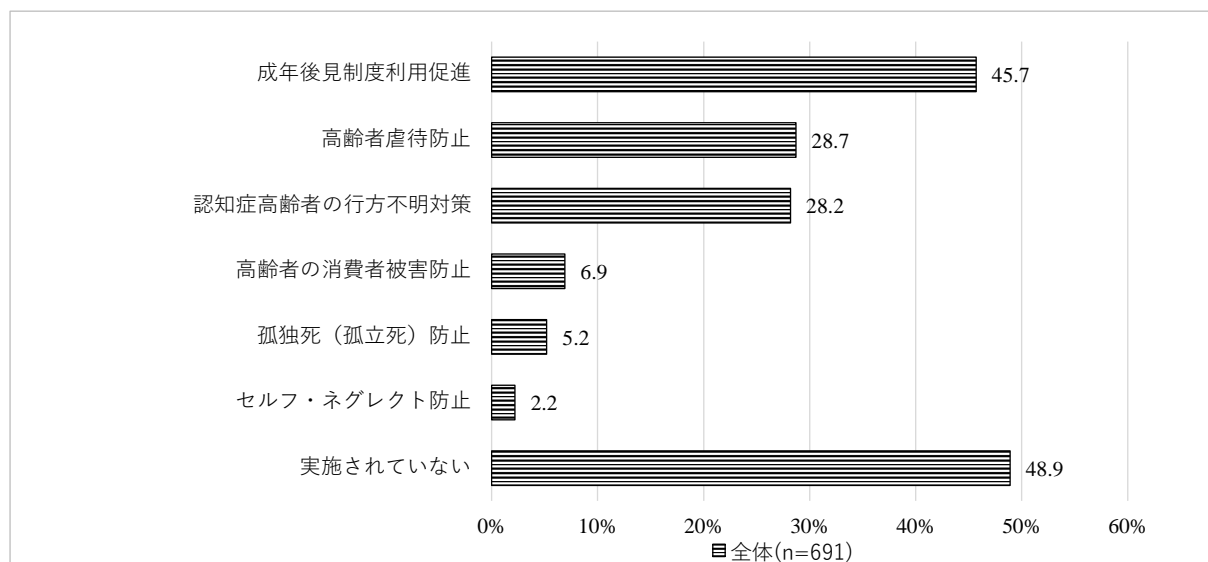
図表 21 行政評価を実施している高齢者虐待防止に関わる項目について（n=691）



15) 体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいる項目について

体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいる項目は、「実施されていない」が48.9%と最も高く、次いで「成年後見制度利用促進」が45.7%であった。

図表 22 体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいる項目 (n=691)



3. ヒアリング調査

(1) 調査目的

高齢者の権利擁護に関する計画策定と評価などに体制整備に関する市区町村における好事例や取組事例を、PDCA サイクルに沿って収集することを目的とした。また、都道府県においては上記に加え、市区町村に対する支援の好事例や取組事例を収集することを目的とした。

(2) 問題意識

令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に高齢者虐待を防止する体制整備について PDCA サイクルで実施することが示されたが、実際に PDCA サイクルを推進するための要点や課題はどのようなものかを調査することとした。

(3) ヒアリング結果

① 都道府県

1) 神奈川県

図表 23 神奈川県における高齢者虐待防止に係る体制整備や取組

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	<p>(1) 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられることで体制整備が進んでいるか、毎回同じ内容にならないかを教えてください。</p> <p>(2) 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることの効果があれば教えてください。</p> <p>※ (1) と (2) の回答をまとめて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることが、直接影響を及ぼしているかを判断するのは難しいが、計画で明言することで県下の市町村、区が内容を閲覧することができるため、高齢者虐待防止に対する意識は高まるのではないかと考えている。 <p>(3) 介護保険事業支援計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性、市町村への周知状況を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ高齢者福祉計画」を軸としている。 県の計画表や年間の調査結果等において、高齢者虐待防止に向けた体制整備に対する取組は積極的に実施することとしている。 体制整備の重要性を市町村や区に示す具体的な取り組みとして、高齢者虐待防止部会の体制変更がある。いままでは3市町村のみを代表としていたが、令和3年度か 	<p>(4) 今後、介護保険事業支援計画に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。</p> <p>(2) と同様</p>	<p>(5) 介護保険事業支援計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。</p> <p>(3) に記載の高齢者虐待防止部会の意見を参考にしている。</p>

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>らは7市町村を代表委員としたうえで、令和4年度からは、他の26市町村も自由に傍聴可能とする方向性である。</p> <p>県の方向性を認識いただいたうえで、代表の7市町村の意見をもらう。オンライン会議を活用して開催する予定である。他の26市町村からの意見はチャット、会議の前後で吸い上げることも検討している。</p> <p>今回の変更の理由として、県内市町村に広く県の示す方向性を理解してもらうほか、代表となる市町村は3年間の任期があるが、任期終了後の会議の流れも知りたいというニーズもあったためである。</p> <p>※本体制変更に伴い、要綱(非公開)改正を行う予定。条例の改正ではない。</p> <p>※高齢福祉課高齢福祉グループで担当しているあんしん会議は要綱(公開)に位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 推進会議のメンバーは各部長及び認知症施策の協議会長、各職能団体代表等で構成している。 • 年に2回程度、市町村の虐待担当者会議がある(神奈川県が独自に実施)。本会議は市町村同士の連携効果を狙いとしており、課の計画にも位置付けている。 		
D	<p>(6) 高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 神奈川県には横浜市、相模原市、川崎市の3つの大きな政令市がある。特に横浜市は規模も大きく、県の実績の数字に与える影響は大きい。しかし、県としては政令市というくくりで分けた記載しているわけではない。 • 近年は新型コロナウイルス感染症等の影響で、各数値目標を達成できるとは限らないが、目標値として記載している。 • 近年は虐待の通報数が増加している(特に横浜市の影響が大きい)。虐待数を減らす 		<p>(7) 市町村の高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 養護者虐待に関する情報は区役所に挙げられるため、市役所の担当と情報交換をしても把握しきれて

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>ことは大きな目標であるが、現時点の県の評価としては、虐待の通報数が増加しているのは、通報し易い環境を整備していくことで潜在化した虐待を発見するという意味合いでは、決して悪いことばかりではないと考えている。今後も一定数までは増加傾向にあるのではないか。</p> <p>(8) 高齢者虐待防止の体制整備について、都道府県の立場でどのような市町村支援の体制を整備しているかを教えてください。</p> <p>①研修</p> <p>②情報交換会・連絡会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修や情報交換会の参加対象者の範囲を区切る必要がある。区レベルまで募集すると、参加人数が多すぎてしまう。現状、新型コロナウイルス感染症の人数制限がある。区の担当でオンライン会議による研修等は開催できていないのが現状である。一昨年は、神奈川県がリーフレットを区役所や地域包括支援センターに配布した。その後、リーフレットの配布を求める連絡や、虐待対応に関する問い合わせを区から受けることもある。そういった情報は、市と連携することもある。 <p>③専門職チームの活用推進</p> <p>④相談窓口の設置</p> <p>⑤モデル・研究事業</p> <p>⑥広報</p> <p>⑦技術的助言・指導</p> <p>⑧補助金交付</p> <p>⑨ICT 活用支援</p> <p>⑩公的機関・団体との連携</p>		<p>いないところがある。市の方に各区の情報をこまめに把握してほしいと都度声をかけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の課内で事故報告書が共有される体制を取っている。窓口は、各サービスのグループ（課の下部組織）である。事例を各グループの窓口で再度割り振りをしたうえで、各グループの虐待担当者が虐待事案かどうか判断する。監査も同じ課。 事故報告、苦情確認を最初に実施する。 非公式で保健所の担当者、監査の担当者と虐待対応について会話することもある（ケース会議ではなく、連携の形で実施している）。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	<p>(9) 介護保険事業支援計画に記載した高齢者虐待防止の取組を、どのように評価しているかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年から、あんしん介護推進会議を本体会議とし、高齢者虐待防止部会、身体拘束の防止部会の2部会を設けており、第8期介護保険事業計画に掲載する内容を検討した。権利擁護については、成年後見等も含んで別の課と連携し、課題を抽出しながら内容を検討している。 新型コロナウイルス感染症の影響で当初立てた計画通りの数的な進捗が得られていない点は課題と感じている。研修等は人数制限を設ける必要があり、今までの実施方法では計画を達成することが難しい。 <p>(10) 市町村の高齢者虐待防止の取組や計画について、都道府県としてどのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。</p>		
A	<p>(11) 都道府県による市町村支援について、次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。</p> <p>(12) 都道府県内の高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの指標として掲げているのは、国で実施する虐待に関する調査結果である。市ごとの状況を把握している。その結果を、市町村の担当者会議（年2回）のうち、年度の終盤に実施する回で展開する。 今後、専門職による相談窓口のチームを整備する調整を行っていく方向性だが、あわせて県内の体制整備状況や市町村ニーズを把握するための調査を行いたいと考えている。 これにより市町村ニーズに沿ったバックアップ体制の整備に繋ぐほか、なぜ計画を達成できなかったか等の課題を抽出したい。 		

(13) 養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(12)に関連することがあれば教えてください。

(特になし)

2) B 県（県名は非公表）

図表 24 B 県における高齢者虐待防止に係る体制整備や取組

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	<p>(1) 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられることで体制整備が進んでいるか、毎回同じ内容にならないかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際に第7期から第8期にかけて大幅の修正は行っていないが、データとして集計している毎年の調査の部分については、その結果を更新している。 本県の計画では、政策目標を立てており、これを達成するために4つの目指す方向を出している。そのうちのひとつとして、高齢者の権利擁護の取組として、高齢者虐待防止対策、成年後見制度の活用促進等を推進している。本計画で高齢者虐待を位置づけて、各市町の状況を把握し、経年的な分析をして、市町の取組支援を県として実施している。 <p>(その他の質問) 養護者虐待に関して、専門職チームの会議はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士会、社会福祉士会で共同設置している。 活動報告は連携会議で行う。 委託先の講座や事例検討の企画、講師などを依頼している。 新型コロナウイルス感染症の影響がなく、集合で連携会議を実施できていたころは、専門職チームから報告書を作成していただいていた。 <p>市町村から助言を求められた際(法の解釈等)はどのようにしていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 養介護施設従事者の高齢者虐待に関しては、地方局の福祉課が助言や実地指導を担当 	<p>(4) 今後、介護保険事業支援計画に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。 (特になし)</p>	<p>(5) 介護保険事業支援計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。 (特になし)</p>

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>者レベルで実施している。</p> <p>連携会議において、要介護施設従事者向けの話題はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待という大きいトピックスを議題に出している。市町によっては養介護施設従事者向けの研修を実施しているといった取組が挙がってきている。 <p>(2) 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることの効果があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第8期計画に基づき、市町それぞれで取り組みは行えていると思うが、問題点や課題点について毎年は議論できていないと感じている。なお、計画における達成目標は、権利擁護の推進を設定しており、中核機関の設置市町数や法人後見実施市町社協数を掲げており、直接的な虐待防止に関する取組を指標としていないため、効果についての評価を実施できていない。 <p>(3) 介護保険事業支援計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性、市町村への周知状況を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状はない。介護保険事業計画自体に紐づけている形式である。 		
D	<p>(6) 高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経年比較については、分析が難しいかもしれない。養護者の状況は国の状況を踏まえて分析しており、虐待の主な要因等を記載している。将来推計は実施していない。 		<p>(7) 市町村の高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1回ではあるが、

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>(8) 高齢者虐待防止の体制整備について、都道府県の立場でどのような市町村支援の体制を整備しているかを教えてください。</p> <p>①研修・②情報交換会・連絡会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先の研修のカリキュラム内で事例検討会を実施する際に、市町同士の情報交換の時間を設けている。 委託により、市町及び地域包括支援センター等の高齢者虐待対応職員及び県高齢者虐待防止担当課職員等を対象とした「高齢者虐待対応職員養成講座」、介護サービス相談員及び行政職員を対象とした「現任介護サービス相談員研修」、行政職員及び高齢者福祉施設・事業所職員等を対象とした「事例検討会」を開催している。 <p>②情報交換会・連絡会議開催・③専門職チームの活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1回、高齢者虐待防止連携会議を開催し、関係機関との情報共有を図り、連携強化に努めている。 団体や専門職チーム、弁護士会、県警等と情報を共有している。 <p>(その他の質問)</p> <p>連携会議は、市町村のアセスメントの位置づけですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報共有・連携強化の場である。新型コロナウイルス感染症の影響がなかった年度は、調査票ではなく、当日、各関係機関の取組状況の報告及び意見交換や資料を共有する形をとっていたが、書面開催ではこのような対応は難しく、県にて調査票を作成し、実態調査を実施した。今年度も同様に書面開催予定であり、取組内容や課題点を尋ねる予定である。 国の調査にプラスアルファして都道府県としては調査していない(国の調査に準じた項目を調査票に反映している)。市町村が実施している、評価しているところを調 		<p>県独自で市町の虐待防止や早期発見等に関する取組について調査を実施し、実態把握に努めている。</p>

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>査しているような形。</p> <p>④相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待対応に関する市町からの問い合わせについて、地方局（3つ）が実務にあたっている。地方局に寄せられる問い合わせをすべて県で把握できているわけではない。課題把握と取組までは把握できているが、その検証まではできていない。 養介護施設従事者等による高齢者虐待について、毎月市町から報告された情報を地方局が取りまとめ、県へ報告してもらっている。対応は基本的に地方局。養護者に対する対応は市町での対応。 <p>⑤モデル・研究事業 (特になし)</p> <p>⑥広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 県のHPで、どういったことが虐待にあたるか、や、市町の相談窓口の一覧などを載せている その他、リーフレットを要望があれば配布している。 <p>⑦技術的助言・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> (市町の担当者から相談があれば) 地方局と連携し、助言・指導を行っている。 <p>⑧補助金交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施していない。 		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>⑨ICT 活用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施していない。 <p>⑩公的機関・団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県には地方局が3つある。担当者は1~3人程度。施設担当・実地指導・虐待担当を担当しているのは同じ担当者と推察される。 養介護施設の虐待について市町から県に報告が上がる際は、市町→局→県本庁というルートである。その中で、各ケースについて状況を聞いているので、局と頻繁にやり取りしている。 		
C	<p>(9) 介護保険事業支援計画に記載した高齢者虐待防止の取組を、どのように評価しているかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の指標はないため、効果の評価は難しい。 ネットワーク構築や人材育成の活動を達成目標として方向性を示している。 <p>(10) 市町村の高齢者虐待防止の取組や計画について、都道府県としてどのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年に1度連携会議を実施している（毎年2月~3月、コロナ禍では書面開催）。各市町からの取組の内容を調査票に回答してもらい形で集計し、実態を把握している。昨年の状況では、コロナの状況で毎年開催していた虐待研修会の回数が減った、開催が難しかったという声が上がった。市町をどのように支援するまではまだ検討できていない。具体的には課題の抽出はできてない。 養介護施設の虐待報告について、毎年の国の虐待調査に関係あるところであるため、 		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>対応がどのようになっているか把握しておく必要があり、細かく整理している。不明点等は地方局に聞き取るようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故報告書については、県の虐待防止法所管課には虐待の疑いとして対応されたケースの報告がある。一方で、施設の事故等のケースは施設担当者に報告される。 		
A	<p>(11) 都道府県による市町村支援について、次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携会議の実施については、介護保険事業費補助金（高齢者権利擁護等推進事業）におけるネットワーク構築等支援に位置づけている。 <p>(その他の質問) 連携会議を2月~3月に実施し、年度が明ける際に人事異動あった場合、その影響はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> そういった影響はあるかもしれないが、そこまでの振り返りはできていない。 <p>人事異動の際はどのように情報を積み重ねていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者が作成している引き継ぎ書で昨年度の変更点や留意点などを書いている。連携会議の内容は平成18年からデータが残っている。 <p>(12) 都道府県内の高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止連携会議において、関係機関等と取組を振り返る機会を設けている。 		

(13) 養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(12)に関連することがあれば教えてください。

(特になし)

② 市区町村

1) C市（市区町村名は非公表）

図表 25 C市における高齢者虐待防止に係る体制整備や取組

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	<p>(1) 高齢者虐待防止単独の行政計画を作成していることで体制整備が進んでいますか。また、毎回同じ内容にならないかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 毎年同じところはある。継続する必要がある部分を残している。活動目標は前年度の評価や、統計分析をもとに変えていくが、背景や課題、現状等は2~3年のスパンで検討すべき部分である。 • 地域包括支援センターの事業計画を作成し、評価している。この計画は地域包括支援センターが立ち上がった時から各分野に分けて作っており、地域包括支援センターで取り組んでいるPDCAを計画にしている。年度の初めに計画を作成し、年度終わりに事業評価をすることを繰り返している。介護予防や総合事業などの他のテーマも同様に作成している。これらは取りまとめて冊子として保管している。 • カテゴリの分岐は、権利擁護の中に①成年後見制度の普及や（広義の）権利擁護、②高齢者虐待となっている。その他、関連するカテゴリとしては総合相談がある。 • 事業計画は公式な評価文書ではあるが、庁舎内でさらに質問を受ける機会があるわけではない。この資料をベースとして議会答弁に活用することもある。 • 本事業計画は、全体会議等で、管理職からのフィードバックを受けることがある。 	<p>(4) 今後、単独の行政計画や介護保険事業支援計画等に掲載することが必要だと思ふ事項があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 介護保険事業計画は規模が大きい計画であるため、表現が抽象的になることがある。介護保険事業計画は地域包括支援センターの事業計画と連動しているが、具体的な内容については、地域包括支援センターの事業計画で記載することとなっている。 	<p>(5) 行政計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域包括支援センターの事業計画に対する行政評価は、分析結果を公表している。分析方法はクロス集計を用いている。評価は社会福祉士グループで行う（内部組織）。実態に対しての評価についても、とりまとめの基本のたたき台は社会福祉士グループで作成するが、最終的な成果物になる前は必ず地域包括支援センター全体で確認するようにしている。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>(2) 単独の行政評価を作成していることの効果があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体会議において、認知症の支援体制の構築する事業班との検討や、なぜ虐待が起こるか、何に取り組んでいけないといけないか、いろいろな切り口で意見を交換する（高齢者虐待は認知症と不可分である）。逆に認知症対策の中に虐待防止の視点を入れてほしい、と意見をすることもある。今年度は2つのテーマがコラボレーションして、認知症サポーターと権利擁護で連続した講座を地域で開催した（高齢者が権利擁護に備えるというテーマ）。2つを統合したテーマとして事業を進めることが理想である。 <p>(その他の質問)</p> <p>第8期介護保険計画の地域支援事業において、高齢者虐待防止に関する記述がありますが、第8期計画と地域包括支援センターで作成している計画はどのように連動していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第8期計画は地域包括支援センターの事業計画の上位計画にあたる。そのため、地域包括支援センターの事業計画の上位目標、中位目標は介護保険事業計画に沿っている。高齢者虐待防止についても、介護保険事業計画には少ししか記載はないが、介護保険事業計画を作成する段階で地域包括支援センター担当者に意見確認がある。その場で現場の状況等を踏まえた意見を出している。 <p>(3) 単独の行政計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性等を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待に関する事項については、男女共同参画推進基本計画に記載がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画は一年単位で作成されないのに対し、地域包括支援センターの事業計画は1年単位で作成している。よって、地域包括支援センターの事業計画の内容には、現場で必要と考えられることを反映しているので、介護保険事業計画とは異なり、独自で進んでいる部分もある。 	

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
D	<p>(6) 高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> この数字をどう読み解くか、という点が非常に大切と考えている。例えば、高齢者虐待の件数は減っているが、包括の中で、支援困難のような（虐待一步手前）介入や相談も増えている。 つまり、虐待として対応するよりも少し早く見つかっているということだろうか、という考え方もできる。 国の統計結果を基本にして、市の独自の項目をクロスさせることで本市独自の統計分析をしている。 毎年統計を取っているが、虐待の通報相談件数、対応件数は若干減ってきている。 令和2年度の結果で印象的だったのは、今までケアマネジャーの通報が一番多かったのに対し、令和2年度は警察からの通報が同数となっていた点である（いままでは総数の6割以上が、ケアマネジャーから介護サービスを使っている方に関する通報であった。今年度は、警察からの介護サービスを使っていない方に関する通報が同数であった）。警察からの通報の特徴は、虐待を受けた方は70代前半で若め、比較的元気な方が息子さんやご主人から虐待を受けているというケースが多かった。警察への通報について、基本的には、虐待を受けている本人がご自身で通報している。その他、多世代で同居している家庭もあり、家族や親族が警察に通報したというケースもあった（本自治体は令和2年度における通報件数が11件であった）。一方で、より高齢（80代~90代）な方のケースはあまり深刻度が高くなかった。このような点から、ケアマネジャーが虐待事案を早期に通報しているのではないかと推察している。 		<p>(7) 高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>上記(5)の記載と同様。</u>

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	<p>(8) 高齢者虐待防止の取組や体制整備状況を、行政計画において誰が、どのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の直営型地域包括支援センター1と、サブセンター2に社会福祉士が4名配属されている。その4名で地域包括支援センターの事業計画を立て、定期的に会議をしながら進捗状況や事業展開を確認・検討、研修会の実施、評価等をしている。 地域包括支援センターの事業計画の内容は、地域包括支援センター全体、管理職、包括支援班（事務方）に展開する。 全体の会議において、他の事業との整合性を調整する、効率的に行うための協同を検討する、評価についての意見交換を行う等の取組を実施している。その後、年度末にとりまとめの冊子を作成している。 		
A	<p>(9) 次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの事業は基本的には介護保険特会の予算内で行うため、毎年10月頃に現場サイドから予算案（要求書）を出す。それらの予算案をもとに、介護保険課の包括支援班（事務方）で取りまとめ、本市の介護保険課の中で予算を編成する。その後、本市全体の予算編成との調整やヒアリングを受け、12月中に市長査定を実施し、最終的には3月の議会で承認される流れである。 いままでに高齢者虐待に関する事業で大きい予算を取ったことはない。必要になるのは、研修会の講師費用等である。 地域包括支援センターの管轄は介護保険課だが、やむを得ない措置に関する対応に係る費用等は高齢福祉課高齢福祉系の管轄であるため、管轄が異なる。 		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<ul style="list-style-type: none"> • 来年度以降も、成年後見制度の利用促進に関する費用助成がある。成年後見制度の普及啓発が必要であるため、予算が大きくなる予定である。 <p>(10) 高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 運営推進会議を実施している。本会議では事業について報告をし、外部委員から意見をいただく。 • 上記の運営推進会議とは別に、認知症に関して認知症等地域支援体制推進会議を年1回実施している。開催当初から、虐待防止に関してのネットワーク会議をする必要があるという課題認識があった。 <p>認知症と高齢者虐待は不可分であるので、認知症部会/高齢者虐待防止部会というひとつの部会としている。部会では、事業の実施状況や分析に対してご意見をいただいている。メンバーには弁護士、介護事業所の代表、識者として専門学校（看護学校）の先生、警察、消防、関連する部署、社会福祉協議会、市民代表の方等が入っている。認知症地域体制会議の場で年度の取組について報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 専門職等や医療をベースとした学問領域の捉え方との違いはまだ感じることがある。家族システムなどをスキルやツールとしてこのような溝を埋めていきたいと考えている。 • 本市の介護保険課に異動した場合、管理職含む全員で、高齢者虐待に関する研修を受講する取組を行っている。何が虐待にあたるか等の基本的な内容や、意見を共有する機会を設けている。受講者によってはその後の業務においてアンテナを張ることができており、例えば電話対応の際に、電話の後ろですこしおかしい状況がある等、伝言を残してくれるなど、いい効果がある。個の取組は継続したいと考えている。 		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>(11) 終結した虐待事案を事後検証する機会があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 終結した虐待事案について会議を設けて等の振り返りは実施していない。終結評価をするときに円満終結をすればその時点で終了である (支援が入り始めたところで亡くなられたケースについて等) 担当レベルで振り返る際に、どのような点を課題に挙げるか等を、終結評価の際に各地域包括支援センターにおいて話題にすることはある。 その他、関わり方がうまくなかった、どうかかわってよいか悩んだ時期があった等のケースは、終結にする際に正規職員 3 名で話し合うことや、終結評価の会議の際に管理職と反省するようにしている。 本市の地域包括支援センターでは、「ちょこっとカンファ」という仕組みがある。準備をしないでよい、自分が今気になったことを持ってきてよい、どう動いたらいいかわからない、最初のとっかかりは何か、といった議題を取り上げる小さな会議を一時間程度実施している。話題は手上げ方式で出す。例えば、終結したケースのうち、心に残るケースについて話す等の話題がある。 		

(12) 養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(11)に関連することがあれば教えてください

- ・ 施設虐待の実態や現状分析については、養護者の話をする中で一緒に話題に挙げている。各地域包括支援センターに所属する社会福祉士のグループ会議では、それぞれが担当する地域で特徴的なケースが起こっていないか等、現場の情報交換も行っている。具体的な苦情の内容やケアマネジャーの報告等、日ごろの業務について話すことも多い。このような話題をベースに、地域包括支援センターの事業計画や事業評価に繋げている。
- ・ 施設虐待については介護保険係が担当しているが、地域包括支援センターが担当していた過去の経緯もあり、施設に入る事実確認等の段階では専門職の目や聴き取りスキルが必要な場合があるので、介護保険係が指揮を執るが、実際の対応は一緒に行っている。地域包括支援センター向けに、施設虐待について通報があった場の対応を記載した手順書を作成してある。
- ・ 平成 30 年度には淑徳大学の山口先生の養護者支援のタイプ分類の調査研究¹に関わった。本タイプ分類を参考にして現状分析しており、令和元年度の評価結果にはその分析結果を記載している。
- ・ 地域包括支援センターの事業計画内には、養護者支援の項目はない。養護者支援について課題を認識している。養護者、家族、本人の関係性をどのように読み解くのか等、家族システムの分野に知見をもたないとこれからの虐待対応が難しいと感じている。来年度からは、早期発見に向けて相手とのコミュニケーションスキルを上げる必要があると認識している。コミュニケーションスキルをあげつつも、おかしいと感じる点を報告するという難しさがあると感じている。
- ・ 3A プログラム²の（ケースカンファレンスではない）前半部分を取り入れながら研修を企画していきたい。

¹ 山口光治ら（2020 年）高齢者虐待の養護者支援に関する 実態調査結果から見た支援の困難性 [fukushicomkenkyukiyo_054_001_023.pdf](https://www.fukushicomkenkyukiyo_054_001_023.pdf)

² 高齢者虐待防止のための安心づくり安全探しアプローチ [AAA スリーエー | 高齢者虐待防止のための安心づくり安全探しアプローチ \(elderabuse-aaa.com\)](https://www.elderabuse-aaa.com)

2) D市（市区町村名は非公表）

図表 26 D市における高齢者虐待防止に係る体制整備や取組

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	<p>(1) 高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議）で次年度の高齢者虐待防止の取組を定めることにより体制整備が進んでいますか。また、毎回同じ内容にならないかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 高齢者虐待防止ネットワーク会議は設置していない。 • 虐待対応が終結になったケースについてモニタリング会議を年に4回開催している。ケースの状況により、モニタリング期間を決め経過の確認をしている。 • 虐待防止対策会議を年に1回実施している。虐待ケースの振り返り、課題整理を行い、翌年に統計結果が出てからどこから通報が多いか等を確認することで周知啓発など取組の方向性を検討している。メンバーは担当課管理職、担当職員、地域包括支援センター、外部の方（弁護士などの専門職）である。 • 見守りに特化したネットワークは設置していない。認知症高齢者の見守りを主としたSOSネットワークとして、地域の事業所に登録いただき、協力してもらおう体制を取っている。 • ネットワーク会議を設置しなくてもその機能を果たす替わりの会議や連携が取れている。地域ケア会議などで高齢者の権利擁護、虐待に関する話題が出て意見交換、見守りがなされている。 	<p>(3) 今後、ネットワーク会議で検討すべきことや、介護保険事業計画等に載せることが必要だと思ふ事項があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、中核機関（成年後見センターに委託）を中心に成年後見制度の利用促進に取り組んでいくことを記載する予定である。成年後見センターはNPO法人。重層的支援体制整備事業は今年度から開始したため、第9期計画には詳細に書いていきたいと考えている。 	<p>(4) 体制整備の取組を定める際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。</p>

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>(2) ネットワーク会議以外で、高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性等を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止マニュアルを策定している。 		
D	<p>(5) 高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。</p>		<p>(6) 高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止対策会議などで、虐待があった際は早めに通報してもらうように、どこに向けて連携するのか、通報してもらえるような周知することを心掛けている。現在、毎年上記を声掛けしている民生委員、ケアマネジャーに限らず、いろいろな機関に啓発していくことで早期発見に対応できるような体制を整えたいと考えている。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	<p>(7) 高齢者虐待防止の取組や体制整備状況を、ネットワーク会議において誰が、どのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記(1)で記載した専門職チームには、コア会議、個別の会議等で協力いただいている。電話やメールでのやり取りも活用している。その他、成年後見センターに相談することもある。 <p>(8) ネットワーク会議において、高齢者虐待防止の評価と課題を検討していることの効果があれば教えてください。</p>		
A	<p>(9) 次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。</p> <p>(10) 高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。</p> <p>(11) 終結した虐待事案を事後検証する機会があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年に4回、虐待の終結案件のモニタリング会議を実施。終結後のケース対応がどうなっているかを振り返る。市の担当と地域包括支援センター、関係者等が参加する。終結案件を確認し再発防止している。1回目のモニタリング会議で対応終結する場合と、経過観察が必要な場合は、その後の3か月ごとのモニタリング会議で必要な期間を決めて状況を確認している。 		

===

重層的支援体制整備事業との関連

高齢者部門に限らず重層的支援体制整備事業が動いているため、いろいろな分野との連携が活発に行われている。

対象者別に窓口は異なるが、窓口同士の連携ができる体制を取っている。また、断らない支援を心掛けている。

今年度から実施しているが、来年度に新しい地域福祉計画になるということで、重層的支援体制整備事業についても明確に記載していく方向で担当課からは聞いている。

(4) (参考) 高齢者虐待防止に係る事業計画の紹介

実際に自治体で策定している事業計画を、参考事例として紹介する(自治体名は非公表)。本事業計画は、A-PDCA に則り作成されている点が参考になる。

図表 27 (参考) 高齢者虐待防止に係る実際の事業計画

事業名	高齢者虐待防止	上位目標	
地域包括ケアシステム分野	権利擁護	中位目標	

根拠法令及びガイドライン等:

介護保険法、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
 「XXXXXXXXXX 高齢者虐待防止マニュアル」

事業の背景・地域のニーズ				活動目標	行動計画 (企画～実施内容～事後)	歳出予算																									
現状		課題				所 属	計																								
(1) 高齢者虐待通報・相談の状況 (H30 年度新規受付分) 養護者による虐待通報・相談件数				(実践の質の向上) ①虐待対応、不適切ケア解消にあたるケアマネ、サービス機関等が連携して活動できる具体的な実践を経験する機会が増える。 ②虐待対応としての終結を目指し、適切な評価に基づく虐待対応終結と、その後	今年度虐待防止対応への中心メッセージ～28 年度からの継続 認知症について正しい理解と支援が広がれば、高齢者虐待は予防できる ・障がいとして理解する。権利侵害を受けやすい。 ・本人も介護者も混乱しない対応方法がある。本人を知ることが近道。 ・介護サービス、医療機関、地域の力を積極的に使う。 ・誰も一人で抱え込まない。支援者もチーム対応で力を発揮する。	所 属	401530 包括支援係																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>増減 (数)</th> <th>虐待判 断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>XXXX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> </tr> <tr> <td>XXXX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> </tr> <tr> <td>XXXX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> </tr> <tr> <td>XXXX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> </tr> <tr> <td>XXXX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> <td>XX</td> </tr> </tbody> </table>		年度	件数			増減 (数)	虐待判 断	XXXX	XX	XX	XX	XXXX	XX	XX	XX	XXXX	XX	XX	XX	XXXX	XX	XX	XX	XXXX	XX	XX	XX	【全体課題】 ①高齢者で認知症を有する人は今後増えていき、高齢者同士の介護も増加することは確実である。認知症の症状による生活上の支障と介護の躓きが虐待の要因のひとつである。早い段階で介護や生活上の躓きに対処できる相談や関わりがあれば、		会 計	220 介護保険特別会計
年度	件数	増減 (数)	虐待判 断																												
XXXX	XX	XX	XX																												
XXXX	XX	XX	XX																												
XXXX	XX	XX	XX																												
XXXX	XX	XX	XX																												
XXXX	XX	XX	XX																												
				款	03 地域支援事業																										
				項	03 包括的支援事業・任意事業																										
				目	02 権利擁護事業費																										
				細 目	01 権利擁護事業費																										
				経 費	・講師報償費@ XXXX 円 ・交通費 XXXX 円 ※身寄りなし事例検討会ア																										

事業の背景・地域のニーズ				活動目標	行動計画 (企画～実施内容～事後)	歳出予算																																			
現状		課題																																							
■	■	■	■	<p>の支援への引継ぎができ、切れ目のない支援を継続できる。</p> <p>(普及啓発・虐待予防)</p> <p>①介護サービス機関などが、高齢者虐待発生と対応状況の現状を知り、気づきの相談、早期の介入に結び付く。</p> <p>②地域住民に、高齢者虐待の現状、相談窓口を知ってもらい、困った時は相談できる場所や人が身近にいることを浸透させる。</p> <p>③高齢者虐待に近接する権利侵害として消費者被害予防に関して、関係機関と連携し予防に貢献でき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者も生活者として生活が成り立つことが大切。 ・支援者は、「自分ができるアクション」を常に考える。 <p>すべての取り組みで、中心メッセージを伝えていく。</p> <p>1. 高齢者虐待対応の質の向上への取り組み</p> <p>(1) 高齢者虐待ケースに重層的、集中的に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ケースは、支援計画に基づき関係者と連携し、チームで支援に取り組む。PDCAサイクルを実施し、節目で支援の評価のためのカンファレンスなどを行い、常に進捗を確認しながら支援をすすめる。 ・認知症の症状が要因としてあがっているケースは、認知症地域推進員と一緒にケアや本人状況をアセスメント、対応の検討などをすすめていく。 <p>(1) 研修会の開催</p> <p>①庁舎内関係職員への虐待対応学習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課、■係で関係する職員に対して、異動して 	<p>ドバイザー費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応専門職派遣 <p>報償費</p> <p>弁護士 ■円×1人</p> <p>社会福祉士 ■円×1人</p> <p>交通費 ■円×2人</p> <p>分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員研修講師報償費 @ ■円×3会場 ・権利擁護関連研修会参加旅費 ■円×3回 ・高齢者虐待対応意見交換会参加旅費 ■円×1回 ・権利擁護研修参加費 @ ■円×3回 																																			
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
<p>養介護施設従事者等による高齢者虐待通報・相談</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>増減(数)</th> <th>虐待判断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> </tbody> </table> <p>【高齢者虐待通報・相談と対応の状況】</p> <p>【養護者による高齢者虐待】</p>				年度	件数	増減(数)	虐待判断	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	<p>虐待を未然防げる可能性が高まるのではないと思われる。</p> <p>②虐待に至っている状況、不適切ケアを早期に発見できる「見守りの目」が市民を含めて育っていくことが、虐待の予防にもつながる。</p> <p>③虐待は最も深刻な権利侵害である。虐待だけにとどまらず、高齢期の権利侵害を防ぐため、高齢者自身が虐待を予防する意識を醸成する必要がある。</p> <p>④虐待解消にむけた対応では、関係者で協働し虐待解消あるいは虐待による高齢者の生活や身体の危機を低減する対応がすみやかに、確実に行われる体制、</p>	<p>人員体制・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・■地域振興局 ■部 ■虐待対応担当者 ・介護保険課介護保険係 ・福祉課高齢福祉係、障がい福祉係
年度	件数	増減(数)	虐待判断																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						
■	■	■	■																																						

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 (企画～実施内容～事後)	歳出予算
現状	課題			
<p>1) 虐待通報・相談の数は毎年 30～40 件台で推移している。通報の約 6～7 割は虐待と判断され、その傾向は県や国より高い傾向にある。</p> <p>一方で虐待であるとの判断そのものは令和元年度は前年度に比較して減少している。不適切ケア早い段階で相談に繋がっている、或いは心配な状況を早くキャッチする「気づき」が増えているとも推測できる。新規通報以外に過年度を合わせると、常時 70 件以上の虐待案件に対応している。</p> <p>2) 虐待判断をした案件の約 4 割は年度内に虐待解消に至っている。対応方法としては、高齢者の施設入所等による養護者との「分離対応」と、サービスの見直しや養護者支援による「分離をしない」対応があるが、当市では分離をしない対応をとっている案件のほうが多い。主には「介護サービスの見直し」「養護者への支援」「養護者への相談、助言」などの対応が多い。</p> <p>3) 「分離」対応を行った案件でも、面会制限を</p>	<p>チームワークによる実践が定着する必要がある。</p> <p>【取り組むべき具体的な課題】</p> <p>①「認知症について正しい理解と支援が広がれば、高齢者虐待は予防できる」を、具体的な取り組みとして実践する必要がある。認知症の行動特性を理解したケアの提供、虐待や不適切ケアを改善するために、チームで話し合い、取り組むスキルが育っていく必要がある。</p> <p>②一般市民、関係者に対して、高齢者虐待防止の知識普及が必要である。親の介護に直面する世代をはじめ、高</p>	<p>る。</p> <p>(養介護施設従事者、事業所への取り組み)</p> <p>①入所施設、介護サービス事業所が、虐待防止に向けて取り組めるように、施設や法人への意識啓発ができる。</p>	<p>きた職員を対象に高齢者虐待防止の基礎学習を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の虐待対応マニュアル、手順を説明。必要時には協力できるよう理解の共有をはかる。 <p>講師 地域包括社会福祉士、介護保険係実地指導担当</p> <p>開催時期 令和 3 年 6 月実施</p> <p>(2) マニュアル、手順書の見直し</p> <p>①虐待通報、相談としての受付、虐待判断、評価時期、終結判断の具体的な指標（めやす）コア会議の進め方等を手順書に文書化し、包括スタッフで共有する。</p> <p>(3) 支援困難な虐待ケースへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく対応が困難な案件、高度に法的根拠等を確認しながらすすめる必要があるケースに対して、高齢者虐待対応専門職チームの派遣要請し、課題の整理を行う。 <p>※高齢者虐待対応専門職チーム：県が社会福祉士会に委託している</p>	<p>評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待相談の経路の増加（経路の多様化も含む） ・ 研修参加アンケートによる満足度、理解度 ・ 虐待対応ケース会議件数 ・ 虐待対応終結件数 <p>達成度（目標値）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待相談、虐待前の困ったケース相談が増える。相談経路も増える。 ・ 虐待終結ケース割合の増加 ・ 虐待対応ケース会議数の実績 ・ 研修参加者のアンケートの満足度

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 (企画～実施内容～事後)	歳出予算
現状	課題			
<p>行う案件や、やむを得ない措置による施設入所は少数で、その後の本人と養護者の関係などを確認し、本来の健全な関係を取り戻していることが確認できる案件も多い。</p> <p>【養介護施設従事者等による虐待】</p> <p>1) 令和元年度は該当案件なし。令和2年度通報が1件あった。</p> <p>2) 新型コロナウイルス感染症対策で、介護サービス機関は外部からの目が入りにくくなっていること、日頃のケアに加えて感染症対策で職員の負担が多くなっていること、慢性的な人手不足、認知症の症状への対応困難などが養介護施設従事者の虐待発生の要因と関連しているのではないかと考えられる。</p> <p>【統計分析からみえる傾向と実態—養護者による虐待】</p> <p>令和元年度〇〇市高齢者虐待統計分析等からみえる傾向と実態</p> <p>1) 認知症高齢者が虐待を受けやすい傾向は明らかである。虐待を受けた高齢者のうち、介護認定を受けており、何らかの認知症がある高齢者が6割であった。虐待発生当時介護認定はなくとも、認知症を強く疑う症状や行動があった人も含めると、判断能力の低下や何ら</p>	<p>齢者自身に対して、高齢者虐待、権利侵害に関する基礎知識と認知症との関連、地域の見守りの重要性を普及する必要がある。</p> <p>③養護者による虐待は一定の終結件数を維持している。今後もすみやかに虐待の解消、リスクの軽減を進めていくには、根拠のある事実確認、緊急度の判断、安全像の見立て確立（虐待対応を終結してもよいと思われる状態）の指標を明確にし、対応者の判断基準が明確に示される必要がある。</p>		<p>事業。虐待対応に関する研修を修了した社会福祉士と弁護士がペアで派遣される。</p> <p>派遣依頼内容によって有料になる場合がある。</p> <p>2. 高齢者虐待予防の普及・啓発</p> <p>(1) 民生児童委員を対象にした高齢者虐待予防研修</p> <p>対象者： 民生児童委員（〇〇地区で行う）</p> <p>内容： 〇〇市の高齢者虐待の現状を知る。</p> <p>高齢者虐待の基礎知識、発生のメカニズムを知る。</p> <p>民生委員として求められる役割を理解する。</p> <p>講師： 外部講師及び地域包括支援センター職員</p> <p>実施時期： 〇〇係と調整。</p> <p>(2) 〇〇市における高齢者虐待対応状況の分析実施</p>	

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 (企画～実施内容～事後)	歳出予算
現状	課題			
<p>かの行動障害がある人は約8割になる。全国統計でも、同様の傾向があり、認知症の程度や介護度が軽度のうちは、身体的虐待や心理的虐待が多く、認知症が重度化してくると放棄・放任が増える傾向がある。</p> <p>2) 当市の虐待を受けた高齢者にみられる認知症の特徴としては、認知症の程度としてはそれほど重度ではなく、比較的軽度（認知症自立度Ⅱレベル）の人が虐待を受けている傾向が推測される。認知症の症状としては「同じ話をする」「ひどい物忘れ」「作話」等が上位にあがっており、破壊行為や弄便などの重篤な症状がある人は殆どいない。認知症高齢者と介護者の意思疎通の困難さやストレスになりやすい行動の連続は虐待に繋がるリスクがあると言える。</p> <p>当市では放棄・放任の事案が少ないが、認知症の程度や介護度が重度化すると、身体的虐待や心理的虐待は減少し、放棄・放任が多くなる。介護者の抱える課題の内容や質の変化と関連するのではないかと考えられる。</p> <p>3) 虐待判断ケースの深刻度は5段階スケールで4段階（生命・身体・生活に著しい影響を与える重度の状態）が多い。当市ではスケール</p>			<p>①令和2年度高齢者虐待対応報告（国に対して行うもの）の数値をもとに、認知症と高齢者虐待、要因分析、養護者の特性、地域的な特性の有無などの分析を行う。</p> <p>(3) 関係機関へ的高齢者虐待対応状況報告と普及啓発</p> <p>①上記(2)①の内容を報告。市の現状理解をすすめる。</p> <p>対象者：市内介護サービス事業者（居宅、施設を含む）</p> <p>保健課</p> <p>民生児童委員（研修会と一体的に行う）</p> <p>その他関係する支援機関の会合</p> <p>実施時期：令和3年9月頃を予定。</p> <p>介護サービス事業者関係は介護サービス事業所連絡会議で実施</p> <p>その他は、適宜機会をみつけて行う。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の対応状況によって、周知方法は変更がある。</p> <p>②介護支援専門員の「気づき」意識調査の結果報告</p> <p>・令和2年度に行った居宅介護支援事業</p>	

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 (企画～実施内容～事後)	歳出予算
現状	課題			
<p>3 (中間点)～5 (生命・身体・生活に関する重篤な危機)の状態が9割を占めている。虐待と判断した段階では、かなり深刻な事態になっているといえる。</p> <p>このことは、近年介護支援専門員からの通報割合が減り、警察からの通報割合が増えていることから現状がうかがえる。</p> <p>4) 虐待者は「息子」「夫」「娘」の順に多く、ついで「妻」となっている。高齢者のみ世帯の増加、配偶者のいない子供と同居している高齢者の増加、そのような家族構成で発生しやすい生活課題と虐待と虐待発生に関連があると思われる。</p> <p>5) 虐待要因分析を行ってみると、要因は15項目の多岐にわたり、一つの要因だけで虐待が発生するのではなく、複数の要因が関連していることがわかっている。</p> <p>虐待者側の要因として最も多いのは「知識や情報の不足」と「性格や人格に基づく行動」が同数っており、「非被虐待者(高齢者)との虐待発生までの人間関係」「疾病・疾患」「虐待者の介護力の低下や不足」「理解力の不足や低下」の順で多くなっている。その他「虐待者の経済的困窮」などもあげられる。</p>			<p>所の介護支援専門員に対する意識調査結果のまとめと分析する。結果と介護支援専門員に必要な視点、対応を周知する。実施は上記(3)①と同時に行う。</p> <p>(4) 一般市民向け普及啓発</p> <p>①高齢者自身への権利擁護普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講話に「権利擁護」のテーマを追加。依頼のあった教室、老人クラブ、地域の集まりなどで講話を行う。 ・講話内容は、高齢者虐待のみに限定せず、認知症との関連における本人の意思決定の尊重、消費者被害防止などを含む。 <p>② 地域での認知症の理解・支援体制構築のための取り組みで、「権利擁護、高齢期の意思決定と生き方」(仮)をテーマの一つとして、認知症への取り組みと一体的に行う。</p> <p>③広報に年1回掲載して相談窓口、虐</p>	

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 (企画～実施内容～事後)	歳出予算
現状	課題			
<p>被虐待者（高齢者側）の要因としては、高齢者本人の「精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下」が最も多く、何らかの生きづらさを抱えている状態があり、それにうまく対応できなくなった結果として派生することが多いと考えられる。このような高齢期の心身機能の変化に伴う権利侵害として、高齢者虐待だけでなく、消費者被害、詐欺への巻き込まれなども高齢者の権利擁護の課題として今後注視する必要がある。</p> <p>6) 高齢者虐待解決のためには、高齢者本人への支援はもとより、虐待を行った養護者にも適切な支援を行う必要がある。淑徳大学山口光治教授の提唱する「虐待をしている養護者のタイプ分類」を活用し分析を行なった。養護者のタイプ別分類によると、当市での虐待に至った養護者のタイプ特性は、「メンタル特性型」「ストレス衝動型」「権力と支配型」が多かった。タイプ分類は一つのカテゴリであるが、養護者の特性に応じた支援を検討する際の指標の一つとしている。</p> <p>【参考：養護者のタイプ分類】</p>			<p>待とは何かを周知する。</p> <p>(2月1日号：高齢者見守り月間特集として掲載)</p> <p>(5) 消費者被害防止等に向けた取り組み</p> <p>①消費者被害担当部署とつながりをつくり、被害兆候などを共有できるように、関係部署に地域包括支援センターをPRする。</p> <p>3. 養介護施設従事者、事業所への取り組み</p> <p>(1) 介護施設に対して、高齢者虐待防止への取り組み状況の確認、取り組み喚起</p> <p>①介護施設からの事故報告書内容を介護保険係と共有し、不自然な点はないか専門職の視点から確認をする。詳細調査が必要案件は介護保険係と協力して対応する。</p> <p>②実地指導に同行して、高齢者虐待防止への取り組み状況の把握と、助言を行う。</p>	

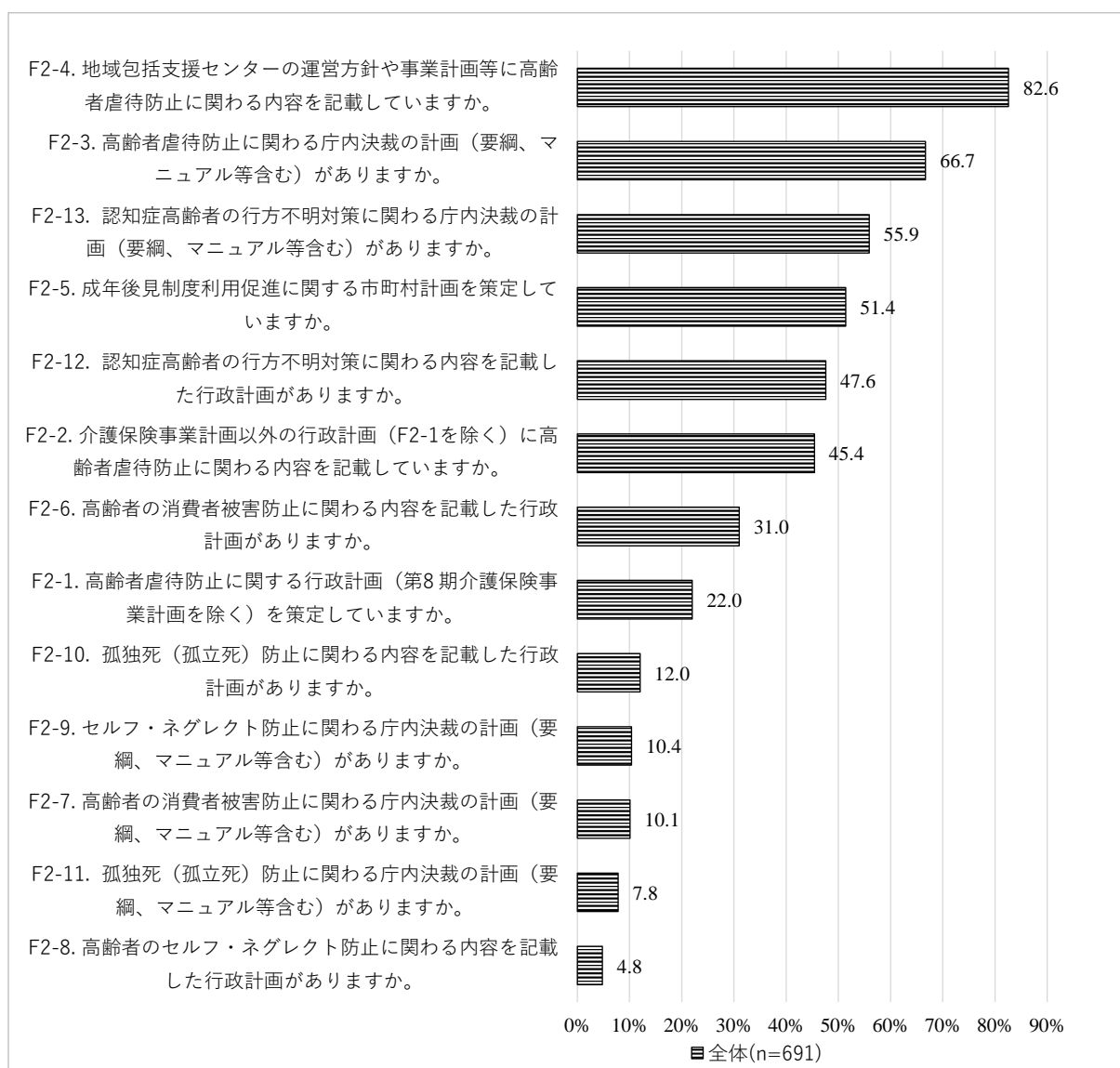
事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 (企画～実施内容～事後)	歳出予算
現状	課題			
<p>①権力と支配型： 養護者が高齢者の行動を支配するために、意図的かどうかに関わらずに暴力や虐待行為を日常的に用いている虐待をいう。</p> <p>②ストレス衝動型： 高齢者と養護者の置かれたその時の状況によって、誰にでも衝動的、突発的に起こり得る虐待をいう。</p> <p>③メンタル特性型： 養護者自身に知的、発達、精神などの特性があることによって引き起こされる虐待をいう。</p> <p>④現状否認型： 高齢者が老いていくことや認知症などによって変わっていくことを受け入れられない、あるいは受け入れよう、理解しようとしてせずに現状を否認することによって起こる虐待をいう。</p> <p>⑤承認欲求型： 高齢者よりも養護者自身が他者から認められ、褒められたいために介護や世話をするなかで起きる虐待をいう。</p> <p>出典：研究代表者山口光治 平成30年度科学研究費助成事業基礎研究C「在宅介護高齢者虐待における養護者支援の現状を踏まえた新たな支援策の開発研究」より</p>			<p>(2) 介護サービス事業所が行う高齢者虐待防止への取り組みへの協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修開催の相談等に対応する。 ・必要に応じて高齢者虐待防止委員会等に参加する。 ・養介護施設従事者等による虐待が発生した場合の事実確認、判断会議への協力（主幹係は介護保険係） ・施設からの事故報告書内容を介護保険係と共有し検証する。 	

4. 小括

1) 市町村

アンケート結果からは、高齢者の権利擁護に関する項目について、行政計画策定、他の行政計画への記載、及び庁内決裁で定められている割合は、セルフ・ネグレクトや高齢者消費者被害防止、孤独死に関する対応が低い割合となっていた。(グラフ再掲)

図表 28 行政計画策定、他の行政計画への記載、庁内決裁で定められている割合 (n=691)



また、アンケート結果とヒアリング結果より、以下の通り、現状と課題をまとめた。

1) 市区町村

<①課題の把握>

- ・ 高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査が活用されていた。
- ・ 全国及び都道府県の調査結果との比較が可能で、法に基づき毎年度実施されることから経年比較も可能であり、調査結果から実態を把握し、課題分析を行うことができる。
- ・ 机上調査で分析した介護保険事業計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。
- ・ ヒアリングにおいては、市町村独自で調査項目を追加し、基本項目と独自項目の関係を分析することにより、課題を明確化する実践も行われていることが把握できた。
- ・ なお、法に基づく対応状況等の調査以外には、高齢者虐待等の権利擁護の実態を検討する機会・場（検討会）を活用し、課題を把握する実践も行われていた。
- ・ しかしながら、現行の介護保険事業計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。

<②検討会の設置>

- ・ 実態に基づいた課題について他機関と対策を検討する機会・場として、地域ケア推進会議や介護保険事業計画策定委員会だけではなく、その他にも様々な検討会が活用されていた。
 - 虐待防止ネットワーク会議
 - 認知症施策推進関連の会議
 - 地域包括支援センター運営協議会 など
- ・ ヒアリングにおいては、他機関と対策を検討する前に市町村や地域包括支援センター内の検討会を活用し、現場の視点を取り入れ、課題分析や対策を検討する実践も把握できた。
 - 地域包括支援センターの事業計画を検討する場
 - 地域包括支援センターの職種別会議（社会福祉士） など
- ・ 更に、アンケート調査においては、これらの検討会において高齢者虐待等の権利擁護の施策について行政評価が行われている実態が示された。また、ヒアリングにおいても、行政評価のプロセスで課題分析と対策の検討が行われている事例が把握できた。

<③計画の策定>

- ・ 高齢者虐待等の権利擁護の体制整備に係る計画は、介護保険事業計画だけではなく、その他にも対象となる計画が存在することが把握できた。
 - 行政評価
 - 介護保険事業計画以外の行政計画
 - 市町村独自の行政計画（高齢者虐待防止計画等）
 - 庁内決裁の計画
 - 地域包括支援センターの運営方針や事業計画
 - マニュアル（高齢者虐待防止マニュアル等）※体制整備に係る内容が含まれている場合

- ・ なお、養介護施設従事者等による虐待については、机上調査では養護者による虐待と区別されていない記述が多く、体制整備の実態が把握しづらい状況が散見された。
- ・ 養護者による高齢者虐待について、机上調査では法に基づく対応状況等の調査の「市町村における高齢や虐待防止対応のための体制整備等について」に係る 18 項目の視点から計画の策定状況を分析したが、介護保険事業計画等の行政計画には、必ずしも 18 項目が網羅的に盛り込まれていない実態が把握できた。
- ・ ヒアリングにおいては、地域包括支援センターの事業計画等と介護保険事業計画を掛け合わせることで、18 項目を網羅するような体制を整備する実践が把握できた。

<④実施と評価>

- ・ 高齢者虐待等の権利擁護の体制整備は、法に基づく対応状況等の調査では実施されていると回答していたとしても、介護保険事業計画には反映されているとは限らず、他の計画に反映されて実施されている可能性があることが把握できた。
- ・ 机上調査では、行政評価や事業計画等において計画した体制整備の評価を行っている事例が把握できたが、介護保険事業計画においては対応実績等に対する評価は散見されても、計画した体制整備の評価に該当する記述は見つからなかった。
- ・ 机上調査とヒアリング調査から、終結した虐待事案の事後検証については、事後検証の会議のほか、事例検討や支援後のモニタリング会議等の機会を活用している可能性があることが把握できた。

2) 都道府県

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 市町村と同様に、高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等の調査が活用されていた。
- ・ 机上調査で分析した介護保険事業支援計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。
- ・ また、法に基づく対応状況等の調査以外には、アンケート調査や検討会、市町村訪問の機会、市町村及び地域包括支援センターの職員、介護サービス相談員等を対象とした研修会等を活用して管内の市町村の実態を把握していた。
- ・ ヒアリングにおいては、把握した実態からの課題分析が課題として挙げられた。
- ・ 市町村と同様に、現行の介護保険事業支援計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。

<②検討会の設置>

- ・ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場として、虐待防止連絡等の市町村担当者会議や虐待防止ネットワーク会議等が活用されていた。
- ・ ヒアリングにおいては、管内の市町村の体制整備に関する取組状況を取りまとめ、検討会において情報共有することで、市町村担当者や関係機関との意見交換が行われていることが把握できた。
- ・ ただし、年間で実施できる検討会の開催数が1~2回に限られているため、体制整備の課題を十分に議論した上で、都道府県の目標を定めるには限界がある状況であった。
- ・ また、全ての市町村担当者が出席することになると参加者数が膨大になることから人選も必要になり、参加できなかった市町村への情報共有も行うことになる等、会議の運用を工夫する必要性も把握できた。

<③支援方策の策定>

- ・ 市町村の状況に応じた支援方策を策定するために検討会等が活用されていた。
- ・ ヒアリングにおいては、検討会での意見交換等を行うために、事前に庁内で支援方策を検討している状況が把握できた。
- ・ また、高齢者権利擁護等推進事業や介護サービス相談員派遣事業等の既存事業の運用の見直しや充実を図ることから、支援方策を検討することもあることが把握できた。

<④支援>

- ・ 養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待では対応部署が異なる場合があり、また、都道府県によっては地方局等と役割を分担して支援を実施していることがある。
- ・ 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、市町村からの相談や通報等の受付、情報共有や方針の検討、部署間が連携しての対応、体制整備の課題共有等、庁内連携も重要になることが把握できた。
- ・ 養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

<⑤フォローアップと支援効果の評価>

- ・ 市町村訪問により取組状況・課題の把握を兼ねてフォローアップを図る取組や、検討会において市町村からの意見を聴取するような取組が把握できた。
- 一方で、フォローアップと支援効果の評価結果の具体的な内容については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

第3章 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する調査

1. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査）

※ 第2章と同一のアンケート調査票にて調査を実施したため、調査目的と対象と方法の記述は割愛する。

(1) 調査結果

※ 第2章と同一のアンケート調査票にて調査を実施したため、回収状況及び回答者の基本属性についての記述は割愛する。

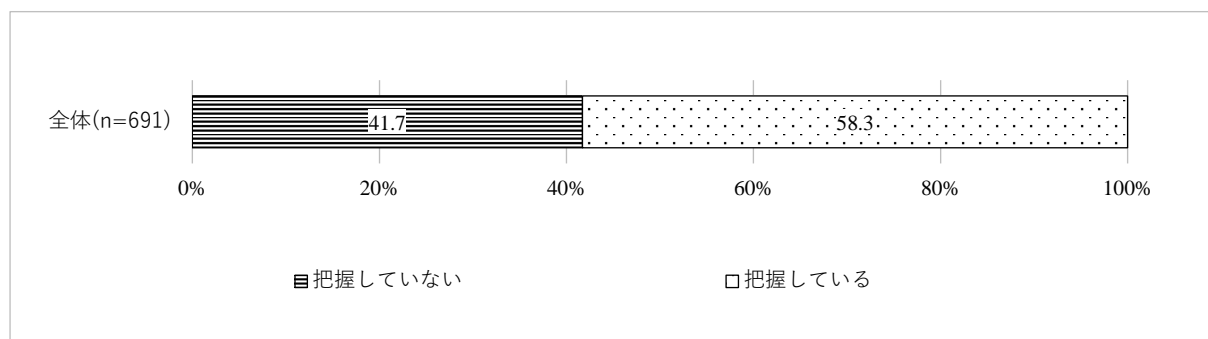
※ その他の回答や自由記述回答については、基礎資料に掲載している。

① 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に対する基本情報

1) 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の数の把握状況について

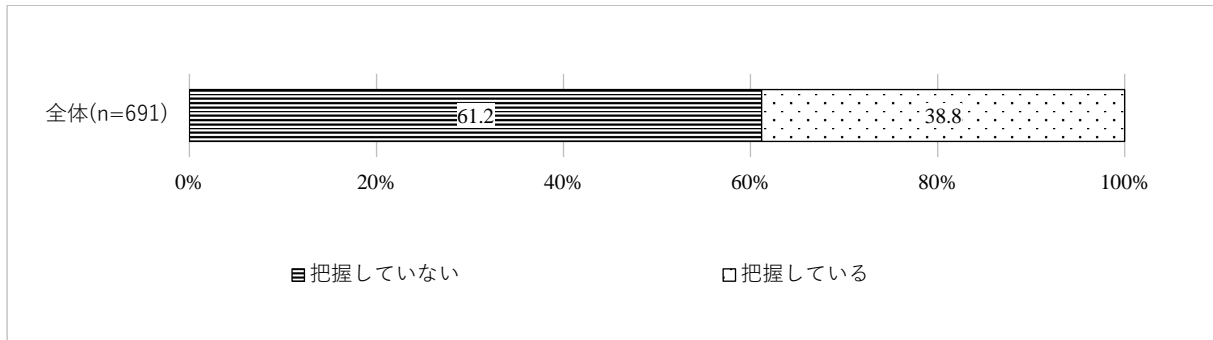
高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数の把握状況について、「把握している」が58.3%、「把握していない」が41.7%であった。

図表 29 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数の把握状況（n=691）



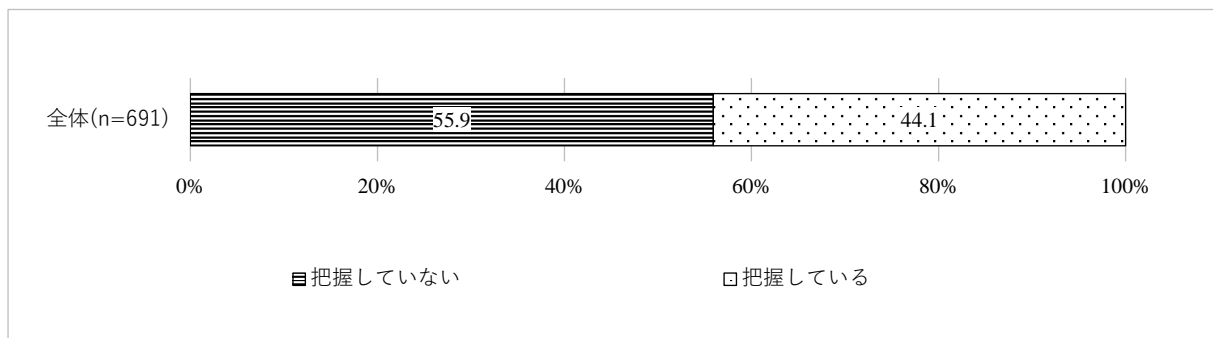
高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害のうち、セルフ・ネグレクトの数の把握状況について、「把握していない」が61.2%、「把握している」が38.8%であった。なお、件数を把握している自治体において、発生件数総数は208件、件数を計上した自治体の総人口は696.3万人となり、10万人当たりのセルフ・ネグレクトの発生件数は2.99件/10万人となった。この結果と日本の人口（約1億2600万人）から、国内におけるセルフ・ネグレクトの発生件数は約3,760件と推定された。

図表 30 セルフ・ネグレクトの数の把握状況 (n=691)



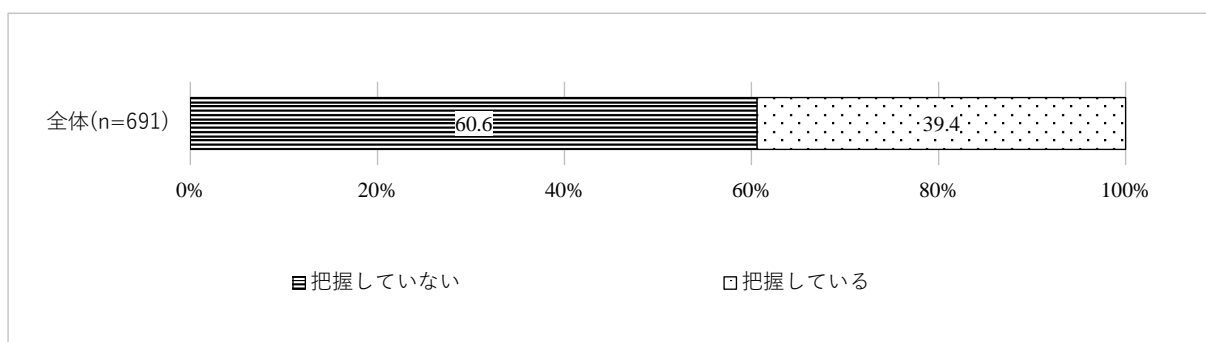
高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害のうち、養護、被養護の関係でない65歳以上の高齢者への虐待（お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスを除く）の数の把握状況について、「把握していない」が55.9%、「把握している」が44.1%であった。なお件数を把握している自治体において、発生件数総数は1,276件、件数を計上した自治体の総人口は1,186万人となり、10万人当たりの養護、被養護の関係でない65歳以上の高齢者への虐待の発生件数は10.8件/10万人となった。この結果と日本の人口（約1億2600万人）から、国内における養護、被養護の関係でない65歳以上の高齢者への虐待の発生件数は約13,600件と推定された。

図表 31 養護、被養護の関係でない65歳以上の高齢者への虐待の数の把握状況 (n=691)



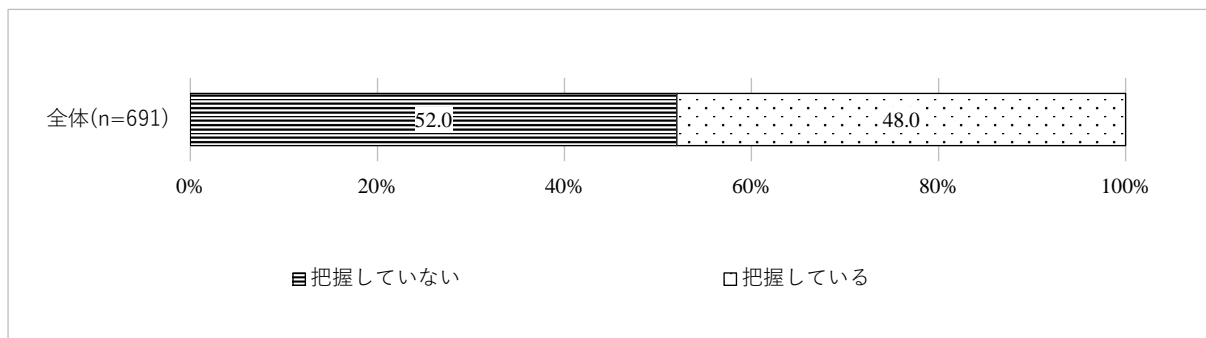
高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害のうち、お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスの数の把握状況について、「把握していない」が 60.6%、「把握している」が 39.4%であった。なお件数を把握している自治体において、発生件数総数は 670 件、件数を計上した自治体の総人口は 1,124 万人となり、10 万人当たりのセお互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスの発生件数は 5.96 件/10 万人となった。この結果と日本の人口（約 1 億 2600 万人）から、国内におけるお互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスの発生件数は約 7,500 件となった。

図表 32 お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスの数の把握状況 (n=691)



高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害のうち、認知症による行方不明高齢者数の把握状況について、「把握していない」が 52.0%、「把握している」が 48.0%であった。なお件数を把握している自治体において、発生件数総数は 5,092 件、件数を計上した自治体の総人口は 2,502 万人となり、10 万人当たりの認知症による行方不明高齢者の発生件数は 20.4 件/10 万人となった。この結果と日本の人口（約 1 億 2600 万人）から、国内における認知症による行方不明高齢者の発生件数は約 25,600 件と推定された。

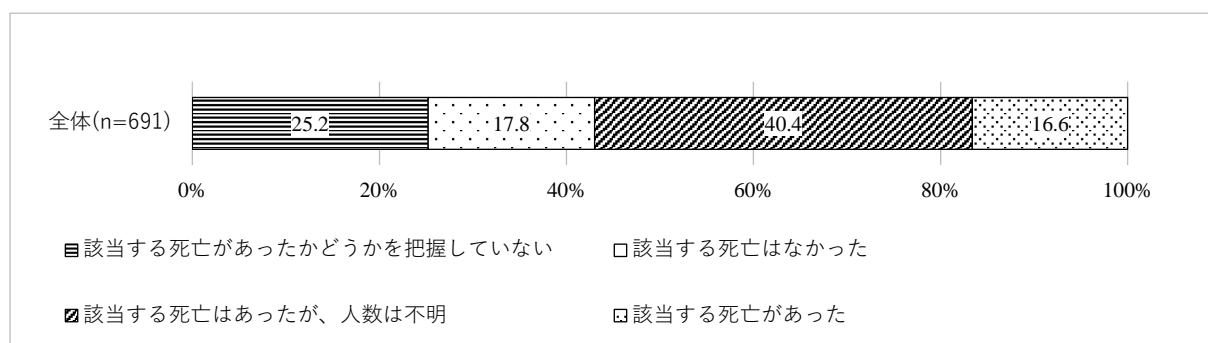
図表 33 認知症による行方不明高齢者数を把握状況 (n=691)



2) 在宅で孤立死した高齢者について

在宅で孤立死した高齢者（対応中に死亡した例だけでなく、発見時に死亡していた例も含む）の有無に関する把握状況については、「該当する死亡はあったが、人数は不明」が40.4%と最も高く、次いで「該当する死亡があったかどうかを把握していない」が25.2%であった。

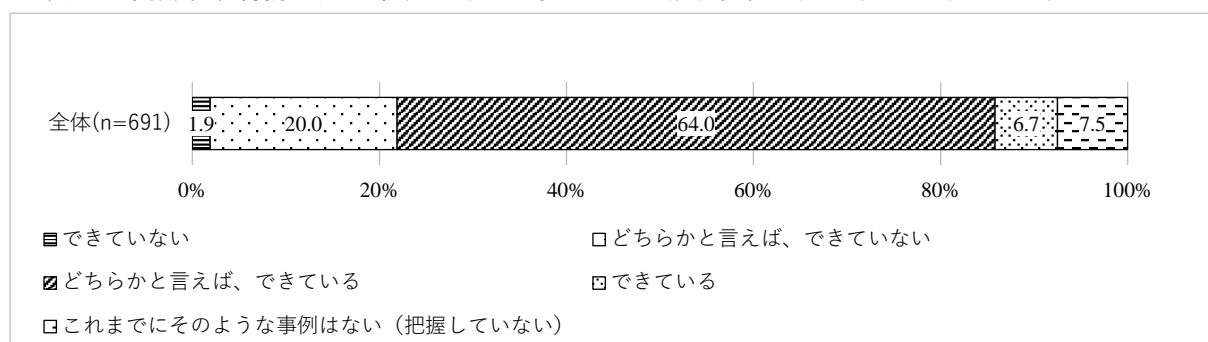
図表 34 在宅で孤立死した高齢者の有無に関する把握状況（n=691）



3) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般の対応について

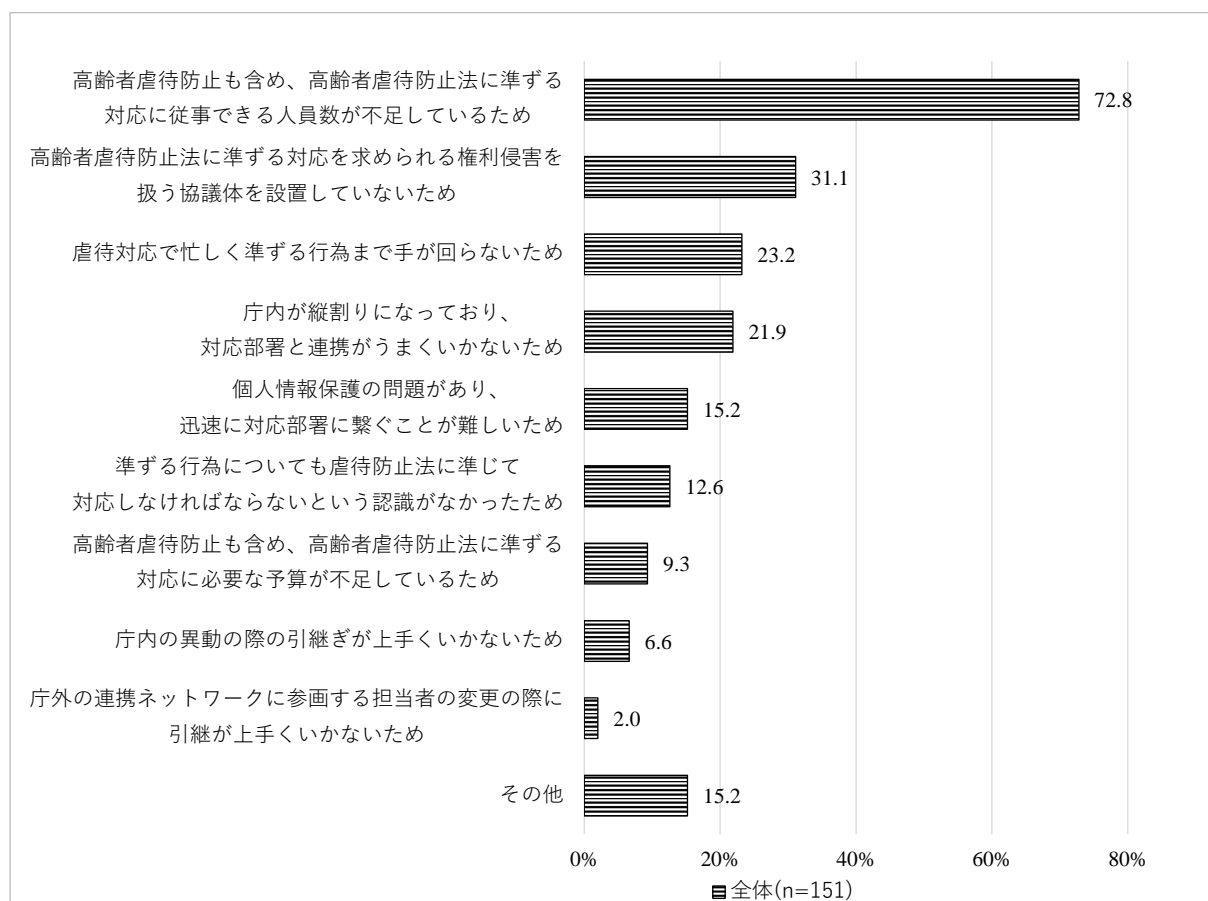
高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般にうまく対応できているかどうかについて、「どちらかと言えば、できている」が64.0%と最も高く、次いで「どちらかと言えば、できていない」が20.0%であった。

図表 35 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般にうまく対応かどうか（n=691）



高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般の対応について、「うまく対応できていない」又は「どちらかと言えば、できていない」と回答した市区町村がうまくできていない理由は、「高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に従事できる人員数が不足しているため」が72.8%と最も高く、次いで「高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害を扱う協議体を設置していないため」が31.1%であった。

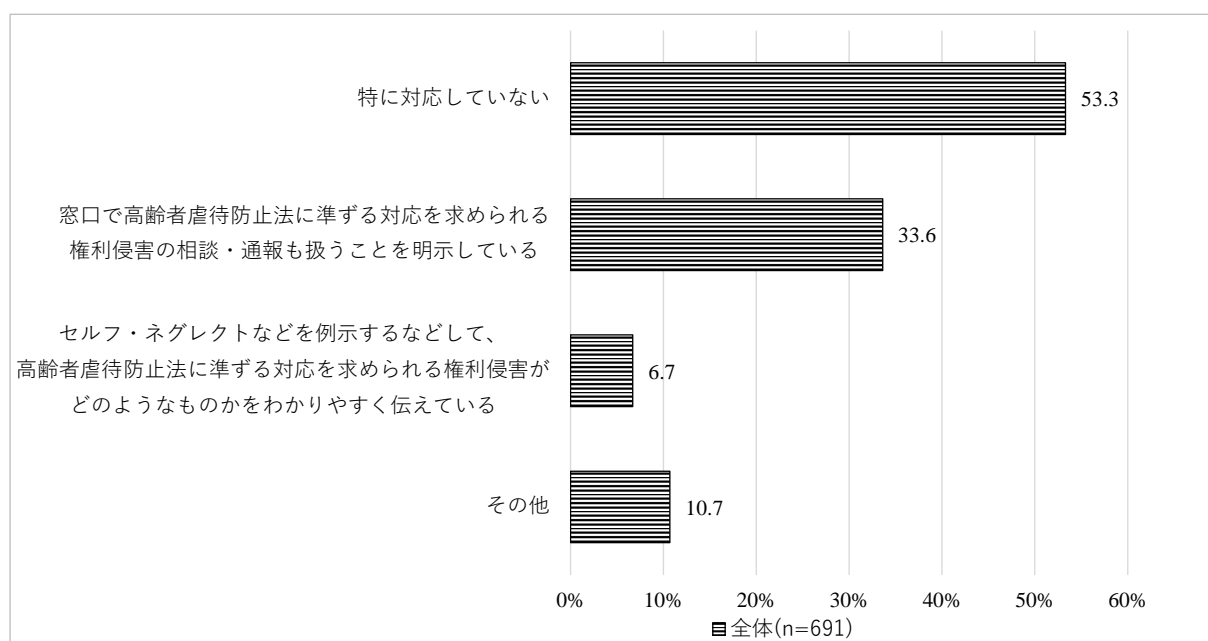
図表 36 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般の対応がうまくできていない理由 (n=151)



4) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する 窓口の周知について

高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する窓口を住民へ周知している（高齢者虐待防止に関する窓口と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえて回答）かどうかについて、「特に対応していない」が53.3%と最も高く、次いで「窓口で高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示している」が33.6%であった。

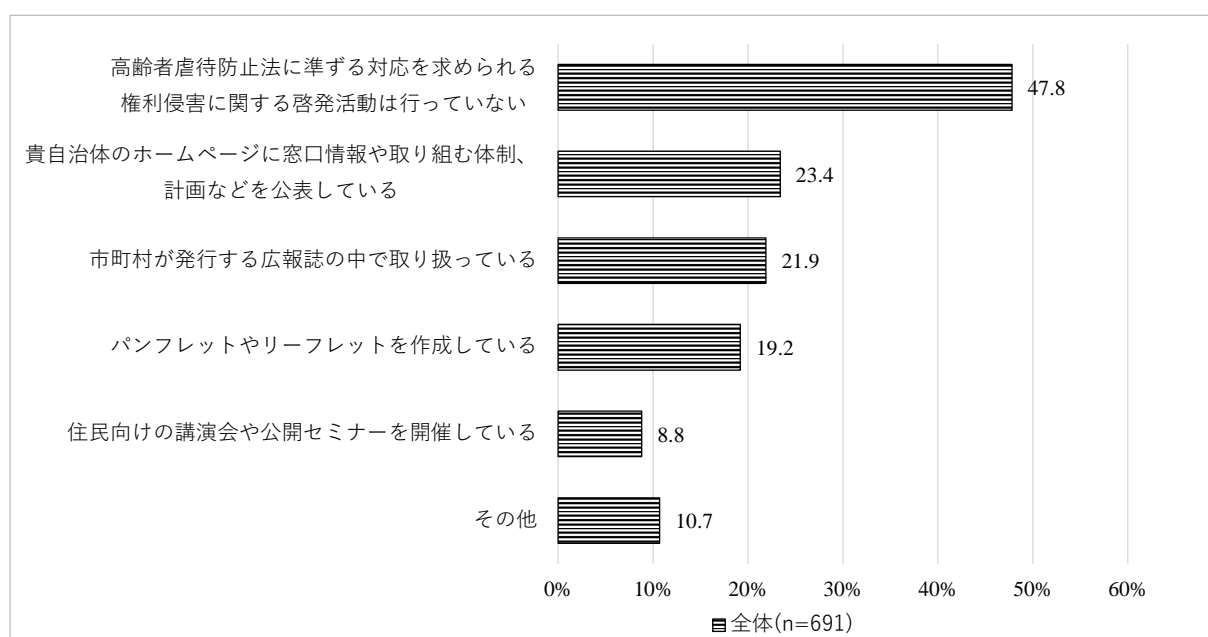
図表 37 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる
権利侵害に関する窓口を周知しているかどうか（n=691）



5) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する啓発活動の取組について

高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する啓発活動としてどのような取組を行っている（高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえて回答）かについて、「高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する啓発活動は行っていない」が47.8%と最も高く、次いで「貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している」が23.4%であった。

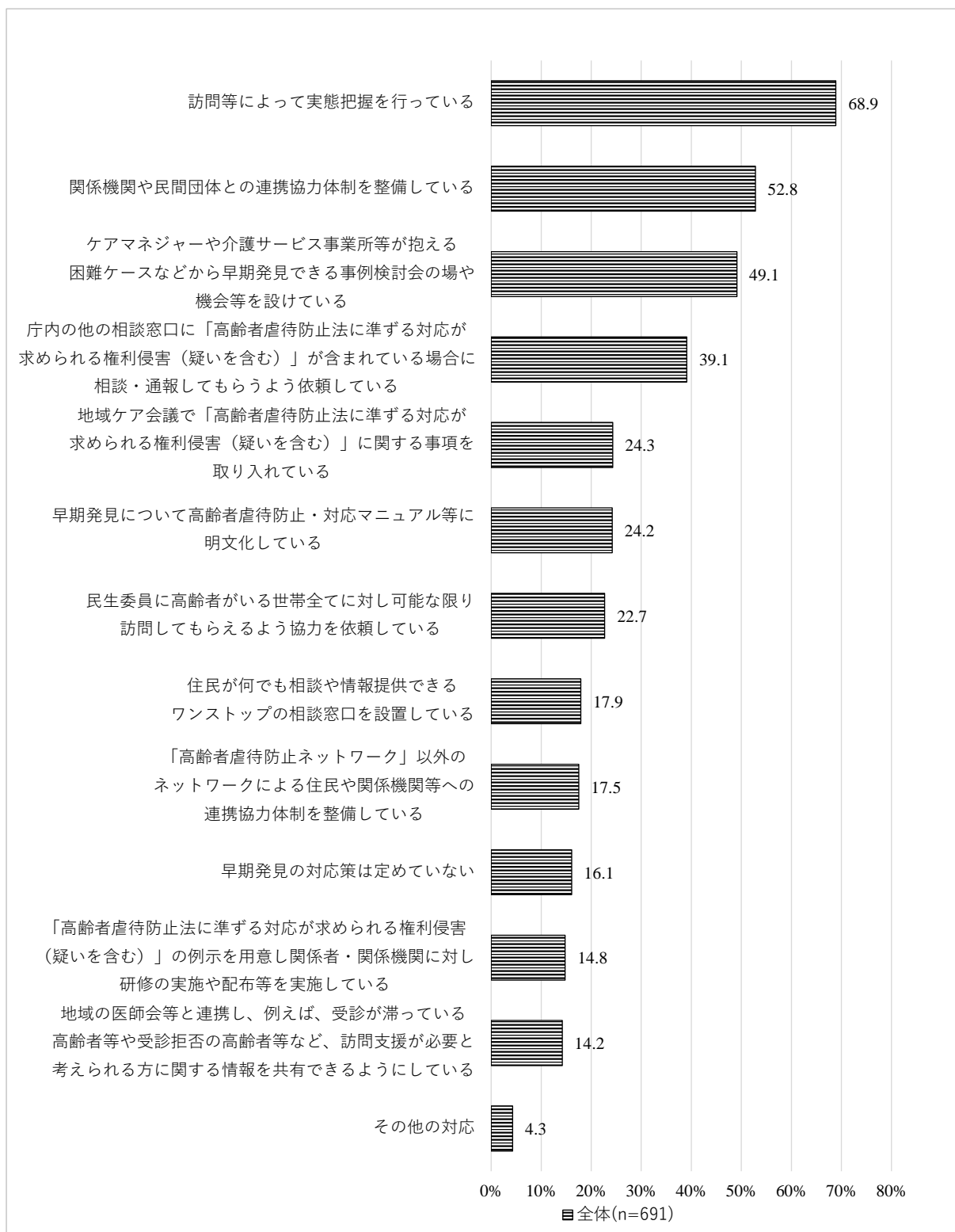
図表 38 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する啓発活動について、どのような取組を行っているか (n=691)



6) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策について

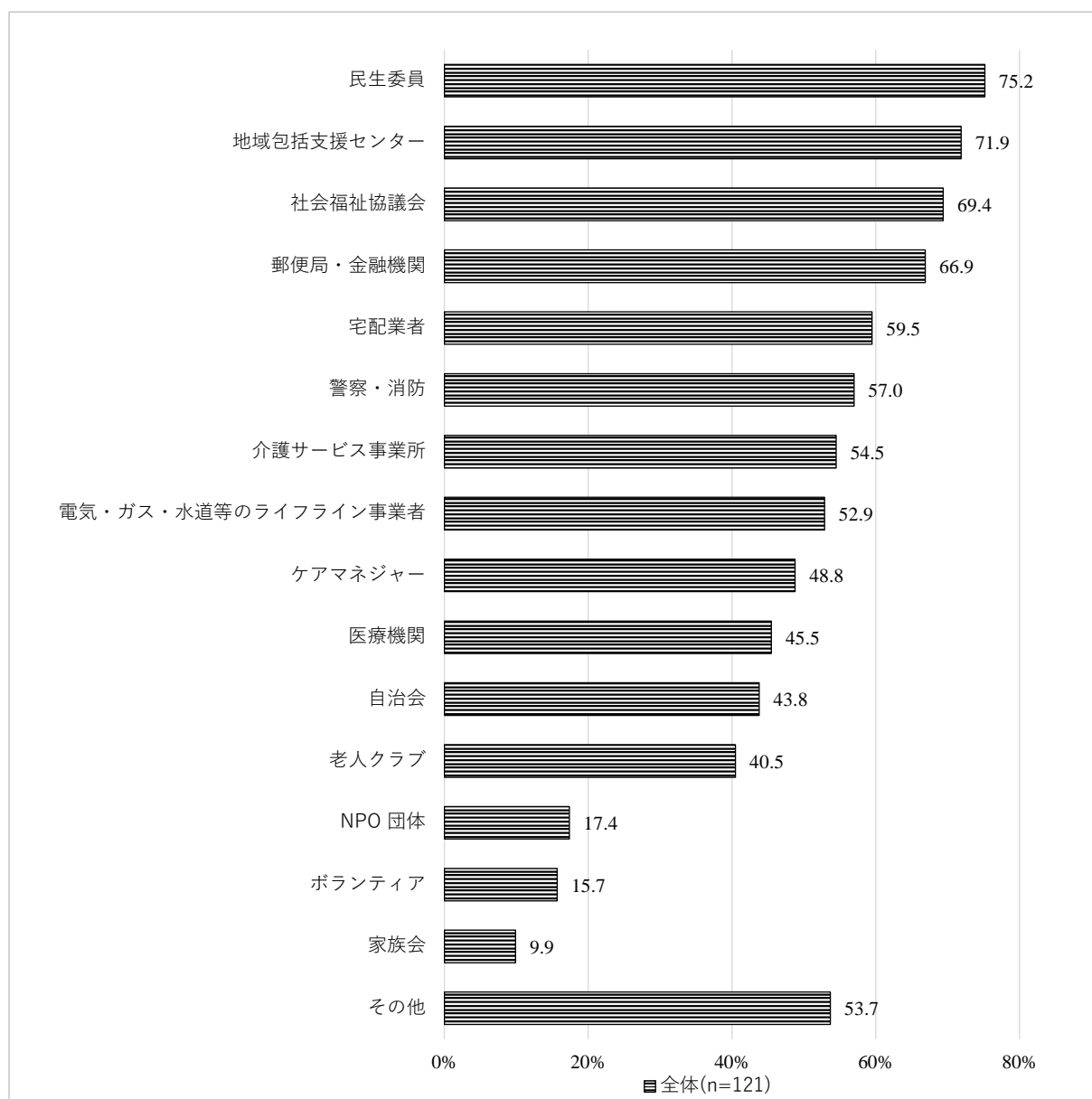
高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策は、「訪問等によって実態把握を行っている」が68.9%と最も高く、次いで「関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している」が52.8%であった。

図表 39 セルフ・ネグレクト等の権利侵害を早期に発見するために実施している対策 (n=691)



高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策で「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している」と回答した市区町村のネットワークのメンバーは、「民生委員」が75.2%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が71.9%であった。

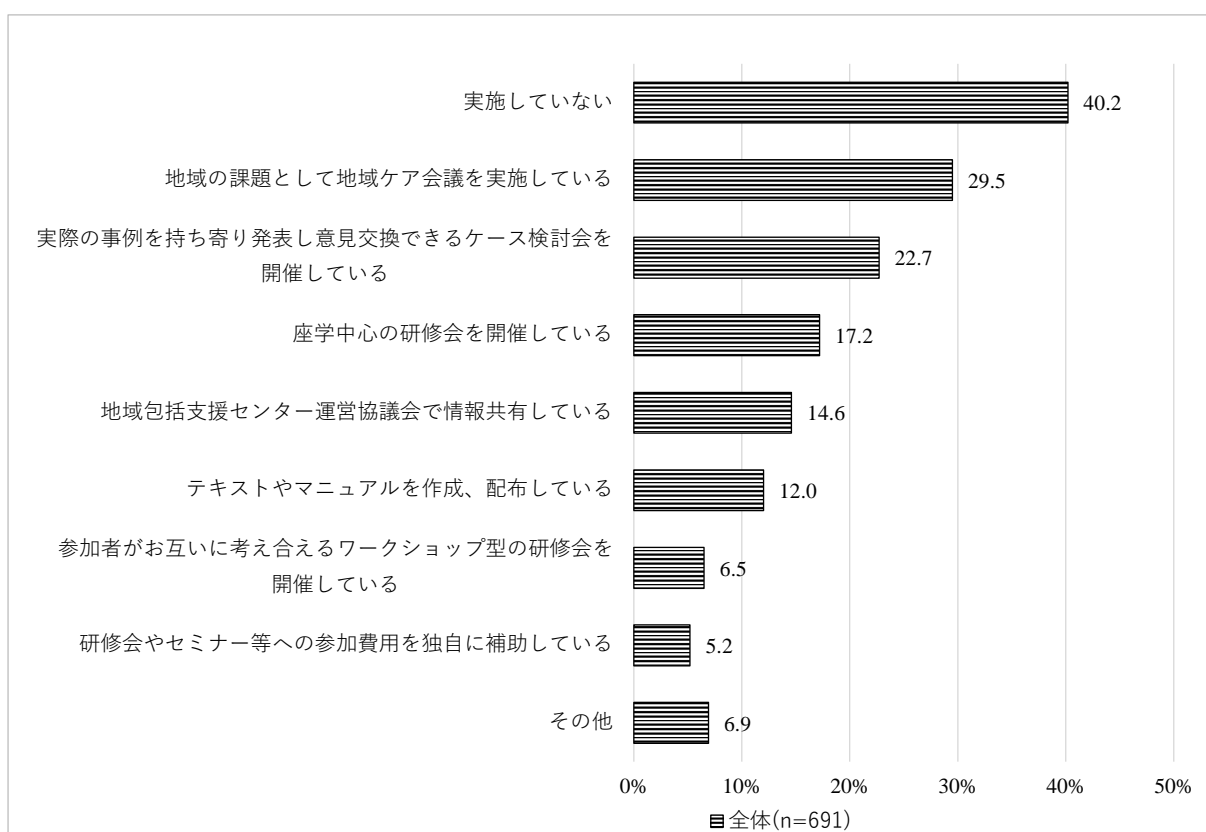
図表 40 「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークのメンバー（n=121）



7) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会の提供について

迅速かつ適切な対応の観点から、地域包括支援センター等の関係者が高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会を提供している（高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合はそれを踏まえて回答）かどうかについて、「実施していない」が40.2%と最も高く、次いで「地域の課題として地域ケア会議を実施している」が29.5%であった。

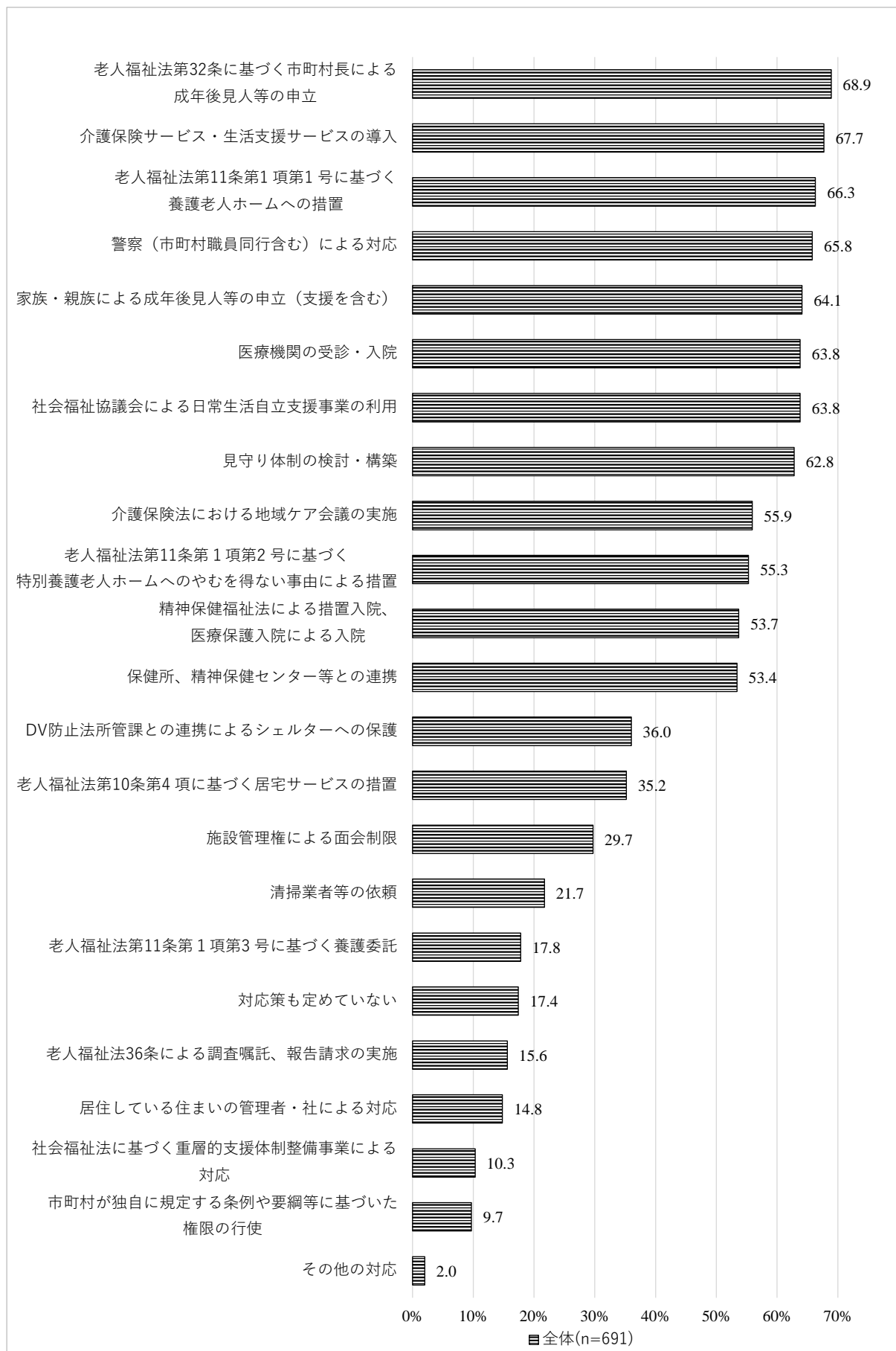
図表 41 地域包括センター等の関係者が高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会を提供しているかどうか（n=691）



8) 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の対応について

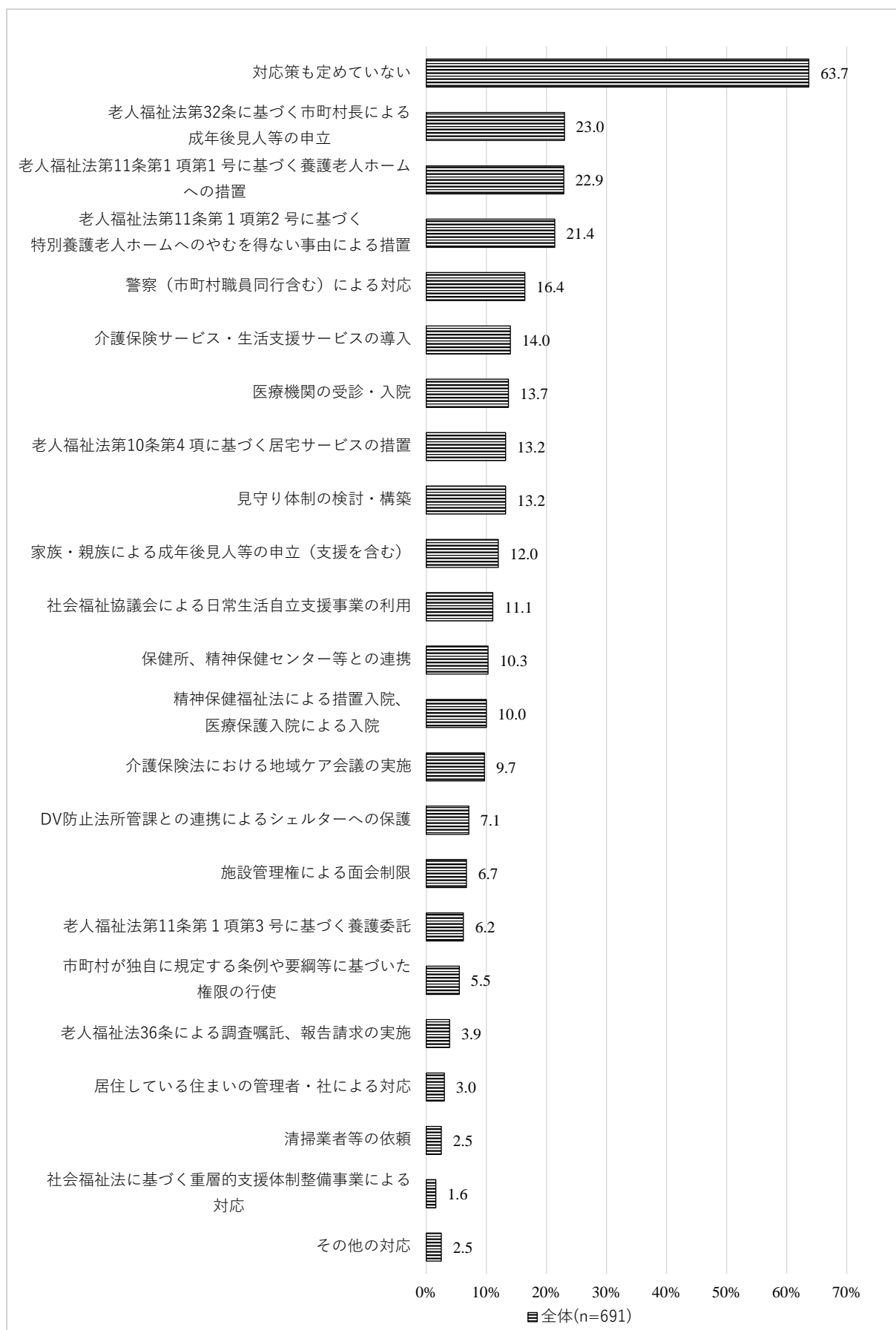
高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立ち入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースがあった場合に対応可能な項目は、「老人福祉法第32条に基づく市町村長による成年後見人等の申立」が68.9%と最も高く、次いで「介護保険サービス・生活支援サービスの導入」が67.7%であった。

図表 42 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害について対応可能な項目 (n=691)



高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害において、施設や病院等への保護や面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースへの対応方法としてマニュアル等で事前に定めているものについて、「対応策も定めていない」が63.7%と最も高く、次いで「老人福祉法第32条に基づく市町村長による成年後見人等の申立」が23.0%であった。

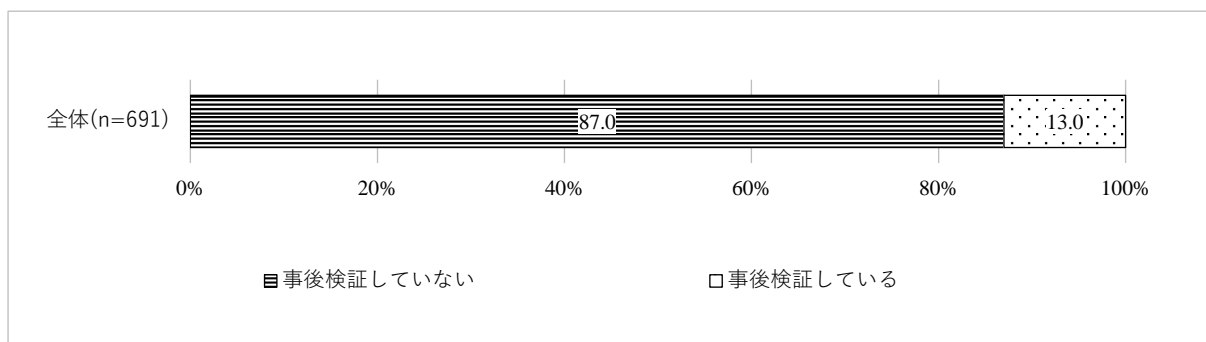
図表 43 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の対応策を定めたもの (n=691)



9) 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害案件の事後検証について

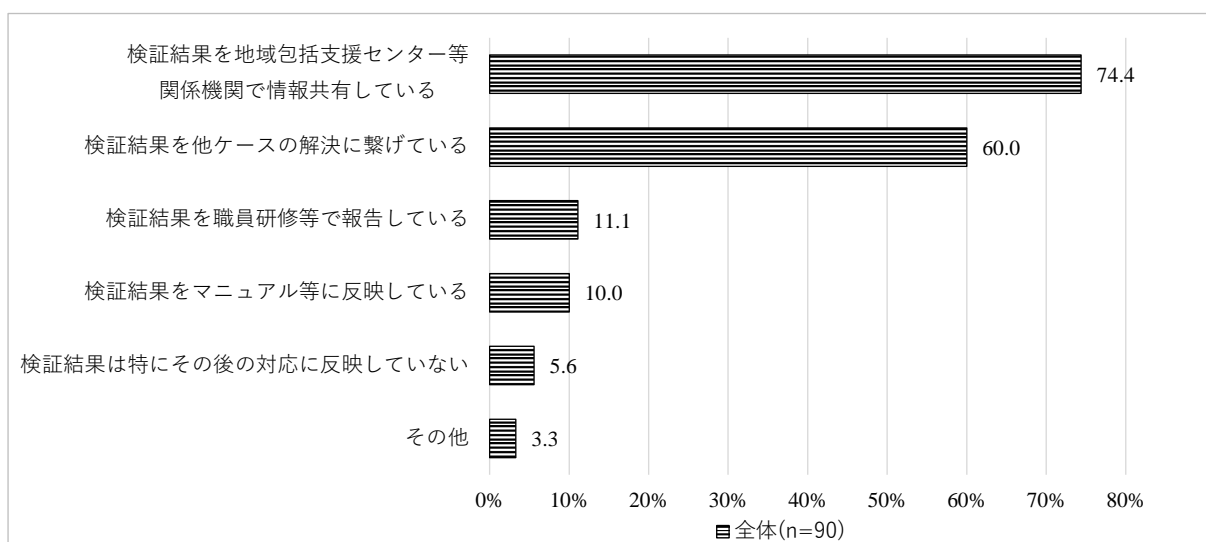
高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証の実施有無については、「事後検証していない」が87.0%、「事後検証している」が13.0%であった。

図表 44 再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証の実施有無



高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証の結果については、「検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している」が74.4%と最も高く、次いで「検証結果を他ケースの解決に繋げている」が60.0%であった。

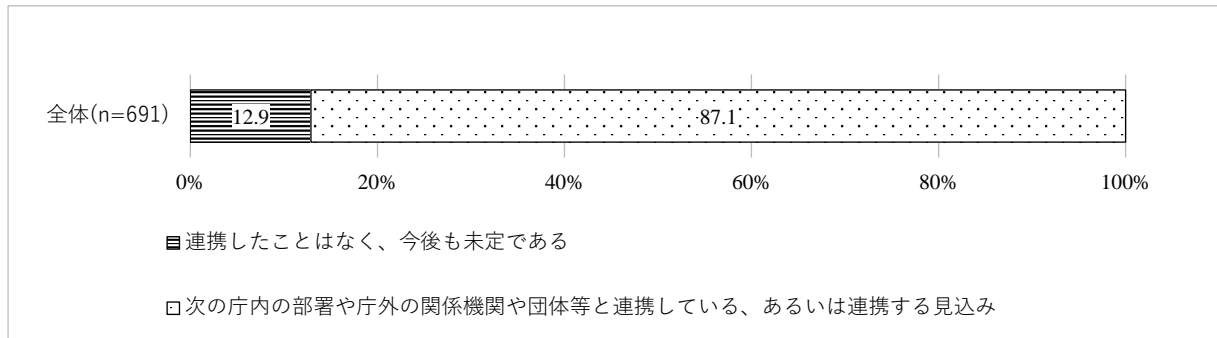
図表 45 再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証の結果の取扱い (n=90)



10) 高齢者虐待防止法に準ずる対応時の連携について

高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した関係機関の有無については、「次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等¹と連携している、あるいは連携する見込み」が 87.1%、「連携したことはなく、今後も未定である」が 12.9%であった。

図表 46 高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した関係機関の有無 (n=691)



高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携したことがあるかどうかについて、「次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等¹と連携している、あるいは連携する見込み」と回答した市区町村が、対応時に連携した（今後の見直しも含む）関係機関は、「生活保護を担当する部署」が 92.5%と最も高く、次いで「高齢者福祉を担当する部署」が 92.0%であった。

¹ 「次の庁内の部署や町外の関係機関や団体等」とは、以下を指す。

(庁内)

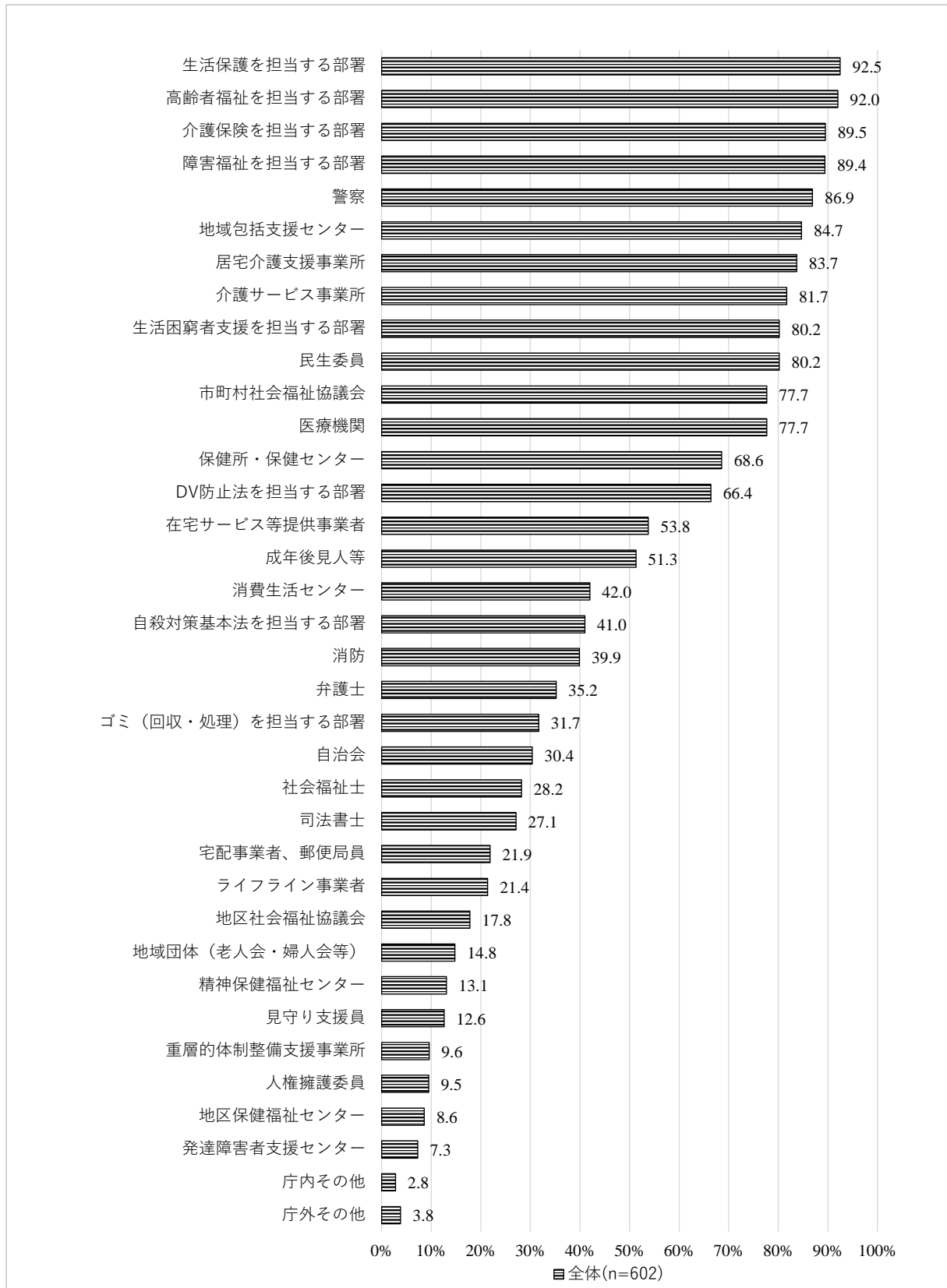
高齢者福祉を担当する部署、生活保護を担当する部署、障害福祉を担当する部署、介護保険を担当する部署、DV防止法を担当する部署、生活困窮者支援を担当する部署、自殺対策基本法を担当する部署、ゴミ（回収・処理）を担当する部署、重層的体制整備支援事業所、消費生活センター、その他

(庁外)

警察、消防、地域包括支援センター、保健所・保健センター、地区保健福祉センター、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、市町村社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、在宅サービス等提供事業者、地区社会福祉協議会、成年後見人等、民生委員、人権擁護委員、見守り支援員、自治会、地域団体（老人会・婦人会等）、弁護士、司法書士、社会福祉士、ライフライン事業者、宅配事業者、郵便局員、その他

図表 47 高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した関係機関や団体等

(n=602)



2. ヒアリング調査

(1) 調査目的

セルフ・ネグレクトや養護・被養護の関係にない等の高齢者虐待に準ずる対応が求められる事案について、「未然防止」、「早期発見」、「迅速かつ適切な対応」及び「再発防止」の4つの観点から、自治体における支援状況等に関する好事例や取組事例を収集すること。

(2) 問題意識

セルフ・ネグレクトや養護・被養護の関係にない等の高齢者虐待に準ずる対応が求められる事案について、自治体における支援等を推進するための要点や課題はどのようなものか。また、阻害要因があるならば、それはどのようなものか。

(3) 具体的な事例

高齢者虐待に準ずる対応が求められる事案について四條畷市(大阪府)の事例を取り上げる。

大阪府四条畷市

■ 自治体概要

人口：55,177人、65歳以上の高齢者人口：15,149人、高齢化率：27.5%

1. 実態把握について

(1) 準ずる対応が求められる権利侵害についての把握状況と行政計画

- ・ セルフ・ネグレクト、養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待、認知症による行方不明高齢者数の発生件数を全て把握している。なお、セルフ・ネグレクトについて、昨年度は計上した件数はゼロであったが、今年度はセルフ・ネグレクトと言えそうな事案は複数存在している。
 - セルフ・ネグレクトと判断することが難しく、他のカテゴリに分類し対応している。(生活困窮や疾患等)。
- ・ 把握している事案の深刻度は比較的軽度のものが多い。
- ・ 件数の把握をしっかりと行っている理由としては、それぞれの権利侵害で対応が異なるという認識があるため、個別で件数を把握しておくことが望ましいとの考えに基づいている。
- ・ セルフ・ネグレクト、孤独死、認知症に関する行政計画を策定するとともに、行政評価も実施している。
 - 計画に記載されているのは発生件数のみであり、現状では対策には落とし込めていないと感じている。
 - 評価については他の課との連携が必要であり、十分な議論については今後の課題である。

図表 48 四條畷市の実態把握状況と行政計画・評価

把握件数	セルフ・ネグレクト	0件	行政計画の有無	セ・孤・認
	養護・被養護外の権利侵害	7件	庁内決裁の有無	認
	自立した夫婦間DV	6件	行政評価の実施	セ・孤・認
	認知症による行方不明	27件	予算確保向け評価の実施	セ・孤・認

セ：セルフ・ネグレクト、孤：孤独死、認：認知症

(2) 実務主体である高齢福祉課の体制

- ・ 庁内の複数の課や外部機関との連携を通して業務を行っている。具体的には、高齢福祉課（65歳以上の権利侵害、虐待対応も兼務）、障がい福祉課（65歳未満、障がいをお持ちの方）、加えて生活困窮関連の部署も対応している。一次対応は主に高齢福祉課職員が担っている。
- ・ 体制づくりにおいては、現場に携わる人材の育成が非常に重要であると考えている。また、高齢福祉課としては複数の対応事案が並行して生じた場合は一人では対応が難しい。このような事態は限定的ではあるものの、対策を立てておく必要がある。幅広い知識をもち、様々な現場に対応できる人材が大切であると考えている。

2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害への対応について

(1) 未然防止・早期発見の観点について

未然防止・早期発見のための実施体制や住民向けの普及啓発を中心に取り組んでいることについてヒアリングを実施した。

<未然防止・早期発見のための体制作り>

- ・ 民生委員との連携や、地区福祉委員という地区ごとの福祉委員を兼ねている方もおり、小地域ネットワークと地域包括支援センターが介護予防等で日常的に連携している。
 - 気になることがあれば、地域包括支援センターに連絡することが定着していることがいい効果に繋がっていると考えている

<未然防止・早期発見のための住民向け周知・普及啓発>

- ・ 住民向けの周知として、広報や地区の回覧板を活用して、そこで記事を載せる等の周知啓発を行っている。また、市の情報発信にはLINEやTwitterも活用している。加えて、地域包括支援センターが地域に出向いて啓発活動を行っている。
 - 地域住民も含めた見守り・連携が進んでおり、権利侵害の未然防止や早期発見につながっている。また、住民が事例に応じてどこに相談すればいいかある程度明確になっており、地域包括支援センター等に通報・相談しやすい環境になっていることも重要であると想定される。
 - 見守りが監視的になってしまうケースや、主観で虐待であると判断して通報がなされるケースもあり、対策が必要であると考えられている。
 - 地域の連携や見守りについては、人口規模に応じた対応策を検討する必要があることが示唆される。四條畷市は人口5万5千人程度の規模であり、地域住民の連携が取りやすい規模である可能性があり、検討していくべきと考えられる。

(2) 迅速かつ適切な対応・再発防止の観点について

迅速かつ適切な対応を行うために、庁内や地域包括支援センターなどとの連携、会議体の設置の観点での取り組みについてヒアリングを実施した。

<迅速かつ適切な対応のための庁内外連携と活動>

- ・ 高齢福祉課（60歳以上、虐待対応も兼務）、障がい福祉課（65歳未満、障害をお持ちの方）、加えて生活困窮関連の部署も対応している。また、福祉政策課においては事例検討を複数期間で行う体制がある。
- ・ 市内に3圏域日常生活圏域があるが、高齢化率にも差がある。高齢化率が30%超えるところでは、地域包括支援センターが支援困難な事例を常に行政へ相談しており、対応している。
- ・ 地域包括支援センターに相談業務は委託・連携している。定例会議も設けており、事例や対応内容に関する情報交換などを積極的に行っている。
 - 単独では対応が難しい、地域包括支援センターの知識やアセスメントの能力であっても、広い情報が求められてくる。相談できたところのケースを整理し、横に広げていく際に時間的な比重がかかってきている。
- ・ ケアマネジャーとの定例連絡会にて事例を共有している。
- ・ 守口市、門真市とともに「くすのき広域連合」を組成しており、市をまたいだ様々な事案について対応を行う体制はできている。
 - 体制整備の際の予算確保において、予算規模の観点から単独の自治体では実施が難しいシステムの導入など、三市合同で実施することで質の高いシステムを導入できる等があるが、地域によって特色があるため予算に落としにくいところはある。
 - 虐待対応については各市に権限があり、広域での対応はしていない。また、地域支援事業や地域の課題から共同で事業を創成していくという観点ではなじまないこともある。
- ・ 「まるごと支援会議」という会議体を年に2回程度行っている。この会議体では行政機関だけでなく外部機関（例えば、警察、消防）も構成員となっており、事例とごとに担当の機関から説明する機会としている。地域ケア会議で取り扱うことが難しい高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害への対応や虐待に準ずる対応が求められる権利侵害はこちらの会議体で取り扱っている。
- ・ 高齢者SOSネットワークシステムを三市広域で導入している。事前登録した高齢者について行方不明の状況が生じた場合、SOSネットワークを活用した情報配信を行う仕組みであり、あわせて市としては家族等からの希望により、市のLINEやHPに情報をアップするなど早期発見を呼びかけている。支援機関や介護事業所、行政が主体となっている。

<再発防止のための活動>

- ・ 事例の評価やモニタリングとして、個別事ごとに、随時相談が入った際に地域包括支援センターで関わってもらい、事後対応を実施している。
 - 事後評価の結果を集約して評価する会議は今のところなく、リスト化して後追いすることろまではできていない。

3. 小括

<課題の把握>

- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の発生件数を把握している市町村はおよそ6割程度であった。その中でセルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65歳以上夫婦間のDV、認知症による行方不明高齢者を把握している市町村はそれぞれ4割～5割弱であった。
- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の各市町村での10万人当たりの発生数はセルフ・ネグレクトが2.99人、養護・被養護関係にない高齢者が10.8人、65歳以上夫婦間のDVが5.96人、認知症による行方不明高齢者が20.4人となった¹。今回把握された発生割合に基づいて算出すると、例えばセルフ・ネグレクトでは3,800人程度発生している可能性がある²。
- ・ 在宅での孤立死に至った高齢者については、依然として2/3程度の市町村が「該当する死亡があったかを把握していない」もしくは「死亡はあったが人数は不明」と回答していた。

<検討会の設置>

- ・ 準ずる対応を求められるの権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために「関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している」「事例検討会の場や機会等を設けている」市町村は約5割であった。
- ・ 対応するうえで求められる知識等を習得する場や機会の提供に関しては、6割の市町村が何らかの対応をしていた。
- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般への対応がうまくできない理由は、人員数の不足（72.8%）が顕著であった。ついで協議体を設置していないこと（31.1%）も上位であった。
- ・

<計画の策定>

- ・ セルフ・ネグレクトについては、行政計画がある自治体は4.8%、庁内決裁の計画が10.4%、行政評価の実施が2.7%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は2.2%となり、計画にセルフ・ネグレクトを含めている自治体は非常に限定的であった。
- ・ 孤独死については、行政計画を立てている自治体は12.0%、庁内決裁の計画を7.8%、行政評価の実施が4.9%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は5.2%となり、計画に孤独死を含めている自治体は非常に限定的であった。
- ・ 認知症については、行政計画を立てている自治体は47.6%、庁内決裁の計画を55.9%、行政評価の実施が26.0%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は28.2%となり、計画に認知症を含めている自治体は他の準ずる対応が求められる権利侵害と比べると多くなった。

¹ アンケート結果から得られたそれぞれの権利侵害の総発生件数に関して、件数を把握していると回答した自治体の総人口で割り、10万を乗じることで算出した。

² 上記で算出した10万人当たりの発生件数を日本の総人口当たりに換算した数字

<実施と評価>

- ・ 約9割の市町村が、他部署・関係機関・団体等と連携して、高齢者虐待防止法に準ずる対応をしている。連携先は生活保護担当、高齢者福祉・介護保険、障害福祉、警察、地域包括支援センターが上位だが、それ以外も相当数ある。
- ・ 再発防止の観点から、終結した事案の事後検証を実施できている市町村は1割強（13.0%）に留まっている。

<ヒアリング結果>

- ・ 未然防止・早期発見のためには、地域住民などが高齢者を日常的に見守り、必要に応じて行政機関等に相談・通報できる環境（見守りネットワーク）を構築していることが重要である。特に、セルフ・ネグレクトのような発見が難しい事案については、高齢者のちょっとした変化に気づくことが求められる。
- ・ 迅速かつ適切な対応や再発防止の観点においては、行政機関とその協業者がシームレスに連携・対応できる体制を構築できているかが重要であることが示唆された。

第4章 消費者被害に関する調査

1. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査）

※ 第2章と同一のアンケート調査票にて調査を実施したため、調査目的と対象と方法の記述は割愛する。

(1) 調査結果

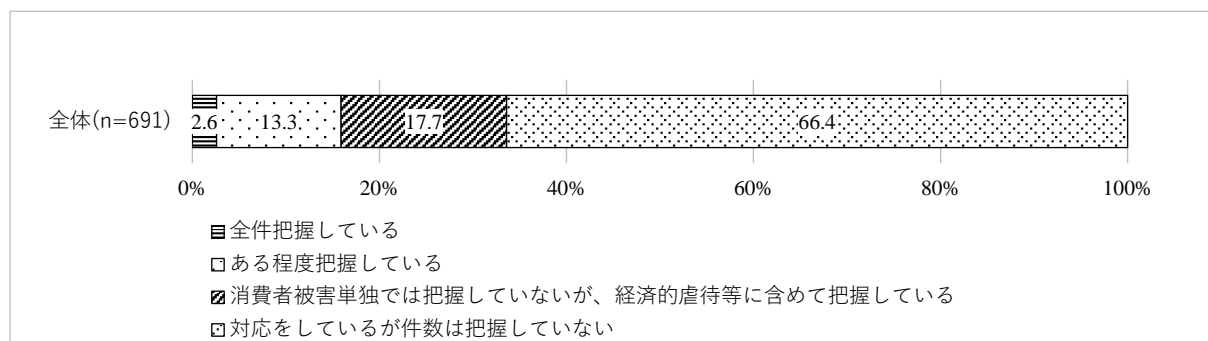
※ 第2章と同一のアンケート調査票にて調査を実施したため、回収状況及び回答者の基本属性についての記述は割愛する。

※ その他の回答や自由記述回答については、基礎資料に掲載している。

① 高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害の把握状況について

自治体や地域包括センターで、高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害の発生件数の把握状況について、「対応をしているが件数は把握していない」が66.4%と最も高く、次いで「消費者被害単独では把握していないが、経済的虐待等に含めて把握している」が17.7%であった。

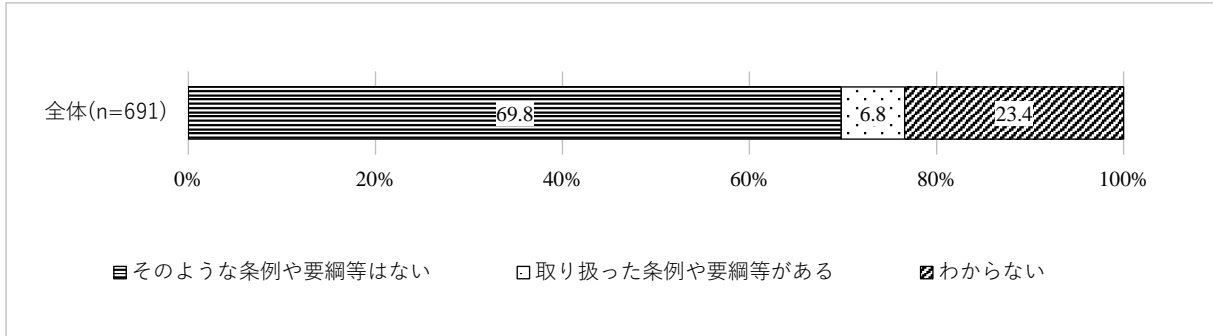
図表 49 高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害の把握状況（n=691）



② 高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱等の有無

自治体に高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱について、「そのような条例や要綱等はない」が69.8%、「取り扱った条例や要綱等がある」が6.8%で、「わからない」が23.4%であった。

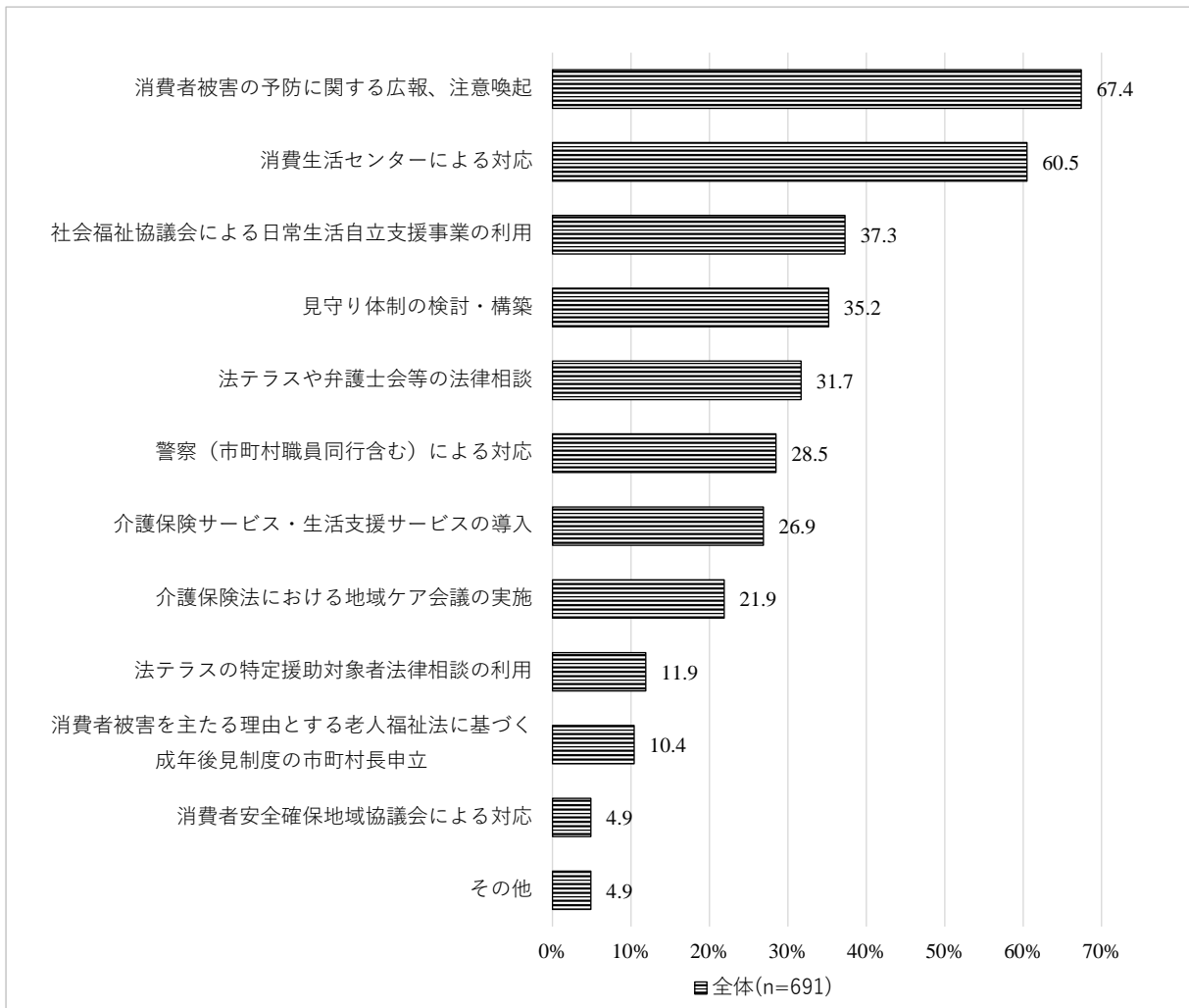
図表 50 高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱の有無 (n=691)



③ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の対応について

自治体における高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する対応については、「消費者被害の予防に関する広報、注意喚起」が67.4%と最も高く、次いで「消費生活センターによる対応」が60.5%であった。

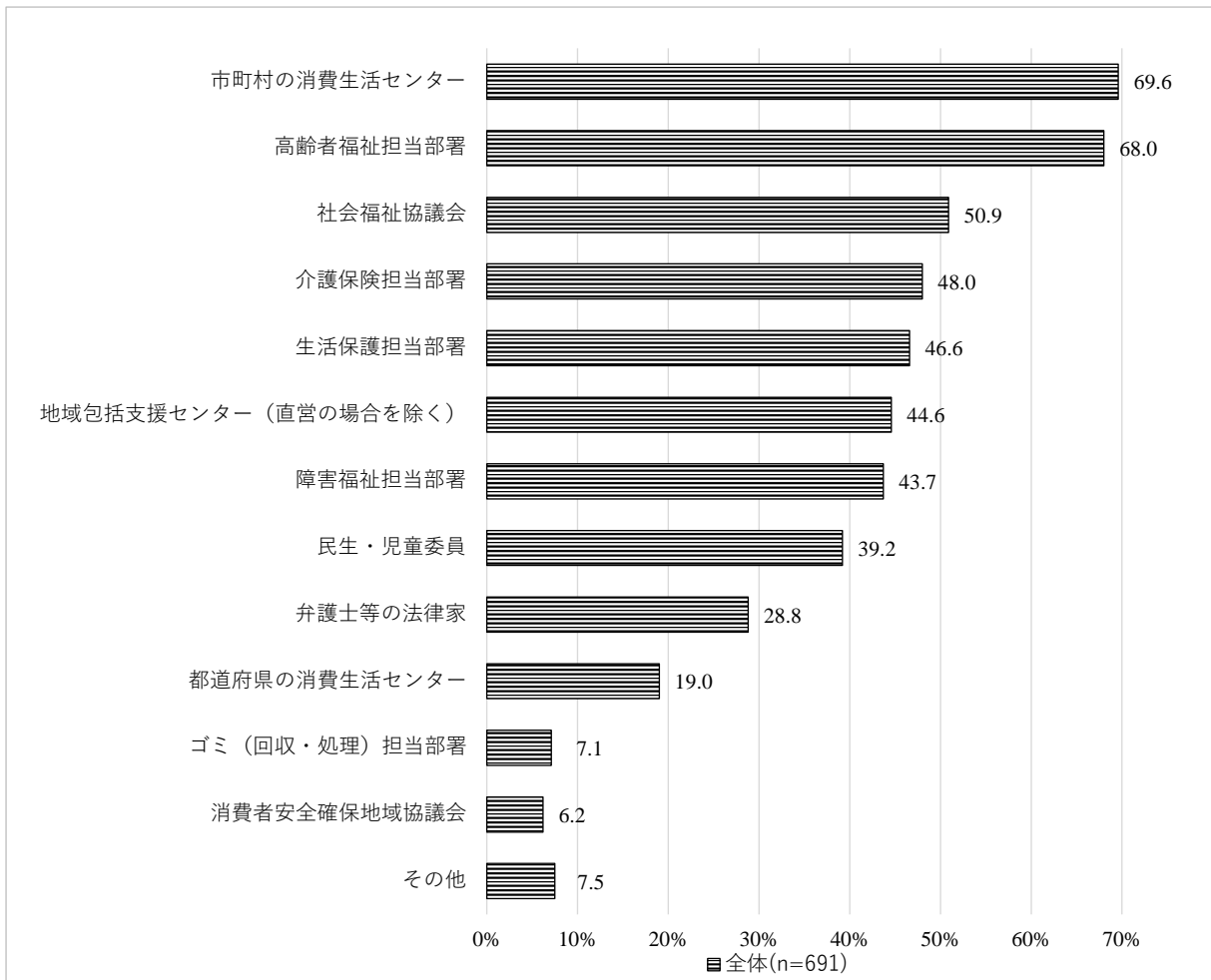
図表 51 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の対応 (n=691)



④ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の対応の連携について

自治体で、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に対応するにあたって連携している庁内の部署、関係機関等は、「市町村の消費生活センター」が 69.6%と最も高く、次いで「高齢者福祉担当部署」が 68.0%であった。

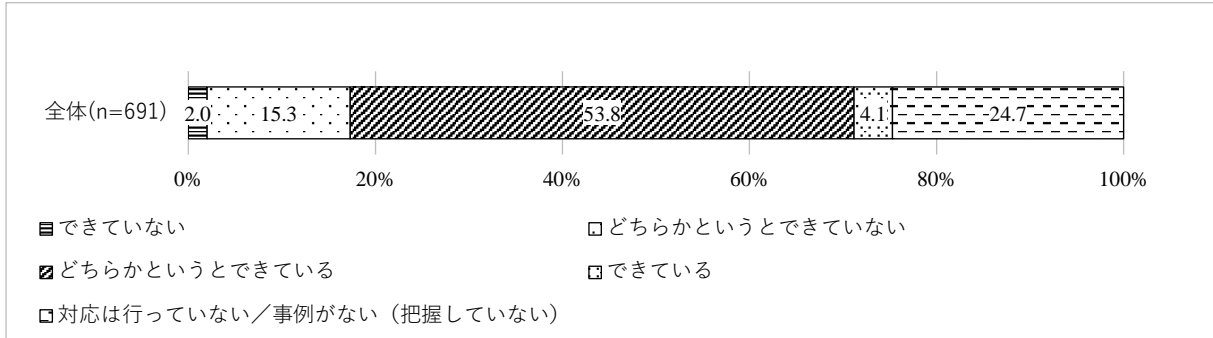
図表 52 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の対応で連携をしている部署 (n=691)



⑤ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題の対応について

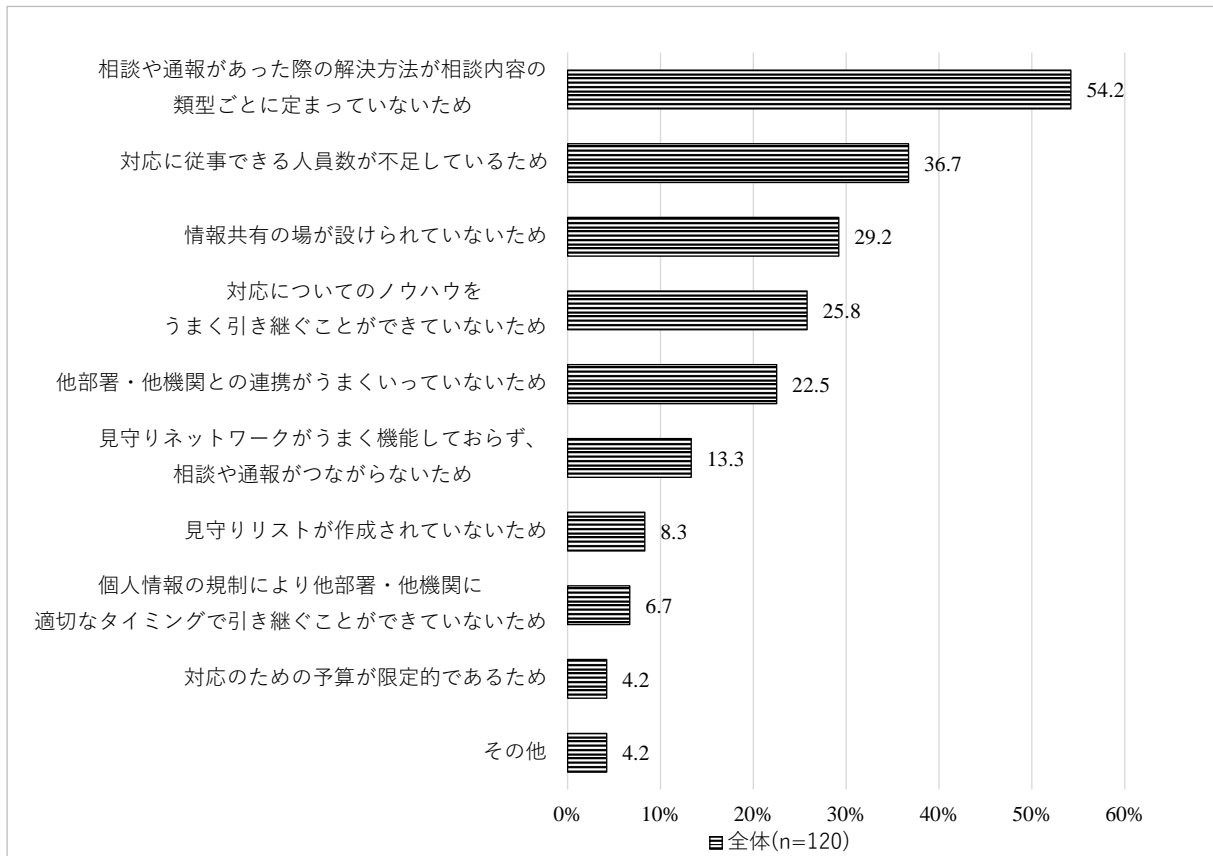
自治体が、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できているかどうかについて、「どちらかというとできている」が 53.8%と最も高く、次いで「対応は行っていない／事例がない（把握していない）」が 24.7%であった。

図表 53 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できているかどうか
(n=691)



高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できているかどうか、
 について「できていない」又は「どちらかというとできていない」と回答した市区町村がうまく
 対応できていない理由は、「相談や通報があった際の解決方法が相談内容の類型ごとに定ま
 っていないため」が 54.2%と最も高く、次いで「対応に従事できる人員数が不足しているため」
 が 36.7%であった。

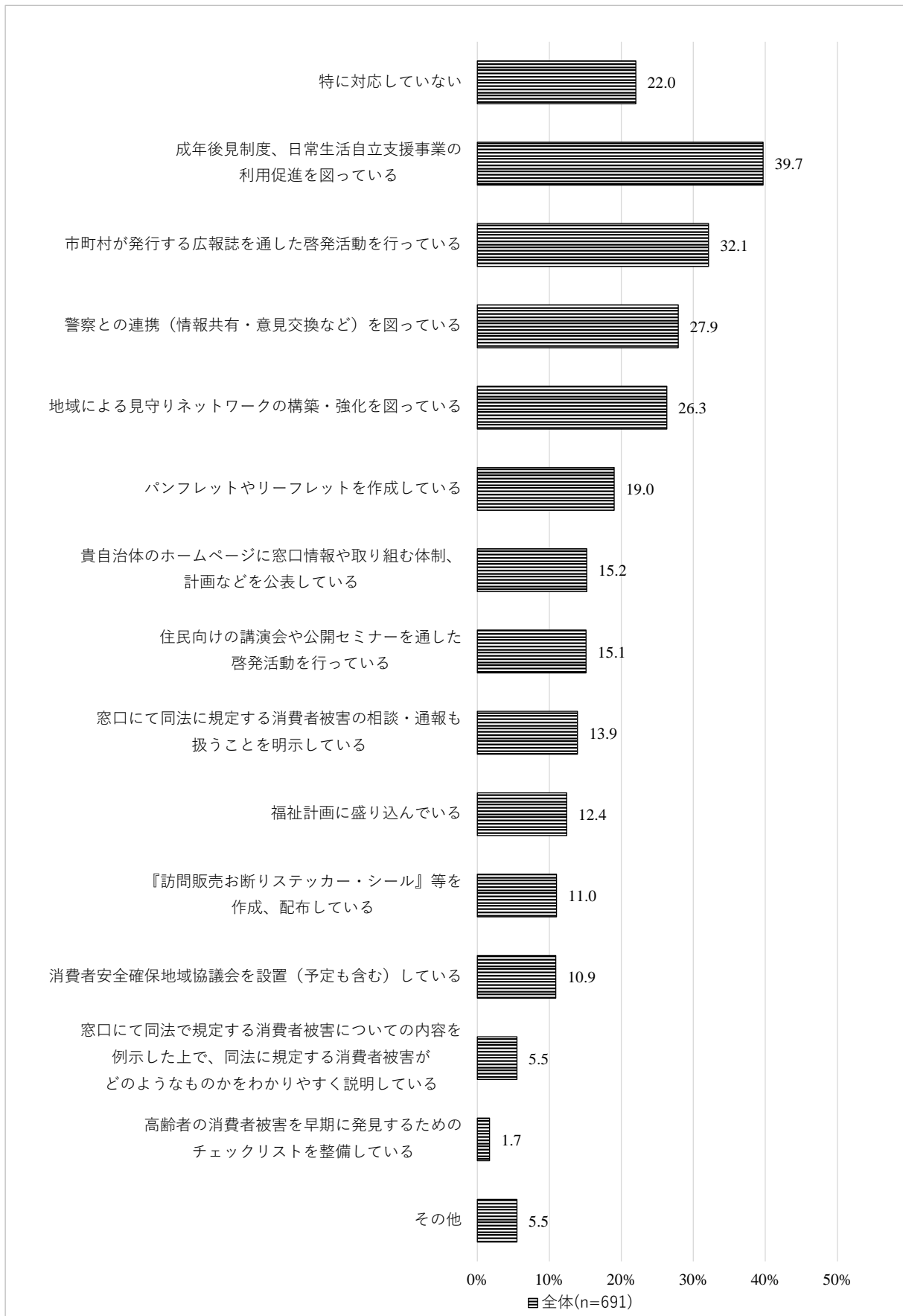
図表 54 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できていない理由
 (n=120)



⑥ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備について

高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備の実施（高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合はその状況も踏まえて回答）については、「成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進を図っている」が 39.7%と最も高く、次いで「市町村が発行する広報誌を通じた啓発活動を行っている」が 32.1%であった。

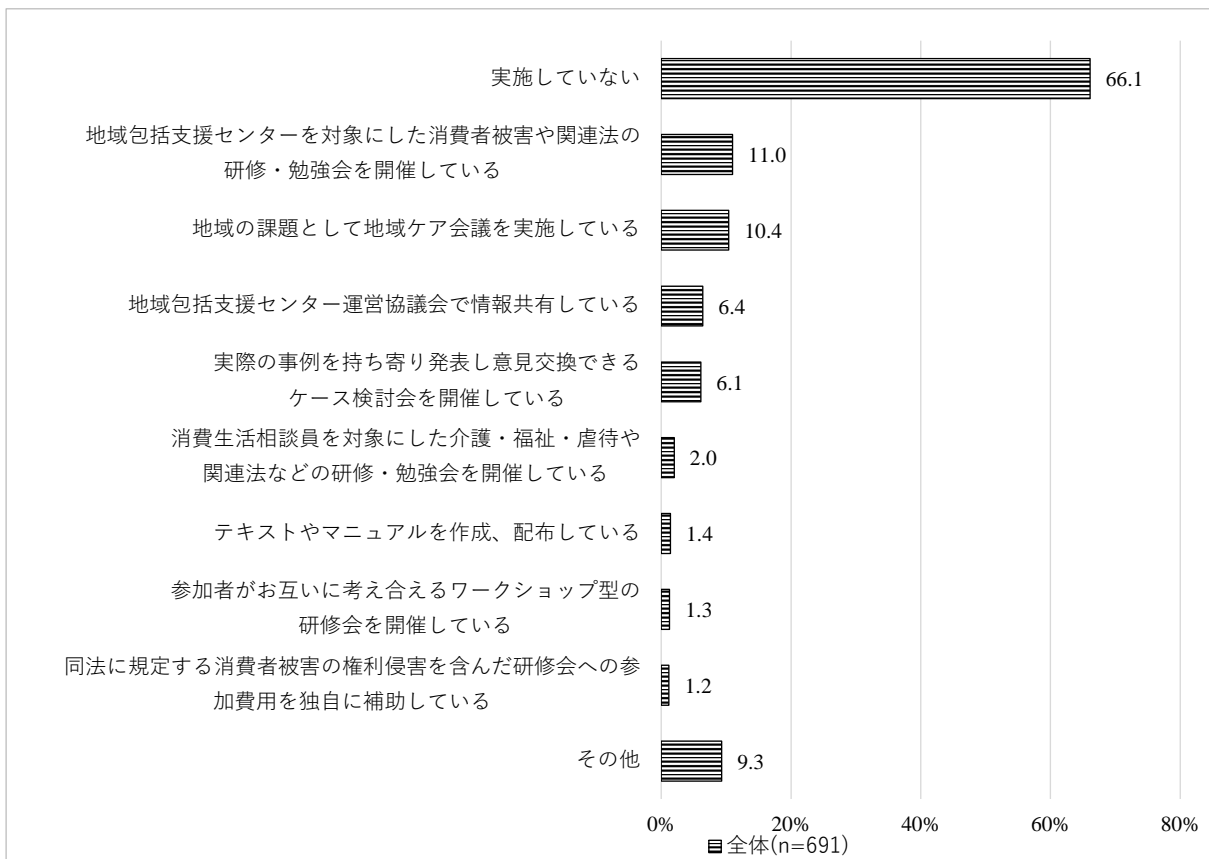
図表 55 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の窓口業務の周知等の実施内容 (n=691)



⑦ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供について

消費生活センターや地域包括センター等の関係者が、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供（高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合はその状況も踏まえて回答）については、「実施していない」が 66.1%と最も高く、次いで「地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している」が 11.0%であった。

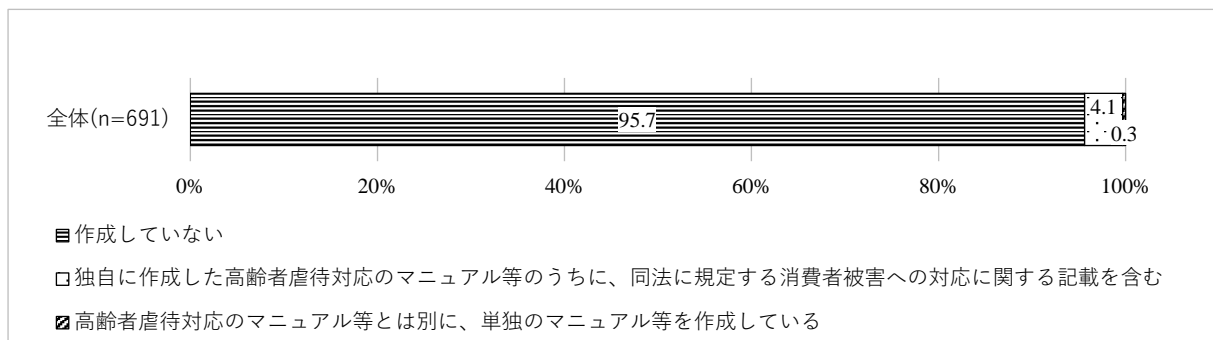
図表 56 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する知識等の習得機会の提供（n=691）



⑧ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の権利擁護に対応するマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成について

独自の高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する対応するマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成については、「作成していない」が 95.7%と最も高く、次いで「独自に作成した高齢者虐待対応のマニュアル等のうちに、同法に規定する消費者被害への対応に関する記載を含む」が 4.1%であった。

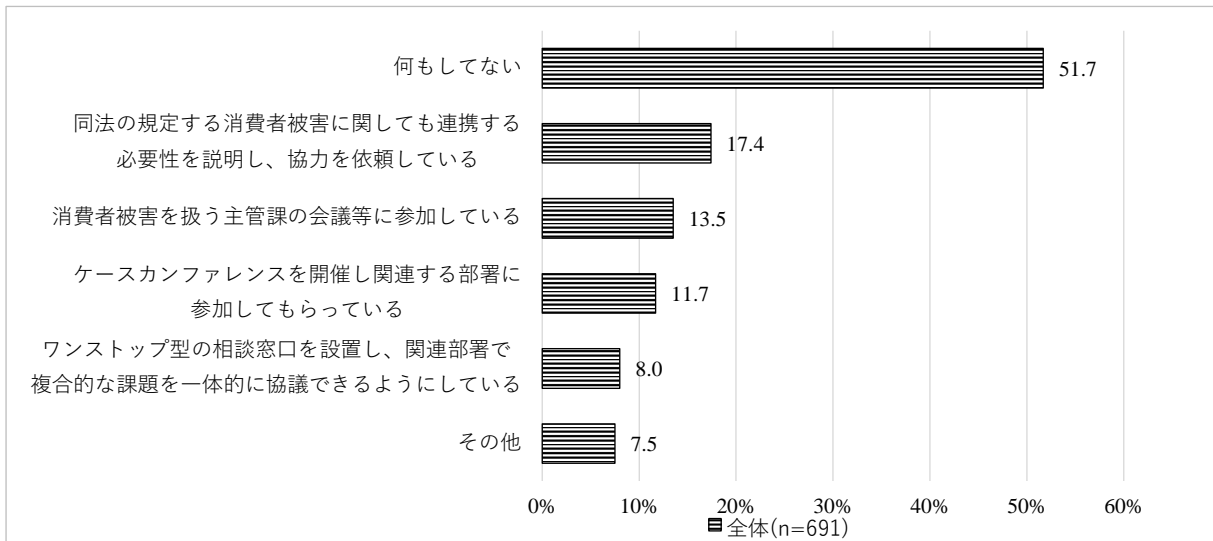
図表 57 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の権利擁護に対応する独自のマニュアル等の作成 (n=691)



⑨ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関して、
庁内の理解とサポートを得るためにしていること

高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために実施していることについて、「何もしていない」が 51.7%と最も高く、次いで「同法の規定する消費者被害に関しても連携する必要性を説明し、協力を依頼している」が 17.4%であった。

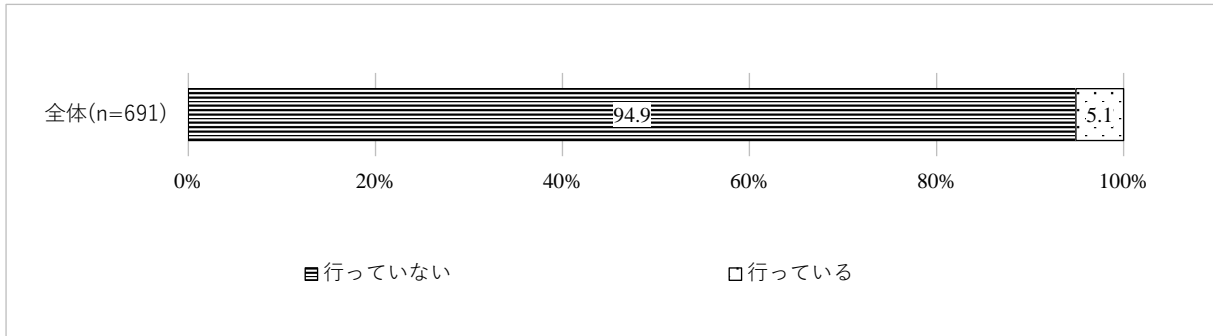
図表 58 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の権利擁護に関して
庁内の理解とサポートを得るためにしていること (n=691)



⑩ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証の実施について

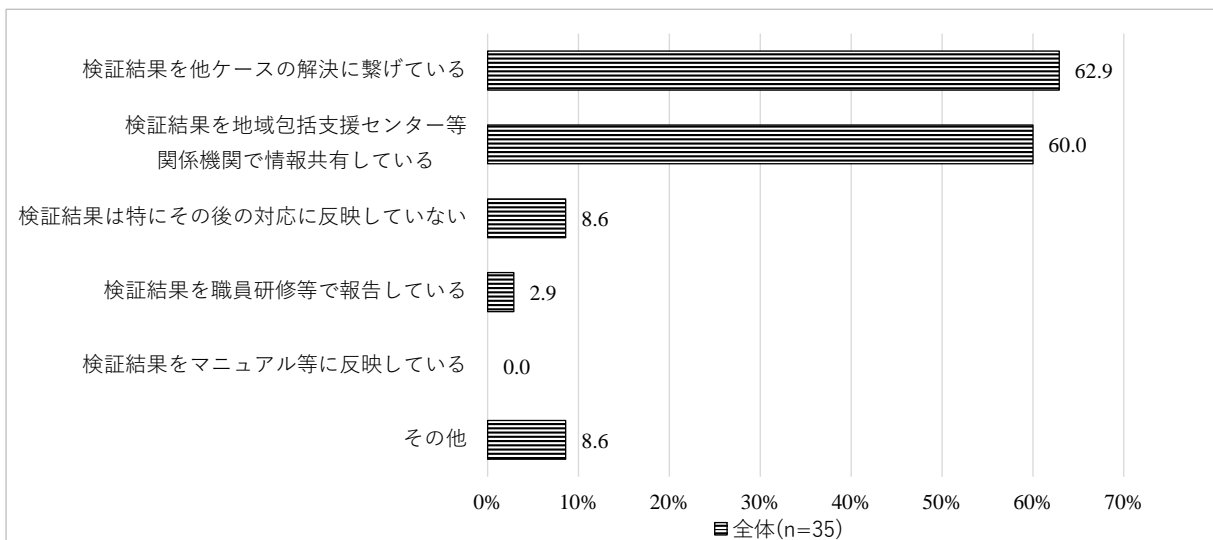
高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証の実施（高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえて回答）については、「行っていない」が 94.9%、「行っている」が 5.1%であった。

図表 59 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案事後検証の実施について (n=691)



高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証を「行っている」と回答した市区町村の事後検証の結果は、「検証結果を他ケースの解決に繋げている」が 62.9%と最も高く、次いで「検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している」が 60.0%であった。

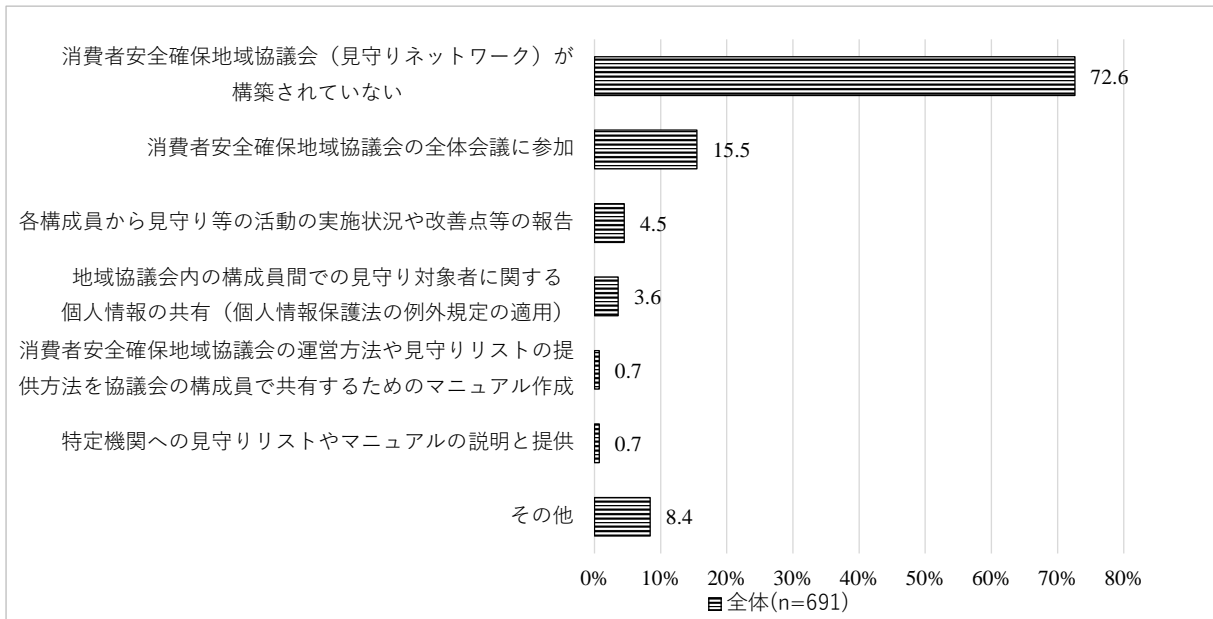
図表 60 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証の結果 (n=35)



⑪ 消費者被害を防ぐための消費者安全確保地域協議会との連携等について

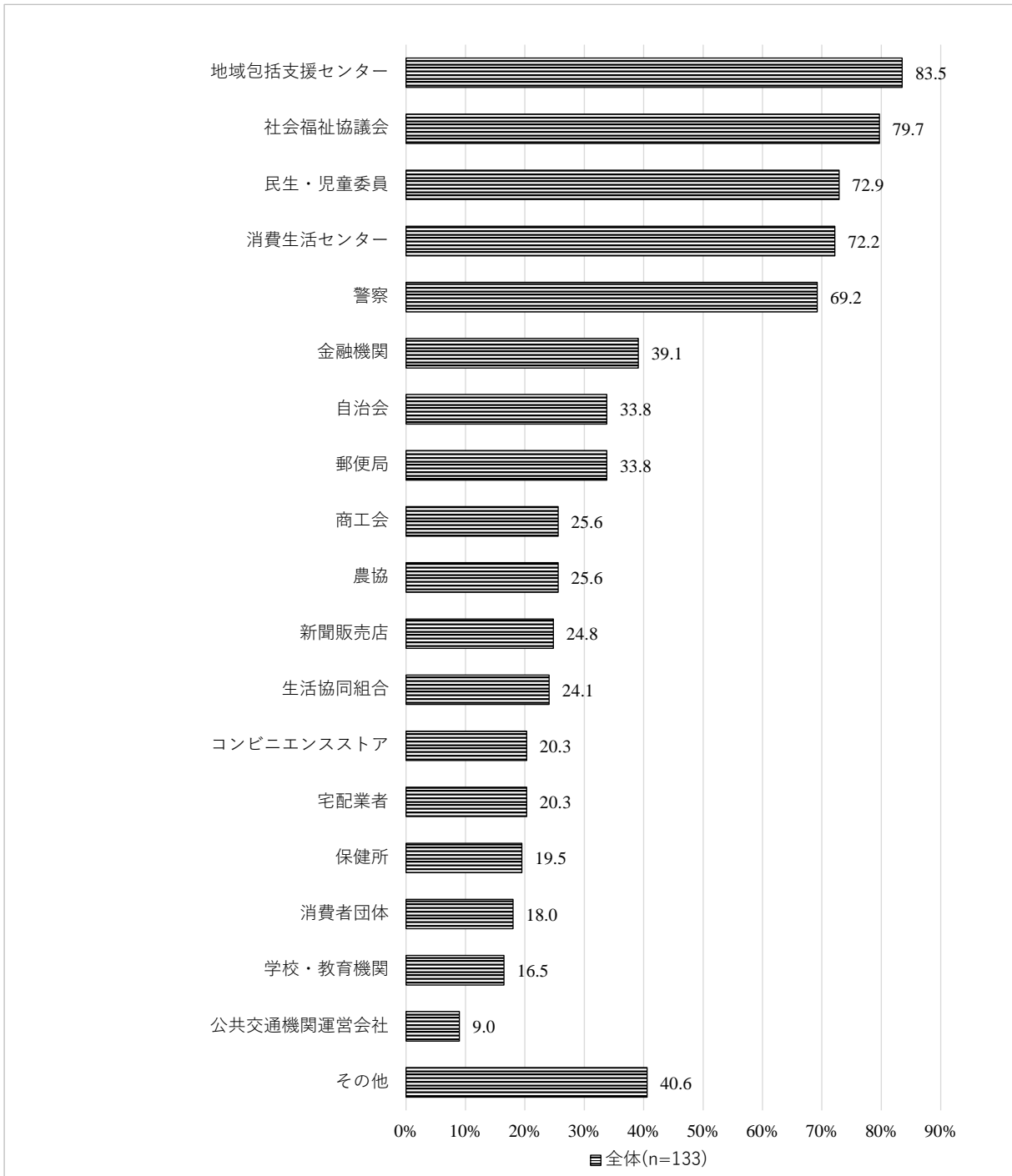
高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐために取っている消費者安全確保地域協議会との連携等については、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）が構築されていない」が72.6%と最も高く、次いで「消費者安全確保地域協議会の全体会議に参加」が15.5%であった。

図表 61 消費者被害を防ぐための消費者安全確保地域協議会との連携等（n=691）



高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐために取っている消費者安全確保地域協議会との連携等について、「早期発見・見守りネットワーク等」を既に立ち上げていると回答した市区町村における構成機関は、「地域包括支援センター」が83.5%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が79.7%であった。

図表 62 既に立ち上げている早期発見・見守りネットワーク等の構成機関 (n=133)



2. アンケート調査（消費生活センター向け調査）

(1) 調査目的

高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することを通じ、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理し、高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第9期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資する基礎資料を作成すること。

(2) 対象と方法

① 調査対象

全国の消費生活センターの実務者 1,747名
(市区町村の高齢者虐待防止対応を主管する部署から消費生活センターにアンケートを伝達)

② 調査期間

令和3年12月1日(水)～12月28日(火)

③ 調査方法

インターネットによるアンケート調査

④ 抽出方法

悉皆

(3) 調査結果

① 回収状況

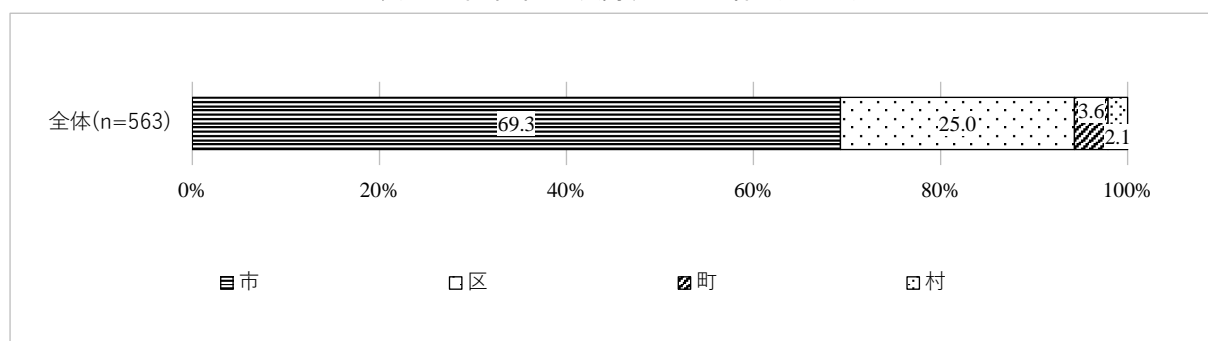
【回収数】 563 名 / 1,747 名

【回収率】 32.2%

② 回答者の基本属性

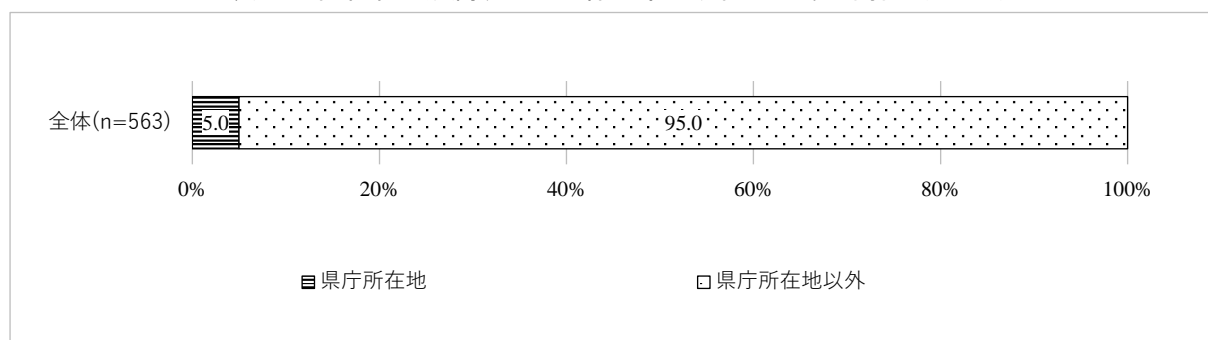
回答者の所属する自治体は、「市」が 69.3% と最も高く、次いで「区」が 25.0% であった。

図表 63 回答者の所属する自治体 (n=563)



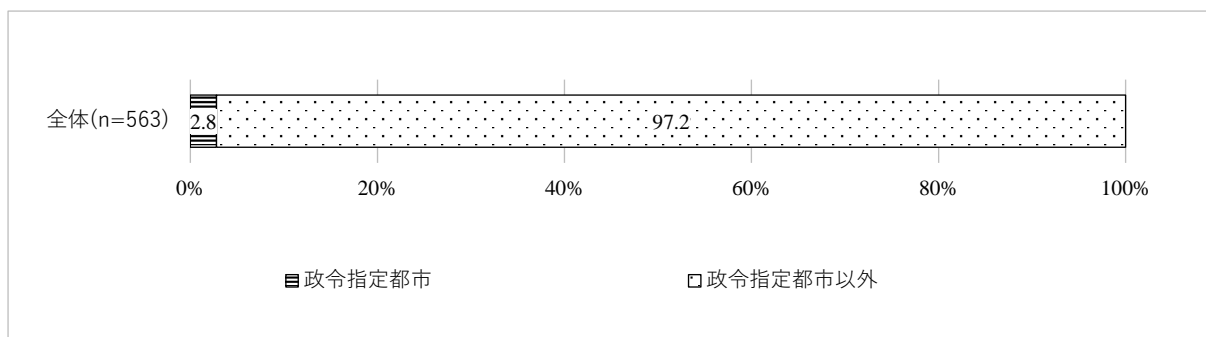
回答者の所属する自治体の所在地は、「県庁所在地以外」が 95.0%、「県庁所在地」が 5.0% であった。

図表 64 回答者の所属する自治体が県庁所在地である割合 (n=563)



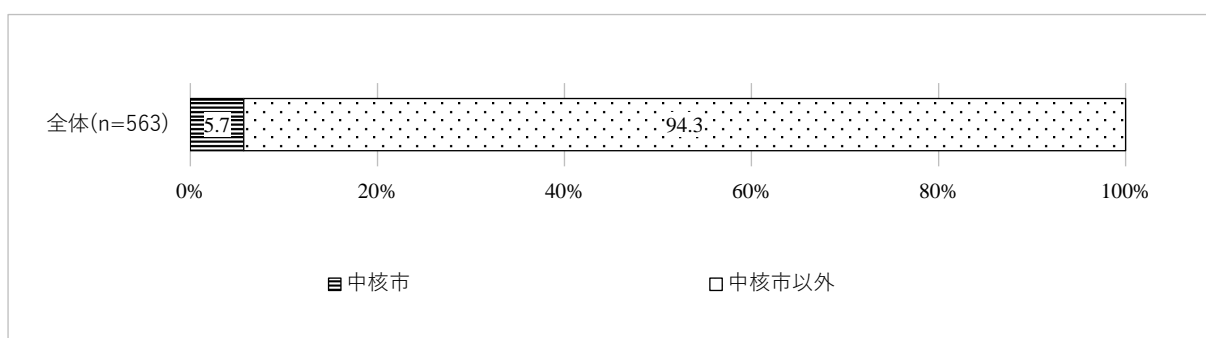
回答者の所属する自治体が政令指定都市かどうかについては、「政令指定都市以外」が 97.2%、「政令指定都市」が 2.8%であった。

図表 65 回答者の所属する自治体が政令指定都市である割合 (n=563)



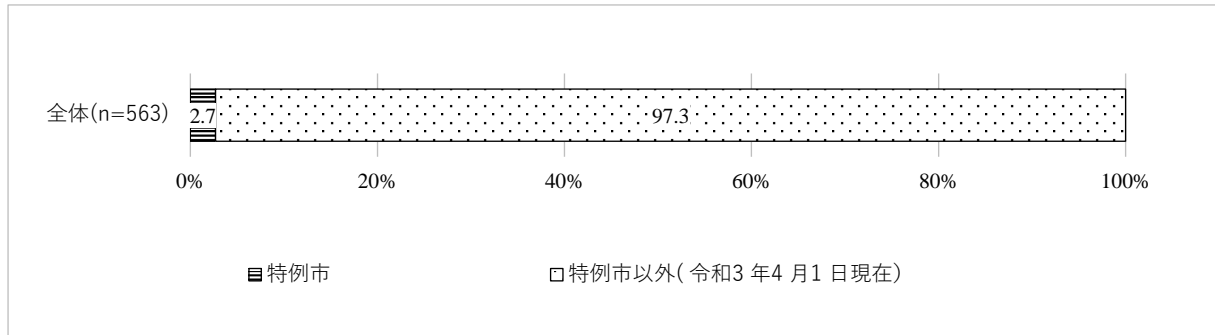
回答者の所属する自治体が中核市かどうかについては、「中核市以外」が 94.3%、「中核市」が 5.7%であった。

図表 66 回答者の所属する自治体が中核市である割合 (n=563)



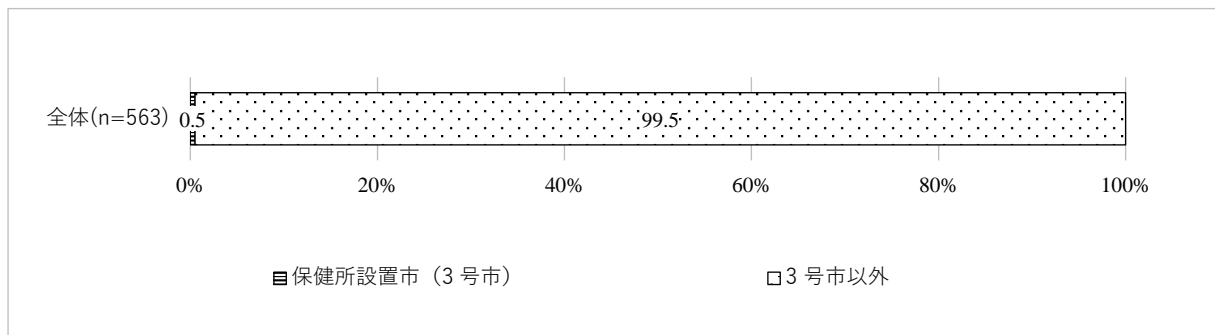
回答者の所属する自治体が特例市かどうかについては、「特例市以外(令和3年4月1日現在)」が97.3%、「特例市」が2.7%であった。

図表 67 回答者の所属する自治体が特例市かどうか (n=563)



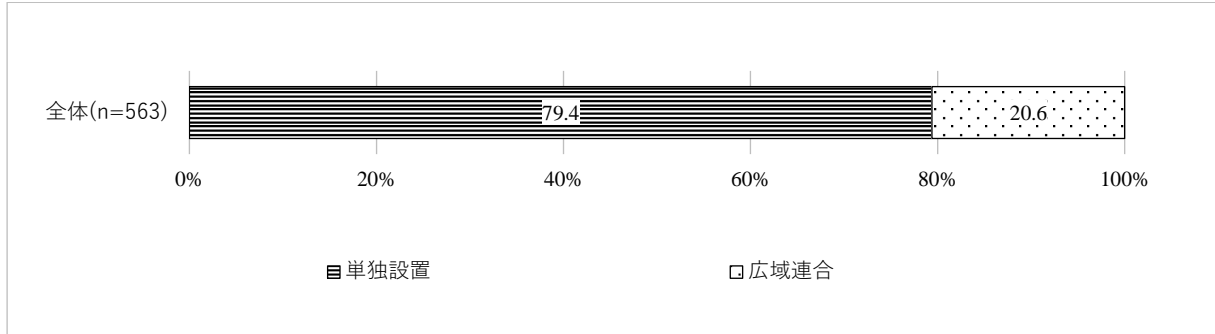
回答者の所属する自治体の保健所設置の有無は、「3号市以外」が99.5%、「保健所設置市(3号市)」が0.5%であった。

図表 68 保健所設置の有無 (n=563)



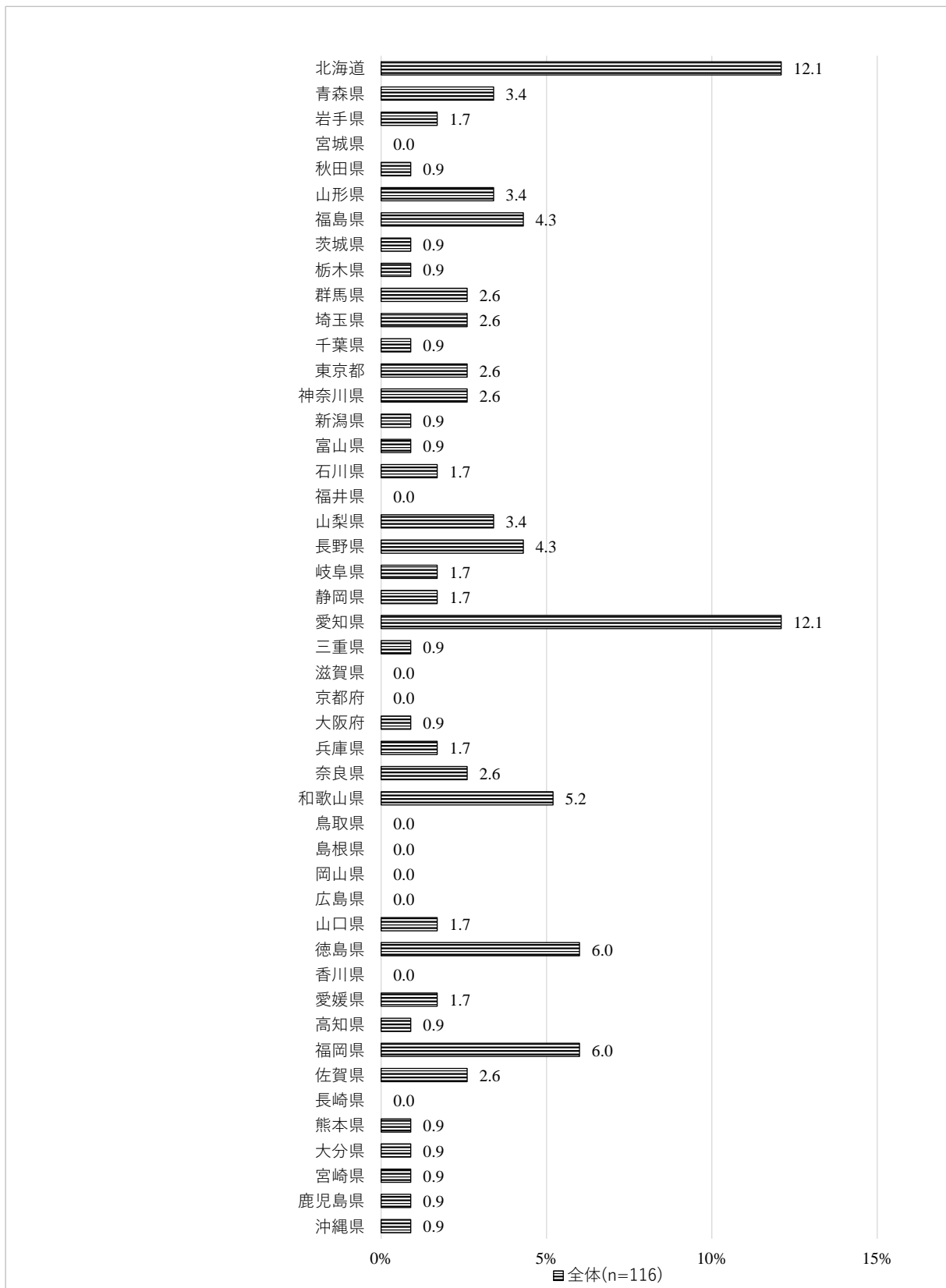
回答者の所属する消費者センターが単独設置、もしくは広域連合であるか、について「単独設置」が79.4%、「広域連合」が20.6%であった。

図表 69 消費者センターの設置形態 (n=563)



回答者の所属する消費者センターが「広域連合」と回答した場合、担当している都道府県・自治体は、「北海道」と「愛知県」が12.1%であり最も高かった。

図表 70 回答者の所属する広域連合が担当している都道府県・自治体 (n=691)

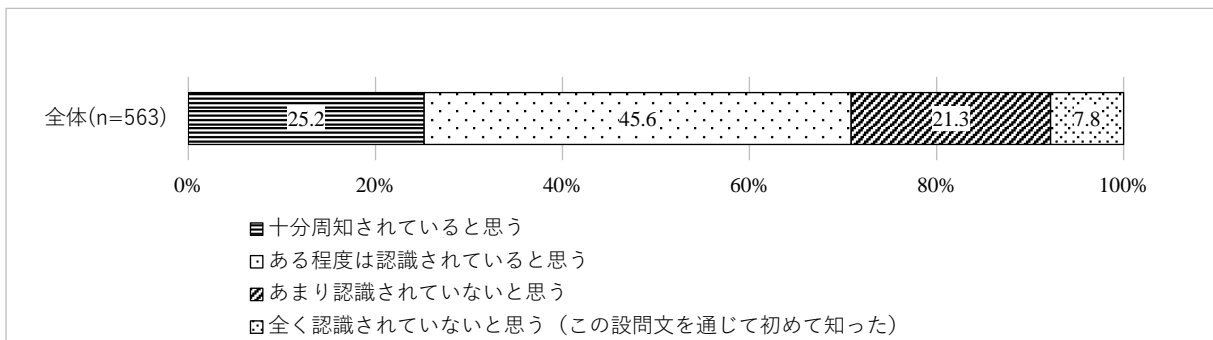


③ 高齢者虐待防止法第 27 条関連の高齢者消費者被害について

1) 消費者被害の考え方の消費者行政部局内での周知について

「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」という考え方が消費者行政部局内で周知されているかどうかについては、「ある程度は認識されていると思う」が 45.6%と最も高く、次いで「十分周知されていると思う」が 25.2%であった。

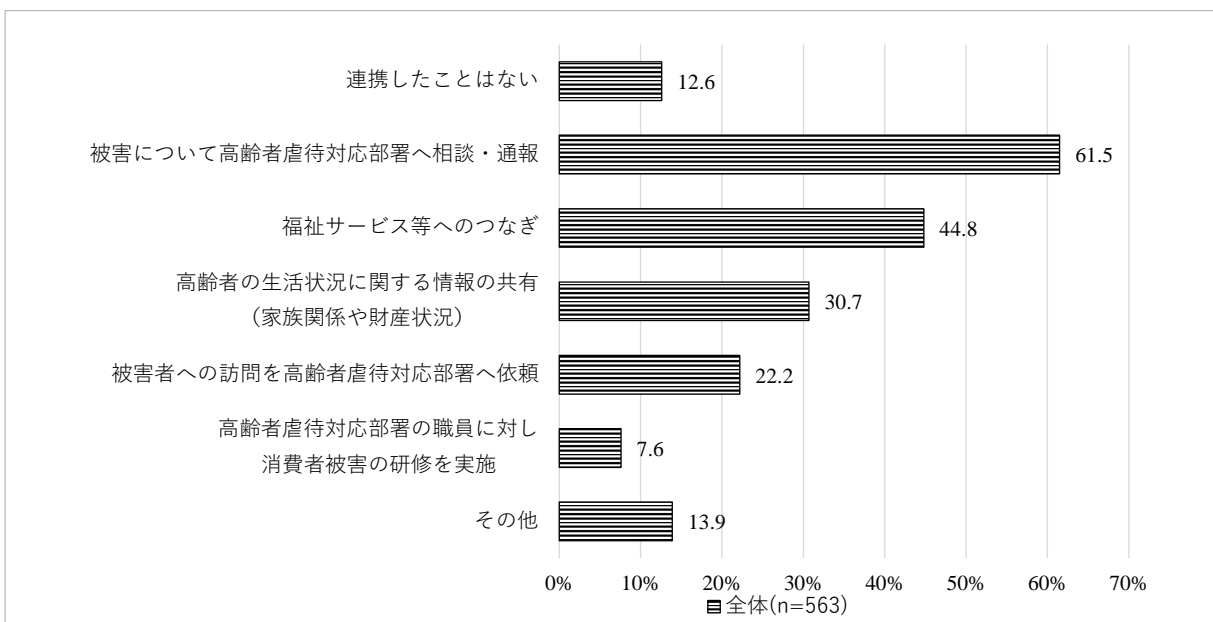
図表 71 消費者被害の考え方の消費者行政部局内での周知について (n=563)



2) 高齢者に対する消費者被害についての高齢者虐待対応部署との連携について

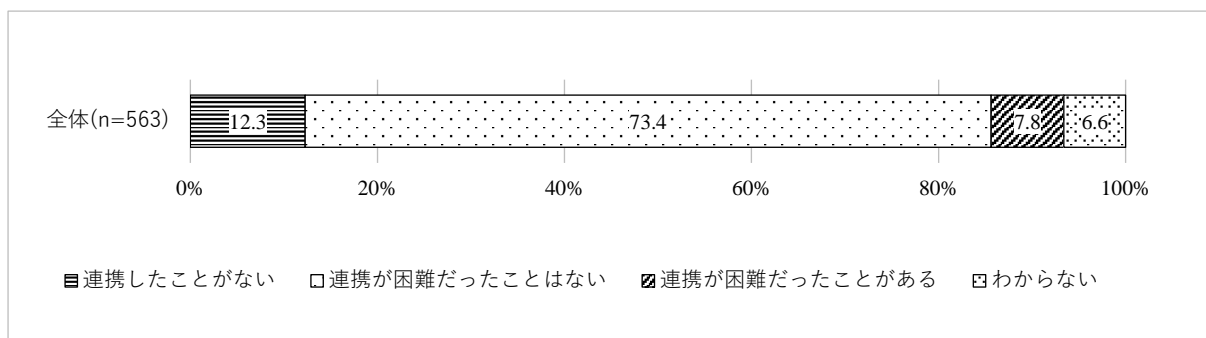
高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署とどのように連携しているかについては、「被害について高齢者虐待対応部署へ相談・通報」が 61.5%と最も高く、次いで「福祉サービス等へのつなぎ」が 44.8%であった。

図表 72 高齢者に対する消費者被害についての高齢者虐待対応部署との連携内容 (n=563)



高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署や地域包括支援センター等の支援組織と連携した支援が求められるケースにおいて、連携が困難だった経験の有無については、「連携が困難だったことはない」が73.4%と最も高く、次いで「連携したことがない」が12.3%、「連携が困難であった」が7.8%となった。

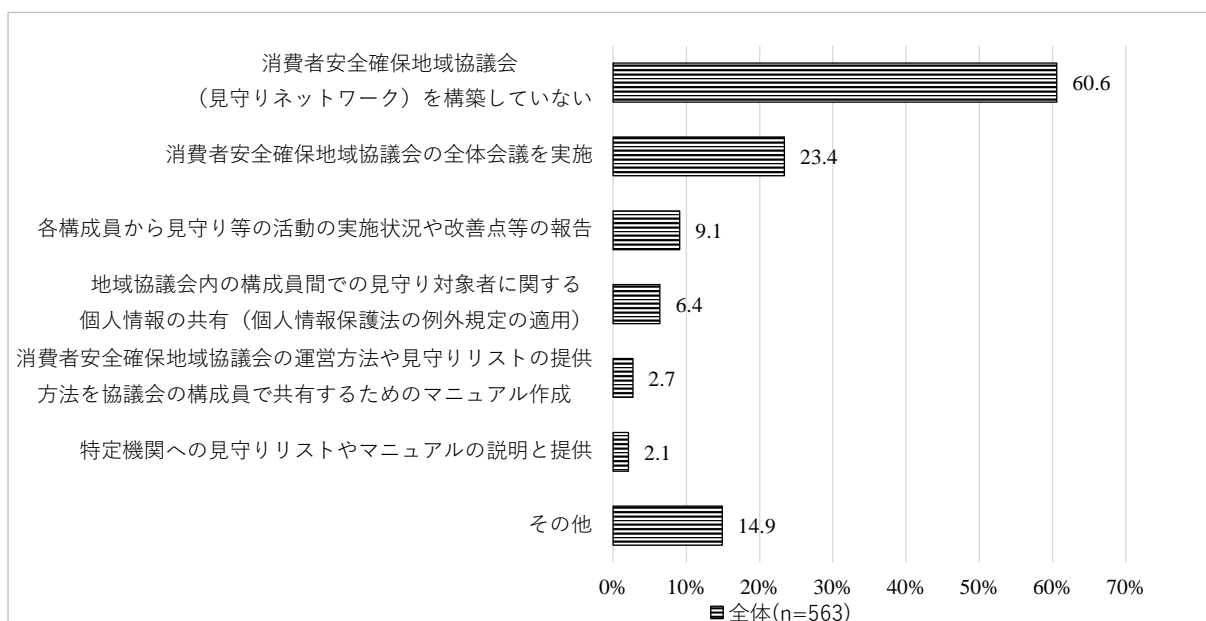
図表 73 高齢者虐待対応部署や地域包括支援センターとの連携が困難であった経験の有無 (n=563)



3) 地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組について

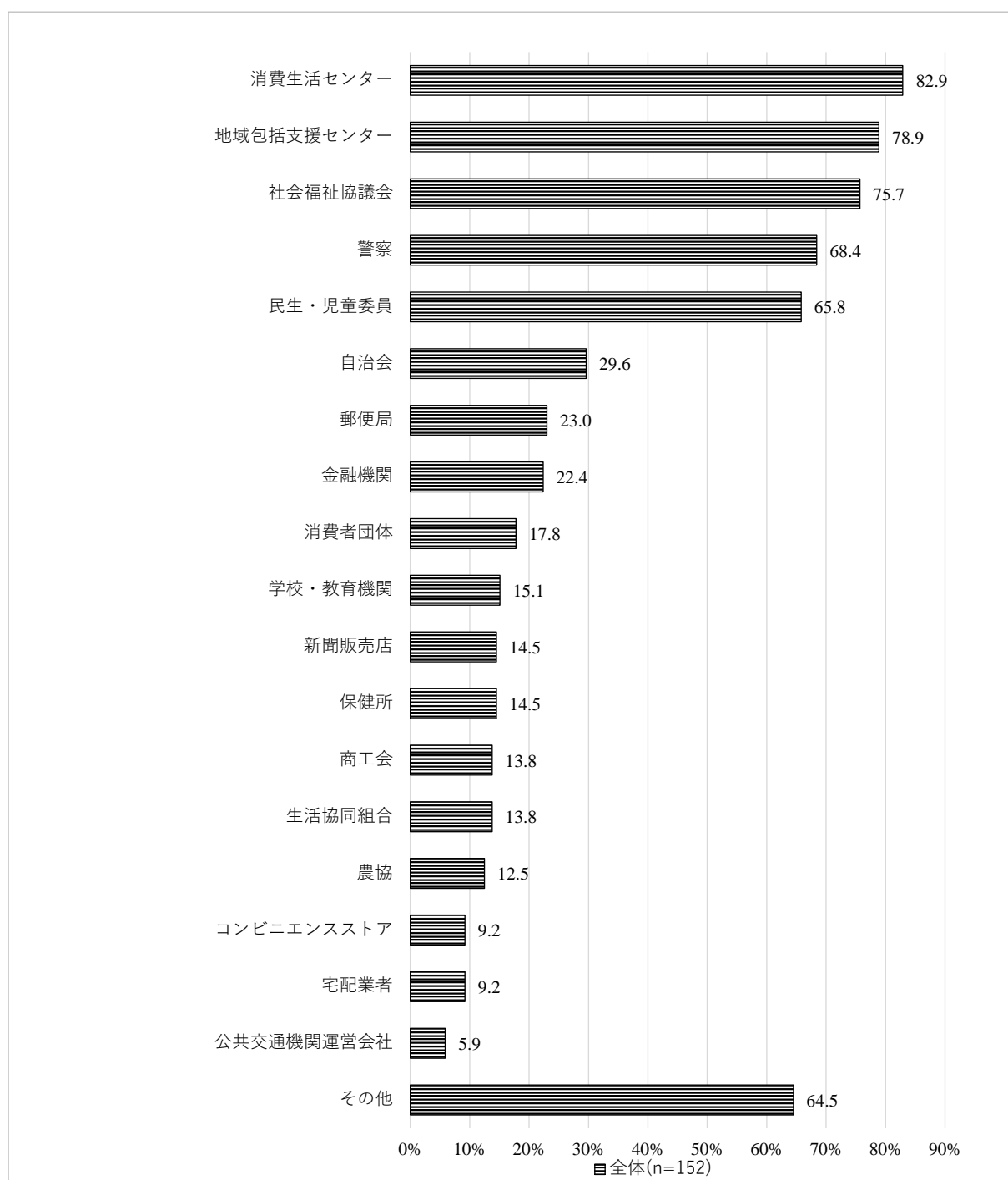
高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していることについては、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を構築していない」が60.6%と最も高く、次いで「消費者安全確保地域協議会の全体会議を実施」が23.4%であった。

図表 74 消費者安全確保地域協議会への取組で実施していること (n=563)



高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していることについて、「消費者安全確保地域協議会等」を既に立ち上げていると回答した市区町村における構成機関は、「消費生活センター」が82.9%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が78.9%であった。

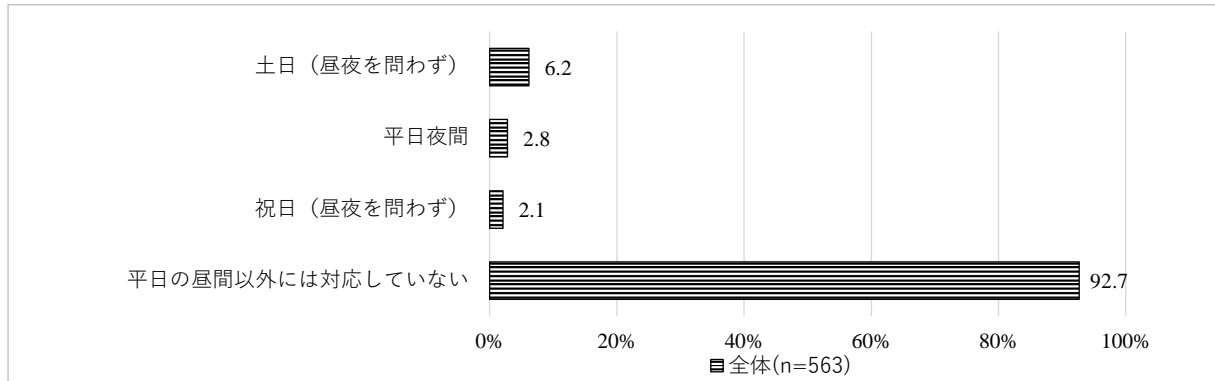
図表 75 消費者安全確保地域協議会等の構成機関 (n=152)



4) 消費者被害の相談等を平日の昼間以外で受け付けできる体制について

平日の昼間以外において消費者被害の相談等を受け付けできる体制がある時間帯については、「平日の昼間以外には対応していない」が92.7%と最も高く、次いで「土日（昼夜を問わず）」が6.2%であった。

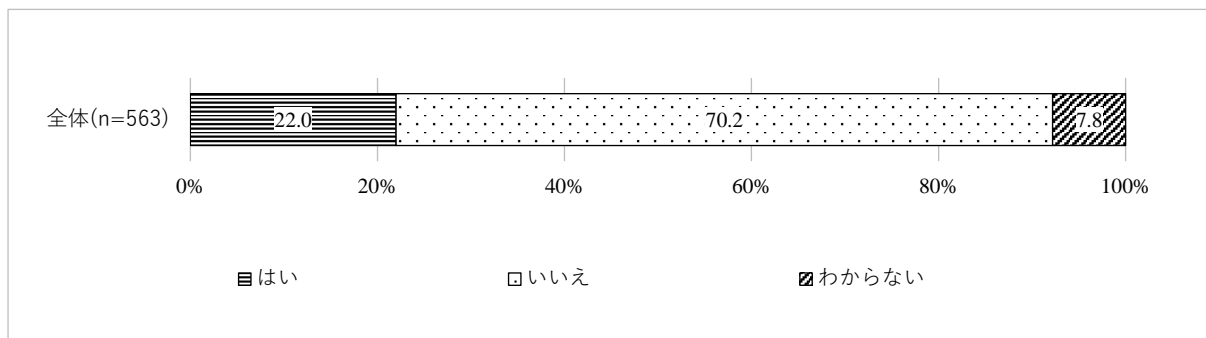
図表 76 消費者被害の相談等を、平日の昼間以外で受け付けできる体制がある時間帯（n=563）



5) 関連する研修・勉強会の開催について

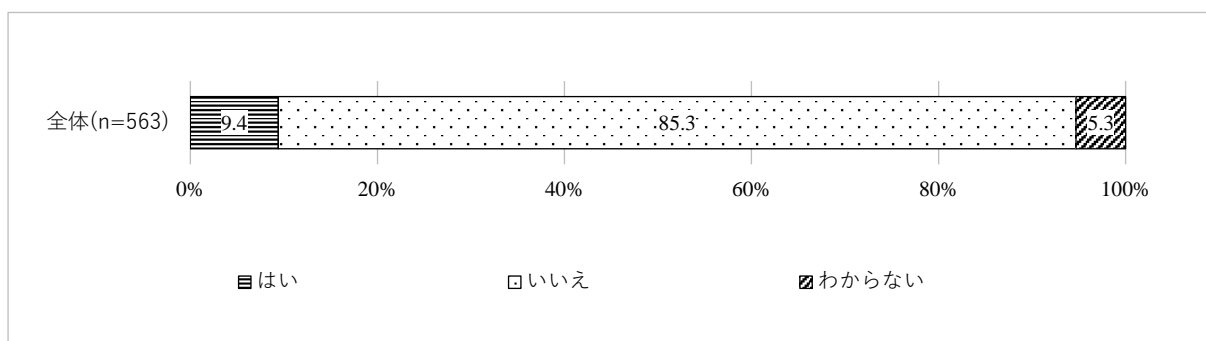
地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催しているかどうかについては、「いいえ」が70.2%、「はい」が22.0%、「わからない」が7.8%であった。

図表 77 地域包括支援センター対象にした消費者被害や関連法の
研修・勉強会の開催について (n=563)



消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催しているかどうかについては、「いいえ」が85.3%、「はい」が9.4%、「わからない」が5.3%であった。

図表 78 消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの
研修・勉強会について (n=563)



3. ヒアリング調査

(1) 調査目的

毎年実施されている高齢者虐待防止法に基づいた調査において調査対象者外となっている、高齢者虐待防止法第 27 条に規定されている消費者被害について、「未然防止」、「早期発見」、「迅速かつ適切な対応」及び「再発防止」の 4 つの観点から、自治体における支援状況等に関する好事例や取組事例を収集することを目的とした。

(2) 問題意識

高齢者虐待防止法第 27 条に規定されている消費者被害について、自治体における支援等を推進するための要点や課題はどのようなものか。また、阻害要因があるならば、それはどのようなものかを問題意識として調査を行った。

(3) 具体的な事例

高齢者の消費者被害の具体的な事例として立川市の事例を紹介する。

東京都立川市

■ 自治体概要（令和2年度）

人口：184,795人、65歳以上の高齢者人口：45,465人、高齢化率：24.6%

1. 実態把握について

(1) 高齢者の消費者被害についての把握状況と行政計画

- ・ 高齢者の消費者被害の発生件数について、実数としては把握できていない。
- ・ 高齢者の消費者被害についての行政計画策定の実施状況は不明である。

図表 79 立川市の実態把握状況と行政計画・評価

消費者被害の把握件数	高齢者福祉部局にて把握	対応しているが件数未把握	高齢者消費者被害の行政計画の有無	不明
	消費生活センター等→高齢者福祉部局		高齢者消費者被害の庁内決裁の有無	不明
	高齢者福祉部局→消費生活センター等		高齢者消費者被害の行政評価の実施	なし
高齢者消費者被害の条例・要綱		なし	高齢者消費者被害の予算確保向け評価実施	なし

(2) 実務主体である高齢者福祉課の体制

- ・ 高齢福祉課を中心に生活安全課や複数の外部機関との連携を通して業務を行っている。権利擁護業務の中で実施することになっている。

2. 高齢者の消費者被害への対応について

(1) 未然防止・早期発見の観点について

未然防止・早期発見のための実施体制や住民向けの普及啓発を中心に取り組んでいることについてヒアリングを実施した。

<未然防止・早期発見のための体制作り>

- ・ 地域ケア推進会議、ならびに日常生活圏域で開催される小地域ケア会議の場が体制作りには大きな役割を果たしており、所属機関から民生委員や介護サービス事業所、ボランティア活動に情報提供がなされるなどの連携が図られている。
 - 成年後見の申し立てや日常支援生活自立支援事業に繋げるなどの対応を行っている。地域包括支援センターが自発的に見守りを実施していることなど、地域で連携できる体制が整っている。
 - 影響力のある個人が発端となって取組が考案され、実現することが多い。このような形で進められる要因として、日常生活圏域が6つ、人口が約18万人という規模感ポイントとなっている可能性がある。
 - 高齢福祉課のフットワークの軽さも重要である。
- ・ 地域見守りネットワーク事業協定締結をしている。協定には大手コンビニエンスストアも含まれており、高額なプライベートカードを高齢者が購入しようとした際に一声かけていただくようにしている。これはプライベートカードを介した消費者被害が増えていることから、警察からコンビニエンスストアに周知できないか相談があったことがきっかけである。
- ・ 市民同士がお互いを自然に見守ることができる体制づくりを目指しており、その結果、未然防止や早期発見につながっていると考えている。
- ・ 地域包括支援センター向けの消費者被害の研修はできていないが、普段の地域ケア会議で実践の中で学ぶことが多いと考えている。地域包括支援センターの社会福祉士は、権利擁護は業務の中で実施している意識はあると思う。
- ・ 消費生活センターは虐待防止ネットワークには参加していない。次回以降は声がけすることにする。

<未然防止・早期発見のための住民向け周知・普及啓発>

- ・ 高齢者が集まるイベントの場等で生活安全課が主体となっており、いろいろなマスク・ウェットティッシュ等の啓発グッズ配布している。ワクチン接種の予約窓口の開設と同時に実施するなど、高齢者が多く参集する場面を活用し、高齢福祉課と消費生活センターと一緒に活動している。
- ・ 年に1回、警察と協働で消費者被害防止イベントを実施している。
- ・ 東京都で一番消費者被害額が多くなったことをきっかけに弁護士や地域包括支援センター、消費生活センターが協力してキャラバンを組んでイベントを実施していたこともあった。本取組について現在は下火だが、介護予防教室や詐欺防止について市民向けに話す場でしっかりと周知していく予定である。

- ・ 小地域のエリア会議に消費生活センターの相談員に来てもらい、市民向けのミニ講座を開催いただいている。介護サービス事業所向けなども実施している。
 - 高齢者のみならず、いろいろな方に話を聞いてもらうことが目的。みんなに聴いてほしい、知ってほしいという気持ちから手を尽くしている。
- ・ 自動通話録音機を立川市の予算で購入し、65歳以上の市民に無償で貸し出している。これまでに3,000台を貸し出しており、来年度も2,000台の購入を予定している。本自動通話録音機は警察か市の担当者が対象者を訪問して取り付けている。
- ・ 行政だけがその街を良くしようと頑張るのではなく、市民や立川で働く方が立川に住んでいて良いと思ってもらう取組が必要であると考えている。そうすると、有事の取組や虐待防止に波及すると思う。どのように市民に動機づけられるかが一番大きいと思う。一人一人の市民にアプローチすることで少しずつ変わっていくと思っずつ実施している。

(2) 迅速かつ適切な対応・再発防止の観点について

迅速かつ適切な対応を行うために、庁内や地域包括支援センターなどとの連携、会議体の設置の観点での取り組みについてヒアリングを実施した。

<迅速かつ適切な対応や再発防止のための庁内外連携とその内容>

- ・ 地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、権利擁護業務連絡会を作っている。高齢福祉課、地域包括支援センター運営協議会の弁護士、立川市社会福祉協議会の成年後見利用推進機関等が入り、イベントの共催や消費者被害の情報共有を実施している。
- ・ 地域ケア推進会議が月に1回あり、そのメンバーに高齢福祉課、立川市社会福祉協議会の成年後見利用推進機関、消費生活センターの相談員または担当係長が出席し、相談に関する情報（相談者の属性や手口の特徴、HPの確認依頼の周知啓発がある）を入手できるようになっている。その場で事例の報告があるので、その場で質疑応答、所属機関に持ち帰り、周知する仕組みを取っている。
 - 地域ケア推進会議で消費生活センターの相談員から共有された事例について、ちょうど対応を進めていた事例との類似性が高く、事例を共有した相談員まで相談を持っていった事例もある
 - 緊急性の高い事案については、立川市でサイトを使って介護サービス事業所向けにメールで注意喚起を実施している
- ・ 事案が発生した際の対処法についてのノウハウは集約されており、迅速に対応することが可能な体制は構築できている。
 - マニュアル化などの必要な時に即座に確認できるようなものは用意がなく、対応方法は属人的になっている。

4. 小括

高齢者虐待対応部局

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 消費者被害の課題にうまく対応できていると回答した自治体は 57.9%と半数を超えたものの、高齢者虐待防止法第 27 条に規定された消費者被害の発生件数を把握している自治体について、全件把握している自治体が 2.6%、ある程度把握している自治体が 13.3%となり、全体的には消費者被害の件数把握はあまり進んでいない。もとより消費者被害の件数把握は消費者行政部局の本務ではあるものの、高齢者虐待対応部署では消費者被害において件数を把握することができていない実態が明らかになった。
- ・ 同法第 27 条に規定された消費者被害の課題にうまく対応できていないと回答した自治体では、その理由に「解決方法の類型化がされていない、ノウハウをうまく引き継げない」ことを挙げている。マニュアルや業務指針、対応フロー図の作成をしていない自治体が 95.7%と、そのほとんどを占める実情が反映される結果となった。
- ・ 同法第 27 条に規定する消費者被害への対応方法については、「消費者被害の予防に関する広報・注意喚起」が 67.4%と最も多く、これだけでは必ずしも権利擁護支援に結び付く対応とは言いきれないものの、消費生活センターによる対応が 60.5%、日常生活自立支援事業の利用が 37.3%、介護保険サービス・生活支援サービスの導入が 26.9%、介護保険法における地域ケア会議の実施が 21.9%、成年後見制度の首長申立が 10.4%など、庁内他部署や関連機関と連携を取りつつ、権利擁護支援に結び付く対応が行われていることも分かった。
- ・ 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために何らかの施策を行っている自治体は半数程度である。その中で、わずか 8.0%ではあるが、ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議している自治体が存在することは注目に値する。他方、当該問題に関して、何もしていないと回答した自治体も約半数あり、庁内連携を高齢者虐待対応部署から積極的に働きかけることはあまり進んでいないことも明らかになった。
- ・ 高齢者虐待対応部署から、消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者に対し、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供について、未実施が 66.1%であるなど、積極的に行なわれているとはいえ、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

<②検討会の設置>

- ・ 月 1 回の割合で開催される地域ケア会議に消費者行政部局も毎回参加し、緊密な連携が取れているため、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できている。
- ・ 消費者庁が設置を推進している消費者安全確保地域協議議会については、未設置の自治体が 60.6%を占めるが、高齢者虐待対応部署などが運用する何らかのネットワークを構築している自治体がほとんどである。しかし、同法第 2 条に規定された経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害に対応するためには構築されているネットワークが消費者行政部局など、他のネットワークと容易に協働しうるものであることが求められる。既存のネットワークで何をするのか、その機能を今一度確認する必要がある。

<③計画の策定と評価>

- ・ 高齢者の消費者被害については行政評価を行っている自治体は限定的（11.1%）であり、行政計画の整備状況（31.0%）や庁内決裁の計画の整備（10.1%）、体制整備の予算確保に向けた評価の実施（6.9%）、条例や要綱の整備を行っている自治体はわずか6.8%であるなど、非常に限られている。
- ・ 消費者被害の事案の事後検証については、未実施が94.9%であるなど、ほとんど行われておらず、事案の蓄積・類型化が図られていない。これが、結果的には、マニュアル整備の遅れにつながっているものと考えられる。
- ・ 同法第27条に規定される消費者被害の課題について、うまく対応できているとする回答が57.9%であったことは上述のとおりだが、自治体へのヒアリングでは、高齢者虐待対応部署と消費者行政部局の双方で、権利擁護支援に結び付く相談事例が必ずしも全件共有はされておらず、対応における協働もかなり限定的である。ただし、消費者行政部局は地域ケア会議に参加し、緊密な連携が取ることで、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できており、地域ケア会議に対処法についてのノウハウが集約されており、迅速な対応が可能だとする例が報告された。今後、全国の自治体で好事例の展開が期待される。

消費者行政部局

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 消費者行政部署内で「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」という考え方は7割程度周知されている。実際に、高齢者の消費者被害は消費生活センターから高齢者虐待対応部署へ相談・通報が61.5%、福祉サービスへのつながりが44.8%となっており、結果として高齢者の消費者被害の相談を発端として権利擁護支援につながっていることがうかがえる。今後、協働内容をさらに深めていく必要がある。その一方で、連携したことがない自治体も12.6%存在する。こうした自治体では、他自治体の好事例を参考に早急な対応が求められる。
- ・ 消費者行政部局が高齢者虐待対応部署との連携においては、多くの自治体で困難を感じておらず、うまく連携が図られていると考えている割合が7割を超える。しかし、受け止める側の高齢者虐待対応部署では消費者被害の件数を把握していない割合が高く、同法第27条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の部局の意識に齟齬が生じている可能性が高い。

<②検討会の設置>

- ・ 消費者安全確保地域協議会を設置している自治体はいまだ4割に満たない状況である。

<③計画の策定と評価>

- ・ 消費行政部局での地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会の開催が2割程度、消費生活相談員向けの介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会の開催が1割にも満たない状況と、かなり限定的であり、高齢者虐待対応部局の研修・勉強会同様、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

第5章 総括と提言

「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」に A-PDCA サイクルに基づいた高齢者虐待防止についての体制整備が追加され、①課題の把握、②検討会の設置、③計画の策定、④実施と評価という4指標¹が提案されている。そこで、本章では、前述の4指標の観点に基づき、現状・課題と今後の論点について言及する。

1. 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する計画について

本稿では市町村と都道府県という2つのカテゴリー別に論じる。

1) 市町村

現状・課題
<p><①課題の把握></p> <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査が活用されていた。・ 全国及び都道府県の調査結果との比較が可能で、同法に基づき毎年度実施されることから経年比較も可能であり、調査結果から実態を把握し、課題分析を行うことができる。・ 机上調査で分析した介護保険事業計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。・ ヒアリングにおいては、市町村独自で調査項目を追加し、基本項目と独自項目の関係を分析することにより、課題を明確化する実践も行われていることが把握できた。・ なお、法に基づく対応状況等の調査以外には、高齢者虐待等の権利擁護の実態を検討する機会・場（検討会）を活用し、課題を把握する実践も行われていた。・ しかしながら、現行の介護保険事業計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。 <p><②検討会の設置></p> <ul style="list-style-type: none">・ 実態に基づいた課題について他機関と対策を検討する機会・場として、地域ケア推進会議や介護保険事業計画策定委員会だけではなく、その他にも様々な検討会が活用されていた。<ul style="list-style-type: none">・ 虐待防止ネットワーク会議・ 認知症施策推進関連の会議・ 地域包括支援センター運営協議会 など・ ヒアリングにおいては、他機関と対策を検討する前に市町村や地域包括支援センター内の検討会を活用し、現場の視点を取り入れ、課題分析や対策を検討する実践も把握できた。<ul style="list-style-type: none">・ 地域包括支援センターの事業計画を検討する場

¹ 4指標は「令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」ア～エを基に定めた。

- ・地域包括支援センターの職種別会議（社会福祉士） など
- ・ 更に、アンケート調査においては、これらの検討会において高齢者虐待等の権利擁護の施策について行政評価が行われている実態が示された。また、ヒアリングにおいても、行政評価のプロセスで課題分析と対策の検討が行われている事例が把握できた。

<③計画の策定>

- ・ 高齢者虐待等の権利擁護の体制整備に係る計画は、介護保険事業計画だけではなく、その他にも対象となる計画が存在することが把握できた。
 - ・ 行動計画
 - ・ 介護保険事業計画以外の行政計画
 - ・ 市町村独自の行政計画（高齢者虐待防止計画等）
 - ・ 庁内決裁の計画
 - ・ 地域包括支援センターの運営方針や事業計画
 - ・ マニュアル（高齢者虐待防止マニュアル等）※体制整備に係る内容が含まれている場合
- ・ なお、養介護施設従事者等による虐待については、机上調査では養護者による虐待と区別されていない記述が多く、体制整備の実態が把握しづらい状況が散見された。
- ・ 養護者による高齢者虐待について、机上調査では法に基づく対応状況等の調査の「市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について」に係る 18 項目の視点から計画の策定状況を分析したが、介護保険事業計画等の行政計画には、必ずしも 18 項目が網羅的に盛り込まれていない実態が把握できた。
- ・ ヒアリングにおいては、地域包括支援センターの事業計画等と介護保険事業計画を掛け合わせるにより、18 項目を網羅するような体制を整備する実践が把握できた。

<④実施と評価>

- ・ 高齢者虐待等の権利擁護の体制整備は、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査では実施されていると回答していたとしても、介護保険事業計画には反映されているとは限らず、他の計画に反映されて実施されている可能性があることが把握できた。
- ・ 机上調査では、行政評価や事業計画等において計画した体制整備の評価を行っている事例が把握できたが、介護保険事業計画においては対応実績等に対する評価は散見されても、計画した体制整備の評価に該当する記述は見つからなかった。
- ・ 机上調査とヒアリング調査から、終結した虐待事案の事後検証については、事後検証の会議のほかに、事例検討や支援後のモニタリング会議等の機会を活用している可能性があることが把握できた。

今後の論点

<①課題の把握>

- ・ 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査は毎年度実施され、市町村・都道府県がデータを有している。
- ・ 手元にあるデータと各種検討会を活用し、高齢者虐待等の権利擁護に係る計画に課題分析と対策を反映することが市町村に求められる。
- ・ 把握した課題は計画に記録されなければ、課題に取り組んできた軌跡が残らず、関係者の記憶にも残らない。また、人事異動等の人の入れ替わりにも対応できず、継承されない。
- ・ また、いつまでも同じ課題を提示し続けるのではなく、次なる課題を提示していくために、同法に基づく対応状況等の調査を分析し、課題の把握に活用することで、A-PDCA サイクルの最初の「A-P」を実践することが必要である。

<②検討会の設置>

- ・ 多くの市町村において高齢者虐待防止のネットワーク会議など、既存の検討会を活用し、高齢者虐待等の権利擁護に関する課題を他機関と検討する機会・場を設置している実態が把握された。
- ・ いくつかの市町村では行政評価のプロセスで検討を行っている実態も把握できた。体制整備の評価や予算獲得につながる可能性があり、行政評価の活用については更なる調査が必要である。
- ・ また、重層的支援体制整備事業や成年後見制度利用促進に係る会議体の活用については、今回の調査では十分に把握ができなかったが、地域づくりと権利擁護支援の推進との連動は欠かせない視点であり、好事例等を発掘することが必要である。
- ・ 他機関との検討会の前段として、市町村や地域包括支援センター内で実施されている内部会議を活用して、課題分析や対策のたたき台の作成については、日常業務に組み込みやすいと考えられるため、好事例を発掘して普及していくことが望まれる。
- ・ 課題を検討する機会・場を定めなければ、十分に対策が検討できず、課題のみの提示に終わってしまう。計画策定においてA-PDCAの「D」を明確にするためにも、検討ができる機会・場を幅広く探していくことが、市町村に求められる。

<③計画の策定>

- ・ 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画を策定する際には、以下の①～③のように、養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待を分けて記載する必要がある。
 - ① 養護者による虐待及び養介護施設従事者等による虐待の両者に共通する事項
 - ② 養護者による虐待に関する事項
 - ③ 養介護施設従事者等による虐待に関する事項
- ・ 計画の策定について、いくつかの市町村では行政計画だけではなく、行動計画¹を策定して、二層構造で体制整備を行っており、計画立案の方法論の一つとして示された。

¹ここでは、行政計画とは、介護保険事業計画、その他の行政計画、行政評価、市町村独自の行政計画等を指す。

行動計画とは、庁内決裁の計画、地域包括支援センターの運営方針や事業計画、マニュアル等を指す。

- ・ なお、都道府県においても同様に、行政計画や行動計画が策定されていた。
- ・ 行動計画の A-PDCA と行政計画の A-PDCA の 2 つのサイクルが存在すると考えられ、冒頭の「A」（アセスメント）を共通の起点としてサイクルを連動させ、網羅的に体制整備を図ることがポイントになる。そのような好事例を発掘して普及していくことが望まれる。
- ・ 毎年度実施される法に基づく対応状況等の調査により、体制整備の実態を把握して実施の有無を確認しているはずであり、「実施あり」と回答した項目については計画にも反映していくことが、市町村に求められる。

<④実施と評価>

- ・ 評価にあたり高齢者虐待等の権利擁護の体制整備の実施内容を網羅的に把握するためには、行政計画と行動計画の両面から確認する必要がある。
- ・ 計画した体制整備の評価については、介護保険事業計画は評価までは至っていない実態がある。しかし一方で、行政計画や事業計画等では評価が行われている実態も認められた。具体的な評価方法については今後の検討事項である。
- ・ 各計画の A-PDCA サイクルを連動させ、介護保険事業計画にまで反映させられるように、計画を戦略的にマネジメントすることが、市町村に求められる。
- ・ また、終結した虐待事案の事後検証については、個別事例の課題分析が体制整備の評価につながることを想定される。事例検討やモニタリング会議など、日々の実践に組み込むことができるように、更なる調査とモデルの構築が必要である。

2) 都道府県

現状・課題

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 市町村と同様に、高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等の調査が活用されていた。
- ・ 机上調査で分析した介護保険事業支援計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。
- ・ また、同法に基づく対応状況等の調査以外には、アンケート調査や検討会、市町村訪問の機会、市町村及び地域包括支援センターの職員、介護サービス相談員等を対象とした研修会等を活用して管内の市町村の実態を把握していた。
- ・ ヒアリングにおいては、把握した実態からの課題分析が課題として挙げられた。
- ・ 市町村と同様に、現行の介護保険事業支援計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。

<②検討会の設置>

- ・ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場として、虐待防止に関する連絡会等の市町村担当者会議や虐待防止ネットワーク会議等が活用されていた。
- ・ ヒアリングにおいては、管内の市町村の体制整備に関する取組状況を取りまとめ、検討会において情報共有することで、市町村担当者や関係機関との意見交換が行われていることが把握できた。
- ・ ただし、年間で実施できる検討会の開催数が1~2回に限られているため、体制整備の課題を十分に議論した上で、都道府県の目標を定めるには限界がある状況であった。
- ・ また、全ての市町村担当者が出席することになると参加者数が膨大になることから人選も必要になり、参加できなかった市町村への情報共有も行うことになる等、会議の運用を工夫する必要性も把握できた。

<③支援方策の策定>

- ・ 市町村への状況に応じた支援方策を策定するために検討会等が活用されていた。
- ・ ヒアリングにおいては、検討会での意見交換等を行うために、事前に庁内で支援方策を検討している状況が把握できた。
- ・ また、高齢者権利擁護等推進事業や介護サービス相談員派遣事業等の既存事業の運用の見直しや充実を図ることから、支援方策を検討することもあることが把握できた。

<④支援>

- ・ 養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待では対応部署が異なる場合があり、また、都道府県によっては地方局等と役割を分担して支援を実施していることがある。
- ・ 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、市町村からの相談や通報等の受付、情報共有や方針の検討、部署間が連携しての対応、体制整備の課題共有等、庁内連携も重要になることが把握できた。

- ・ 養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

<⑤フォローアップと支援効果の評価>

- ・ 市町村への訪問により取組状況・課題の把握を兼ねてフォローアップを図る取組や、検討会において市町村からの意見を聴取するような取組が把握できた。
- ・ 一方で、フォローアップと支援効果の評価結果の具体的な内容については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

今後の論点

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 法に基づく対応状況等の調査は毎年度実施され、実態把握のチャンスである。
- ・ 調査結果の活用方法だけではなく、ネットワーク構築を兼ねて、関係機関に意見を募り、独自の調査項目を追加する等、調査の設計や運用のプロセスにも着目し、戦略的に取り組めるようなモデルの構築が必要である。

<②検討会の設置>

- ・ 都道府県の目標を定めるための課題分析については、検討会が活用されているが、開催頻度や会議の参加者数、会議時間等の問題があり、検討会の機会や場のみで課題を検討することが難しい状況がある。検討会の運用についてモデル事例の発掘が必要である。

<③支援方策の策定>

- ・ 検討会では目標だけではなく都道府県の支援方策なども検討されることから、その実施に向けて、事前の庁内連携により各部署からの視点で課題を分析し、対応状況等の調査結果も活用して支援方策を策定することがポイントになる。
- ・ 都道府県は単一部署ではなく、複数部署により職務を分担して担っている特徴があることを活かし、多角的な視点から支援方策を検討することができる。そのような庁内連携の在り方について、更なる調査と検討が必要である。

<④支援>

本項目に関する情報は、本調査では得ることが出来なかった。今後、本項目に関する更なる調査と検討が必要である。

<⑤フォローアップと支援効果の評価>

- ・ 養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備について、焦点を当てて調査と検討を行う必要がある。
- ・ 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、都道府県と市町村の連携、都道府県の庁内連携などにも着目し、フォローアップと支援効果の評価等も含めて、効果的な支援を行う方策を検討する必要がある。
- ・ また、実態や課題、検討会や支援方策、フォローアップや評価について、その具体的な内容が実施されていながらも、介護保険事業計画等の計画に反映されていない可能性がある。それらを計画に反映し、A-PDCA サイクルを推進していくことが都道府県に求められる。

2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について

本項では準ずる対応が求められる権利侵害には複数のタイプが含まれることを念頭に置きつつ、本結果のポイントと今後の課題・論点を整理する。

現状・課題
<p><①取組状況・課題の把握></p> <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の発生件数を把握している市町村はおよそ6割程度であった。その中でセルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65歳以上夫婦間のDV、認知症による行方不明高齢者を把握している市町村はそれぞれ4割～5割弱であった。・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の各市町村での10万人当たりの発生数はセルフ・ネグレクトが2.99人、養護・被養護関係にない高齢者が10.8人、65歳以上夫婦間のDVが5.96人、認知症による行方不明高齢者が20.4人となった¹。今回把握された発生割合に基づいて算出すると、例えばセルフ・ネグレクトでは3,800人程度発生している可能性がある²。・ 在宅での孤立死に至った高齢者については、依然として2/3程度の市町村が「該当する死亡があったかを把握していない」もしくは「死亡はあったが人数は不明」と回答していた。 <p><②検討会の設置></p> <ul style="list-style-type: none">・ 準ずる対応を求められるの権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために「関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している」「事例検討会の場や機会等を設けている」市町村は約5割であった。・ 対応するうえで求められる知識等を習得する場や機会の提供に関しては、6割の市町村が何らかの対応をしていた。・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般への対応がうまくできない理由は、人員数の不足（72.8%）が顕著であった。ついで協議体を設置していないこと（31.1%）も上位であった。 <p><③計画の策定></p> <ul style="list-style-type: none">・ セルフ・ネグレクトについては、行政計画がある自治体は4.8%、庁内決裁の計画が10.4%、行政評価の実施が2.7%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は2.2%となり、計画にセルフ・ネグレクトを含めている自治体は非常に限定的であった。・ 孤独死については、行政計画を立てている自治体は12.0%、庁内決裁の計画を7.8%、行政評価の実施が4.9%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は5.2%となり、計画に孤独死を含めている自治体は非常に限定的であった。・ 認知症については、行政計画を立てている自治体は47.6%、庁内決裁の計画を55.9%、行

¹ アンケート結果から得られたそれぞれの権利侵害の総発生件数に関して、件数を把握していると回答した自治体の総人口で割り、10万を乗じることで算出した。

² 上記で算出した10万人当たりの発生件数を日本の総人口当たりへに換算した数字

政評価の実施が 26.0%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 28.2%となり、計画に認知症を含めている自治体は他の準ずる対応が求められる権利侵害と比べると多くなった。

<④実施と評価>

- ・ 約 9 割の市町村が、他部署・関係機関・団体等と連携して、高齢者虐待防止法に準ずる対応をしている。連携先は生活保護担当、高齢者福祉・介護保険、障害福祉、警察、地域包括支援センターが上位だが、それ以外も相当数ある。
- ・ 再発防止の観点から、終結した事案の事後検証を実施できている市町村は 1 割強 (13.0%) に留まっている。

今後の論点

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の発生件数は、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65 歳以上夫婦間の DV、認知症による行方不明高齢者の 4 事例のみであってもその推定発生件数の総和は約 50,500 件であり¹、高齢者虐待の相談・通報件数と比べると多くなっている。(令和 2 年度の結果によれば、養護者による相談・通報件数は 35,774 件である)。この結果を踏まえると、発掘・通報されずに見過ごされているケースがあることが想定される。
- ・ 準ずる対応が求められる権利侵害の発生件数の把握が限定的である理由の一つとして、これらの権利侵害が虐待と同様に重大な権利侵害である事象という認識の周知・共有が不十分である可能性がある。このため、これらの権利侵害についての周知・共有を進めるとともに、虐待防止ネットワークでの取組や体制整備を検討する際には、準ずる対応が求められる権利侵害についても含めて検討する必要があることを定着させていくべきである。

<②検討会の設置>

- ・ 過去 (平成 26 年度・平成 30 年度)²に実施された同種の調査と比べると、高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるケースについて、セルフ・ネグレクトを例に挙げると、発生件数まで把握している市町村は以前と比べて増加している傾向にある (平成 26 年度調査 : 25.7%、平成 30 年度調査 : 13.0%)。とはいえ、依然として、4～5 割程度の市町村が発生件数すら把握できていない状況にある。「準ずる対応」の定義が不明瞭といった指摘はあるものの、有効な対策を検討するためには、当該地域で生じている本課題の規模感の把握と課題の共有は必須といえる。一方で、人員数の不足という指摘への対応も考慮する必要がある。
- ・ 件数を把握できている市町村が 5 割程度であったことを考慮すると、対応がなされている市町村の多くは、関係機関との連携、事例検討会の設置など、体制の強化や機関連携、ネットワーク構築が蓄積されつつある。ただし、本調査では、どのような連携協力体制で、

¹ 各権利侵害の日本の総人口当たりの発生数を加算したもの

² 平成 26 年度における調査「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」

参考 : <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000140351.pdf>

平成 30 年度における調査「高齢者の権利擁護における基礎自治体での相談体制・事例対応の実態把握等に関する調査研究」

参考 : https://www.tmgig.jp/research/info/cms_upload/e110e97bfdba1024170a92c0b0c985d2_1.pdf

どのような事例検討会や周知活動が展開されているのかといった具体的内容や質までは把握できていない。良質な連携体制や場を構成する要素と指標化については今後さらに検討する必要がある。

<③計画の策定>

- ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の体制整備は不十分であり、計画的な体制整備が必要である。高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害については、現状把握（A-PCDAの冒頭のA）自体が不十分な状況にあり、対応についての進展はみられるものの、事後検証も十分になされていない。ただし、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者への虐待、お互い自立した65歳以上夫婦間のDV、孤立死の問題は、それぞれ別個の問題であり、一括りに論じることは難しい。介護保険事業計画に限らず、地域の実情に応じた計画策定と体制整備を図っていくことが求められる。

<④実施と評価>

- ・ 高齢者虐待防止対応のための体制整備の事後検証の実施が42.3%であったこと（令和2年度調査結果）と比べると、高齢者虐待防止法に準ずる対応では終結した事案の事後検証は大きく遅れているといえる。なお、高齢者虐待防止においても、他の体制整備の項目が6～8割程度実施済みである中、この事後検証の実施割合は最も少なくなっている。「検証」という水準には至らなくとも、再発防止にむけた「振り返り」の場を設けることが必要と思われる。
- ・ ヒアリングを通して、セルフ・ネグレクトを始めとした権利侵害については地域住民が権利侵害に気付くことができる状況（見守りネットワーク）を組成していくことが早期発見につながることを示唆された。

3. 消費者被害について

消費者被害については、高齢者虐待対応部局と消費者行政部局の双方の観点で議論することが重要であることを踏まえ、本結果のポイントと今後の課題・論点を整理する。

現状・課題

高齢者虐待対応部局

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 消費者被害の課題にうまく対応できていると回答した自治体は 57.9%と半数を超えたものの、高齢者虐待防止法第 27 条に規定された消費者被害の発生件数を把握している自治体について、全件把握している自治体が 2.6%、ある程度把握している自治体が 13.3%となり、全体的には消費者被害の件数把握はあまり進んでいない。もとより消費者被害の件数把握は消費者行政部局の本務ではあるものの、高齢者虐待対応部署では消費者被害において件数を把握することができていない実態が明らかになった。
- ・ 同法第 27 条に規定された消費者被害の課題にうまく対応できていないと回答した自治体では、その理由に「解決方法の類型化がされていない、ノウハウをうまく引き継げない」ことを挙げている。マニュアルや業務指針、対応フロー図の作成をしていない自治体が 95.7%と、そのほとんどを占める実情が反映される結果となった。
- ・ 同法第 27 条に規定する消費者被害への対応方法については、「消費者被害の予防に関する広報・注意喚起」が 67.4%と最も多く、これだけでは必ずしも権利擁護支援に結びつく対応とは言いきれないものの、消費生活センターによる対応が 60.5%、日常生活自立支援事業の利用が 37.3%、介護保険サービス・生活支援サービスの導入が 26.9%、介護保険法における地域ケア会議の実施が 21.9%、成年後見制度の首長申立が 10.4%など、庁内他部署や関連機関と連携を取りつつ、権利擁護支援に結びつく対応が行われていることも分かった。
- ・ 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために何らかの施策を行っている自治体は半数程度である。その中で、わずか 8.0%ではあるが、ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議している自治体が存在することは注目に値する。他方、当該問題に関して、何もしていないと回答した自治体も約半数あり、庁内連携を高齢者虐待対応部署から積極的に働きかけることはあまり進んでいないことも明らかになった。
- ・ 高齢者虐待対応部署から、消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者に対し、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供について、未実施が 66.1%であるなど、積極的に行なわれているとはいえ、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

<②検討会の設置>

- ・ 月 1 回の割合で開催される地域ケア会議に消費者行政部局も毎回参加し、緊密な連携が取れているため、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できている。
- ・ 消費者庁が設置を推進している消費者安全確保地域協議議会については、未設置の自治体が 60.6%を占めるが、高齢者虐待対応部署などが運用する何らかのネットワークを構築し

ている自治体がほとんどである。しかし、同法第 2 条に規定された経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害に対応するためには構築されているネットワークが消費者行政部局など、他のネットワークと容易に協働しうるものであることが求められる。既存のネットワークで何をするのか、その機能を今一度確認する必要がある。

<③計画の策定と評価>

- ・ 高齢者の消費者被害については行政評価を行っている自治体は限定的（11.1%）であり、行政計画の整備状況（31.0%）や庁内決裁の計画の整備（10.1%）、体制整備の予算確保に向けた評価の実施（6.9%）、条例や要綱の整備を行っている自治体はわずか 6.8%であるなど、非常に限られている。
- ・ 消費者被害の事案の事後検証については、未実施が 94.9%であるなど、ほとんど行われておらず、事案の蓄積・類型化が図られていない。これが、結果的には、マニュアル整備の遅れにつながっているものと考えられる。
- ・ 同法第 27 条に規定される消費者被害の課題について、うまく対応できているとする回答が 57.9%であったことは上述のとおりだが、自治体へのヒアリングでは、高齢者虐待対応部署と消費者行政部局の双方で、権利擁護支援に結び付く相談事例が必ずしも全件共有はされておらず、対応における協働もかなり限定的である。ただし、消費者行政部局は地域ケア会議に参加し、緊密な連携が取ることで、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できており、地域ケア会議に対処法についてのノウハウが集約されており、迅速な対応が可能だとする例が報告された。今後、全国の自治体で好事例の展開が期待される。

消費者行政部局

<①取組状況・課題の把握>

- ・ 消費者行政部署内で「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」という考え方は 7 割程度周知されている。実際に、高齢者の消費者被害は消費生活センターから高齢者虐待対応部署へ相談・通報が 61.5%、福祉サービスへのつながりが 44.8%となっており、結果として高齢者の消費者被害の相談を発端として権利擁護支援につながっていることがうかがえる。今後、協働内容をさらに深めていく必要がある。その一方で、連携したことがない自治体も 12.6%存在する。こうした自治体では、他自治体の好事例を参考に早急な対応が求められる。
- ・ 消費者行政部局が高齢者虐待対応部署との連携においては、多くの自治体で困難を感じておらず、うまく連携が図られていると考えている割合が 7 割を超える。しかし、受け止める側の高齢者虐待対応部署では消費者被害の件数を把握していない割合が高く、同法第 27 条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の部局の意識に齟齬が生じている可能性が高い。

<②検討会の設置>

- ・ 消費者安全確保地域協議会を設置している自治体はいまだ 4 割に満たない状況である。

<③計画の策定と評価>

- ・ 消費行政部局での地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会の開催が 2 割程度、消費生活相談員向けの介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会

の開催が1割にも満たない状況と、かなり限定的であり、高齢者虐待対応部局の研修・勉強会同様、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

今後の論点

高齢者虐待対応部局

<②検討会の設置>

- ・ 高齢者に対する消費者被害は高齢者虐待防止法第 27 条に規定されており、経済的虐待と同様の対応が求められる。地域ケア会議などにおいて、情報交換を通してお互いの理解を深め、多くの場合アウトリーチ機能のない消費者行政部局から要請があった場合は、高齢者宅を訪問して消費者被害の状況や程度について事実確認を行い、両部局で対応策を検討するなど、高齢者虐待対応部局と消費者行政部局との協働対応強化が必要である。
- ・ 高齢者に対する消費者被害は「経済的虐待と同様の対応」が求められることから、互いの連携強化及び協働のためにも、ケース会議等には高齢者虐待部局のみならず、消費者行政部局も参加し、双方で理解を深める機会を積極的に設置する。また、高齢者の消費者被害は「権利擁護」の対象であることに鑑み、双方が主催する研修等に双方が参加し、理解を深める必要がある。

<③計画の策定/④実施と評価>

- ・ ケース会議や研修会で検討・検証された事例と整理された情報は実務上の取り決めとして類型化し、マニュアルを整備する。このことによって、担当者が変わっても等しい対応が可能となる。なお、現在はほとんど行われていない事案の事後検証を行うことによって、継続的にマニュアルの追加・整備を図る。
- ・ マニュアル化した実務上の対応をスムーズに進めるためには、協働できる見守りネットワークの構築が必要である。特に、経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害については、高齢者虐待のネットワークとその目的が一致する。既存のネットワークで何がどこまでできるのか、その機能を今一度確認し、例えば、緊急性がある場合など、本人の同意がなくても必要な関係者間でのみ個人情報の共有を図りながら、迅速に被害回復までつなげることが可能な消費者安全確保地域協議会を、既存のネットワーク機能に上乘せして機能強化を図ることなど、検討する。

消費者行政部局

<②検討会の設置>

- ・ 高齢者に対する消費者被害は「経済的虐待と同様の対応」が求められることから、互いの連携強化及び協働のためにも、ケース会議等には高齢者虐待部局のみならず、消費者行政部局も参加し、双方で理解を深める機会を積極的に設置する。また、高齢者の消費者被害は「権利擁護」の対象であることに鑑み、双方が主催する研修等に双方が参加し、理解を深める必要がある。（再掲）

<③計画の策定/④実施と評価>

- ・ 消費者行政部局と高齢者虐待対応部局では、同法第 27 条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の意識に齟齬が生じている可能性が高いことから、情報共有の在り方を再検討することが喫緊の課題である。双方の連携・協働をさらに充実・進化させるため

にも、高齢者虐待等福祉のネットワークと協働できる消費者安全確保地域協議会の設置を積極的に検討する。なお、設置に際しては、新規に消費者被害への対応を主目的とするネットワークを立ち上げることを目指すのではなく、既存の高齢者虐待等福祉のネットワークに消費者安全確保地域協議会の機能を上乗せすることを検討するなど、連携の緊密さを担保することが肝要である。

4. 提言と今後の課題

<提言>

高齢者虐待防止法は、高齢者虐待等の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止を通じて、高齢者の権利利益を擁護することを目的としており、本研究事業では、その体制整備を促進するため、都道府県及び市区町村の介護保険事業（支援）計画の実態や取り組みの検討を、「令和4年保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金」にかかる評価指標を参考に、課題の把握から実施と評価に至る A-PDCA サイクル（冒頭の A はアセスメント）をどのように展開していけばよいか、机上、アンケート、ヒアリングにより検討してきた。同時に、高齢者虐待防止法に規定する養護者・養介護施設従事者等による虐待に加え、同法 27 条に規定する消費者被害、同法に準ずる対応が求められる権利侵害についての体制整備についても、同様に検討した。

結果の詳細は、各章及び本章の各節で示したとおりであるが、ここではこうした結果を踏まえて、「高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価」について、いくつかの提言を行う。

第 1 に、A-PDCA サイクルを踏まえ、高齢者虐待防止等における体制整備についての計画策定を推進することが必要である。計画策定に当たっては、現状の把握が不可欠であり、高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査結果などを参考にしながら、責任主体である自治体を中心とした多機関との課題共有を踏まえて体制整備の現状をアセスメントすることが必須である。こうしたアセスメントに基づいて計画策定が進められるとともに、未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止の取り組みを実施し、評価していくというサイクルを体制として整備していく必要がある。計画は、介護保険事業計画に位置づけることに加え、そのほかの計画で体制整備を規定する場合には、相互の関連性に留意する必要がある。

第 2 に、高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の体制整備は不十分であり、計画的な体制整備が必要である。高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害については、現状把握（A-PDCA の冒頭の A）自体が不十分な状況にあり、対応についての進展はみられるものの、事後検証も十分になされていない。ただし、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者への虐待、お互い自立した 65 歳以上夫婦間の DV、孤立死の問題は、それぞれ別個の問題であり、一括りに論じることは難しい。介護保険事業計画に限らず、地域の実情に応じた計画策定と体制整備を図っていくことが求められる。

第 3 に、高齢者虐待防止法第 27 条に規定されている消費者被害についての体制整備も不十分であり、上記と同様に計画的な体制整備が必要である。消費者被害については、庁内他部署（特に消費生活センター）との連携による対応がなされているものの、高齢者虐待等の担当部局による実態の把握をはじめとした体制整備が不十分な状況にある。消費行政部局においても、高齢者虐待等の担当課との連携が不十分なことが認識されており、協働対応を強化するような体制整備を進める必要がある。

第 4 に、養護者と養介護施設従事者等による虐待防止についてそれぞれに計画を策定し、体制整備を進める必要がある。現状では、養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待の計画等が区別されておらず、両者に共通する事項、それぞれに固有の事項に分けて、体制整備を進め

る必要がある。

第5に、都道府県の市区町村支援を中心とした体制整備のあり方を明確にする必要がある。資源や人材の限られた市区町村の体制整備の課題を都道府県がどのように把握し、支援していく体制を整えていけばよいか、またそのために必要な庁内連携や体制について検討を進める必要がある。

最後に、上記の点を踏まえると、これまで「広報・普及啓発」、「ネットワーク構築」、「行政機関連携」、「相談支援」の4つの項目について体制整備を行うことが求めてきた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の記載は、A-PDCAのサイクルに沿った計画策定や評価を促していくような項目に改訂することを検討すべきである。加えて、消費者被害や高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の体制整備や都道府県の役割についても記載を検討すること、養護者と養介護施設従事者等による虐待対応については、共通する事項とそれぞれに固有の事項を記載することなどが検討される必要があると考えられる。

<今後の課題>

以下では、提言した内容を進めていくために、今後検討が必要と考えられる課題について述べる。

第1に、権利擁護支援を必要とする高齢者（とその世帯）の課題は、複合的であり、絡みあっていることが多い。そのため、必然的に多機関が協働して対応することが求められる場合が多くなる。こうした対応について、成年後見制度利用促進法に関連した施策や地域共生社会の実現を目指した包括的な支援体制の構築、さらには福祉関係部局を越えた施策（例えば、消費者行政）とどのように一体的に展開していくのかについては、本研究事業では十分に検討することができなかった。高齢者虐待防止等の権利擁護支援を促進していくためには、庁内及び保健医療福祉関係機関を横断した取り組みが求められ、そのための体制整備を視野に入れて検討していくことが必要である。

第2に、「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金にかかる評価指標」にA-PDCAサイクルに基づいた高齢者虐待防止にかかる体制整備が追加されたのは、令和4年度からである。そのため、A-PDCAサイクルに基づいた高齢者虐待等の権利擁護を推進するための体制整備についてのいわゆる「好事例・取組事例」が蓄積されておらず、市区町村、都道府県ともに、手探りで取り組みを進めている状況にある。先述の他施策との協働を含め、未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止という観点から、A-PDCAのサイクルに沿って体制整備を図り、権利擁護支援を展開している市区町村、都道府県での好事例・取組事例を把握し、そのことからA-PDCAのそれぞれの段階で必要とされる体制整備の内容を具体的に明らかにすることが必要である。「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究」の結果において虐待防止の体制整備が進んでいる自治体ほど虐待の相談・通報件数、虐待判断件数が多い結果耐えられていることから明らかなように、高齢者虐待等の権利侵害の事案は依然として潜在化していると考えられる。自治体がどのように体制整備を進めていけばよいか、具体的な道筋を示すことが必要である。

関連する法令について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
 - 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一

項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

付録（参考資料）

I . 基礎資料

机上調査

1	2	3	4	5	6	7
県民 職能強化						
高齢者に対する支援	高齢者に対する支援	高齢者に対する支援	高齢者に対する支援	高齢者に対する支援	高齢者に対する支援	高齢者に対する支援
<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>
<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>	<p>高齢者に対する支援</p>

19	20	21	22	23	24
<p>説明書、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p> <p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>説明書、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>説明書、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>説明書、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>説明書、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>説明書、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>
<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>
<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>
<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>	<p>また、説明書等の掲載に必要とする案件に関する記述</p>

19	20	21	22	23	24
東京府民の政治参加を促進する条例に関する経過					
<p>議案、条例、東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>議案、条例、東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>議案、条例、東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>議案、条例、東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>議案、条例、東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>議案、条例、東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>
<p>東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>	<p>東京府民の政治参加を促進する条例(案)について、東京府民の政治参加を促進する条例(案)を審議し、採決することを決定した。</p>

19	20	21	22	23	その他の記述
<p>施策・事業：前年度より進捗が著しい施策・事業は、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。</p>	<p>進捗・実績：前年度より進捗が著しい施策・事業は、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。</p>	<p>進捗状況：前年度より進捗が著しい施策・事業は、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。</p>	<p>進捗状況：前年度より進捗が著しい施策・事業は、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。</p>	<p>進捗状況：前年度より進捗が著しい施策・事業は、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。また、進捗が遅れている施策・事業については、進捗状況を把握するための進捗管理を行う。</p>	<p>24</p>
<p>県民生活の改善実現による進捗に関する記述 ※記述が難しい場合は、該当する項目を空白にする。 ※内容が誤りや重複は除き、訂正している。</p>	<p>県民生活の改善実現による進捗に関する記述 ※記述が難しい場合は、該当する項目を空白にする。 ※内容が誤りや重複は除き、訂正している。</p>	<p>県民生活の改善実現による進捗に関する記述 ※記述が難しい場合は、該当する項目を空白にする。 ※内容が誤りや重複は除き、訂正している。</p>	<p>県民生活の改善実現による進捗に関する記述 ※記述が難しい場合は、該当する項目を空白にする。 ※内容が誤りや重複は除き、訂正している。</p>	<p>県民生活の改善実現による進捗に関する記述 ※記述が難しい場合は、該当する項目を空白にする。 ※内容が誤りや重複は除き、訂正している。</p>	<p>県民生活の改善実現による進捗に関する記述 ※記述が難しい場合は、該当する項目を空白にする。 ※内容が誤りや重複は除き、訂正している。</p>

		休村・観光強化						
		1	2	3	4	5	6	8
地区	人口 （人）	道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題	道の駅支援センター等の関係機関への連携強化に関する研修 実施	道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題	道の駅支援センター等の関係機関との連携強化に関する研修 実施	道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題	道の駅支援センター等の関係機関との連携強化に関する研修 実施	道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題
伊賀市	1,051,614		伊賀市・伊賀市観光センターを中心とした観光振興支援、観光振興 推進の取組等 *観光振興支援センターの活用が向上のため、関係機関との連携					道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題 *伊賀市観光センターを中心とした観光振興支援、観光振興 推進の取組等 *観光振興支援センターの活用が向上のため、関係機関との連携
伊賀市	1,132,276							
伊賀市	766,663	道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題 *道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題	道の駅支援センター等の関係機関への連携強化に関する研修 実施 *道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題					道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題 *道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題
伊賀市	899,974							
伊賀市	2,588,011	道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題 *道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題	道の駅支援センター等の関係機関への連携強化に関する研修 実施 *道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題					道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題 *道の駅利用の促進策として、道の駅を 活用する際の課題

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

道の駅支援センター等の関係機関への
連携強化に関する研修実施

道の駅利用の促進策として、道の駅を
活用する際の課題

		体制・実施状況						
		1	2	3	4	5	6	8
地域	経費 予算	就業機会確保センター等の関係機関への連携体制に関する研修	就業機会確保センター等の関係機関への連携体制に関する研修	就業機会確保センター等の関係機関への連携体制に関する研修	就業機会確保センター等の関係機関への連携体制に関する研修	就業機会確保センター等の関係機関への連携体制に関する研修	就業機会確保センター等の関係機関への連携体制に関する研修	就業機会確保センター等の関係機関への連携体制に関する研修
	人口 (人)							
	29 豊前町	2,378,687						
	27 大牟田	8,837,263	<p>〇就業機会確保センター等関係機関との連携体制に関する研修 豊前町や大牟田市と連携し、就業機会確保センター等の関係機関との連携体制に関する研修を実施しています。 〇就業機会確保センター等関係機関との連携体制に関する研修 豊前町や大牟田市と連携し、就業機会確保センター等の関係機関との連携体制に関する研修を実施しています。</p>					
	28 糟屋郡	5,446,095						
	29 豊前市	1,234,473						
	30 豊前市	922,304						

豊前市において自営生活者支援センターの整備が必要でありながら、必要の経費が十分に確保できない現状に鑑み、必要とする経費を削減していき、就業機会の確保を図るための取組を実施している。また、就業機会確保センターの整備に資する取組を実施している。

豊前市では、就業機会確保センターの整備に資する取組を実施している。また、就業機会確保センターの整備に資する取組を実施している。また、就業機会確保センターの整備に資する取組を実施している。

〇就業機会確保センター等関係機関との連携体制に関する研修
 豊前町や大牟田市と連携し、就業機会確保センター等の関係機関との連携体制に関する研修を実施しています。

〇就業機会確保センター等関係機関との連携体制に関する研修
 豊前町や大牟田市と連携し、就業機会確保センター等の関係機関との連携体制に関する研修を実施しています。

〇就業機会確保センター等関係機関との連携体制に関する研修
 豊前町や大牟田市と連携し、就業機会確保センター等の関係機関との連携体制に関する研修を実施しています。

〇就業機会確保センター等関係機関との連携体制に関する研修
 豊前町や大牟田市と連携し、就業機会確保センター等の関係機関との連携体制に関する研修を実施しています。

〇就業機会確保センター等関係機関との連携体制に関する研修
 豊前町や大牟田市と連携し、就業機会確保センター等の関係機関との連携体制に関する研修を実施しています。

〇就業機会確保センター等関係機関との連携体制に関する研修
 豊前町や大牟田市と連携し、就業機会確保センター等の関係機関との連携体制に関する研修を実施しています。

〇就業機会確保センター等関係機関との連携体制に関する研修
 豊前町や大牟田市と連携し、就業機会確保センター等の関係機関との連携体制に関する研修を実施しています。

警察・警察活動						
1	2	3	4	5	6	7
都道府県	人口 (人)	警察官の増減率	警察官の増減率	警察官の増減率	警察官の増減率	警察官の増減率
1	719,259	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
2	990,046	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
3	1,335,841	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
4	691,227	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

警察活動計画の認識は、現在まで行われていません。

警察活動計画の認識は、現在まで行われていません。

警察活動計画の認識は、現在まで行われていません。

警察活動計画の認識は、現在まで行われていません。

警察活動計画の認識は、現在まで行われていません。

警察活動計画の認識は、現在まで行われていません。

警察活動計画の認識は、現在まで行われていません。

警察活動計画の認識は、現在まで行われていません。

資料請求内容					
1	2	3	4	5	
資料請求内容					
6	7	8	9	10	
44	人口 背負	資料請求の対応窓口となる自治体の状況への問い合わせ 資料請求の対応窓口となる自治体の状況への問い合わせ		自治体の資料請求窓口の状況 自治体の資料請求窓口の状況	自治体の資料請求窓口の状況
44	44	自治体の資料請求窓口の状況 自治体の資料請求窓口の状況			自治体の資料請求窓口の状況
44	1,123,862				
44	1,090,976				
44	1,398,256				
44	1,467,805				

都道府県の個別自治体における教育委員等に関する状況
※一部自治体については、仮数値を記載しております。

No.															
都道府県	人口(人)	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25

注

1. 選挙権のある18歳以上の住民が、都道府県の教育委員等を選出する。各都道府県の教育委員等の定数は、各都道府県の教育委員会設置条例で定められている。

注

2. 18歳以上の住民が、都道府県の教育委員等を選出する。各都道府県の教育委員等の定数は、各都道府県の教育委員会設置条例で定められている。

		行政区域別						
		7	8	9	10	11	12	
1	人口 (人)							
2	世帯数							
3	7日未満							
4	選挙権者数							
5	定住者数							
6	選挙権者数							
7	選挙権者数							
8	選挙権者数							
9	選挙権者数							
10	選挙権者数							
11	選挙権者数							
12	選挙権者数							
13	選挙権者数							
14	選挙権者数							
15	選挙権者数							
16	選挙権者数							
17	選挙権者数							
18	選挙権者数							
19	選挙権者数							
20	選挙権者数							

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

選挙権者数、定住者数、区別などについては、

	7	8	9	10	11	12
人口 千人						
21歳未満	1,978.2	1,978.2				
22歳未満	3,653.2	3,653.2				
23歳未満	7,212.1	7,212.1				
24歳未満	1,772.2	1,772.2				
25歳未満	1,113.6	1,113.6				

7 7 7 7 7 7 7

8 8 8 8 8 8 8

9 9 9 9 9 9 9

10 10 10 10 10 10 10

11 11 11 11 11 11 11

12 12 12 12 12 12 12

13 13 13 13 13 13 13

14 14 14 14 14 14 14

15 15 15 15 15 15 15

16 16 16 16 16 16 16

17 17 17 17 17 17 17

18 18 18 18 18 18 18

19 19 19 19 19 19 19

20 20 20 20 20 20 20

21 21 21 21 21 21 21

22 22 22 22 22 22 22

23 23 23 23 23 23 23

24 24 24 24 24 24 24

25 25 25 25 25 25 25

26 26 26 26 26 26 26

27 27 27 27 27 27 27

28 28 28 28 28 28 28

29 29 29 29 29 29 29

30 30 30 30 30 30 30

31 31 31 31 31 31 31

32 32 32 32 32 32 32

33 33 33 33 33 33 33

34 34 34 34 34 34 34

35 35 35 35 35 35 35

36 36 36 36 36 36 36

37 37 37 37 37 37 37

38 38 38 38 38 38 38

39 39 39 39 39 39 39

40 40 40 40 40 40 40

41 41 41 41 41 41 41

42 42 42 42 42 42 42

43 43 43 43 43 43 43

44 44 44 44 44 44 44

45 45 45 45 45 45 45

46 46 46 46 46 46 46

47 47 47 47 47 47 47

48 48 48 48 48 48 48

49 49 49 49 49 49 49

50 50 50 50 50 50 50

51 51 51 51 51 51 51

52 52 52 52 52 52 52

53 53 53 53 53 53 53

54 54 54 54 54 54 54

55 55 55 55 55 55 55

56 56 56 56 56 56 56

57 57 57 57 57 57 57

58 58 58 58 58 58 58

59 59 59 59 59 59 59

60 60 60 60 60 60 60

61 61 61 61 61 61 61

62 62 62 62 62 62 62

63 63 63 63 63 63 63

64 64 64 64 64 64 64

65 65 65 65 65 65 65

66 66 66 66 66 66 66

67 67 67 67 67 67 67

68 68 68 68 68 68 68

69 69 69 69 69 69 69

70 70 70 70 70 70 70

71 71 71 71 71 71 71

72 72 72 72 72 72 72

73 73 73 73 73 73 73

74 74 74 74 74 74 74

75 75 75 75 75 75 75

76 76 76 76 76 76 76

77 77 77 77 77 77 77

78 78 78 78 78 78 78

79 79 79 79 79 79 79

80 80 80 80 80 80 80

81 81 81 81 81 81 81

82 82 82 82 82 82 82

83 83 83 83 83 83 83

84 84 84 84 84 84 84

85 85 85 85 85 85 85

86 86 86 86 86 86 86

87 87 87 87 87 87 87

88 88 88 88 88 88 88

89 89 89 89 89 89 89

90 90 90 90 90 90 90

91 91 91 91 91 91 91

92 92 92 92 92 92 92

93 93 93 93 93 93 93

94 94 94 94 94 94 94

95 95 95 95 95 95 95

96 96 96 96 96 96 96

97 97 97 97 97 97 97

98 98 98 98 98 98 98

99 99 99 99 99 99 99

100 100 100 100 100 100 100

		行政機関別						
		7	8	9	10	11	12	
区分	単位	定年退職者の世帯平均世帯年収に相当する世帯年収	地方自治体職員	地方自治体職員以外の公務員	国・地方公共団体職員	民間企業役員	民間企業役員以外の役員	
40	世帯年収 (人)	5,133,274						
41	世帯年収 (人)	811,402						
42	世帯年収 (人)	3,312,370						
43	世帯年収 (人)	1,738,200						

		13		14		15	
		ネットワーク構築					
区分	数値 （人）	13 産業集、住居、社会福祉施設等からなる「中間層」の構築への取組 （ア）	14 中間層から「企業層」へ移行する「中間層」の構築への取組 （イ）	15 住居集、住居、社会福祉施設等からなる「中間層」の構築への取組 （エ）	14 中間層から「企業層」へ移行する「中間層」の構築への取組 （イ）	15 住居集、住居、社会福祉施設等からなる「中間層」の構築への取組 （エ）	15 住居集、住居、社会福祉施設等からなる「中間層」の構築への取組 （エ）
1 地域圏	5,224,614						
2 都府県	1,227,984						
3 都府県	1,210,534						
4 都府県	2,301,096	国庫公債発行等において、国庫の委託やリース等からの取組による高層ビルへの増設等があるため、国庫の委託による中間層としての中間層の構築が期待される。また、国庫の委託による中間層の構築が期待される。					
5 都府県	959,502						

科目 金額 単位	ネットワーク事業		
	13	14	15
売上 （人）	事業費、仕入、社会福祉協議会からなる「特別販賣」契約による「特別販賣」の収入 （人）	会費等からなる「特別販賣」の収入 （人）	特別販賣、特別販賣、特別販賣からなる「特別販賣」の収入 （人）
中継費	7,314,765		
中継費	6,284,480		
中継費	11,017,204		
中継費	9,237,337		
中継費	2,201,277		

特別販賣、仕入、社会福祉協議会からなる「特別販賣」の収入
 特別販賣、特別販賣、特別販賣からなる「特別販賣」の収入
 特別販賣、特別販賣、特別販賣からなる「特別販賣」の収入
 特別販賣、特別販賣、特別販賣からなる「特別販賣」の収入
 特別販賣、特別販賣、特別販賣からなる「特別販賣」の収入

No.	都道府県	人口 (人)	ネットワーク編成	
			13	14
			13 選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」及び小選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」の構成への影響	14 全国統一選挙区からなる「選挙区」の構成への影響
	千葉県	1,101,811		
			7月1日現在、選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」及び小選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」の構成への影響	
	千葉県	1,132,526	7月1日現在、選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」及び小選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」の構成への影響	
			千葉県選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」及び小選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」の構成への影響	
	千葉県	766,863		
			千葉県選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」及び小選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」の構成への影響	
	千葉県	897,974		
			千葉県選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」及び小選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」の構成への影響	
	千葉県	2,040,111		
			千葉県選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」及び小選挙区、任期、国会議員補選区からなる「選挙区」の構成への影響	

		ネットワーク構築		
		13	14	15
科目	入 出	事業用、役員、社会福祉活動等からなる「中期経営計画」の構築への取組	各関係会社で事業用からなる「中期経営計画」の構築への取組	役員報酬、役員退職金、退職金等からなる「中期経営計画」の構築への取組
当期末	2,576,007			
前期末	8,837,285			
当期末	6,462,007			
前期末	1,324,475			
当期末	922,284			

		ネットワーク構築		
		13	14	15
※	費用 （入）	「事業費、仕入、社会負担の増加等からなる「初期投資」の増加への取組」	「設備増強に伴って事業費が増加する「設備増強に伴っての増強」の取組」	「設備増強、事業費増強等からなる「設備増強に伴っての増強」の取組」
	中期計画			
	中期計画	5,135,214		
	中期計画	811,412		
	中期計画	1,312,317		
	中期計画	1,728,301		

		ネットワーキング組	
		13	14
		15	16
平均 賃金 （円）		1,123,852	1,123,852
中位賃金			
四分位差			
標準偏差			
10%分位			
90%分位			

13 新卒者、社員、非常勤社員は同職種からなる「短期職・短期アルバイト（パート）」の職種への就職、卒業生は同職種からなる「短期専門職への就職、卒業生は同職種からなる「短期職・短期アルバイト（パート）」の職種への就職

14 全国ネットワーキング会、全国学生ネットワーク、地域ネットワークの職種への就職

15

16

17

18

19

20

21

22

期	注の取扱い		
	1	2	3
	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027
6	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027
7	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027
8	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027
9	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027
10	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027	注の取扱い 1.068.027

注の取扱い
1.068.027

注の取扱い
1.068.027

注の取扱い
1.068.027

期 間	注 1E		注 1F	
	人 数 (人)	親会社の従業員が同一事業所に属している期間	人 数 (人)	子会社等が親会社に属している期間
11年度	7,344,765			
12年度	6,284,489			
13年度	14,017,294			
14年度	9,232,335			
15年度	2,501,272			

		注の欄加	
		注	注
期 間	人 員 （人）	親法の事業及び一社事業等に就いて取組 む	介護付施設に就いて取組 む
07年度	1,034,311		
07年度	11,132,226		
08年度	7,666,983		
09年度	809,974		
10年度	2,048,011		

		注の範囲	
		16	17
注	数値 （千円）	親会社の有価証券目録による主要な保有等に関する記述	有価証券目録に関する記述
26	2,278,000		
27	8,837,688		
28	5,145,000		
29	1,324,473		
30	922,384		

		注		注	
		16		17	
		注		注	
期 間	人 員 数	親会社の従業員が同一事業所に属している期間	子会社株券目録に属している期間		
40年度	5,135,214				
41年度	831,462				
42年度	1,312,317				
43年度	17,383,301				

		注	
		18	17
		注の範囲	
注	単位 円	親会社の事業部門—エスエス事業群に関する注記	子会社等に関する注記
44水回り費	1123,832		
45賃借料	1,609,576		
46電気料	1,586,256		
47浄水料	1,167,489		

								その他の状況
20 職員	職員数 53,467	職員数 53,467	職員数 53,467	職員数 53,467	職員数 53,467	職員数 53,467	職員数 53,467	職員数 53,467
21 施設数	施設数 671,266	施設数 671,266	施設数 671,266	施設数 671,266	施設数 671,266	施設数 671,266	施設数 671,266	施設数 671,266
22 施設面積	施設面積 1,986,400	施設面積 1,986,400	施設面積 1,986,400	施設面積 1,986,400	施設面積 1,986,400	施設面積 1,986,400	施設面積 1,986,400	施設面積 1,986,400
23 施設単価	施設単価 2,793,700	施設単価 2,793,700	施設単価 2,793,700	施設単価 2,793,700	施設単価 2,793,700	施設単価 2,793,700	施設単価 2,793,700	施設単価 2,793,700
24 施設単価	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000

								その他の状況
25 施設単価	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000	施設単価 1,342,000

	1	2	3	4	5	6
	調査対象者等への面接回数の平均値(標準偏差)	調査対象者等への面接回数(標準偏差)	調査対象者等への面接回数(標準偏差)	調査対象者等による調査報告書の提出率(標準偏差)	調査対象者等による調査報告書の提出率(標準偏差)	その他の記述
40 調査対象者等	1,065(95)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)
41 調査対象者等	1,065(95)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)
42 調査対象者等	1,065(95)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)
43 調査対象者等	1,065(95)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)
44 調査対象者等	1,065(95)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)
45 調査対象者等	1,065(95)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)
46 調査対象者等	1,065(95)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)
47 調査対象者等	1,065(95)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)	1,123(82)

東洋経済					
項目	数値	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット
1 従業員数	5,224,611				
2 売上高	1,237,984 千円	<p>1 東洋経済の売上高の推移 (単位: 千円)</p>	<p>2 東洋経済の売上高の推移 (単位: 千円)</p>	<p>3 東洋経済の売上高の推移 (単位: 千円)</p>	<p>東洋経済の売上高の推移 (単位: 千円)</p>
3 総手帳	1210,534 冊	<p>東洋経済の総手帳の推移 (単位: 冊)</p>	<p>東洋経済の総手帳の推移 (単位: 冊)</p>	<p>東洋経済の総手帳の推移 (単位: 冊)</p>	<p>東洋経済の総手帳の推移 (単位: 冊)</p>
4 営業額	2,201,096 千円	<p>東洋経済の営業額の推移 (単位: 千円)</p>	<p>東洋経済の営業額の推移 (単位: 千円)</p>	<p>東洋経済の営業額の推移 (単位: 千円)</p>	<p>東洋経済の営業額の推移 (単位: 千円)</p>
5 純利益	99,950 千円	<p>東洋経済の純利益の推移 (単位: 千円)</p>	<p>東洋経済の純利益の推移 (単位: 千円)</p>	<p>東洋経済の純利益の推移 (単位: 千円)</p>	<p>東洋経済の純利益の推移 (単位: 千円)</p>


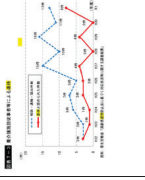
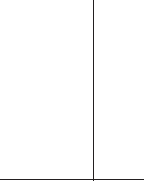
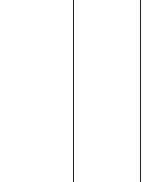
















東洋経済の財務状況に関する詳細情報は、以下のスクリーンショットを参照してください。

4. 業績の推移

項目	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年
売上高	1,237,984	1,180,000	1,100,000	1,050,000	1,000,000
営業額	2,201,096	2,100,000	2,000,000	1,900,000	1,800,000
純利益	99,950	100,000	100,000	100,000	100,000

東京都									
都道府県	人口(人)	業種別1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
東京都	13,822,294	小売 飲食 接客 事務 製造 建設 運輸 情報 サービス その他	<p>東京都の新型コロナウイルス感染症の発生状況は、人口増加の傾向が顕著である。特に、小売・接客業、飲食業、事務・情報系、サービス業、その他業種で発生している。また、製造業、建設業、運輸業、情報系、サービス業、その他業種でも発生している。</p>	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	
東京都	13,822,294	小売 飲食 接客 事務 製造 建設 運輸 情報 サービス その他	<p>東京都の新型コロナウイルス感染症の発生状況は、人口増加の傾向が顕著である。特に、小売・接客業、飲食業、事務・情報系、サービス業、その他業種で発生している。また、製造業、建設業、運輸業、情報系、サービス業、その他業種でも発生している。</p>	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	
東京都	13,822,294	小売 飲食 接客 事務 製造 建設 運輸 情報 サービス その他	<p>東京都の新型コロナウイルス感染症の発生状況は、人口増加の傾向が顕著である。特に、小売・接客業、飲食業、事務・情報系、サービス業、その他業種で発生している。また、製造業、建設業、運輸業、情報系、サービス業、その他業種でも発生している。</p>	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	
東京都	13,822,294	小売 飲食 接客 事務 製造 建設 運輸 情報 サービス その他	<p>東京都の新型コロナウイルス感染症の発生状況は、人口増加の傾向が顕著である。特に、小売・接客業、飲食業、事務・情報系、サービス業、その他業種で発生している。また、製造業、建設業、運輸業、情報系、サービス業、その他業種でも発生している。</p>	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	
東京都	13,822,294	小売 飲食 接客 事務 製造 建設 運輸 情報 サービス その他	<p>東京都の新型コロナウイルス感染症の発生状況は、人口増加の傾向が顕著である。特に、小売・接客業、飲食業、事務・情報系、サービス業、その他業種で発生している。また、製造業、建設業、運輸業、情報系、サービス業、その他業種でも発生している。</p>	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	

業種の状況																																																																	
業種	人口(人)	業種別1	スクリーンショット	詳細2	スクリーンショット	詳細3																																																											
労働者	1,978,127人	<p>【労働者】</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>労働者数</th> <th>労働者数(前年)</th> <th>労働者数(前々年)</th> </tr> <tr> <td>農林業</td> <td>228</td> <td>227</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>漁業</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>飲食業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>金融業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>公共サービス業</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> <td>1,011</td> </tr> </table>	業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)	農林業	228	227	183	漁業	27	27	17	製造業	1,011	1,011	1,011	建設業	1,011	1,011	1,011	卸売業	1,011	1,011	1,011	小売業	1,011	1,011	1,011	飲食業	1,011	1,011	1,011	宿泊業	1,011	1,011	1,011	運輸業	1,011	1,011	1,011	情報通信業	1,011	1,011	1,011	金融業	1,011	1,011	1,011	不動産業	1,011	1,011	1,011	公共サービス業	1,011	1,011	1,011	その他	1,011	1,011	1,011	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット
業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)																																																														
農林業	228	227	183																																																														
漁業	27	27	17																																																														
製造業	1,011	1,011	1,011																																																														
建設業	1,011	1,011	1,011																																																														
卸売業	1,011	1,011	1,011																																																														
小売業	1,011	1,011	1,011																																																														
飲食業	1,011	1,011	1,011																																																														
宿泊業	1,011	1,011	1,011																																																														
運輸業	1,011	1,011	1,011																																																														
情報通信業	1,011	1,011	1,011																																																														
金融業	1,011	1,011	1,011																																																														
不動産業	1,011	1,011	1,011																																																														
公共サービス業	1,011	1,011	1,011																																																														
その他	1,011	1,011	1,011																																																														
労働者	3,633,202人	<p>【労働者】</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>労働者数</th> <th>労働者数(前年)</th> <th>労働者数(前々年)</th> </tr> <tr> <td>農林業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>漁業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>飲食業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>金融業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>公共サービス業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> </table>	業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)	農林業	117	117	117	漁業	117	117	117	製造業	117	117	117	建設業	117	117	117	卸売業	117	117	117	小売業	117	117	117	飲食業	117	117	117	宿泊業	117	117	117	運輸業	117	117	117	情報通信業	117	117	117	金融業	117	117	117	不動産業	117	117	117	公共サービス業	117	117	117	その他	117	117	117	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット
業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)																																																														
農林業	117	117	117																																																														
漁業	117	117	117																																																														
製造業	117	117	117																																																														
建設業	117	117	117																																																														
卸売業	117	117	117																																																														
小売業	117	117	117																																																														
飲食業	117	117	117																																																														
宿泊業	117	117	117																																																														
運輸業	117	117	117																																																														
情報通信業	117	117	117																																																														
金融業	117	117	117																																																														
不動産業	117	117	117																																																														
公共サービス業	117	117	117																																																														
その他	117	117	117																																																														
労働者	7,242,415人	<p>【労働者】</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>労働者数</th> <th>労働者数(前年)</th> <th>労働者数(前々年)</th> </tr> <tr> <td>農林業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>漁業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>飲食業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>金融業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>公共サービス業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> </table>	業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)	農林業	117	117	117	漁業	117	117	117	製造業	117	117	117	建設業	117	117	117	卸売業	117	117	117	小売業	117	117	117	飲食業	117	117	117	宿泊業	117	117	117	運輸業	117	117	117	情報通信業	117	117	117	金融業	117	117	117	不動産業	117	117	117	公共サービス業	117	117	117	その他	117	117	117	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット
業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)																																																														
農林業	117	117	117																																																														
漁業	117	117	117																																																														
製造業	117	117	117																																																														
建設業	117	117	117																																																														
卸売業	117	117	117																																																														
小売業	117	117	117																																																														
飲食業	117	117	117																																																														
宿泊業	117	117	117																																																														
運輸業	117	117	117																																																														
情報通信業	117	117	117																																																														
金融業	117	117	117																																																														
不動産業	117	117	117																																																														
公共サービス業	117	117	117																																																														
その他	117	117	117																																																														
労働者	1,770,254人	<p>【労働者】</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>労働者数</th> <th>労働者数(前年)</th> <th>労働者数(前々年)</th> </tr> <tr> <td>農林業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>漁業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>飲食業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>金融業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>公共サービス業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> </table>	業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)	農林業	117	117	117	漁業	117	117	117	製造業	117	117	117	建設業	117	117	117	卸売業	117	117	117	小売業	117	117	117	飲食業	117	117	117	宿泊業	117	117	117	運輸業	117	117	117	情報通信業	117	117	117	金融業	117	117	117	不動産業	117	117	117	公共サービス業	117	117	117	その他	117	117	117	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット
業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)																																																														
農林業	117	117	117																																																														
漁業	117	117	117																																																														
製造業	117	117	117																																																														
建設業	117	117	117																																																														
卸売業	117	117	117																																																														
小売業	117	117	117																																																														
飲食業	117	117	117																																																														
宿泊業	117	117	117																																																														
運輸業	117	117	117																																																														
情報通信業	117	117	117																																																														
金融業	117	117	117																																																														
不動産業	117	117	117																																																														
公共サービス業	117	117	117																																																														
その他	117	117	117																																																														
労働者	1,153,017人	<p>【労働者】</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>労働者数</th> <th>労働者数(前年)</th> <th>労働者数(前々年)</th> </tr> <tr> <td>農林業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>漁業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>飲食業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>金融業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>公共サービス業</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> </table>	業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)	農林業	117	117	117	漁業	117	117	117	製造業	117	117	117	建設業	117	117	117	卸売業	117	117	117	小売業	117	117	117	飲食業	117	117	117	宿泊業	117	117	117	運輸業	117	117	117	情報通信業	117	117	117	金融業	117	117	117	不動産業	117	117	117	公共サービス業	117	117	117	その他	117	117	117	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット
業種	労働者数	労働者数(前年)	労働者数(前々年)																																																														
農林業	117	117	117																																																														
漁業	117	117	117																																																														
製造業	117	117	117																																																														
建設業	117	117	117																																																														
卸売業	117	117	117																																																														
小売業	117	117	117																																																														
飲食業	117	117	117																																																														
宿泊業	117	117	117																																																														
運輸業	117	117	117																																																														
情報通信業	117	117	117																																																														
金融業	117	117	117																																																														
不動産業	117	117	117																																																														
公共サービス業	117	117	117																																																														
その他	117	117	117																																																														

東京都の状況						
都道府県	人口 (人)	死者 数	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット	スクリーンショット
31 東京都	55,407,000	1,314,000				
32 東京都	67,128,000	6,000				
33 東京都	1,980,450	1,000				
34 東京都	2,790,000	1,000				
35 東京都	1,314,000	1,000				

業種の記述									
都道府県	人口 (人)	業種別1	スクリーンショット	業種別2	スクリーンショット	業種別3	スクリーンショット	業種別4	スクリーンショット
		得意 業種 上位 5業種 の 成長 率 (%)	<p>得意業種上位5業種の成長率(得意業種)</p>		スクリーンショット		スクリーンショット		スクリーンショット
		21業種別	900,244						
		得意業種 上位 5業種 の 成長 率 (%)	<p>得意業種上位5業種の成長率(得意業種)</p>	<p>得意業種上位5業種の成長率(得意業種)</p>					
		得意業種 上位 5業種 の 成長 率 (%)	<p>得意業種上位5業種の成長率(得意業種)</p>	<p>得意業種上位5業種の成長率(得意業種)</p>					
		得意業種 上位 5業種 の 成長 率 (%)	<p>得意業種上位5業種の成長率(得意業種)</p>	<p>得意業種上位5業種の成長率(得意業種)</p>					

集約の状況						
集約期間	集約人口 (人)	集約職種	集約職種	集約職種	集約職種	集約職種
4月集約	5,133,214	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他
4月集約	81,142	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他
4月集約	1,312,217	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他
4月集約	1,738,301	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他	総合職 専任 パート アルバイト その他

業種の記述						
業種	人口(人)	業種別1	スクリーンショット	業種別2	スクリーンショット	業種別3
40	1,122,852	<p>40 業種別1</p> <p>1,122,852人</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>
41	1,586,256	<p>41 業種別1</p> <p>1,586,256人</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>
42	1,672,864	<p>42 業種別1</p> <p>1,672,864人</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>	<p>スクリーンショット</p> <p>業種別1</p> <p>業種別2</p> <p>業種別3</p>

アンケート調査

(1) 高齢者虐待対応部署向けアンケート調査

単純集計結果

市区町村 (n=691)

合計	市	区	町	村
691	60.3	32.3	5.8	1.6

県庁所在地の有無 (n=691)

合計	県庁所在地	県庁所在地以外
691	3.9	96.1

政令指定都市の有無 (n=691)

合計	政令指定都市	政令指定都市以外
691	1.6	98.4

中核市の有無 (n=691)

合計	中核市	中核市以外
691	4.8	95.2

特例市の有無 (n=691) ※令和3年4月1日現在

合計	特例市	特例市以外
691	2.2	97.8

保健所設置の有無 (n=691)

合計	保健所設置市 (3号市)	3号市以外
691	0.3	99.7

F2-1. 高齢者虐待防止に関する行政計画 (第8期介護保険事業計画を除く) を策定していますか。 (n=691)

合計	はい	いいえ	わからない
691	22.0	75.5	2.5

F2-2. 介護保険事業計画以外の行政計画 (F2-1を除く) に高齢者虐待防止に関わる内容を記載していますか。 (n=691)

合計	はい	いいえ	わからない
691	45.4	49.8	4.8

F2-3. 高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画 (要綱、マニュアル等含む) がありますか。 (n=691)

合計	はい	いいえ	わからない
691	66.7	32.0	1.3

F2-4. 地域包括支援センターの運営方針や事業計画等に関わる内容を記載していますか。 (n=691)

合計	はい	いいえ	わからない
691	82.6	13.2	4.2

F2-5. 成年後見制度利用促進に関する市町村計画を策定していますか。 (n=691)

合計	はい	いいえ	わからない
691	51.4	45.3	3.3

F2-6. 高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。 (n=691)

合計	はい	いいえ	わからない
691	31.0	47.5	21.6

F2-7. 高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	10.1	62.7	27.2

F2-8. 高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	4.8	88.1	7.1

F2-9. セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	10.4	83.2	6.4

F2-10. 孤独死（孤立死）防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	12.0	77.1	10.9

F2-11. 孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	7.8	81.2	11.0

F2-12. 認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	47.6	47.6	4.8

F2-13. 認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	55.9	40.4	3.8

F2-14. 行政評価を実施しているものを選択してください。（複数選択）（n=691）

合計	691
成年後見制度利用促進	37.8
高齢者虐待防止	36.8
認知症高齢者の行方不明対策	26.0
高齢者の消費者被害防止	11.1
孤独死（孤立死）防止	4.9
セルフ・ネグレクト防止	2.7
実施されていない	52.2

F2-15. 体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいるものを選択してください。（複数選択）（n=691）

合計	691
成年後見制度利用促進	45.7
高齢者虐待防止	28.7
認知症高齢者の行方不明対策	28.2
高齢者の消費者被害防止	6.9
孤独死（孤立死）防止	5.2
セルフ・ネグレクト防止	2.2
実施されていない	48.9

q1-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数（n=691）

合計	把握していない	把握している
691	41.7	58.3

q1-1-1. 発生件数_ 者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数 (n=401)

合計	平均	最小値	最大値
401	13.2	0.0	591.0

q1-2. うち、セルフ・ネグレクト (n=691)

合計	把握していない	把握している
691	61.2	38.8

q1-2-1. 発生件数_ うち、セルフ・ネグレクト (n=264)

合計	平均	最小値	最大値
264	0.8	0.0	23.0

q1-3. うち、養護、被養護の関係にない65 歳以上の高齢者への虐待

(お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスを除く) (n=691)

合計	把握していない	把握している
691	55.9	44.1

q1-3-1. 発生件数_ うち、養護、被養護の関係にない65 歳以上の高齢者への虐待

(お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスを除く) (n=302)

合計	平均	最小値	最大値
302	3.9	0.0	132.0

q1-4. うち、お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス (n=691)

合計	把握していない	把握している
691	60.6	39.4

q1-4-1. 発生件数_ うち、お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス (n=263)

合計	平均	最小値	最大値
263	2.4	0.0	44.0

q1-5. 認知症による行方不明高齢者数 (n=691)

合計	把握していない	把握している
691	52.0	48.0

q1-5-1. 発生件数_ 認知症による行方不明高齢者数 (n=327)

合計	平均	最小値	最大値
327	14.6	0.0	583.0

q2. 貴自治体において、在宅で孤立死した高齢者はいましたか。

対応中に死亡した例だけでなく、発見時に死亡していた例も含めて下さい。(n=691)

合計	691
該当する死亡があったかどうかを把握していない	25.2
該当する死亡はなかった	17.8
該当する死亡はあったが、人数は不明	40.4
該当する死亡があった	16.6

q2-1. 令和2 年度、在宅で孤立死した高齢者数 (n=114)

合計	平均	最小値	最大値
114	9.2	0.0	338.0

q3. 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般について、うまく対応できていますか。 (n=691)

合計	691
できていない	1.9
どちらかと言えば、できていない	20.0
どちらかと言えば、できている	64.0
できている	6.7
これまでにそのような事例はない (把握していない)	7.5

q3-2. 【q3において、「できていない」又は「どちらかと言えば、できていない」と回答した方】

うまく対応できていない理由を教えてください。(複数選択) (n=151)

合計	151
高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に従事できる人員数が不足しているため	72.8
高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害を扱う協議体を設置していないため	31.1
虐待対応で忙しく準ずる行為まで手が回らないため	23.2
庁内が縦割りになっており、対応部署と連携がうまくいかないため	21.9
個人情報保護の問題があり、迅速に対応部署に繋ぐことが難しいため	15.2
準ずる行為についても虐待防止法に準じて対応しなければならないという認識がなかったため	12.6
高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に必要な予算が不足しているため	9.3
庁内の異動の際の引継ぎが上手くいかないため	6.6
庁外の連携ネットワークに参画する担当者の変更の際に引継ぎが上手くいかないため	2.0
その他	15.2

q4. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する窓口を住民へ周知していますか。

高齢者虐待防止に関する窓口と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。

(複数選択) (n=691)

合計	691
特に対応していない	53.3
窓口で高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示している	33.6
セルフ・ネグレクトなどを例示するなどして、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害がどのようなものか	6.7
その他	10.7

q5. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する啓発活動について、

どのような取組を行っていますか。高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施している場合は、

その状況を踏まえてお答えください。(複数選択) (n=691)

合計	691
高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する啓発活動は行っていない	47.8
貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している	23.4
市町村が発行する広報誌の中で取り扱っている	21.9
パンフレットやリーフレットを作成している	19.2
住民向けの講演会や公開セミナーを開催している	8.8
その他	10.7

q6. 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策を教えてください。（複数選択）（n=691）

合計	691
訪問等によって実態把握を行っている	68.9
関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している	52.8
ケアマネジャーや介護サービス事業所等が抱える困難ケースなどから早期発見できる事例検討会の場合や機会等を設けている	49.1
市内の他の相談窓口で「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」が含まれている場合に相談・通報してもらうよう依頼している	39.1
地域ケア会議で「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」に関する事項を取り入れている	24.3
早期発見について高齢者虐待防止・対応マニュアル等に明文化している	24.2
民生委員に高齢者がいる世帯全てに対し可能な限り訪問してもらえよう協力を依頼している	22.7
住民が何でも相談や情報提供できるワンストップの相談窓口を設置している	17.9
「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している	17.5
早期発見の対応策は定めていない	16.1
「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」の例示を用意し関係者・関係機関に対し研修の実施や配布等を実施している	14.8
地域の医師会等と連携し、例えば、受診が滞っている高齢者等や受診拒否の高齢者等など、訪問支援が必要と考えられる方に関する情報を共有できるようにしている	14.2
その他の対応	4.3

q6-2.2 【q6において、「「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している」と回答した方】ネットワークのメンバー（複数選択）（n=121）

合計	121
民生委員	75.2
地域包括支援センター	71.9
社会福祉協議会	69.4
郵便局・金融機関	66.9
宅配業者	59.5
警察・消防	57.0
介護サービス事業所	54.5
電気・ガス・水道等のライフライン事業者	52.9
ケアマネジャー	48.8
医療機関	45.5
自治会	43.8
老人クラブ	40.5
NPO 団体	17.4
ボランティア	15.7
家族会	9.9
その他	53.7

q7. 迅速かつ適切な対応の観点から、地域包括支援センター等の関係者が、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。（複数選択）（n=691）

合計	691
実施していない	40.2
地域の課題として地域ケア会議を実施している	29.5
実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催している	22.7
座学中心の研修会を開催している	17.2
地域包括支援センター運営協議会で情報共有している	14.6
テキストやマニュアルを作成、配布している	12.0
参加者がお互いに考え合えるワークショップ型の研修会を開催している	6.5
研修会やセミナー等への参加費用を独自に補助している	5.2
その他	6.9

q8.1 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースがあった場合に対応可能なものを選択してください。（複数選択）（n=691）

合計	691
老人福祉法第32条に基づく市町村長による成年後見人等の申立	68.9
介護保険サービス・生活支援サービスの導入	67.7
老人福祉法第11条第1項第1号に基づく養護老人ホームへの措置	66.3
警察（市町村職員同行含む）による対応	65.8
家族・親族による成年後見人等の申立（支援を含む）	64.1
医療機関の受診・入院	63.8
社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用	63.8
見守り体制の検討・構築	62.8
介護保険法における地域ケア会議の実施	55.9
老人福祉法第11条第1項第2号に基づく特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置	55.3
精神保健福祉法による措置入院、医療保護入院による入院	53.7
保健所、精神保健センター等との連携	53.4
DV防止法所管課との連携によるシェルターへの保護	36.0
老人福祉法第10条第4項に基づく居宅サービスの措置	35.2
施設管理権による面会制限	29.7
清掃業者等の依頼	21.7
老人福祉法第11条第1項第3号に基づく養護委託	17.8
対応策も定めていない	17.4
老人福祉法36条による調査囑託、報告請求の実施	15.6
居住している住まいの管理者・社による対応	14.8
社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業による対応	10.3
市町村が独自に規定する条例や要綱等に基づいた権限の行使	9.7
その他の対応	2.0

q8.2 また、このようなケースへの対応方法をマニュアル等で事前に定めているものがあれば教えてください。（複数選択）（n=691）

合計	691
対応策も定めていない	63.7
老人福祉法第32条に基づく市町村長による成年後見人等の申立	23.0
老人福祉法第11条第1項第1号に基づく養護老人ホームへの措置	22.9
老人福祉法第11条第1項第2号に基づく特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置	21.4
警察（市町村職員同行含む）による対応	16.4
介護保険サービス・生活支援サービスの導入	14.0
医療機関の受診・入院	13.7
老人福祉法第10条第4項に基づく居宅サービスの措置	13.2
見守り体制の検討・構築	13.2
家族・親族による成年後見人等の申立（支援を含む）	12.0
社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用	11.1
保健所、精神保健センター等との連携	10.3
精神保健福祉法による措置入院、医療保護入院による入院	10.0
介護保険法における地域ケア会議の実施	9.7
DV防止法所管課との連携によるシェルターへの保護	7.1
施設管理権による面会制限	6.7
老人福祉法第11条第1項第3号に基づく養護委託	6.2
市町村が独自に規定する条例や要綱等に基づいた権限の行使	5.5
老人福祉法36条による調査嘱託、報告請求の実施	3.9
居住している住まいの管理者・社による対応	3.0
清掃業者等の依頼	2.5
社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業による対応	1.6
その他の対応	2.5

q9. 再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、
 終結した事案の事後検証をどのように行っていますか。（n=691）

合計	事後検証していない	事後検証している
691	87.0	13.0

q9-1. 件数_令和2年度、終結した事案の事後検証したもの（n=79）

合計	平均	最小値	最大値
79	3.5	0.0	49.0

q9-2. 【q9において、「事後検証している」と回答した方】

事後検証の結果について教えてください。（複数選択）（n=90）

合計	90
検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している	74.4
検証結果を他ケースの解決に繋げている	60.0
検証結果を職員研修等で報告している	11.1
検証結果をマニュアル等に反映している	10.0
検証結果は特にその後の対応に反映していない	5.6
その他	3.3

q10. 高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携したことはありますか。(n=691)

合計	連携したことはなく、今後も未定である	次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等と連携している、あるいは連携する見込み
691	12.9	87.1

q10.1. 【q10において、「次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等と連携している、あるいは連携する見込み」と回答した方】
 高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した（今後の見込も含む）関係機関をおしえてください。（複数選択）（n=602）

合計	602
生活保護を担当する部署	92.5
高齢者福祉を担当する部署	92.0
介護保険を担当する部署	89.5
障害福祉を担当する部署	89.4
警察	86.9
地域包括支援センター	84.7
居宅介護支援事業所	83.7
介護サービス事業所	81.7
生活困窮者支援を担当する部署	80.2
民生委員	80.2
市町村社会福祉協議会	77.7
医療機関	77.7
保健所・保健センター	68.6
DV防止法を担当する部署	66.4
在宅サービス等提供事業者	53.8
成年後見人等	51.3
消費生活センター	42.0
自殺対策基本法を担当する部署	41.0
消防	39.9
弁護士	35.2
ゴミ（回収・処理）を担当する部署	31.7
自治会	30.4
社会福祉士	28.2
司法書士	27.1
宅配事業者、郵便局員	21.9
ライフライン事業者	21.4
地区社会福祉協議会	17.8
地域団体（老人会・婦人会等）	14.8
精神保健福祉センター	13.1
見守り支援員	12.6
重層的体制整備支援事業所	9.6
人権擁護委員	9.5
地区保健福祉センター	8.6
発達障害者支援センター	7.3
その他	2.8
その他	3.8

q11. 貴自治体（地域包括支援センター含む）では高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害の発生件数をどの程度把握していますか。令和2年度の状況を教えてください。（n=691）

合計	691
全件把握している	2.6
ある程度把握している	13.3
消費者被害単独では把握していないが、経済的虐待等に含めて把握している	17.7
対応をしているが件数は把握していない	66.4

q12-1. 【q11で「全件把握している」「ある程度把握している」と回答した方】

高齢者福祉部局（委託型地域包括支援センター含む）にて把握した件数_令和2年度（n=90）

合計	平均	最小値	最大値
90	15.4	0.0	608.0

q12-2. 【q11で「全件把握している」「ある程度把握している」と回答した方】都道府県・消費生活センターから高齢者福祉部局につながった相談件数_令和2年度（n=68）

合計	平均	最小値	最大値
68	3.4	0.0	120.0

q12-3. 【q11で「全件把握している」「ある程度把握している」と回答した方】

高齢者福祉部局から都道府県・市町村消費者行政部局・市町村消費者行政部局・消費生活センターにつながった相談件数_令和2年度（n=72）

合計	平均	最小値	最大値
72	3.0	0.0	48.0

q13. 貴自治体では高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱等がありますか。（n=691）

合計	そのような条例や要綱等はない	取り扱った条例や要綱等がある	わからない
691	69.8	6.8	23.4

q14. 貴自治体では高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害についてどのように対応していますか。_令和2年度（複数選択）（n=691）

合計	691
消費者被害の予防に関する広報、注意喚起	67.4
消費生活センターによる対応	60.5
社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用	37.3
見守り体制の検討・構築	35.2
法テラスや弁護士会等の法律相談	31.7
警察（市町村職員同行含む）による対応	28.5
介護保険サービス・生活支援サービスの導入	26.9
介護保険法における地域ケア会議の実施	21.9
法テラスの特定援助対象者法律相談の利用	11.9
消費者被害を主たる理由とする老人福祉法に基づく成年後見制度の市町村長申立	10.4
消費者安全確保地域協議会による対応	4.9
その他	4.9

q14-1. 件数_令和2年度、消費者被害を主たる理由とする老人福祉法に基づく成年後見制度の市町村長申立（n=53）

合計	平均	最小値	最大値
53	0.1	0.0	2.0

q15. 貴自治体は高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害に対応するに当たり、どのような庁内の部署、関係機関などと連携を取っていますか。（複数選択）（n=691）

合計	691
市町村の消費生活センター	69.6
高齢者福祉担当部署	68.0
社会福祉協議会	50.9
介護保険担当部署	48.0
生活保護担当部署	46.6
地域包括支援センター（直営の場合を除く）	44.6
障害福祉担当部署	43.7
民生・児童委員	39.2
弁護士等の法律家	28.8
都道府県の消費生活センター	19.0
ゴミ（回収・処理）担当部署	7.1
消費者安全確保地域協議会	6.2
その他	7.5

q16. 貴自治体は高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できていますか。（n=691）

合計	691
できていない	2.0
どちらかというとできていない	15.3
どちらかというとできている	53.8
できている	4.1
対応は行っていない／事例がない（把握していない）	24.7

q17. 【q16において、「できていない」又は「どちらかというとできていない」と回答した方】

うまく対応できていない理由を教えてください。（複数選択）（n=120）

合計	120
相談や通報があった際の解決方法が相談内容の類型ごとに定まっていないため	54.2
対応に従事できる人員数が不足しているため	36.7
情報共有の場が設けられていないため	29.2
対応についてのノウハウをうまく引き継ぐことができていないため	25.8
他部署・他機関との連携がうまくいっていないため	22.5
見守りネットワークがうまく機能しておらず、相談や通報が繋がらないため	13.3
見守りリストが作成されていないため	8.3
個人情報の規制により他部署・他機関に適切なタイミングで引き継ぐことができていないため	6.7
対応のための予算が限定的であるため	4.2
その他	4.2

q18. 同法に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備について、どのように実施していますか。

高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合は、その状況も踏まえて教えてください。（複数選択）（n=691）

合計	691
成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進を図っている	39.7
市町村が発行する広報誌を通じた啓発活動を行っている	32.1
警察との連携（情報共有・意見交換など）を図っている	27.9
地域による見守りネットワークの構築・強化を図っている	26.3
特に対応していない	22.0
パンフレットやリーフレットを作成している	19.0
貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している	15.2
住民向けの講演会や公開セミナーを通じた啓発活動を行っている	15.1
窓口にて同法に規定する消費者被害の相談・通報も扱うことを明示している	13.9
福祉計画に盛り込んでいる	12.4
『訪問販売お断りステッカー・シール』等を作成、配布している	11.0
消費者安全確保地域協議会を設置（予定も含む）している	10.9
窓口にて同法で規定する消費者被害についての内容を例示した上で、同法に規定する消費者被害がどのようなものか	5.5
高齢者の消費者被害を早期に発見するためのチェックリストを整備している	1.7
その他	5.5

q19. 消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者が、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。

（複数選択）（n=691）

合計	691
実施していない	66.1
地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している	11.0
地域の課題として地域ケア会議を実施している	10.4
地域包括支援センター運営協議会で情報共有している	6.4
実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催している	6.1
消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催している	2.0
テキストやマニュアルを作成、配布している	1.4
参加者がお互いに考え合えるワークショップ型の研修会を開催している	1.3
同法に規定する消費者被害の権利侵害を含んだ研修会への参加費用を独自に補助している	1.2
その他	9.3

q20. 独自の同法に規定する消費者被害の権利擁護に対応するマニュアル、業務指針、対応フロー図等を作成していますか。

（n=691）

合計	691
作成していない	95.7
独自に作成した高齢者虐待対応のマニュアル等のうちに、同法に規定する消費者被害への対応に関する記載を含む	4.1
高齢者虐待対応のマニュアル等とは別に、単独のマニュアル等を作成している	0.3

q21. 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために、どのようなことをしていますか。（複数選択）

高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。（n=691）

合計	691
何もしてない	51.7
同法の規定する消費者被害に関しても連携する必要性を説明し、協力を依頼している	17.4
消費者被害を扱う主管課の会議等に参加している	13.5
ケースカンファレンスを開催し関連する部署に参加してもらっている	11.7
ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議できるようにしている	8.0
その他	7.5

q22. 終結した同法の規定する消費者被害の事案の事後検証を行っていますか。

高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。(n=691)

合計	行っていない	行っている
691	94.9	5.1

q22-2. 【q22において、「行っている」と回答した方】事後検証の結果について教えてください。(複数選択) (n=35)

合計	35
検証結果を他ケースの解決に繋げている	62.9
検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している	60.0
検証結果は特にその後の対応に反映していない	8.6
検証結果を職員研修等で報告している	2.9
検証結果をマニュアル等に反映している	0.0
その他	8.6

q23. 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、

消費者安全確保地域協議会との連携等について教えてください。(複数選択) (n=691)

調査数	691
消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)が構築されていない	72.6
消費者安全確保地域協議会の全体会議に参加	15.5
各構成員から見守り等の活動の実施状況や改善点等の報告	4.5
地域協議会内の構成員間での見守り対象者に関する個人情報の共有(個人情報保護法の例外規定の適用)	3.6
消費者安全確保地域協議会の運営方法や見守りリストの提供方法を協議会の構成員で共有するためのマニュアル作成	0.7
特定機関への見守りリストやマニュアルの説明と提供	0.7
その他	8.4

q23.1. 【q23において、「早期発見・見守りネットワーク等」を既に立ち上げている場合(実施内容の1～5に回答された場合)】

その構成機関についてお答えください。(複数選択) (n=133)

合計	133
地域包括支援センター	83.5
社会福祉協議会	79.7
民生・児童委員	72.9
消費生活センター	72.2
警察	69.2
金融機関	39.1
自治会	33.8
郵便局	33.8
商工会	25.6
農協	25.6
新聞販売店	24.8
生活協同組合	24.1
コンビニエンスストア	20.3
宅配業者	20.3
保健所	19.5
消費者団体	18.0
学校・教育機関	16.5
公共交通機関運営会社	9.0
その他	40.6

高齢者虐待対応部署向けアンケート調査 自由記述

Q1-2.1 セルフ・ネグレクトの対策に関する条例・要綱の名称

■■■■	高齢者あんしん見守りネットワーク事業実施要綱
■■■■	虐待等防止連携協議会設置要綱 高齢者緊急一時保護事業実施要綱
■■■■	虐待防止マニュアル
■■■■	地域高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱
■■■■	高齢者虐待防止等に関する要綱

Q1-3.1 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待の対策に関する条例・要綱の名称

■■■■	高齢者及び障がい者虐待検討委員会設置要綱
■■■■	高齢者虐待防止ネットワーク形成事業実施要綱
■■■■	高齢者虐待初動緊急対応マニュアル
■■■■	老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の実施要領
■■■■	高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱
■■■■	高齢者虐待防止事業実施要項
■■■■	高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱

Q1-4.1 お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスに関する条例・要綱の名称

■■■■	男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
■■■■	多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例、 配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱
■■■■	第2期加西市DV対策基本計画
■■■■	女性生活相談事業実施要綱
■■■■	男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例

Q1-5.1 認知症による行方不明高齢者に関する条項・要綱の名称

■■■■	2市1町SOSネットワーク実施要綱
■■■■	SOSネットワーク事業、行方不明高齢者等早期発見システム事業
■■■■	SOSネットワーク事業実施要綱
■■■■	徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱、 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱
■■■■	認知症おかえりサポートシステム情報配信事業実施要綱、 高齢者見守り支援事業補助金交付要綱
■■■■	オレンジSOSネットワーク事業実施要領
■■■■	徘徊見守りSOSネットワーク事業実施要綱、 徘徊高齢者等探索サービス事業実施要綱
■■■■	認知症高齢者SOSネットワーク事業実施要綱 認知症高齢者位置情報検索サービス事業実施要綱
■■■■	シルバーSOSネットワーク■■■■(警察署が事務局)
■■■■	はいかい高齢者SOSネットワークシステム
■■■■	ひとり外出高齢者等家族支援事業助成金交付要綱
■■■■	高齢者虐待対応・認知症高齢者支援ネットワーク事業運営要綱
■■■■	認知症SOSネットワーク事業実施要綱

安心おかえり登録事業実施要綱、認知症高齢者等位置情報システム利用推進事業実施要綱
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者あんしん見守りネットワーク事業実施要綱
はいかい高齢者 SOS ネットワーク実施要綱
高齢者等 SOS ネットワーク実施要綱
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
認知症高齢者地域支援事業実施要綱
行方不明高齢者さがしてメール事業実施要綱
高齢者等 SOS ネットワークシステム実施要綱
認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要項、 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要項
認知症等行方不明高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱、 生活支援等サービス事業実施要綱
認知症等高齢者行方不明 SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者等徘徊防止・見守り SOS ネットワーク
認知症高齢者等探索機器利用支援事業実施要綱
徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱、徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
高齢者等見守り・安心ネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者探索システム事業実施要項
徘徊高齢者等 sos ネットワーク実施要項
見守りネットワーク実施要綱
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者等探索システム利用助成事業実施要綱
行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
安心だねっと事業実施要綱
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱、認知症高齢者見守り QR コード交付事業 実施要綱、認知症高齢者個人賠償責任保険事業実施要綱
認知症高齢者等ただいまサポート事業実施要綱
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者 SOS ネットワーク
高齢者位置探索器貸し出し事業実施要綱
認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等保護情報共有事業実施要綱、 認知症高齢者等位置情報探索サービス導入費助成事業実施要綱
認知症高齢者等見守り登録事業実施要綱
徘徊高齢者支援実施要項
徘徊高齢者位置探索システム端末機貸与事業実施要綱
行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者 SOS ネットワーク事業
徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
認知症総合支援事業実施要綱、徘徊高齢者等支援事業実施要綱、認知症高齢 者等位置情報通知サービス利用助成金交付要綱、高齢者見守りネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者等事前登録制度実施要項
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者および障がい者徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱

認知症高齢者等あんしん補償事業実施要綱、 行方不明高齢者家族支援サービス事業助成金交付要綱
徘徊高齢者事前登録事業
徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
見守りシール交付事業実施要綱
行方不明高齢者 SOS ボランティア事業実施要綱
地域見守り見回り活動事業実施要綱、 認知症高齢者等位置情報検索機器導入費補助事業実施規則
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者見守り事業実施要項
SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者等安心見守り・SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要項
徘徊高齢者家族支援助成事業実施要綱
認知症支えあいネットワーク連絡協議会設置要綱
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱、徘徊高齢者検索システム貸与要綱
行方不明高齢者検索ネットワークシステム
認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症見守りネットワーク事業実施要項
認知症高齢者等 SOS ネットワーク実施要綱
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
行方不明高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱
徘徊行方不明者検索活動支援ネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要項
高齢者等見守り・SOS ネットワーク「見守ってねっと」事業実施要綱
認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業実施要領
徘徊高齢者等家族支援事業実施要綱
認知症高齢者等みまもりシール交付事業実施要項
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
はいかい SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症等高齢者の行方不明時広域発見要領
徘徊高齢者等 SOS ネットワークシステム実施要項
高齢者等 SOS ネットワークシステム実施要領
はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業取扱要領 ※要綱は県
健やか・見守りネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者等早期発見 SOS システム実施要項、丹波市高齢者見守りネットワーク事業実施要項
高齢者等の見守り SOS ネットワーク事業実施要綱
地域 SOS システム
地域支援事業実施要綱
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要項
認知症みまもりのわ SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者見守り SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱、 高齢者等 SOS ネットワーク見守り登録事業実施要綱

徘徊高齢者等支援事業実施要綱
地域支援事業実施要項
SOS ネットワーク実施要項
徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
ふれあい SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症見守りシール交付事業
認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等保護ネットワーク事業実施要綱
あんしん見守りネットワーク事業実施要項
認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱、 行方不明高齢者家族支援サービス事業実施要綱
認知症見守りネットワーク事業実施要綱
あんしん見守りネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱
おかえりサポート事業実施要綱
高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱
見守り安心ネットワーク事業
認知症高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者支援(高齢者虐待防止対策)事業実施要項
徘徊 SOS 支援事業実施要綱
認知症徘徊 SOS ネットワーク事業実施要項
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成、行方不明高齢者等 SOS ネットワーク、 安心・安全見守り隊
認知症等により単独で帰宅することが困難となっている者の保護等に関する要領
認知症徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業実施要項
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等 SOS 見守りネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症等高齢者徘徊・見守り SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業実施要綱
あんしんネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者等家族支援事業実施要綱
認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業実施要綱
オレンジステッカー交付事業実施要綱
認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
高齢者地域見守りネットワーク事業実施要綱
徘徊高齢者見守りネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要領
徘徊高齢者家族介護者安心事業実施要綱
無事かえる支援事業

認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要項
徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱、小型 GPS 内蔵靴購入費補助金交付要綱
認知症等による徘徊高齢者等事前登録制度実施要綱
認知症高齢者見守り事業実施要綱
徘徊高齢者等家族支援事業実施要綱、見守りシール等配布事業実施要綱
認知症高齢者等見守り QR コード活用事業実施要綱
徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱

Q3-2.10 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる管理侵害全般の対応がうまくできていない理由（その他の回答）

「うまく」の表現の問題かもしれないが、対応するが問題が多岐にわたり、解決まで至らないケースもある。
65 未満の精神疾患（疑い）を持つ子またはひきこもりの子が親（高齢者）に対して虐待行為があった場合、子の支援者となり得る庁内部署、庁外関係機関の役割が不明確であることから、つなぐ先がなく地域包括支援センター（委託）が対応に苦慮している。
ケースの特性により、マニュアル通り支援が実施できていないケースがある。
セルフネグレスト等、自己決定と介入のバランスの判断が難しいため。
まずは現状把握の必要があるが、発生件数を把握する方法が確立されていない。
医療機関との連携が難しい（個人情報と言われ情報・連携が得られない）。 8050 問題など課題が複合化している事例が増えている為、対応する期間が長期化している。
介入が困難で、1 件の支援のボリュームが大きく、時間を十分に割けない。
虐待防止法に準ずる基準が不明確であるため。
拒否等、はっきりとした本人意向により介入できない時期が続くため。
緊急介入を要す状態になく、本人意思により支援介入が困難となっているため。
警察署の認知症や高齢者虐待の認識が偏っているのではないかと危惧している。県全体での研修が必要ではないか。
個人情報保護の観点が増えることや、行政には家庭内に踏み込む強制力がないことなどから対応に苦慮することが多い。
困難ケースが多く、対応方法が複雑なため。
事案に気づくことが難しい。また、緊急性が低いと思われ、積極的な介入ができない場合がある。
事例が少なく、職員の経験があまりないため。
準ずる対応について体制の整備不足。
専門性に乏しい。
対応に関するノウハウが不足しているため。
対象者が問題視していない。精神疾患者又は疑われる者への積極介入が難しい（関係機関含め）ため問題解決に繋がらない。
担当職員が兼務で行っており、準ずる対応を求められる権利侵害の対策まで踏み込めない。また、支援に苦慮するケースが多いため、ノウハウが不足している。
通報・相談のあったケースに対応はしているが、十分とはいえないと思う
本人や親族の介入拒否
明らかな虐待の事実がないと介入のタイミングや方法の見極めが難しいため。
養護者でない精神疾患が疑われる子の支援が繋がらないため。

Q4.3 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する窓口を周知についての方法
(その他の回答)

「高齢者虐待防止法に準ずる対応」などと限定せず、広く高齢者虐待防止に関する窓口として一体的に周知を図っている。
セルフネグレクト、行方不明高齢者については周知。
セルフネグレクトなどの明示はしていないが、パンフレットなどで支援が必要な高齢者の発するサイン（生活の様子や身なりなど）を例示し、高齢者虐待対応の中で、対応している。
セルフネグレクト等も含む高齢者虐待防止のパンフレット等を掲示している。
チラシ、市報で周知。
ちらしによる周知。
ホームページにて周知。
ホームページの周知と窓口でチラシの配架。
ホームページやガイドブックへの掲載。
ホームページや広報誌等で周知している。
ポスターを作製し、市役所含め市内各所に掲示している。
委託型包括で作成している広報紙にて周知している。
虐待対応の相談窓口として高齢福祉課(地域包括支援センター)の周知をしているが、虐待に限らず、虐待の疑いや気になる高齢者の方がいれば相談するように周知している。
虐待対応マニュアルや市内の活動紹介パンフレットに虐待に係る内容を掲載している。
虐待通報ダイヤルのパンフレット窓口配架、地域包括支援センターパンフレットに記載。
虐待等防止講演会、街頭啓発にてティッシュを配布し、周知している。
啓発ポスター、パンフレット等掲示、配布。
権利擁護事業を委託している地域包括支援センターにおいて一部実施している。
広報に掲載し周知を行っている。
広報へ高齢者虐待に関する内容を掲載している。
広報活動上での周知。
広報誌
広報誌にて高齢者虐待についての記事を掲載。
広報誌に掲載。
広報誌やチラシを活用し、窓口などを周知。
広報等に記載、地域ふれあいサロンでチラシ等を配布し周知。
高齢者に係る相談は地域包括支援センターにするように周知している。
高齢者の虐待防止について包括支援センターの紹介ページに記載。
高齢者の権利擁護の相談窓口(虐待含む)として、リーフレット・パンフレットを作成し周知している。
高齢者の総合相談窓口の周知と合わせて行っている。
高齢者関係の総合相談窓口を地域包括支援センターとしている旨、広報誌等で周知済み。
高齢者虐待、消費者被害についての窓口をHPに記載。
高齢者虐待に関する相談窓口として一体的に相談窓口の周知を行っている。
高齢者虐待に限らず「ちょっと変だなと思ったら」という表現で窓口を周知。
高齢者虐待の相談窓口として町・包括を周知している。(セルフネグレクト等について明示はしていないが、対応は行っている。)
高齢者虐待防止に関する窓口と一体的に実施している。
高齢者虐待防止に関する窓口において一体的に実施している。
高齢者虐待防止法に準ずるを求められる権利侵害の窓口とは明示していないが、総合相談として、パンフレットや広報やホームページにて周知している。
高齢者虐待防止法に準ずる対応等は明示していないが、高齢者にかかる案件の相談窓口として周知している。
高齢者向けの講演会等で高齢者虐待に関するパンフレットの配布。

高齢者向け行政サービス案内冊子に掲載。
高齢者総合相談窓口として周知、対応の準備がある。
困りごとの相談窓口として周知。
市 HP やイベント実施時に相談窓口を明記したチラシを配布している。
市の HP で周知。
市ホームページに担当窓口を掲載。
市報に掲載。
市報やホームページ上で周知。
準ずる対応としての明記はしていないが、事例があれば対応する。
小さな自治体のため窓口が限られており、必然的に担当課に繋がる。
小規模自治体であるため、住民の相談窓口がわかりやすい状況である。
職員向けの高齢者虐待対応マニュアルに記載。
相談先を HP に掲載。
相談窓口等を記載したパンフレットを配布。
窓口が当課しかなく住民に周知されているため、特に対応していない。他団体のものはパンフレットの配置をしている。
窓口で高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示はしていないが、相談対応は行っている。
窓口に、包括支援センターで作成した虐待を含む権利擁護のパンフレットを設置している。
総合相談窓口を開設している。
地域包括支援センターなど虐待防止ネットワーク連絡会にて、関係機関に周知。
地域包括支援センターにおいてセルフネグレクトについてのチラシを作成し、民生定例会や運営推進会議にて周知・啓発を行った。
地域包括支援センターに相談窓口があることを広報やリーフレットで周知している。
地域包括支援センターのパンフレットに相談窓口を記載し周知している。
地域包括支援センターの周知用チラシに相談窓口であることを明記。
町のホームページに掲載している。
町の広報で周知。
町の広報やホームページで相談・通報窓口であることを伝えている。
町広報等を通して周知している。
町内有線テレビを活用し広報している。
特にセルフネグレクトの対応を行います、という周知はしていないが、相談を受けた場合には支援・対応を行っている。
認知症サポーター養成講座等で周知を行っている。
福祉の総合相談窓口として案内。
訪問事業や連絡会で県が作成したパンフなどを配布、啓発を行っている。
毎月の広報誌や地域包括支援センターのパンフレットに掲載。
明示していないが、「高齢者なんでも相談室」として、高齢者に関わる相談を受け付けしている。

Q5.5 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する啓発活動について、
行っている取組（その他の回答）

NPO 法人である権利擁護支援センターと連携し活動している。
ケアマネジャーに気がかりケースについての相談を啓発。
ケアマネ会や多職種連携会議の場において啓発している。
ケアマネ等介護事業者に対して、市の虐待対応の体制を講義し、周知している。
セルフネグレクトなどの明示はしていないが、パンフレットなどで支援が必要な高齢者の発するサイン（生活の様子や身なりなど）を例示し、高齢者虐待対応の中で、対応している。
ホームページで「介護相談」として窓口のみ掲載している。
ホームページにて周知。
ポケットティッシュの配布等による街頭啓発。
ポスターを作製し、市役所含め市内各所に掲示している。
■■■■ 高齢者虐待防止（予防）マニュアル作成、配布。
委託型包括が開催する介護教室やサロンにて、地域住民を対象として周知している。委託型包括で作成している広報紙にて周知・啓発を図っている。
委託先の社協広報紙やHPで情報提供している。
介護サービス関係機関等に対する研修会等で説明。
介護サービス事業所向け研修でテーマとして取り扱うことがある。
介護事業所向けに情報発信している。
介護事業所対象に、高齢者虐待防止法に基づく虐待通報を受けてから地域包括支援センターと市の連携の仕方などの講習会を開催した。
介護職向けの虐待対応研修を実施している。
介護保険事業所や医療機関向けに権利擁護研修会（虐待、後見、消費者被害）にて啓発。
介護保険事業所等職印向けの研修を行っている。
介護予防の講座で高齢者虐待等の権利擁護について周知した。
介護予防教室などで周知している。
各地域包括支援センターが作成発行する情報誌の中で取り扱っている。
各地域包括支援センターに厚労省の虐待防止に関するパンフレットを配架。
既製のパンフレット等を窓口に置いている。
既存のポスター、パンフレットを掲示、配布。
虐待案件ではなく、地域包括支援センターの総合相談として対応しているため、困りごと相談の周知になっている。
虐待対応の相談窓口として高齢福祉課(地域包括支援センター)の周知をしているが、虐待に限らず、虐待の疑いや気になる高齢者の方がいれば相談するように周知している。
虐待対応マニュアルや市内の活動紹介パンフレットに虐待に係る内容を掲載している。
虐待等防止講演会、街頭啓発にてティッシュを配布し、周知している。
権利擁護センター虐待対応の講演会等を開催している。
県、家庭裁判所から送付されているパンフレットを窓口に設置している。
県から配布されたリーフレットを窓口に配置、ポスターの掲示。
孤立死の現状やエンディングノート作成の出張講座。
広報誌
行方不明については啓発活動を行っている。
高齢者虐待を所管する部署では啓発活動を行っていないが、DV 所管部署等でパンフレットの作成等を行っている。
高齢者虐待啓発リーフレットの中にセルフネグレクトに関する言及がある。
高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施している。
高齢者虐待防止ネットワーク会議委員に対する事例紹介などで周知。
高齢者虐待防止期間にパネル展示を行い啓発・広報を行っている。

高齢者虐待防止連絡協議会の開催や民生委員向けの講義の際に説明を行っている。コミュニティセンターなどにパンフレットの配布。
高齢者総合相談窓口として周知している。
国・県等のパンフレットを関係機関に渡して配布している。
国県等パンフレットおよびポスターを掲示している。
市で「高齢者サービスガイド」という名称の冊子を作成しており、そのなかに高齢者虐待相談窓口についても明記している。
市政出前ふれあいトークのテーマに「高齢者の権利擁護について」というテーマをあげている。
市内全域にある見守り組織から相談、通報があるため、本組織に啓発している
市販の高齢者虐待に関するパンフレットの配布。
施設や希望のある団体に、研修を実施している。
施設向けの虐待出張研修を行っている。
事業所向けに研修会を実施している。
事業所等の関係機関に対する虐待防止の講演会
社会福祉協議会による啓発活動
住民への健康教育として地域サロンを活用しており、そこで一緒に啓発活動を行う。
出前講座
出前講座、地域イベントでの講演や地方紙への寄稿など
専門職および民生児童委員向けには毎年権利擁護研修会を実施
専門職の研修会
相談窓口のパンフレットの配布
相談窓口を案内したカードを作成し公共施設等に設置している。
窓口に大阪府等が作成したパンフレット等を配架している。
総合相談窓口を開設している。
地域包括支援センターが介護事業所に対して、高齢者虐待にかかる講座を行っている。
地域包括支援センターにおいてセルフネグレクトについてのチラシを作成し、民生定例会や運営推進会議にて周知・啓発を行った。
地域包括支援センター職員が地域のサロン等での周知や運営法人が発行する広報誌に掲載し、周知している。
地域包括支援センター便りにおいて掲載している。
町内有線テレビを活用し広報している。
■■■■ 高齢者虐待対応協力者会議を設置。定期的な会議の開催、必要時に随時会議を開催している。
特に啓発活動をしていない。
独自には行っていないが、県や他団体から提供があれば配置している。
年度ごとにテーマは違うが、住民や事業所が参加する講演会を開催している。
包括による「高齢者虐待防止研修」を、民生委員、ケアマネなどを対象に実施。
訪問事業や連絡会で県が作成したパンフなどを配布、啓発を行っている。

Q6.11 セルフネグレクト等の権利侵害を早期に発見するために実施している「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している具体的なネットワーク名

「ひとりぐらし高齢者見守りネットワーク」、「地域住民等の見守り、地域づくりに関する協定」
■■■■虐待等防止ネットワーク協議会
あんしん見守りネットワーク
あんしん見守りネットワーク、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク
いのち支えあい推進協議会
■■■■高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議
■■■■安心ネットワーク
つながるネット
ひとり暮らし高齢者等の見守りネットワーク
ほっとワーク見守り隊
マメに見守り隊事業
■■■■高齢者等支援ネットワーク
みまもり協定
愛の一声ネットワーク（数人体制（民生委員等）による一人暮らし等の高齢者の見守り活動）
安心支えあいネットワーク
安心太子見守りネットワーク
安全安心見守りネットワーク、安心見守り店
■■■■高齢者あんしん見守りネットワーク
■■■■高齢者あんしん見守り協力事業者登録事業実施要領
井戸ばた座談会、地域支えあいネットワーク（協議体）
■■■■孤立予防対策事業
■■■■高齢者・子どもの見守りネットワーク事業実施要綱
■■■■高齢者等あんしんネットワーク
■■■■高齢者見守りネットワーク
虐待対策地域協議会
■■■■見守りネットワーク
■■■■徘徊 SOS ネットワーク
見守り SOS ネットワーク事業
見守りネットワーク
見守りネットワーク協議会
見守りネットワーク事業
見守り協定
■■■■見守りネットワーク会議
■■■■地域連携ネットワーク会議
高齢者あんしん見守りネットワーク
高齢者の権利擁護相談支援事業
高齢者安心ネットワーク会議
高齢者虐待専門員チーム
高齢者虐待防止ネットワーク会議
高齢者見守りネットワーク
高齢者見守りネットワーク事業
高齢者見守りネットワーク推進協議会
高齢者見守り安心ネットワーク
高齢者見守り協定

高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業
高齢者見守り事業
高齢者支援協議会
高齢者等 SOS ネットワーク協議会
高齢者等あんしん見守りネットワーク
高齢者等みまもりネットワーク
高齢者等見守りネットワーク
高齢者等地域見守りネットワーク
■■■■地域見守りネットワーク事業
在宅福祉ネット、在宅福祉ネットワーク、地域見守りネットワーク
支え合い見守りネットワーク活動
■■■■高齢者見守りネットワーク事業
■■■■高齢者みまもりネットワーク事業（トコロみまもりネット）
小地域ケア会議（日常生活圏域での会議体・生活支援体制整備事業第2層）
小地域ネットワーク、SOS ネットワーク、DV ネットワーク
小地域ネットワーク会議
小地域ネットワーク事業
■■■■見守りネットワーク
■■■■地域見守り支え合いネットワーク会議
■■■■見守りネットワーク
■■■■地域見守りネットワーク事業
■■■■高齢者等見守りネットワーク早期発見・見守りネットワーク
早期発見・見守りネットワーク
■■■■高齢者等見守りネットワーク
■■■■高齢者等見守りネットワーク
■■■■虐待等防止協議会
第一層協議体
地域あんしんネットワーク、地域支援ネットワーク
地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携協力体制
地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業
地域ネットワーク会議
地域見守りネットワーク
地域見守り活動協定
地域見守り協定
地域見守り支援ネットワーク
地域支えあい活動登録団体
地域福祉ネットワーク（事業）
地域福祉ネットワーク事業
地域包括ケア推進会議、権利擁護担当者会議
地域連携ネットワーク
地区社会福祉協議会、地区くらし安心ネットワーク委員会
■■■■あんしん見守りネットワーク
■■■■要援護者見守り活動事業
■■■■虐待等防止総合対策推進協議会
■■■■子ども 高齢者見守りネットワーク～大きな和～
■■■■高齢者等支援ネットワーク会議
■■■■高齢者・障害者見守りネットワーク
独居高齢者見守りネットワーク

■■■■地域見守りネットワーク支援事業
■■■■高齢者等地域ネットワーク推進会
認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業
■■■■高齢者等あんしん見守りネットワーク事業
■■■■高齢者等安心ネットワーク
■■■■地域見守り推進事業
民間団体との包括連携協定（県も含む）
■■■■地域見守り協定
■■■■見守り等活動に関する協定
要援護者見守り支援ネットワーク
要保護者対策地域協議会
徘徊SOSネットワーク

Q6.12 セルフネグレクト等の権利侵害を早期に発見するために実施している対策

(その他の対応)

「 家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱」を策定しており、高齢・障害・児童の担当課が中心となり、相互連携の強化に努めている。ネットワークの構成員には包括・民生委員・警察・中核支援センターなども含まれている。
75歳以上で医療機関未受診の方の実態調査を行っている。
コンビニエンスストア等と高齢者の見守りに係る協定を締結している。
その他、11については、整備しているとまではいかないが、民生委員や関係機関との既存の会議などで、相談が上がることはある。
ニーズ調査を活用した訪問など
医療・介護・福祉関係者や民生委員からの相談に対して対応している。
 の機構として、福祉事務所と保健所の支所を福祉保健センターとして設置、専門職が配置され、支援を実施している
介護事業所を対象に高齢者虐待対応研修を開催
気になる高齢者がいた場合に、近所の付き合いがある人に可能な限り見守りしてもらえるようお願いし増している。
虐待の疑いのある高齢者の情報を得た場合、関係係と密に連絡をとり、関係機関に相談し、迅速に対応する体制はあります。
見守りに関する企業との包括連携協定
高齢者虐待対応マニュアルに対応フロー図を掲載している
高齢者虐待防止等のため 高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置。
高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害に限らず、心配な高齢者がいれば早期に相談を促している。
高齢者見守りの取り組み一つとして民生委員ふれあい訪問を実施しているが、虐待予防に特化しているわけではなく、すべての世帯というわけでもない。
高齢者等の見守りに関する協定（郵便局、生命保険会社、生協、移動販売車、牛乳配達業）
在宅介護支援センター職員や民生委員へ、高齢者宅訪問時に安否確認や状態等何か変わったことはないか確認を行っている。
市内地域包括支援センターが集まる月1回の権利擁護業務会議にて、処遇困難ケースの事例検討を行い、その中で、セルフネグレクトや養護関係にない家族からの暴力行為等についても検討されている。
積極的に把握の調査等の依頼等は実施していないが、民生委員や地域から情報提供をいただくことがある。
総合相談（窓口、電話、訪問）で対応。
対応可能な地域で限定的に支援のネットワーク構築を行い、見守り活動を行った。
地域の関係団体等との連携については、ケースが出次第、その都度対応している。
地域包括支援センター職員支援のための弁護士相談
地元企業等との連携協定により、異変を感じた際に通報してもらうよう依頼している。
町社会福祉協議会にて小地域ネットワーク事業実施。地域で支援を必要とする人を対象に、地区社協、区長、民生委員、福祉協力員、シルバーヘルパーなどが支援者となり見守り活動を実施。
特にマニュアル等取り決めはないが、関係機関（医師、消費者相談対応部署、民生委員、他部署（窓口対応部署））から気になる方の情報が提供される。
日ごろから社会福祉協議会等との情報共有体制は行っている。
民生委員との日ごろからの連携により困難ケースなど情報共有しやすい関係づくりを行っている。
民生委員による担当地区の独居高齢者訪問

Q6-2.2 セルフネグレクト等の権利侵害を早期に発見するために実施している対策
 ・ネットワークのメンバー（その他の回答）

JA、新聞店、調剤薬局、タクシー
コンビニ、商工関係、タクシー会社
コンビニ、新聞店
コンビニ・ショッピングセンター・タクシー会社・新聞販売店
コンビニ・保険会社・証券会社・生協・ヤクルト
コンビニエンスストア
コンビニエンスストア、新聞配達事業者等
シルバー人材センター
スーパー、コンビニ、公共交通機関、美容室
スーパー、医薬品メーカー
タクシー事業者、自動車整備事業者
移動スーパー
移動スーパー、宅食、保険会社
移動販売業者、商工会、消費生活センター、高齢者支援センター
社会福祉士会、弁護士
協力員（近所の住民）
教育委員会、交番、人権擁護委員、人権教育推進委員
教育機関、女性団体、障がい者団体
教育機関、町の人権擁護委員
区内で複数の事業所や店舗を有する等、高齢者の日常生活圏域で事業活動を行っている事業者で、安心・安全なまちづくりに協力する事業者
警備会社、保険会社、製薬会社、高速道路株式会社
見守りネットワークへの協力を申し出た事業者
見守り推進員
産廃事業所、スーパー、農協、生協、グリーンコープ
司法関係者
司法書士、高齢者虐待・障がい者虐待関連部署
市役所の他部署
寺院、新聞店、小売業者
住民
商工会、新聞専売所
商工会議所、交通安全協会、建築業組合、農協、生協
商工会議所、法務局、保健所
消費者センター、弁護士、司法書士、社会福祉士
消費生活センター、金融機関、農協、新聞販売店、コンビニ、保健福祉事務所、婦人会
消費生活センター、障害者団体、新聞販売店
新聞
新聞社、コープ
新聞配達、保険会社、タクシー会社、小売店、弁護士、司法書士、行政書士等
新聞配達業者、生協、住宅関係機関、保険会社、飲食業、スーパー等
新聞販売業、生命保険会社、薬局、スーパーマーケット、診療所
新聞販売店
新聞販売店等
製薬会社、運送業者、新聞配達業者

青年会議所、地域住民
地域サポート施設、商工会、シルバー人材センター、地域包括支援センター、生活困窮者支援事業所、後見人まちづくり課、住民生活課、教育課
地域の商店、事業所
地域住民
地域住民（在宅福祉アドバイザー）
地元の企業、小売店、薬局など
地元商店
町内の商工業者
店舗・美容院など
乳飲料販売業、新聞販売業、農業協同組合、警備業、保険業、宅食事業
配食サービス、新聞販売店、商店会
配食業者、地元スーパー、保険会社
配送業者、ケーブルテレビ事業者、警備保障会社
福祉公社・商工会・シルバー人材センターなど
弁護士、司法書士
弁護士、社会福祉士
弁護士会、県関連機関、労働監督等の機関、商工会、市福祉事務所・教育関連機関など
保健協力員協議会、人権擁護委員、保健所、福祉事務所、総務課、町民課、保健衛生課
保健所、児童相談所
保険会社等民間事業者
民間の協定締結事業所
理美容院、飲食店、コンビニ、ガソリンスタンド等

Q7.8 迅速かつ適切な対応の観点から、地域包括支援センター等の関係者が高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会の提供（その他の回答）

パンフレットの作成、配布
マニュアルを作成している。
外部研修への参加をしている。
虐待防止ネットワーク会議でケース検討を実施
警察署との高齢者虐待に関する連絡会を通してケース検討を実施している。
研修の情報を伝えている。
研修案内はすべて共有し、ともに参加するようにしている。
研修会やセミナーが開催された場合は、行政担当者、包括支援センターなどが参加している。
県が開催する研修会に参加している。
県が研修を行っているため市としては行っていない。
県や他団体主催の研修等の情報を随時共有している。
県や団体が開催する研修会への参加
県開催の研修会に参加要請している。
県主催の虐待防止に関する研修会に参加している。
県主催の研修に参加
県主催の研修会に参加している。
県主催の研修会への参加
県主催の研修会へ参加する。
県主催の研修会等に参加
県等が開催する研修会・講演会等の受講
県等の研修に参加
厚生労働省の虐待対応状況調査結果の提供、パンフレットの配布
高齢者虐待対応職員への研修会へ参加している。
高齢者虐待防止に関する取組と一体的に動画配信で研修を行った。
高齢者虐待防止連絡協議会の開催
高齢者権利擁護委員会
市内5か所に設置する地域包括支援センターに属する社会福祉士同士で会議を開催し情報共有を図っている。
市内地域包括支援センターが集まる会議で情報共有している。
市内地域包括支援センター職員と高齢者支援所管課（含む管理職）で定例会議を1か月に1回開催
職員間でケース検討、共有を行っている。
専門職部会で権利侵害の対応についての研修や意見交換の場を設けている。
総合相談窓口で地域包括支援センターからの相談にも対応している。
村単独では実施していないが、県主催の研修会等を一緒に受講するなど連携を図っている。
地域包括ケア推進協議会虐待防止部会にて対応を協議している。
地域包括支援センターの委託費に研修予算を計上し、研修の機会を確保している。
地域包括支援センターの業務内容として権利擁護勉強会の開催や研修への参加について、委託費用として計上している。
地域包括支援センターの社会福祉士で構成する部会にて事例検討を行う。高齢者虐待防止研修会の講義の中に虐待5類型以外にセルフネグレクトについても説明を行う。高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催し、地域包括支援センターが対応した事例の検証等を行う。
地域包括支援センターの連絡会で事例共有している。
地域包括支援センター間で情報共有している。
町や地域包括支援センター主催の虐待研修会を開催している。
都等で開催している研修会の案内をしている。

の研修へ参加するよう研修計画を示している。
年1回程度、介護支援専門員等を対象に、高齢者虐待についての研修を実施し、虐待だけでなく虐待の疑いや気になる高齢者がいれば、高齢福祉課(地域包括支援センター)へ相談するよう伝えている。
法律支援事業等で高齢者虐待と疑わしき事案の情報共有と対応方法の意見交換を行っている。
毎月の地域包括支援センターとの連絡会にて情報提供や事例共有を行っている
毎月開催の地域包括支援センター所長会議にて、多様な事例について意見交換
毎年、介護支援専門員連絡協議会で高齢者虐待の研修を行っている。

Q8-1.22 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立ち入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースがあった場合の対応可能な項目（その他の回答）

「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」（中央法規）を参考に対応していくことになると考えられます。
ケース会議を開催する。高齢者虐待防止法第6条（指導）の権限で、養護者に対し、誓約書もらった事例がある。
一時的な居住提供
関係者間でのケース会議の実施
居住している区域を担当する地域包括支援センターとの連携、ケアマネがついている場合はケアマネとの連携。
緊急ショート（特養施設への短期限定緊急入所制度）
個別の事例ごとに検討
事例に応じて地域包括支援センター内で協議
自宅鍵の開場と家屋清掃料の予算化
生活福祉課との連携
対応策として定めている状態ではないが、当該ケースへの説得等も含め必要に応じた対応策を講じている。
対応策は定めていないが、その都度関係機関と連携している
対応策等の取り決めはないが、状況によって対応。成年後見人区市町村申立を行ったケース有。
法テラス等の法律の専門家への相談

Q8-2. 22 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立ち入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースへの対応方法をマニュアル等で事前に定めているもの（その他の回答）

その時の状況に応じて必要な支援を行っている
マニュアルはないが、フロー図は策定し、 高齢者福祉計画にも掲載している。
マニュアルはないため、県の虐待対応マニュアルや、国の各種資料、対応事例等を組み合わせて対応
マニュアルは定めてないが、ケースに応じて適切な対応を検討し対応している。
マニュアル等は定めていない。
介護サービスや宅配給食サービス等の導入
虐待対応マニュアルに準ずる
県のマニュアルに準拠
公益財団法人 福祉保健財団が作成する「高齢者の権利擁護と虐待対応お役立ち帳」を参考に対応している。
高齢者虐待防止センターの会議にて決定
市の高齢者虐待対応マニュアルに準じて対応する
事例に応じて地域包括支援センター内で協議
社団法人日本社会福祉士会作成の様式やマニュアルを参考にしている。
 高齢者虐待防止対応マニュアル
対応はするが、マニュアル等はない。
当市の高齢者虐待防止マニュアルには各々の対応が明記されているため、その対応に準じた支援を実施している。

Q9-1 再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、
 終結した事案の事後検証をしたものについて、どのような場で事後検証をしているか

(その他の回答)

ケース会議
ケース会議及び虐待防止ネットワークの事例検討として
コアメンバーにより検証
委託型包括が、包括内のミーティングで取り上げている。
一定期間経過後に再訪問している
一部の対応区と地域包括支援センターで一定期間の事例の振り返りを行っている
課長、係長、地区担当、権利擁護担当によるコアメンバー会議を行い、終結の評価を行う。
関係機関からの聞き取りによる状況確認
関係者とのケース会議
虐待対応緊急会議
虐待評価会議
見守り訪問や介護サービス利用モニタリング等訪問時に。
個別ケースとして適宜状況確認している
個別ケース会議,関係者からの聞き取り
高齢者虐待対応評価会議
高齢者虐待ネットワーク代表者会議にて報告。
高齢者虐待事例検証ケア会議
高齢者虐待対応会議にて検証
高齢者虐待評価会
高齢者虐待防止ネットワーク運営会議にて事後検証を実施している。
市と包括支援センターの虐待対応担当者による会議
市虐待防止ネットワーク会議 高齢者虐待対策部会の開催
市内地域包括支援センターと市高齢 CW、所管課管理職で、定例会議（1か月に1回）
支援経過の振り返りを関係者間で実施
支援検討委員会で報告
事業所からの聞き取り
事後検証のために関係機関とのカンファレンスを設定
事例検討会で取り上げる、振り返りのカンファレンスを行う等により事後検証を行っているが、全件について行うわけではない。
自宅など
自宅訪問
■■■■権利擁護アドバイザー会議
■■■■高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議
措置入所を解除、介護保険法に基づく施設入所は継続し、定期的に入所施設での生活状況を確認している。
対応に問題があったと思われるものや困難事例
対応可能な地域で限定的にネットワークを構築し、事後検証まで行った。
担当ケアマネジャーと施設職員への定期的な聞き取りを元に検証している。
担当者会議
地域ケア会議
地域ケア会議・関係者会議
地域ケア会議や事例ケース検討会など
地域ケア会議及び関係者ケース会議
地域ケア会議等

地域ケア個別会議
地域包括ケア推進会議
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等を介して確認
地域包括支援センターとの勉強会
地域包括支援センターと高齢所管課とで定期的に行っているケース確認会等で確認している。
地域包括支援センターの連絡会
地域包括支援センター運営協議会
地域包括支援センター連絡会議
庁内で、高齢者担当部局（管理職を含む）においてコアメンバー会議を開催
町役場の面談室でヒアリングを実施。
定期的なケース会議の実施、担当地域包括支援センターからの報告
電話連絡等で事後検証を行っている。
必要時に虐待ネットワーク会議や専門家会議を行う
分離後の生活状況の確認 成年後見市長申立て
保護先での本人の心身の状況や虐待の有無の状況、生活の場の安定した確保ができているかなど
包括の社会福祉士部会等を活用
訪問
訪問先で対面式によるもの
訪問等による改善状況等の把握
訪問等による検証
本人に関わった包括職員と県の虐待対応チームでケースの振り返りを行った。
本人及び関係者・関係機関への聞き取り
民生委員やケアマネ、サービス事業所による見守りを中心に、変化があれば即連絡してもらい、地域包括支援センターで対応。
養護老人ホーム、庁内関係課、社会福祉協議会との情報共有。

Q9-2.5 再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終了した事案の事後検証の結果（その他の回答）

ケアマネジャーや訪問看護連絡会等で事例検討会の実施
まだ対応ケースがないが、今後に生かしていきたい。
事後検証することになっているが、虐待案件がないため、実施できていない。

Q10-1 高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携したことがあるかどうかについて、「次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等と連携している、あるいは連携する見込み」と回答した回答者が対応時に連携した（今後の見通しも含む）関係機関（その他の回答）

NPO
マニュアル化されていないため、事例に対して必要な部署と連携することになると考えます。
ヤクルト
飲食店・小売店・ヤクルト販売など
介護支援専門員
障害者・高齢者権利擁護支援センター
近隣住民 認知症初期集中支援チーム
近隣住民、本人の友人知人、コンビニエンスストア
金融機関
権利擁護支援センター
見守りをしている地域住民
個々のケースに応じて
行政書士
市議会議員
事例に応じて必要な関係機関と連携している
障がい児者相談支援センター（基幹相談支援センター）
成年後見センター
相談支援事業所（障がい）
特定相談事業所、日中活動事業所
権利擁護支援センター（権利擁護の中核機関）
必要に応じて、関係機関と連携する。
弁護士・社会福祉士による 高齢者虐待対応チームとの連携により、対応を行うケースがあった。

Q13.1 自治体に高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱がある場合の具体的な回答

消費者センター条例
高齢者等支援ネットワーク
消費生活センター条例
高齢者安心見守りネットワーク事業実施要項
消費生活相談処理要綱
消費生活センター条例
消費者安全確保地域協議会要綱
消費者生活相談事業実施要綱
消費生活条例
消費者センター条例、消費者相談運営要綱
権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
高齢者等見守りネットワーク
消費者被害ネットワーク事業実施要綱
消費者被害防止協議会設置要綱
高齢者等消費者被害防止ネットワーク設置要綱
消費生活センター条例及び施行規則
消費生活センターの組織及び運営に関する条例
高齢者虐待防止及び消費者安全確保等見守り支援ネットワーク推進会議
消費者被害防止ネットワーク協力員に関する要綱
消費者安全確保地域協議会設置要綱
消費者生活条例
消費生活等相談窓口紹介ネットワーク設置要綱
消費生活保護条例
消費者被害防止ネットワーク協議会設置要綱
消費生活改善推進事業交付要綱
見守りネットワーク事業実施要綱
消費生活条例
消費者あんしんネットワーク協議会設置要綱
消費生活条例
消費生活センター条例
地域包括ケア連絡協議会運営規則
消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
消費者安全確保連絡会議設置要綱
消費生活センターに関する条例
消費者安全条例
高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画
あんしん見守りネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等の見守り活動と消費者被害防止のための見守り活動を推進する。
消費者被害防止ネットワーク設置要綱
消費者被害防止等生活安全ネットワーク設置要綱
消費生活センター条例
消費者被害防止見守りネットワーク設置要綱

Q14. 11 自治体で、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害についてどのように対応しているか（その他の回答）

NPO 法人である権利擁護支援センターと連携して対応している
医療機関
権利擁護研修会の中で取り上げ講演
個別に相談
高齢者虐待防止法主管課ではなく消費者被害を対応する課が高齢者等の区別なく行っている。
事例に応じて対応
消費者相談による対応
消費者被害を主たる理由とする成年後見制度親族申立への支援（2 件）
消費者被害担当部署へ報告
消費生活センター等との連携会議
地域包括支援センターによる出前講座等での周知
庁内の消費生活担当課又は包括支援センターと連携して対応している。
■■■■ 広域連合消費生活新城センターへの相談
認知症初期集中支援チームにて相談している。
被害がないが、注意喚起をする為にサービス事業者等に情報提供を行い、早期発見できるように対応している。
必要な場合は関係機関と連携し、対応している
包括支援センターと消費生活相談員が連携し、消費者被害の対応にあたっている。必要に応じて弁護士相談等へつないでいる。
法による被害相談はないが、地域包括支援センターでの消費者被害相談は延べ 255 件であった。
訪問による状況確認

Q15. 12 自治体で、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に対応するに当たり、どのような庁内の部署、関係機関などと連携を取っているか（その他の回答）

くらしの相談センター
ケアマネジャー
警察
警察署
権利擁護担当部署
現状では地域包括支援センターや消費生活センター、社会福祉協議会とのみ。必要により他機関とも連携を行う。
交通防災担当課で、防災ラジオから特殊詐欺についての注意喚起を適宜行っている。
広域連合の消費生活センター
在宅介護支援センター
産業振興課
市の消費者行政担当課
市町村の消費者相談 権利擁護支援センター
住民課（消費生活相談員）
消費者教育コーディネーター
消費者相談
消費者被害についての対応実績はないが、必要に応じて消費生活センターへ相談したい。
消費者被害を対応する課
消費者被害担当部署
消費生活センター担当部署／防犯担当部署
消費生活相談担当部署
成年後見サポートセンター、警察署
成年後見支援センター
生活環境担当部署
生活困窮者自立支援法に規定される事業を行う窓口
地域包括支援センター(直営)
庁舎内の消費者被害担当
庁内担当部署
あんしん見守りネットワークの協力事業所
広域連合消費生活新城センター
内容によっては都道府県の消費生活センターへ相談するが、連携とまではいえない
防災担当課
防犯担当部署
防犯担当部署、学校教育担当部署
役場の消費者被害担当部署
役場担当部署

Q17. 9 自治体で、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に対応するに当たり、どのような庁内の部署、関係機関などと連携を取っているか（その他の回答）

虐待対応ではなく総合相談として受けているケースもあり。地域包括全体では相談数把握しているが、消費者被害全てのケースについては把握できていない。
消費者被害に関して相談できる窓口とは町民に認識されていない
消費者被害の担当課があるため、相談があれば担当課へ案内している。
対応事例が少なく、実際の対応事例が本当に少ないのか、他部署との連携が取れていないからなのかが不明なため。

Q18. 14 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備について、どのように実施しているか（高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合はその状況も踏まえて回答）（その他の回答）

通信に掲載・チラシ作成・サロン、老人クラブ等への集まりに出向き、作成したチラシを配布し啓発
NPO 法人である権利擁護支援センターと協働し消費者被害防止のセミナー等を実施している
イベントなどを通して啓蒙している
ケーブルテレビでの周知
サロンなどの高齢者の集まりで啓発活動をしている
チェックをした項目すべて、高齢者限った対応ではありません。
介護事業所向けに研修を行っている。
各地域包括支援センターが作成発行する情報誌の中で取り扱っている
既存パンフレットの窓口設置
既存のパンフレット等を配布している
既存のパンフレット配布
居宅介護支援事業所から情報提供を受けている。
居宅介護支援事業所に消費生活相談情報の提供を行っている。
産業祭で啓発活動を実施。
市の消費生活センターで高齢者に特化したものではないが、県が作成したパンフレットを活用している
市の消費生活センターによる活動を主にした体制整備
市消費センター発行の消費被害防止のチラシや相談窓口の周知
事例を把握した際、関係部署と情報共有を行い、村内へ防災無線を使って注意喚起を行う。また、地元駐在と情報共有を行っている。
所管である市民部市民総務室と連携して対応している
消費者相談の周知を図っている。
消費者被害を対応する課が対応している。
消費者被害情報について包括、介護サービス事業所にメール送信している
消費生活センターニュースを窓口に置いたり、居宅介護支援事業所に配布したりしている。
消費生活センターのポスターを掲示している
消費生活センターの広報誌を集いの場に提供している。
消費生活支援センターが対応している
担当課が防災行政無線やメール配信にて注意喚起を行っている
担当課で実施
地域包括ケア会議に消費者被害の情報提供を入れて各事業者の情報収集や周知を知らせている。
地域包括支援センターと消費生活センターとの情報交換会を毎年行っている。
地域包括支援センターによる地域の集まりの場での周知・啓発。運営推進会議等での周知・啓発。
地域包括支援センターに委託し、講演会等の啓発活動を行っている。
町内会や高齢者サロン等で出前講座等を開催している。
■■■■ 広域連合消費生活新城センターにて普及・啓発出前講座を実施している。
認知症ガイドブックに消費者被害の防止について記載し、啓発している。
包括支援センターが地域で消費者被害について周知啓発を行っている

Q19. 9 消費生活センターや地域包括センター等の関係者が、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会を提供しているか（高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合はその状況も踏まえて回答）（その他の回答）

あんしん見守りネットワーク協力機関連絡会にて勉強会を開催
チラシ等で詐欺被害等の情報共有を図っている
ニュースレター
介護サービス事業所が消費者被害に気付くことができるような研修会を実施している
介護支援専門員連絡会で研修会を開催（地域包括支援センター職員含む）
外部の研修にて、経済的虐待と交えて、知識を習得する機会を設けている。
関係機関が実施する研修会に参加し、消費者被害への対応について学んでいる。
警察、消費生活相談の担当課からの情報提供
警察、地域包括支援センター等との情報共有
警察や消費者センターから定期的に消費者被害の最新情報を配信
警察より地域包括支援センター職員向けの研修を開催している
月に一回、消費生活センターから前月の相談傾向等聞き取り、地域包括支援センターが集まる権利擁護業務会議で共有している。
研修会等開催はしていないが、他機関が開催する研修会等へ参加、職員を派遣している。
県が実施する研修会に参加してもらう
県や他団体主催の研修等の情報を随時共有している
県や団体が開催する研修会への参加
県主催の研修に参加している。
県主催の研修会への参加
県消費者安全確保地域協議会の研修に地域包括支援センター職員が参加している
県消費生活センターからの消費者被害情報を地域包括支援センター職員で共有している。
県等の研修会への参加
見守りネットワーク協議会にて情報共有している
広報活動上での周知
行政と包括で発行する包括だより等での啓発、広報なども実施している。
高齢 CW、地域包括支援センター職員、消費生活センター相談員との意見交換会
高齢者虐待対応職員への研修会へ参加
在宅介護支援センターへの周知と事例報告
市虐待防止ネットワーク会議 高齢者部会にて情報共有を図っている。
市内地域包括支援センターが集まる会議で情報共有している
出前講座、相談協力員懇話会にてチラシ配布
消費者センター事業として、消費者問題を扱う講座として、高齢者本人には地域講座、高齢者の支援者には見守り講座を実施している。
消費者相談での消費者被害等の状況を地域包括支援センターが情報収集し、介護事業所等へ情報提供している。
消費者被害について情報を共有している。
消費者被害に関する啓発資料の提供
消費者被害を対応する課が対応している。
消費生活センターが、民生児童委員協議会やケアマネジャー連絡会などへ参加し、消費者被害の実例や注意喚起をまとめたチラシ等を配布している。
消費生活センターと地域包括の情報共有と連携促進の場を設定している
消費生活センターの職員を講師として招き、介護保険事業所等の職員に向けて研修を行っている。
消費生活出前講座を活用し、居宅介護支援事業者会議で勉強会を開催している。
消費生活相談センターからの相談情報に関するメールを受け取り、情報の確認を行っている。

消費生活相談員が年に1回程度、国民生活センター主催の研修に出席し、知識を習得している
消費生活相談窓口担当と年3回連絡会を実施している
多職種向けに消費者被害に関すること、成年後見制度に関することの研修会を開催
地域による見守り支援ネットワークの構成員を対象とした講演会を開催している。
地域包括支援センターと消費生活センターとの情報交換会を毎年行っている。
地域包括支援センターに消費生活相談員が出向き、消費者トラブルについて出前講座をしている。
地域包括支援センターに対し、消費者被害関係の研修会の案内（市町に情報提供があれば）
地域包括支援センターの定例会にて実施している
地域包括支援センター主催の会議等（ケアマネや自治会・民生委員等参加）で、研修や勉強会を実施している。
地域包括支援センター職員を対象とした事業説明会等で、消費生活センターの事業内容についての周知等をしている
地域包括支援センター連絡会に消費生活センター職員を招き情報交換を実施している
適宜地区の民生委員定例会等でリーフレット等を使いながらミニ研修を行うなどしている。都などが実施している研修会に参加
都などが実施している研修会に参加
■保健福祉財団の研修へ参加するよう研修計画を示している。
■広域連合で消費生活センターの職員への研修を実施している
動画配信で研修を行った。
年1回地域包括支援センターとの連絡会を開催している。
年に1回、消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催
民生委員児童委員を対象にした研修会を実施している
民生委員定例会時の研修内容に取り入れている。

Q21.5 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために、どのようなことをしているか（その他の回答）

定期的に啓発チラシ等により、消費者被害の現状を情報提供している。・関係各課が集まる会議に参加し、情報共有している。
あんしん見守りネットワーク協力機関連絡会に主管課職員が参加
何もしていないが、庁内の消費生活担当課とはいつでも連携できる状態にはある。
関係課でケース内容を共有している
虐待防止ネットワーク会議にて、協力を依頼している。
権利擁護ネットワーク会議を設置し、消費生活センター担当も参加している
個別ケースに関して、消費生活支援センターと情報共有し、対応している
個別の事例に関して、必要に応じ消費生活相談の主管課と連携を図っている。
互いに事例に応じた相談に応じる体制がある。
高齢者に限ったものではありません。
高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に啓発活動している
高齢者虐待疑いがある消費者被害に関するものはすべて市の消費生活センターとケースを共有し対応している
高齢者担当部署と情報共有・連携する体制をつくっている
高齢福祉・障害福祉・児童福祉・警察で集まり、支援体制・対応手順等を確認する会議を開催している。
市虐待防止ネットワーク会議 高齢者部会にて情報共有を図っている。
市消費生活センターとの情報交換及び連携を図るようにしている。
事案に応じて消費者被害担当部署に相談している
事例に応じて連携している。
事例を把握した際、関係部署担当と早急に情報共有を行っている。
自立生活支援センターが定期的に主催する生活困窮者支援調整会議に出席し、情報共有及び必要に応じ支援している。
主管課と連携をしている。
所管である市民部市民総務室と連携して対応している
消費者相談の周知を図っている。
消費者相談窓口担当部署へ消費者被害の情報共有を図る
消費者被害に関するケースなどがあった場合は消費生活担当部署と連携、共有して対応を行うようにしている。
消費者被害に関する相談があった場合に町内の消費者被害担当と情報共有を行っている
消費者被害に関する相談窓口は別の課が担当。成年後見申立支援や福祉サービス利用が必要な場合は、福祉課(地域包括支援センター)へ繋いでもらう。
消費者被害に限らず金銭面での困りごとや相談があった際に、窓口案内していただけるよう協力依頼している。
消費者被害のケースが発生した場合、担当者部署と連携を密にしている
消費者被害を扱う主管課と情報共有を行っている。
消費者被害を対応する課が対応している。
消費者被害事案があった場合には、関係課に対して
消費生活センターと地域包括の情報共有と連携促進の場を設定している
消費生活センターと連携が取れるようにしている。
消費生活センターと連携し、ケースに関する情報共有を行っている。
消費生活センター主管課(商工観光課)と必要に応じ情報共有をしている
消費生活相談の担当課からの情報提供
消費生活相談員が他課に配属されており、当課との連携は取れている
情報交換会を行っている。
消費者行政連絡会において、情報を共有している。

地域ケア会議に、消費生活センターが参画し、情報共有・情報交換している。
地域包括支援センターの代表者会議にて詐欺被害担当部署からの啓発をしてもらっている。
庁舎内に設置された消費者生活センターと連携している。
庁内の消費者相談担当部署との情報共有を図っている。
庁内の担当部署と協議している
適宜連携を行う
特に依頼はしていないが、情報があれば当課に連絡するようになっている。
必要に応じて関連部署と連携している
必要に応じ連携して対応している
必要時に相談を行っている。

Q22-2.5 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証を行っているかどうかで「行っている」と回答された方の事後検証を行った結果（その他の回答）

虐待または虐待に準ずる対応が求められる事例については振り返りのカンファレンスや事例検討会で取り上げる等により事後検証と共有を図っているが、全件について行うわけではない。
地域ケア会議等において経過等を情報共有している
本市消費生活センター全職員および他市消費生活センターと情報共有することにより今後の対応に活かす。

Q23. 6 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会との連携等（その他の回答）

案件はないが、ケア会議などにおいて情報共有
各種会議での周知・啓発
協議会はあるが運営していない
協議会等はないが、同課に消費生活センター、高齢者虐待の担当、社会福祉協議会の相談員等が在中しており連携できている。
県で設置されており、見守りネットワークづくり、消費者被害防止に関する情報提供などを受けている。
県実施の高齢者被害防止ネットワーク会議に参加
見守りネットワークは存在するが、消費者被害を防ぐことを目的としていない。
見守りネットワークを消費者安全確保地域協議会に位置づけ、情報連携を図っている
見守りの強化に向け推進会議を定期的で開催している。
見守り支援ネットワークを構築している
現状では具体的に事案がないため参加していない
高齢者虐待担当課では行っていない。
高齢者虐待担当部門とは、特に連携していないが、必要時、消費生活相談窓口と連携している。
今年度、同協議会の構築に向けて準備中
市の消費生活センターと連携している。
市消費生活センターと連携している
消費者安全確保地域協議会ではないが、消費生活センターにて見守りネットワークを構築し、頻発する消費者被害トラブルやその対策に係る情報提供を随時行っている
消費者安全確保地域協議会の設置はあるも、直接連携はしていない。
消費者安全確保地域協議会の設置はないが、既存のネットワークで担っている。
消費者安全確保地域協議会は設置されているが、会議等への参加はしていない
消費者安全確保地域協議会は設置していないが見守りネットワークは構築済である。
消費者被害については、役場担当部署や警察などと情報共有や必要に応じて対応している
消費者被害に限定した協議会は設置していないが、多職種による定期的なケースの情報共有や検討の場を設けており、必要に応じて対応している。
消費者被害への対策は行っていない。
消費者被害を対応する課が対応している。
消費者被害防止ネットワークは構築されているが、他部署が参画している。
成年後見制度の申し立て
成年後見制度利用促進協議会の構築
生活安全実務者ネットワーク及び高齢者虐待防止ネットワークにおいて連携を図っている。
生活困窮ネットワーク会議にて情報共有
相談があった場合に相談できる関係作り
地域見守りネットワーク事業連絡会を年1回開催し、消費者被害防止の周知も行っている。
地域包括ケアシステムの会議体に、消費者安全確保地域協議会を位置付けている。
地域包括ケア連絡協議会が消費者安全確保地域協議会を兼ねており連携している
定期的な啓発チラシ等により、消費者被害の現状を情報提供している。
認知症等により判断力が不十分となった人などに対しては、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用に繋げている
別のネットワークが補完している
本市では既存のネットワークがあり、消費者安全確保地域協議会は設置していない。
令和3年3月に立ち上げているが、まだ機能していない状況。
連携を行っていない

Q23-1.18 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会との連携等で、「早期発見・見守りネットワーク等」を既に立ち上げていると回答をされた方のその構成機関（その他の回答）

ケアマネ、ヘルパー
シニアクラブ・人権擁護委員
スーパー、牛乳販売店、薬局、美容室、介護保険事業所
タクシー会社、トラック協会、宅配弁当業者、ヤクルト販売店、老人クラブ、婦人会、ガス協会
医師会、歯科医師会、薬剤師会
医師会・歯科医師会・薬剤師会・弁護士会・介護支援専門員協議会・訪問介護事業所連絡協議会・デイサービス協議会・訪問看護ステーション協議会・理学療法士会・作業療法士会
医療・福祉団体
介護サービス事業者連絡協議会、障がい福祉支援事業所
介護支援専門員、ボランティア団体、老人クラブ、ふれあいサロン、げんきらりー自主運営教室、シルバー人材センター、公民館
介護保険各事業所、認知症地域推進員、生活支援コーディネーター
各自治体の職員
各担当部署（高齢者福祉、保健福祉、生活保護、不動産関連事業者、ライフライン供給事業者、生活衛生関連事業者、医薬品関連事業者）
学識経験者 司法関係者 医療関係者 障害者地域自立支援協議会関係者 消費生活相談関係者 行政関係者
議会、ケアマネ、消防、 XXXXXXXXXX 医療機関、婦人会
居宅介護支援事業所、保険会社
健康福祉課、税務課、子育て支援課、学校教育課、住民環境課、弁護士会
XXXXXXXXXX 委託障害者支援事業所
公共職業安定所
XXXXXX 弁護士会、老人クラブ、障害者団体
XXXXXX 防犯協会
市アドバイザー（弁護士、社会福祉士）、人権擁護関係者、障害福祉関係者、医師会、県（健康福祉課）
市役所関係部署、障害者支援センター
市役所担当課
住民
消費生活センターが対応しているため
消費生活センターで把握している。
消防、行政（総務課・地域福祉課・高齢福祉課・商工労働課）
障がい者機関相談支援センター
障がい者支援の事業所
障がい者団体、老人クラブ、保育所関係
障害者機関相談センター、弁護士会など
新発田市、新発田市内の民間事業所
人権擁護委員会、認知症の人と家族の会
製薬会社
赤十字奉仕団、防犯協会
XXXXXX 福祉部福祉政策課
福祉課、保健課、総務課、商工観光課
弁護士
弁護士、司法書士
弁護士、司法書士、行政

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、医療機関、障害者虐待防止センター、介護保険施設、居宅介護支援専門員協会、相談支援事業所
法律関係団体
防犯、生活保護、高齢福祉、障害福祉の各部署
薬局、居宅介護支援事業所、生命保険会社
老人クラブ
老人クラブ、ボランティア、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、地域サポート施設、生活困窮者支援事業所、後見人、シルバー人材センター、まちづくり課、住民生活課
老人クラブ、ボランティア団体、防犯協会
老人クラブ、高齢者支援センター
老人クラブ、消防、医療機関、ライフライン事業者、介護サービス事業所、タクシー会社
老人クラブ連合会
老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、母子寡婦福祉会、婦人会連絡協議会
老人クラブ連合会、身体障害者連合会、防犯協会、市（高齢者・障害者・消費生活センター担当部局）
老人クラブ連合会・消費生活合理化協会

Q1. 「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」と考えられています。

このような考え方は消費者行政部局内では周知されていますか。(n=563)

合計	563
十分周知されていると思う	25.2
ある程度は認識されていると思う	45.6
あまり認識されていないと思う	21.3
全く認識されていないと思う(この設問文を通じて初めて知った)	7.8

Q2. 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署とはどのように連携していますか。(複数選択)(n=563)

合計	563
被害について高齢者虐待対応部署へ相談・通報	61.5
福祉サービス等へのつなぎ	44.8
高齢者の生活状況に関する情報の共有(家族関係や財産状況)	30.7
被害者への訪問を高齢者虐待対応部署へ依頼	22.2
連携したことはない	12.6
高齢者虐待対応部署の職員に対し消費者被害の研修を実施	7.6
その他	13.9

Q3. 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署や地域包括支援センター等の支援組織と

連携した支援が求められるケースにおいて、連携が困難であったことはありますか。(n=563)

合計	563
連携したことがない	12.3
連携が困難だったことはない	73.4
連携が困難だったことがある	7.8
わからない	6.6

Q4. 高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の

関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していること。(複数選択)(n=563)

合計	563
消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)を構築していない	60.6
消費者安全確保地域協議会の全体会議を実施	23.4
各構成員から見守り等の活動の実施状況や改善点等の報告	9.1
地域協議会内の構成員間での見守り対象者に関する個人情報の共有(個人情報保護法の例外規定の適用)	6.4
消費者安全確保地域協議会の運営方法や見守りリストの提供方法を協議会の構成員で共有するためのマニュアル作成	2.7
特定機関への見守りリストやマニュアルの説明と提供	2.1
その他	14.9

Q4.1 【Q4において、「消費者安全確保地域協議会等」を既に立ち上げている場合(実施内容の1~5に回答された場合)】

その構成機関についてお答えください。(複数選択)(n=152)

合計	消費生活センター	地域包括支援センター	社会福祉協議会	警察	民生・児童委員	自治会	郵便局	金融機関	消費者団体
152	82.9	78.9	75.7	68.4	65.8	29.6	23.0	22.4	17.8
学校・教育機関	新聞販売店	保健所	商工会	生活協同組合	農協	コンビニエンスストア	宅配業者	公共交通機関運営会社	その他
15.1	14.5	14.5	13.8	13.8	12.5	9.2	9.2	5.9	64.5

Q5. 貴自治体（委託先等を含む）では消費者被害の相談等を平日の昼間以外、どの時間帯で受け付ける体制がありますか。（複数選択）（n=563）

合計	563
土日（昼夜を問わず）	6.2
平日夜間	2.8
祝日（昼夜を問わず）	2.1
平日の昼間以外には対応していない	92.7

Q6. 貴自治体では、消費者被害の相談に対応できる相談員は何人いますか。

合計	平均	最小値	最大値
548	22.0	0.0	20.0

Q7.1 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している。（n=563）

合計	はい	いいえ	わからない
563	22.0	70.2	7.8

Q7.2 消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催している。（n=563）

合計	はい	いいえ	わからない
563	9.4	85.3	5.3

消費者センター向けアンケート調査 自由記述

Q2.6 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署とどのように連携しているか（その他の回答）

4.5 については、地域包括センターへ依頼、実施しています。
4. について、一人暮らしの方であれば、担当課からあんしん相談センターへ（地域包括支援センター）連絡が行く。家庭訪問することもある。
介護サービス事業所への当課事業にかかる情報提供を実施
寄せられた高齢者の相談概要や事例紹介等の情報提供を実施
虐待の事実が多少でもあれば、DV 担当へ相談し連携している。
啓発資料等の提供、高齢者福祉担当部署が所管する高齢者体操クラブ等での出前講座
県庁より送られてくる生活見守り情報等の共有
見守りネットワークの設置
見守り等に関する啓発
現在、高齢者虐待対応部署との連携を必要とすることはないが、今後必要が生じた場合は本人から個人情報提供について了解を得たうえで、高齢者虐待対応部署に相談・通報する予定
恒常的な連携は無い。相談内容が、高齢者虐待対応部署と連携することが適切な場合は情報共有等の連携を行う。
高齢者で希望のあった方に、本課で制作した訪問販売お断りシールを配布してもらう。
高齢者に対する消費者被害を、本市消費生活センターが相談案件として取り扱った場合、同案件の消費者被害を防ぐため、高齢者虐待対応部署へ情報共有を行う。（相談案件の詳細ではなく、匿名・要旨を情報共有する。）
高齢者の消費者被害について情報供給
高齢者の消費者被害に関する情報提供
高齢者への訪問・介護支援等を行っている部署よりの相談依頼。高齢者への相談先紹介。
高齢者を支援する組織からの消費者被害に関する情報提供
高齢者虐待対応部署からの情報提供
高齢者虐待対応部署が開催した研修会へ講師として出向いている。
高齢者虐待対応部署での業務を行う上で高齢者の消費者被害を発見した場合、本人了承の上、当センターに繋いでいただく
高齢者虐待対応部署に消費者被害の相談があった場合に、消費者行政部局へ情報提供される。
高齢者虐待対応部署を通じ、地区の老人クラブ等で消費者行政出前講座の実施
高齢者虐待対応部署主催の担当者会議に出席
高齢者担当部署と情報連携
高齢部門とともに被害者宅への訪問【なお、個別案件について適宜必要に応じた連携を行っている】
合同で出前講座の開催。福祉部署を通しての出前講座の広報。福祉部署を通しての相談の対応。
財産上の不当取引においては、特定商取引法（クーリングオフ等）や消費者契約法を用いるケースが多く、被害者への訪問をする場合は、対応部署へ依頼だけではなく同行するなど連携している。
坂井市高齢者・障がい者の消費者被害見守りネットワーク会議に事例として紹介、構成員に同様の案件がないか注意してもらう。
事例がないため、連携したことはありませんが、もし対象となる事案が発生しましたら、連携に努めたいと考えております。
事例がないため連携したことはないが、発生時には情報共有を図り、連携を図る
消費者と高齢者の担当が同じ
消費者安全確保地域協議会における構成団体として必要な見守りや情報共有に努めている
消費者安全確保地域協議会のメンバーとして連携会議等の開催
消費者安全確保地域協議会を設置、消費者被害の情報を共有。選択肢 1・3・4 などの連携ができる体制づくりに努めている。
消費者安全確保地域協議会を設置し、協議会構成員間で情報共有を行っている

消費者安全確保地域協議会を設置し、福祉部局（高齢者虐待対応部局含む）との消費者被害についての情報交換や、市の消費生活相談状況について報告し、情報を共有している。
消費者安全確保地域協議会を設置し委員として参加し、情報の共有・提供を行っている。
消費者行政部局で制作した啓発チラシ等の配布を依頼
消費者被害が判明したら消費生活センターを案内してもらうよう周知済
消費者被害についての実例を寸劇形式で高齢者に伝え、周知啓発を図った。
消費者被害についての情報の共有
消費者被害相談があれば、福祉担当や包括支援センターへ情報提供したい。未然に防ぐための啓発関係の情報は共有している。
消費者被害防止ネットワーク内で連携
消費者被害防止連絡会を組織し、消費者被害に関する情報の提供と相談窓口の周知等を行っている。
消費生活センターと高齢者虐待対応部署が同じ課であり、課内で連携をとっている。
消費生活センター所長が、認知症高齢者見守りネットワーク会議の委員となり、トラブルや被害ケースに関する情報共有を図っている。
消費生活講演会実施の情報提供
上記は、被害者の同意が得られている場合に限り実施している。
情報を共有するかどうかは内容を確認して行うようにしている。
双方の会議に委員として出席し、情報共有を行っている。
相談が入った際、必要に応じて情報共有。併せて支援が必要と思われる相談者へは高齢者支援担当への相談を案内。
相談者に認知機能の低下等がみられる場合は、情報共有として福祉課（高齢者虐待対応部署）へ連絡する場合がある。
相談内容や相談者の状況により、高齢者虐待対応部署に情報提供している
地域包括支援センターへの注意喚起・啓発資料の随時送付、各区地域包括支援センター諸会議での消費者被害に係る情報・意見交換会の開催
地域包括支援センターへ訪問要請
地域包括支援センターや介護事業所、障害者支援事業所の職員や、民生委員に対し、消費者被害の研修を実施
地域包括代評者会議に参加、地域包括にメールで情報提供
注意喚起情報（消費者庁・国民生活センター）等の情報提供
町内で組織されている高齢者虐待防止ネットワークへ構成団体として参加
定期的に会議を行って情報共有に努めている
定期的に啓発チラシ等により、消費者被害の現状を情報提供
定期的に情報交換等を行っている。
被害者が単身高齢世帯の場合、地域包括支援センターへ見守りの依頼
必要に応じて関連部署へ相談
部署をまたいだ福祉関係相談員との情報共有のための会議
福祉課からの取り次ぎにより、高齢者の消費生活相談を受けることはあります。
福祉関係部局と連携し、市民向けの講座を実施。福祉関係部局に消費生活相談事例の共有を図るため、意見交換会を実施。
福祉的な支援が必要な方への対応に係る相談等
福祉部門へ消費相談の事例の紹介、相談者へ福祉部門の窓口の紹介
包括支援センターと高齢者の生活や被害状況の情報を共有しているとともに、被害者への訪問を依頼している。
本人からの許可を得た上で関連機関への情報提供、訪問等の依頼
民生委員による高齢者宅の訪問
民生委員に対し消費者被害の研修を実施
民生委員を対象に消費生活サポーター育成事業の実施
連携が必要な場合は、個別に高齢者虐待対応部署へ案内をする。
連携することを基本としているが、相談者が希望するときのみとしている。

連携する体制はとっているが、これまで事案はなかった。

Q3.2 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署や地域包括支援センター等の支援組織と連携した支援が求められるケースにおいて、連携が困難であったことがある場合の具体的な回答

ケースが多岐にわたり、具体的に細かく問い合わせ先や担当部署を把握しきれていない
ケースワーカー等支援者と消費生活センターとの役割分担についての認識の差異がある。
関連の「通報」あった場合、共有できる情報に限りがある。
個人情報の関係で互いに情報共有が難しい場合がある。
個人情報を他部門と共有することについて、本人同意が得られない。
個人情報保護に抵触せずに情報提供を行うこと
個人情報保護の関係上、本人の同意がとれない場合に情報を提供することができない
広域の消費者相談を受けているが、他市町村の地域包括支援センターとうまく情報共有や対応ができなかった事例がある。
高齢だが福祉サービス等を利用していない方への対応やアプローチ。
高齢者が連携を拒む場合がある
最終的には連携できていますが、連携方法について仕組みづくりができていないため、担当者がわからず手間取ることがあります。
仕組みを作って連携することが難しく、連携の必要性に対する意識が消費者行政部局と高齢者支援組織の間で共有しにくい点。
支援する組織への連絡を、被害にあっていると思われる本人が希望しない場合がある。
消費者トラブルの事実確認のため地域包括支援センターに訪問依頼をしたが、本人が支援を拒否したケースがある。
消費者安全確保地域協議会の設置前のため、個人情報の共有等に関して色々と連携がスムーズにできない。
消費者安全確保地域協議会未設置であり、個人情報の取り扱い上、被害者の同意がない限り情報提供できない。
消費生活センターから関連機関へ繋いだ案件が戻ってきてしまうケースがあった
消費生活センターが消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）に参加できておらず、関係部局と守秘義務等の問題で情報提供を断られてしまい、相談者の状況等や相談内容の契約資料などを確認できないまま相談を受け付けたことがある。
身寄りがない認知症が進んできて不安だという相談者に、地域包括支援センターを紹介したが、対応ができないと断られた。
相談員レベルでの連携が難しく感じる
相談者が地域包括支援センター等へのつなぎや、連携を拒否
相談者が地域包括支援センターや高齢者虐待対応部署へのつなぎを拒否した。
相談者が福祉部局等、他者の介入を受け入れない場合がある。
相談者である高齢者が他機関の支援を望まない
他の相談員のため、具体例は不明。
他機関と連携することについて、高齢者ご本人からの同意が得られないとき
対象者本人が、高齢者部門に繋げることを許可せず、連携できないケースがあった。
地域包括支援センターへの相談を促しても、家族にも相談内容を秘密にしているなどの理由で、本人が相談を希望されない場合がある。（本人が望まれないため、消費生活センターとして、それ以上の対応・連携ができかねる。）
地域包括支援センター等が介入することをいやがられたことがある。
当初ローンの返済等の相談であったが、その後脳出血後遺症・アルコール依存症により認知機能が低下し、高齢福祉担当者と情報共有会議を開催し支援策を図ったが、入院・施設等の入居の提案も本人が拒否、親族からも支援を拒否された。
聞き取り内容により、生活面での支援等を案内し、福祉部署へつなごうとしても相談者本人が拒否されるケースが時々あります。
本人から個人情報を得られなかったり、提供することを拒否されたりするケースがある。

本人が希望しない場合
本人が地域包括支援センター等による支援を拒否する場合
本人に被害意識がない、または判断能力が乏しく斡旋に至らないケース等
本人の同意が得られない事がある。
例年実施していた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、消費生活相談員と地域包括支援センター職員の対面での打ち合わせが行えなかった。
連家体制が未構築であるため、部署間での連携した対応が難しく、相談者を担当部署へ紹介するなどの対応に留まっている。
連携する為の仕組みがない
連携する体制はとっているが、これまで事案はなかった。

Q4-6 高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していること
(その他の回答)

すでに担当課において見守り活動は行われているが、明文化されていないため、令和4年4月に既存の「 高齢者見守り支援ネットワーク事業」に「消費者被害」を加え、情報共有していく。
メールマガジンの配信
各構成員と合同で啓発活動の実施
希望する構成員に、消費者被害防止のチラシやパンフレットを配布
既存の見守りネットワーク会議に消費者被害防止の観点が含まれるよう、消費者安全確保地域協議会の機能が追加されるよう協議している。
既存の地域ケア会議に参加し、寄せられた高齢者の相談概要や事例紹介等の情報提供を実施
既存団体として「消費者被害防止ネットワーク」(事務局：消費者協会)あり
協議会ではないが、見守りネットワークを構築し、頻発する消費者トラブルや、その対策に係る情報提供を随時行っている。
協議会は構成しているが、コロナウイルス感染症を懸念し会議は未実施
協議会会員が主催で高齢者向けの消費生活講座(講師：消費生活相談員)を開催している。
啓発物品の配布や携帯を依頼
研修会の実施、見守りガイドブックの作成・配布
県が設置した「高齢者等消費被害防止ネットワーク」は「消費者安全確保地域協議会」と目的・役割等一にするもので、「高齢者等消費者被害防止ネットワーク」を「消費者安全確保地域協議会」に位置づけて運用している。
県の弁護士会が県の担当課に構築の働きかけをしているが未だ実現できていない
見守りが必要な方について、事業所や民生委員と情報を共有している。
見守りサポーター養成講座の実施。見守りサポーターへのメール等による情報提供
見守りネットワークとして協議会名はないが常に被害が発生した場合は、関連部署と協議を行っている。
見守りネットワークの構築が整備段階であり、消費生活センターがまだ参加できていない。
見守りネットワークの構築を目指している
見守りネットワークはないが、個別案件ごとに連携している
見守りネットワークは機能しているが、「消費者安全確保地域協議会」としての位置づけはなされていない
見守りネットワークを会として構築はしていないが、民生委員月次報告や郵便局との連携により高齢者についての見守り体制がある。
見守りネットワーク構成員(1団体)への講座、合同での啓発活動
見守り対象関係部署間(庁内関係課)で構成した消費者安全確保地域連絡会議(協議会みなし組織)を設置。
見守り等の活動の実施(消費者被害情報の共有)
構成員から被害に遭っている可能性がある方の情報共有

構成員である各団体の会合などに出向き、啓発パンフレットを配布するなど高齢者の見守り活動を依頼している。
構成員に対し消費者被害・研修を実施、本人の承諾を得て訪問等の依頼
構成員に対し消費者被害・研修を実施、本人の承諾を得て訪問等の依頼をする。
構成員へのパンフレット配布による消費者被害事例の対応策を含めた情報提供
構築したばかりで具体的な活動は行っていない。
構築したばかりで具体的な連携は未実施。今後はまず4、5の選択肢を実施予定。
構築について検討中
高齢者や障がい者に対応する部署が設置した「高齢者・障がい者、権利擁護協議会」へ実務者として参加し、情報交換と連携を行っている。
高齢者を対象とした悪質商法高齢者被害防止ネットワークを構築している
高齢者部署で構築している見守りネットワークに参加
高齢者部門の見守りネットワークを構築しており、高齢者の消費者被害防止の支援に取り組んでいる。
今後見守りネットワークに行政消費者相談係が参加していく予定
今年度の事業として高齢世帯を対象とした通話録音装置無償貸与を実施。
主要構成員、幹事会メンバー合同研修会
消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築に向け準備中である
消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を今年度から構築予定
消費者安全確保地域協議会として位置づけられていないが消費者被害防止ネットワークとして関係団体と連携をしている
消費者安全確保地域協議会に代わるものを、福祉部局と連携して設置することを現在検討している。
消費者安全確保地域協議会の会議に参加
消費者安全確保地域協議会の構築はできていないが、他部署（福祉）で確立されている見守りネットワークとの連携は取れている。
消費者安全確保地域協議会は構築していないが、高齢者対応が実施する見守り地域ネットワーク会議に定例的に参加し、情報共有を行っている。
消費者安全確保地域協議会は構築していないが、高齢者担当部署が運用している見守り事業と連携を図り、地域包括支援センターとも連携し対応にあたっている。
消費者安全確保地域協議会は設置していないが、民生委員を消費生活見守りネットワーク推進員に登録し研修・啓発を実施。
消費者安全確保地域協議会は設置しているが、全体会議やマニュアルの作成等を行っておらず、消費者被害の情報等を共有している。
消費者安全確保地域協議会は立ち上げているが会議等は今年度未実施である。
消費者安全確保地域協議会を構築する予定である
消費者安全確保地域協議会を設置しているが、運営等は行えてない
消費者安全確保地域協議会設置予定（介護部局のネットワークに参加）
消費生活センターでは運営委員会を設置しており構成委員には、公募委員の他に管内の警察署の生活安全課職員その他、教育委員会、介護保険課、消費生活相談員も含んでおり消費者安全に取り組んでいる。また、地域包括支援センターと連携による高齢者ふれあいネットワーク事業として高齢者見守り講座等に取り組んでいる。
消費生活センターの相談事例を報告
消費生活連絡協議会を設置し、高齢者見守り部門の委員を置き、消費者安全確保地域協議会の役割を兼ねている。
選択肢1の会議で、消費者被害の事例・消費生活センターの役割・福祉部門で高齢の消費者被害に気付いた時の対応などを周知・共有。
全体的に様々な事例に対応できるよう横断的な組織を構築中です。
相談があれば都度対応
地域協議会は組織していない。消費者被害防止連絡会という類似団体を組織し、連携を図っている。
地域協議会設置に向け関係各所と調整中
地域包括ケア会議に参加している。
町内で発生した事例や、流行となっている手口について広報誌等により通知している。

定期的に啓発チラシ等により、消費者被害の現状を情報提供
同機能を有する組織（生活安全推進協議会）を構築している
消費者行政見守りネットワーク協議会において研修会を実施
必要に応じ、情報提供している
必要時に連携をしているのでその他のことは認識していない。
福祉関係団体・事業者で構成する「高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議」を平成 20 年 3 月に設置。年 1 回会議を開催し、情報交換のほか、消費者被害注意報（隔月発行の情報紙）による情報提供、悪質商法等被害防止講演会等への参加呼びかけを行っている。
福祉部署の高齢者見守りネットワーク
福祉部門における既存の高齢者見守りネットワークにて情報共有
本市では、消費者安全確保地域協議会は設置しておりませんが既存のネットワークがあり、高齢及び障がい福祉関係機関等と連携を図り、高齢者や障がいの消費者被害の未然防止及び早期発見、救済、被害拡大防止に取り組んでいます。具体的には、実態調査や、相談対応、注意喚起のための情報提供や、啓発講座の実施、意見交換会などを行っています。
本市独自では構築していない。近隣市と連携して構成する消費生活高齢者等被害防止ネットワークを見守りネットワークに位置付け、年一回会議を開催。
本人の同意を得たうえで関係機関と情報共有
毎年見守りサポーター養成講座を実施。地域協議会として登録してはいないが、独自の消費者被害防止ネットワーク（構成団体 269）を H18 に設立し同様の活動をしている。
民生委員協議会、包括支援センター等の会議で消費生活センターの役割や事例の説明を定期的に行っている。また、個別の相談については、個人情報共有しない形で適切な相談先につながるよう調整を行っている。
来年度構築予定
令和 4 年度に向けて協議会の構築を準備中
令和 4 年度に構築予定
令和 4 年度早期の消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築に向け調整中
令和元年度に消費者被害防止ネットワークを立ち上げたが、新型コロナウイルス感染症の影響により会議の開催ができていない
連絡シート（共通様式）を用いて、情報共有等を行っている。

Q4-1.18 高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していることで「消費者安全確保地域評議会等」を既に立ち上げていると回答された場合のその構成機関（その他の回答）

市役所関係各課及び障がい者相談支援センター
ボランティア連絡協議会、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、社会福祉法人、公民館
委嘱者を任命（保険会社等）
医師会、介護福祉施設
医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険サービス事務所、訪問介護、消防、自立支援協議会、ケアマネ会、要保護児童対策地域協議会、庁内関係課
医師会、歯科医師会、薬剤師会、老人クラブ連合会
医師会、歯科医師会、薬剤師会、老人クラブ連絡会
医師会、人権擁護委員協議会
医師会・歯科医師会・薬剤師会・弁護士会・介護支援専門員協議会・訪問介護事業所連絡協議会・デイサービス協議会・訪問看護ステーション協議会・理学療法士会・作業療法士会
医療、福祉関係機関
医療機関
医療機関、消防
医療機関・居宅介護支援事業所・通高齢者住宅事業所
医療機関・人権擁護委員・介護保険事業所・障害福祉サービス事業所・保育教育機関・配偶所暴力防止関係窓口・消防・教育委員会・保健センター
介護支援事業所
各担当部署（高齢者福祉、保健福祉、生活保護、不動産関連事業者、ライフライン供給事業者、生活衛生関連事業者、医薬品関連事業者）
議会・消防・FM放送・医療機関・婦人会・ケアマネジャー
漁協、老人クラブ
区長会、医師会、薬剤師会、水道企業団、電力会社、ガス会社
■■■■弁護士会、■■■■防犯協会、■■■■財務事務所
県司法書士会、県弁護士会、町消防本部、地域福祉事業者、人権用語委員会 等
県弁護士会及び市福祉所管部署
■■■■の高齢福祉を所管する所属(生活支援課、障害福祉課、健康長寿課、福祉保健センター)
公共職業安定所、市立病院、県女性相談センター、隣保館、市消防本部
広域の相談ネットワーク会議
行政（防犯,高齢,障がい福祉担当課）,県消費生活担当事務所
高齢者・障がい者・包括支援センター・学校・防犯を所管する庁内各課
高齢者福祉担当課、老人クラブ、在宅介護支援センター、ボランティア協議会
司法書士、医師会、人権擁護委員、地域包括支援センター、消費者行政関係部局
市（福祉課、市子ども家庭課、教育委員会）、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、障害者協議会
市関係各課
市役所 福祉部門各課
市役所高齢者福祉部門
市役所職員
支えあい・子ども会連絡協議会、シニア連合会、商工会議所、行政機関（社会福祉課、女性・子ども課、健康推進課、高齢者支援課、市民協働課、社会教育課、商工労政課）
社会福祉課、福祉総合相談室、安全対策室、介護保険事業者ネットワーク、ケアマネ■■■■、障がい者基幹相談支援センター
■■■■ 福祉課
消防

消防、シルバー人材センター、認知症の人と家族の会
消防、警備会社、弁護士、居宅介護支援事業所
消防、電気・水道・ガス事業者、不動産、保険業・保険代理店、小売・スーパー、飲食
消防署、医師会、歯科医師会、老人クラブ連合会
障がい児者支援連絡会、障がい者基幹支援相談会、ヤクルト、庁内関係機関(危機管理課、福祉政策課、保護課、障がい福祉課、高齢福祉課)
障がい者基幹支援センター、市関係課（健康福祉課・高齢福祉課・商工観光課）
障がい福祉課
障害行政、子ども行政、教育部局
障害者団体
他部署
地域ボランティア団体 ・ 県・老人クラブ・
地域包括支援センター所管の協議体
地元企業（移動スーパーを展開している）
庁内関係課（生活安全、福祉）
庁内関係各課、地域安全推進委員会、老人クラブ連合会、相談支援事業所
庁内関係部署
町内会長、医師会、介護事業者協議会、じりつ支援相談事業所、身体障害者福祉協議会、防災士会、防災リーダー会、消防本部
町保健福祉部署
電気、ガス及び水道事業者、住宅関連事業者、タクシー事業者、医療関連事業者、警備事業者、生命保険事業者
電気・ガス・水道のインフラ関係
認知症地域支援推進協議会（医師会・民生児童委員協議会・老人クラブ連合会・介護保険事業所連絡会代表者等）
■■■■福祉政策課、■■■■福祉支援課、■■■■基幹相談支援センター
病院
病院、シニアクラブ
病院・ボランティアグループ
福祉こども部（福祉総務課・障害者福祉課）保健部（高齢者支援課）市民部（市民安全課）
福祉施設、民間団体
■■■■■ 県民局
弁護士
弁護士、医師会、歯科医師会、薬剤師会
弁護士、司法書士
弁護士、司法書士、市
弁護士・司法書士・社会福祉士・障害者担当課・障害者総合相談センター・生活保護担当者・病院相談員
弁護士会
弁護士会、シニアクラブ、市関係部局
弁護士会、高齢者クラブ連合会、障害者基幹相談支援センター
弁護士会、司法書士会
弁護士会、司法書士会、障害者福祉協議会、知的障害者関係団体連絡協議会、仙台市介護サービスネットワーク、老人クラブ連合会、精神保健福祉団体連絡協議会、防犯協会連合会
弁護士会、障害者基幹相談支援センター
弁護士会・行政書士会
法律関係団体（弁護士・司法書士・行政書士）
法律事務所
防災・福祉関係課

防犯や交通安全、他の団体
防犯協会、消防
防犯協会、身体障害者連合会、老人クラブ連合会、消費者協会、徳島県消費者政策課
防犯協議会、女性団体連合会、高齢クラブ連合会、障害者団体連合会、青少年育成連絡協議会、保護司会、更正保護婦人会、PTA協議会、地区福祉委員長連絡協議会、人権啓発推進協議会、事業所防犯協議会、少年補導員連絡会、土木事務所、消防団、地域代表、(以下庁内)政策推進課、総務課、財政課、人権政策課、地域共生推進課、高齢介護課、障がい福祉課、こども若者政策課、産業政策課、都市政策課、消防本部、教育政策課
役場総務課、福祉課、産業観光課
薬剤師会、介護保険関係事業者連絡協議会
■■■■■広域連合、■■■■■産業政策課、市民対話課、■■■■■まちづくり協働課
老人クラブ
老人クラブ連合会 他
老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、母子寡婦福祉会、婦人連絡協議会
老人クラブ連合会、福祉局

ヒアリング調査

高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する調査 ※本編に記載した資料の再掲

1. 都道府県

(1) 神奈川県

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	<p>(1) 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられることで体制整備が進んでいるか、毎回同じ内容にならないかを教えてください。</p> <p>(2) 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることの効果があれば教えてください。</p> <p>※ (1) と (2) の回答をまとめて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることが、直接影響を及ぼしているかを判断するのは難しいが、計画で明言することで県下の市町村、区が内容を閲覧することができると、高齢者虐待防止に対する意識は高まるのではないかと考えられている。計画は市町村、区レベルに向けた県の方向性を示したメッセージになっている。 <p>(3) 介護保険事業支援計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性、市町村への周知状況を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ高齢者福祉計画」を軸としている。 県の計画表や年間の調査結果等において、高齢者虐待防止に向けた体制整備に対する取組は積極的に実施することとしている。 体制整備の重要性を市町村や区に示す具体的な取り組みとして、高齢者虐待防止部の体制変更がある。いままでは3市町村のみを代表としていたが、令和3年度からは7市町村を代表委員としたうえで、令和4年度からは、他の26市町村も自由に傍聴可能とする方向性である。 	<p>(4) 今後、介護保険事業支援計画に記載することが必要だと思う事項があれば教えてください。</p> <p>(2) と同様</p>	<p>(5) 介護保険事業支援計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。</p> <p>(3) に記載の高齢者虐待防止部会の意見を参考にしている。</p>

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>県の方向性を認識いただいたうえで、代表の7市町村の意見をもらう。オンライン会議を活用して開催する予定である。他の26市町村からの意見はチャット、会議の前後で吸い上げることにも検討している。</p> <p>今回の変更の理由として、県内市町村に広く示す方向性を理解してもらおうほか、代表となる市町村は3年間の任期があるが、任期終了後の会議の流れも知りたいというニーズもあつたためである。</p> <p>※本体制変更に伴い、要綱(非公開)改正を行う予定。条例の改正ではない。</p> <p>※高齢福祉課高齢福祉グループで担当しているあんしん会議は要綱(公開)に位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 推進会議のメンバーは各部会長及び認知症施策の協議会長、各職能団体代表等で構成している。 • 年に2回程度、市町村の虐待担当者会議がある(神奈川県が独自に実施)。本会議は市町村同士の連携効果を狙いとしており、課の計画にも位置付けている。 		

活用データ・ 実態把握方法等	課題・要望	現状
<p>(7) 市町村の高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護者虐待に関する情報は区役所に挙げられるため、市役所の担当と情報交換をしても把握しきれないところがある。市の方に各区の情報をこまめに把握してほしいと都度声をかけている。 ・ 県の課内で事故報告書が共有される体制を取っている。窓口は、各サービスのグループ（課の下部組織）である。事例を各グループの窓口で再度割り振りをしたうえで、各グループの虐待担当者が虐待事案かどうか判断する。 		<p>(6) 高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県には横浜市、相模原市、川崎市の3つの大きな政令市がある。特に横浜市は規模も大きく、県の実績の数字に与える影響は大きい。しかし、県としては政令市というくくりで分けた記載しているわけではない。 ・ 近年は新型コロナウイルス感染症等の影響で、各数値目標を達成できるとは限らないが、目標値として記載している。 ・ 近年は虐待の通報数が増加している（特に横浜市の影響が大きい）。虐待数を減らすことは大きな目標であるが、現時点の県の評価としては、虐待の通報数が増加しているのは、通報し易い環境を整備していくことで潜在化した虐待を発見するという意味合いでは、決して悪いことばかりではないと考えている。今後も一定数までは増加傾向にあるのではないかと。 <p>(8) 高齢者虐待防止の体制整備について、都道府県の立場でどのような市町村支援の体制を整備しているかを教えてください。</p> <p>① 研修</p> <p>② 情報交換会・連絡会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修や情報交換会の参加対象者の範囲を区切る必要がある。区レベルまで募集すると、参加人数が多すぎてしまう。現状、新型コロナウイルス感染症の人数制限がある。区の担当者でオンライン会議による研修等は開催できていないのが現状である。一昨年は、神奈川県がリーフレットを区役所や地域包括支援センターに配布した。

	<p>その後、リーフレットの配布を求める連絡や、虐待対応に関する問い合わせを区から受けることもある。そういった情報は、市と連携することもある。</p> <p>③専門職チームの活用推進 ④相談窓口の設置 ⑤モデル・研究事業 ⑥広報 ⑦技術的助言・指導 ⑧補助金交付 ⑨ICT 活用支援 ⑩公的機関・団体との連携</p>		<p>監査も同じ課。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事故報告、苦情確認を最初に実施する。 • 非公式で保健所の担当者、監査の担当者と虐待対応について会話することもある（ケース会議ではなく、連携の形で実施している）。
--	---	--	---

	現状	課題・要望	活用データ・実態把握方法等
C	<p>(9) 介護保険事業支援計画に記載した高齢者虐待防止の取組を、どのように評価しているかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年から、あんしん介護推進会議を本体会議とし、高齢者虐待防止部会、身体拘束の防止部会の2部会を設けており、第8期介護保険事業計画に掲載する内容を検討した。権利擁護については、成年後見等も含んで別の課と連携し、課題を抽出しながら内容を検討している。 新型コロナウイルス感染症の影響で当初立てた計画通りの数的な進捗が得られていない点は課題と感じている。研修等は人数制限を設ける必要があり、今までの実施方法では計画を達成することが難しい。 <p>(10) 市町村の高齢者虐待防止の取組や計画について、都道府県としてどのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。</p>		
A	<p>(11) 都道府県による市町村支援について、次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。</p> <p>(12) 都道府県内の高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの指標として掲げているのは、国で実施する虐待に関する調査結果である。市ごとの状況を把握している。その結果を、市町村の担当者会議（年2回）のうち、年度の終盤に実施する回で展開する。 今後、専門職による相談窓口のチームを整備する調整を行っていく方向性だが、あわせて県内の体制整備状況や市町村ニーズを把握するための調査を行いたいと考えている。 これにより市町村ニーズに沿ったバックアップ体制の整備に繋ぐほか、なぜ計画を達成できなかつたか等の課題を抽出したい。 		

(13) 養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(12)に関連することがあれば教えてください。

(特になし)

(2) B 県（県名は非公表）

	現状	課題・要望	活用データ・実態把握方法等
<p>P</p> <p>（その他の質問）</p> <p>養護者虐待に関して、専門職チームの会議はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 弁護士会、社会福祉士会で共同設置している。 • 活動報告は連携会議で行う。 • 委託先の講座や事例検討の企画、講師などを依頼している。 • 新型コロナウイルス感染症の影響がなく、集合で連携会議を実施できていたころは、専門職チームから報告書を作成していただいていた。 <p>市町村から助言を求められた際(法の解釈等)はどのようにしていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 養介護施設従事者の高齢者虐待に関しては、地方局の福祉課が助言や実地指導を担当者レベルで実施している。 	<p>（1）介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられることで体制整備が進んでいるか、毎回同じ内容にならないかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実際に第7期から第8期にかけて大幅の修正は行っていないが、データとして集計している毎年の調査の部分については、その結果を更新している。 • 本県の計画では、政策目標を立てており、これを達成するために4つの目指す方向を出している。そのうちのひとつとして、高齢者の権利擁護の取組として、高齢者虐待防止対策、成年後見制度の活用促進等を推進している。本計画で高齢者虐待を位置づけ、各市町の状況を把握し、経年的な分析をして、市町の取組支援を県として実施している。 	<p>（4）今後、介護保険事業支援計画に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。 （特になし）</p>	<p>（5）介護保険事業支援計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。 （特になし）</p>

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>連携会議において、要介護施設従事者向けの話題はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高年齢者虐待という大きいトピックスを議題に出している。市町によっては養介護施設従事者向けの研修を実施しているといった取組が挙がってきている。 <p>(2) 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることの効果があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第8期計画に基づき、市町それぞれで取り組みは行えていると思うが、問題点や課題点について毎年は議論できていないと感じている。なお、計画における達成目標は、権利擁護の推進を設定しており、中核機関の設置市町数や法人後見実施市町社協数を掲げており、直接的な虐待防止に関する取組を指標としていないため、効果についての評価を実施できていない。 <p>(3) 介護保険事業支援計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性、市町村への周知状況を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状はない。介護保険事業計画自体に紐づけている形式である。 		

現状	課題・要望	活用データ・実態把握方法等
<p>(6) 高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経年比較については、分析が難しいかもしれない。養護者の状況は国の状況を踏まえて分析しており、虐待の主な要因等を記載している。将来推計は実施していない。 <p>(8) 高齢者虐待防止の体制整備について、都道府県の立場でどのような市町村支援の体制を整備しているかを教えてください。</p> <p>①研修・②情報交換会・連絡会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の研修のカリキュラム内で事例検討会を実施する際に、市町同士の情報交換の時間を設けている。 ・ 委託により、市町及び地域包括支援センター等の高齢者虐待対応職員及び県高齢者虐待防止担当課職員等を対象とした「高齢者虐待対応職員養成講座」、介護サービス相談員及び行政職員を対象とした「現任介護サービス相談員研修」、行政職員及び高齢者福祉施設・事業所職員等を対象とした「事例検討会」を開催している。 <p>②情報交換会・連絡会議開催・③専門職チームの活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回、高齢者虐待防止連携会議を開催し、関係機関との情報共有を図り、連携強化に努めている。 ・ 団体や専門職チーム、弁護士会、県警等と情報を共有している。 <p>(その他の質問)</p> <p>連携会議は、市町村のアセスメントの位置づけですか。</p>		<p>(7)市町村の高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回ではあるが、県独自で市町の虐待防止や早期発見等に関する取組について調査を実施し、実態把握に努めている。

		<ul style="list-style-type: none"> 情報共有・連携強化の場である。新型コロナウイルス感染症の影響がなかった年度は、調査票ではなく、当日、各関係機関の取組状況の報告及び意見交換や資料を共有する形をとっていたが、書面開催ではこのような対応は難しく、県にて調査票を作成し、実態調査を実施した。今年度も同様に書面開催予定であり、取組内容や課題点を尋ねる予定である。 国の調査にプラスアルファして都道府県としては調査していない（国の調査に準じた項目を調査票に反映している）。市町村が実施している、評価しているところを調査しているような形。 <p>④相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待対応に関する市町村からの問い合わせについて、地方局（3つ）が実務にあたっている。地方局に寄せられる問い合わせをすべて県で把握できているわけではない。課題把握と取組までは把握できているが、その検証まではできていない。 養介護施設従事者等による高齢者虐待について、毎月市町から報告された情報を地方局が取りまとめ、県へ報告してもらっている。対応は基本的に地方局。養護者に対する対応は市町での対応。 <p>⑤モデル・研究事業 (特になし)</p> <p>⑥広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 県のHPで、どういったことが虐待にあたるか、や、市町の相談窓口の一覧などを載せている その他、リーフレットを要望があれば配布している。
--	--	---

		<p>⑦技術的助言・指導</p> <ul style="list-style-type: none">• (市町の担当者から相談があれば) 地方局と連携し、助言・指導を行っている。 <p>⑧補助金交付</p> <ul style="list-style-type: none">• 実施していない。 <p>⑨ICT 活用支援</p> <ul style="list-style-type: none">• 実施していない。 <p>⑩公的機関・団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none">• 本県には地方局が3つある。担当者は1~3人程度。施設担当・実地指導・虐待担当を担当しているのは同じ担当者と推察される。• 養介護施設の虐待について市町から県に報告が上がる際は、市町→局→県本庁というルートである。その中で、各ケースについて状況を聞いているので、局と頻繁にやり取りしている。
--	--	---

活用データ・ 実態把握方法等	課題・要望	現状
		<p data-bbox="293 846 373 1966">(9) 介護保険事業支援計画に記載した高齢者虐待防止の取組を、どのように評価しているかを教えてください。</p> <ul data-bbox="389 972 469 1948" style="list-style-type: none"> • 取組の指標はないため、効果の評価は難しい。 • ネットワーク構築や人材育成の活動を達成目標として方向性を示している。 <p data-bbox="533 846 612 1966">(10) 市町村の高齢者虐待防止の取組や計画について、都道府県としてどのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。</p> <ul data-bbox="628 846 1091 1948" style="list-style-type: none"> • 年に1度連携会議を実施している（毎年2月~3月、コロナ禍では書面開催）。各市町村からの取組の内容を調査票に回答してもらう形で集計し、実態を把握している。昨年の状況では、コロナの状況で毎年開催していた虐待研修会の回数が減った、開催が難しくなったという声が上がった。市町をどのように支援するまではまだ検討できていない。具体的には課題の抽出はできてない。 • 養介護施設の虐待報告について、毎年の国の虐待調査に関係あるところであるため、対応がどのようなになっているか把握しておく必要がある。細かく整理している。不明点は地方局に聞き取るようにしている。 • 事故報告書については、県の虐待防止法所管課には虐待の疑いとして対応されたケースの報告がある。一方で、施設の事故等のケースは施設担当者に報告される。

C

	活用データ・ 実態把握方法等	課題・要望	現状
			<p>(11) 都道府県による市町村支援について、次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携会議の実施については、介護保険事業費補助金（高齢者権利擁護等推進事業）におけるネットワーク構築等支援に位置づけている。 <p>(その他の質問)</p> <p>連携会議を2月～3月に実施し、年度が明ける際に人事異動あった場合、その影響はありますか。</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そういった影響はあるかもしれないが、そこまでの振り返りはできていない。 <p>人事異動の際はどのように情報を積み重ねていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者が作成している引き継ぎ書で昨年度の変更点や留意点などを書いている。連携会議の内容は平成18年からデータが残っている。 <p>(12) 都道府県内の高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待防止連携会議において、関係機関等と取組を振り返る機会を設けている。

(13) 養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(12)に関連することがあれば教えてください。
(特になし)

2. 市区町村

(1) C市（市区町村名は非公表）

	現状	課題・要望	活用データ・実態把握方法等
P	<p>(1) 高齢者虐待防止単独の行政計画を作成していることで体制整備が進んでいますか。また、毎回同じ内容にならないかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年同じところはある。継続する必要がある部分を残している。活動目標は前年度の評価や、統計分析をもとに変えていくが、背景や課題、現状等は2~3年のスパンで検討すべき部分である。 地域包括支援センターの事業計画を作成し、評価している。この計画は地域包括支援センターが立ち上がった時から各分野に分けて作っており、地域包括支援センターで取り組んでいるPDCAを計画にしている。年度の初めに計画を作成し、年度終わりに事業評価をすることを繰り返している。介護予防や総合事業などの他のテーマも同様に作成している。これらは取りまとめて冊子として保管している。 カテゴリの分岐は、権利擁護の中に①成年後見制度の普及や（広義の）権利擁護、②高齢者虐待となっている。その他、関連するカテゴリとしては総合相談がある。 事業計画は公式な評価文書ではあるが、庁舎内でさらに質問を受ける機会があるわけではない。この資料をベースとして議会答弁に活用することもある。 本事業計画は、全体会議等で、管理職からのフィードバックを受けることがある。 	<p>(4) 今後、単独の行政計画や介護保険事業支援計画等に記載せることが必要だと思ふ事項があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画は規模が大きい計画であるため、表現が抽象的になることがある。介護保険事業計画は地域包括支援センターの事業計画と連動しているが、具体的な内容については、地域包括支援センターの事業計画で記載することとなっている。 	<p>(5) 行政計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの事業計画に対する行政評価は、分析結果を公表している。 分析方法はクロス集計を用いている。 評価は社会福祉士グループで行う（内部組織）。 実態に対しての評価については、とりよめの基本のたたき台は社会福祉士グループで作成するが、最終的な成果物になる前は必ず地域包括支援センター全体で確認するようにしている。

	現状	課題・要望	活用データ・実態把握方法等
	<p>(2) 単独の行政評価を作成していることの効果があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体会議において、認知症の支援体制の構築する事業班との検討や、なぜ虐待が起るのか、何に取り組んでいかないといけないか、いろいろな切り口で意見を交換する（高齢者虐待は認知症と不可分である）。逆に認知症対策の中に虐待防止の視点をに入れてほしい、と意見をすることもある。今年度は2つのテーマがコラボレーションして、認知症サポーターと権利擁護で連続した講座を地域で開催した（高齢者が権利擁護に備えるというテーマ）。2つを統合したテーマとして事業を進めることが理想である。 <p>(その他の質問)</p> <p>第8期介護保険計画の地域支援事業において、高齢者虐待防止に関する記述がありましたが、第8期計画と地域包括支援センターで作成している計画はどのように連動していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第8期計画は地域包括支援センターの事業計画の上位計画にあたる。そのため、地域包括支援センターの事業計画の上位目標、中位目標は介護保険事業計画に沿っている。高齢者虐待防止についても、介護保険事業計画には少ししか記載はないが、介護保険事業計画を作成する段階で地域包括支援センター担当者に意見確認がある。その場で現場の状況等を踏まえた意見を出している。 <p>(3) 単独の行政計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性等を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待に関する事項については、男女共同参画推進基本計画に記載がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画は一年単位で作成されないのに対し、地域包括支援センターの事業計画は1年単位で作成している。よって、地域包括支援センターの事業計画の内容には、現場で必要と考えられることを反映しているの で、介護保険事業計画とは異なり、独自で進んでいる部分もある。 	

	現状	課題・要望	活用データ・実態把握方法等
D	<p>(6) 高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> この数字をどう読み解くか、という点が非常に大切と考えている。例えば、高齢者虐待の件数は減っているが、包括の中で、支援困難のような（虐待一歩手前）介入や相談も増えている。 つまり、虐待として対応するよりも少し早く見つかっているということだろうか、という考え方もできる。 国の統計結果を基本にして、市の独自の項目をクロスさせることで本市独自の統計分析をしている。 毎年統計を取っているが、虐待の通報相談件数、対応件数は若干減ってきている。 令和2年度の結果で印象的だったのは、今までケアマネジャーの通報が一番多かったのに対し、令和2年度は警察からの通報が同数となった点である（いままでは総数の6割以上が、ケアマネジャーから介護サービスを使っている方に関する通報であった。今年度は、警察からの介護サービスを使っていない方に関する通報が同数であった）。 警察からの通報の特徴は、虐待を受けた方は70代前半で若め、比較的元気な方が息子さんやご主人から虐待を受けているというケースが多かった。警察への通報について、基本的には、虐待を受けている本人がご自身で通報している。その他、多世代で同居している家庭もあり、家族や親族が警察に通報したというケースもあった（本自治体は令和2年度における通報件数が11件であった）。一方でより高齢（80代～90代）な方のケースはあまり深刻度が高くなかった。 		<p>(7) 高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>上記(5)の記載と同様。</u>

	現状	課題・要望	活用データ・実態把握方法等
	<p>このような点から、ケアマネジャーが虐待事案を早期に通報しているのではありませんかと推察している。</p>		
C	<p>(8) 高齢者虐待防止の取組や体制整備状況を、行政計画において誰が、どのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の直営型地域包括支援センター1と、サブセンター2に社会福祉士が4名配属されている。その4名で地域包括支援センターの事業計画を立て、定期的に会議をしながら進捗状況や事業展開を確認・検討、研修会の実施、評価等をしている。 地域包括支援センターの事業計画の内容は、地域包括支援センター全体、管理職、地域包括支援班（事務方）に展開する。 <p>全体の会議において、他の事業との整合性を調整する、効率的に行うための協同を検討する、評価についての意見交換を行う等の取組を実施している。その後、年度末にとりまとめの冊子を作成している。</p>		
A	<p>(9) 次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの事業は基本的には介護保険特会の予算内で行うため、毎年10月頃に現場サイドから予算案（要求書）を出す。それらの予算案をもとに、介護保険課の包括支援班（事務方）で取りまとめ、本市の介護保険課の中で予算を編成する。その後、本市全体の予算編成との調整やヒアリングを受け、12月中に市長査定を実施し、最終的には3月の議会で承認される流れである。 いまままでに高齢者虐待に関する事業で大きい予算を取ったことはない。必要になるのは、研修会の講師費用等である。 		

	現 状	課 題 ・ 要 望	活 用 デ ー タ ・ 実 態 把 握 方 法 等
	<ul style="list-style-type: none"> • 地域包括支援センターの管轄は介護保険課だが、やむを得ない措置に関する対応に係る費用等は高齢福祉課高齢福祉係の管轄であるため、管轄が異なる。 • 来年度以降も、成年後見制度の利用促進に関する費用助成がある。成年後見制度の普及啓発が必要であるため、予算が大きくなる予定である。 <p>(10) 高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 運営推進会議を実施している。本会議では事業について報告をし、外部委員から意見をいただく。 • 上記の運営推進会議とは別に、認知症に関して認知症等地域支援体制推進会議を年1回実施している。開催当初から、虐待防止に関するネットワーク会議をする必要があるという課題認識があった。 • 認知症と高齢者虐待は不可分であるので、認知症部会/高齢者虐待防止部会というひとつの部会としている。部会では、事業の実施状況や分析に対してご意見をいただいている。メンバーには弁護士、介護事業所の代表、識者として専門学校（看護学校）の先生、警察、消防、関連する部署、社会福祉協議会、市民代表の方等が入っている。認知症地域体制会議の場で年度の取組について報告する。 • 専門職等や医療をベースとした学問領域の捉え方との違いはまだまだ感じることがある。家族システムなどをスキルやツールとしてこのような溝を埋めていきたいと考えている。 • 本市の介護保険課に異動した場合、管理職含む全員で、高齢者虐待に関する研修を受講する取組を行っている。何が虐待にあたるか等の基本的な内容や、意 		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	<p>見を共有する機会を設けている。受講者によってはその後の業務においてアンテナを張ることができている、例えば電話対応の際に、電話の後ろですこしおかしな状況がある等、伝言を残してくれるなど、いい効果がある。個の取組は継続したいと考えている。</p> <p>(11) 終了した虐待事案を事後検証する機会があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 終了した虐待事案について会議を設けて等の振り返りは実施していない。最終評価をするときには円満最終をすればその時点で終了である • (支援が入り始めたところで亡くなられたケースについて等) 担当レベルで振り返る際に、どのような点を課題に挙げるか等を、最終評価の際に各地域包括支援センターにおいて話題にすることはある。 • その他、関わり方がうまくなかった、どうかかわってよいか悩んだ時期があった等のケースは、最終にする際に正規職員 3 名で話し合うことや、最終評価の会議の際に管理職と反省するようにしている。 • 本市の地域包括支援センターでは、「ちょっとカンファ」という仕組みがある。準備をしないでよい、自分が今気になったことを持ってきてよい、どう動いたらいいかかわらない、最初のとっかかりは何か、といった議題を取り上げる小さな会議を一時間程度実施している。話題は手上げ方式で出す。例えば、終了したケースのうち、心に残るケースについて話す等の話題がある。 		

(12) 養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(11)に関連することがあれば教えてください

- 施設虐待の実態や現状分析については、養護者の話をすることで一緒に話題に挙げている。各地域包括支援センターに所属する社会福祉士のグループ会議では、それぞれが担当する地域で特徴的なケースが起こっていないか等、現場の情報交換も行っている。具体的な苦情の内容やケアマネジャーの報告等、日ごろの業務について話すことも多い。このような話題をベースに、地域包括支援センターの事業計画や事業評価に繋げている。
- 施設虐待については介護保険が担当しているが、地域包括支援センターが担当していた過去の経緯もあり、施設に入る事実確認等の段階では専門職の日や聴き取りスキルが必要な場合があるので、介護保険係が指揮を執るが、実際の対応は一緒に行っている。地域包括支援センター向けに、施設虐待について通報があった場の対応を記載した手順書を作成してある。
- 平成30年度には淑徳大学の山口先生の養護者支援のタイプ分類の調査研究¹に関わった。本タイプ分類を参考にして現状分析しており、令和元年度の評価結果にはその分析結果を記載している。
- 地域包括支援センターの事業計画内には、養護者支援の項目はない。養護者支援について課題を認識している。養護者、家族、本人の関係をどのように読み解くのか等、家族システム分野に知見をもたないとこれからの虐待対応が難しいと感じている。来年度からは、早期発見に向けて相手とのコミュニケーションスキルを上げる必要があると認識している。コミュニケーションスキルをあげつつも、おかしと感じる点を報告するという難しさがあると感じている。
- 3Aプログラム²の（ケースカンファレンスではない）前半部分を取り入れながら研修を企画していきたい。

¹ 山口光治ら（2020年）高齢者虐待の養護者支援に関する 実態調査結果から見た支援の困難性 [fukushikomkenkyukyo.054.001_023.pdf](https://www.fukushikomkenkyukyo.054.001_023.pdf)

² 高齢者虐待防止のための安心づくり安全探しアプローチャ [AAA スリーエー | 高齢者虐待防止のための安心づくり安全探しアプローチャ \(elderabuse-aaa.com\)](https://www.aaa.sri-ee.jp/)

(2) D 市（市区町村名は非公表）

	現状	課題・要望	活用データ・実態把握方法等
<p>P</p>	<p>(1) 高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議）で次年度の高齢者虐待防止の取組を定めることにより体制整備が進んでいますか。また、毎回同じ内容にならないかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 高齢者虐待防止ネットワーク会議は設置していない。 • 虐待対応が終結になったケースについてモニタリング会議を年に4回開催している。ケースの状況により、モニタリング期間を決め経過の確認をしている。 • 虐待防止対策会議を年に1回実施している。虐待ケースの振り返り、課題整理を行い、翌年に統計結果が出てからどこから通報が多いかな等を確認することと周知啓発など取組の方向性を検討している。メンバーは担当課管理職、担当職員、地域包括支援センター、外部の方（弁護士などの専門職）である。 • 見守りに特化したネットワークは設置していない。認知症高齢者の見守りを中心としたSOSネットワークとして、地域の事業所に登録いただき、協力してもらおう体制を取っている。 • ネットワーク会議を設置しなくてもその機能を果たす替わりの会議や連携が取れている。地域ケア会議などで高齢者の権利擁護、虐待に関する話題が出て意見交換、見守りがなされている。 <p>(2) ネットワーク会議以外で、高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性等を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 虐待防止マニュアルを策定している。 	<p>(3) 今後、ネットワーク会議で検討すべきことや、介護保険事業計画等に記載させることが必要だと思ふ事項があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、中核機関（成年後見センターに委託）を中心に成年後見制度の利用促進に取り組んでいくことを記載する予定である。成年後見センターはNPO法人。重層的支援体制整備事業は今年度から開始したため、第9期計画には詳細に書いていきたいと考えている。 	<p>(4) 体制整備の取組を定める際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。</p>

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
D	<p>(5) 高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。</p>		<p>(6) 高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止対策会議などで、虐待があった際には早めに通報してもらおうように、どこに向けて連携するのか、通報してもらえるような周知することを心掛けています。現在、毎年上記を声掛けしている民生委員、ケアマネジャーに限らず、いろいろな機関に啓発していくことで早期発見に対応できるように体制を整えたいと考えています。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	<p>(7) 高齢者虐待防止の取組や体制整備状況を、ネットワーク会議において誰が、どのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記(1)で記載した専門職チームには、コア会議、個別の会議等で協力いただいている。電話やメールでのやり取りも活用している。その他、成年後見センサーに相談することもある。 <p>(8) ネットワーク会議において、高齢者虐待防止の評価と課題を検討していることの効果があれば教えてください。</p>		
A	<p>(9) 次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。</p> <p>(10) 高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。</p> <p>(11) 終了した虐待事案を事後検証する機会があれば、教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年に4回、虐待の終結案件のモニタリング会議を実施。終結後のケース対応がどうなっているかを振り返る。市の担当と地域包括支援センター、関係者等が参加する。終結案件を確認し再発防止している。1回目のモニタリング会議で対応終結する場合と、経過観察が必要な場合は、その後の3か月ごとのモニタリング会議で必要な期間を決めて状況を確認している。 		

==

重層的支援体制整備事業との関連

高齢者部門に限らず重層的支援体制整備事業が動いているため、いろいろな分野との連携が活発に行われている。

対象者別に窓口は異なるが、窓口同士の連携ができる体制を取っている。また、断らない支援を心掛けている。

今年度から実施しているが、来年度に新しい地域福祉計画になるとことで、重層的支援体制整備事業についても明確に記載していく方向で担当課からは聞いている。

高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する調査

1. 四條畷市

アンケート調査の回答状況

<基本情報>

把握件数	セルフ・ネグレクト	0件
	養護・被養護外の権利侵害	7件
	自立した夫婦間DV	6件
	認知症による行方不明	27件
行政計画の有無	セ・孤・認※	
庁内決裁の有無	認	
行政評価の実施	セ・孤・認	
予算確保向け評価の実施	セ・孤・認	
権利侵害全般への対応状況	どちらかと言えば○	

<広報・普及啓発・人材育成>

■ 広報・普及啓発

- ・ 準ずる対応関連の窓口の住民への周知は窓口で準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示
- ・ 啓発活動については、住民向けの講演会や公開セミナー開催や、ホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などの公表を実施

■ 人材育成

- ・ 毎月の地域包括支援センターとの連絡会にて情報提供や事例共有を行っている

※それぞれ、セ：セルフ・ネグレクト、認：認知症、孤：孤独死を指す。

<個別課題解決のための体制整備>

- 早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止
- ・ 関係機関や民間団体との連携協力体制を整備
- ・ 早期発見について高齢者虐待防止・対応マニュアル等に明文化
- ・ 庁内の他窓口からの相談・通報
- ・ 住民向けワンストップの相談窓口を設置
- ・ 権利侵害の例示を基にした研修実施やテキスト等の配布
- ・ 早期発見のための事例検討会の場や機会の提供
- ・ 地域ケア会議での取組
- ・ 地域医師会との連携
- ・ 小地域ネットワーク、SOSネットワーク、DVネットワーク

<再発防止の事例検証>

- ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等を介して確認
- ・ 検証結果を他ケースの解決に繋げており、検証結果を関係機関に共有している

<関係機関連携強化>

- ・ (庁内) 高齢者福祉、生活保護、障害福祉、介護保険、DV防止、生活困窮、自殺対策、ごみ担当
- ・ (外部) 消費生活センター、警察、消防、地域包括支援センター、保健所、社会福祉協議会、医療機関など

ヒアリング結果 (1/2)

住民レベルから行政レベルまで準ずる対応についての体制がしっかりと構築されており、体制構築のストーリーラインに合致する取組を数多く実施している

<権利擁護についての実施内容>

	未然防止	早期発見	迅速かつ適切な対応	再発防止
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には広報や地区の回覧板が良く見られているのでそこで記事載せる等の周知啓発をしている。 ・ LINEやTwitterの情報発信を実施している。 ・ 地域包括支援センターが地域に Outreach して話をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での連携や見守りが進んでいるため、軽度なレベルでの発見が多い ・ 地域での見守りが密であるが、見守りが監視的になってしまったり、主観で虐待という通報がある。 ・ 新聞社やヤクルトとの連携を通して通報しやすい仕組みを構築 ・ 高齢者SOSネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターと毎月の定例会議をして、事例や対応を共有 ・ ケアマネジャーとの定例の連絡会で事例を共有 ・ 同市の福祉政策課の担当と事例検討をすることも ・ 警察との連携やSSネットワークの構築 ・ まるごと支援会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別事例ごとについては、随時相談が入った際に引き続き包括支援センターで関わってもらい、事後対応を実施。これを集約して評価する会議は今のところない。リスト化して後追いで、まではできていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三市で広域連合を組んでいる。地域包括支援センターの委託も含め、いろいろな事例の対応について情報交換ができたり、研修を実施できている ・ 地域包括支援センターに相談業務は委託しているため、地域包括支援センターと連携している。 ・ 高齢化率が30%超えるところでは、地域包括支援センターが支援困難な事例を常に行政へ相談 ・ 民生委員との連携や、地域福祉委員会という地区ごとの福祉委員を兼ねている方もいて、小地域ネットワークと地域包括支援センターが介護予防の連携等で普段連携している 			

ヒアリング結果（2/2）

行政計画

- 高齢者福祉計画は虐待に関して、地域福祉計画にまると支援会議が位置付けられている。虐待防止計画は別で、高齢者福祉計画に含まれている（公表されている）。評価結果までは公表していない。
- 計画への記載は件数だけで、対策には落とし込めていないと感じている。
- 評価に関しては他の課との連携が必要であり、十分な議論がなされていない。

丸ごと支援会議

- 事例ごとに担当の機関を呼んで実施している。様々な行政機関が参画。
- 行政機関だけに限らない。
- 年に2回程度。随時実施できたらよいと考えている。消防や警察も入っているため、それほど頻繁に実施できてはいない。評価の軸や計画に反映していけるところを実施できればと考えている。
- 地域ケア会議で取り扱うことが難しい準ずる対応についてはこちらで取り扱っている

その他ネットワーク

- 高齢者SOSネットワークシステムについて、三市広域で入れている。活用自体はできているが、四條畷市の発見はLINEやホームページにあげたりして、市民からの通報が多かった。
- SOSネットワーク自体は個人の登録はなく、支援機関や介護事業所、行政が主になる。一般市民についてはLINEやホームページに挙げたことの効果があった。その他、防災無線を使ったことで、通報があった。

その他

- ひとつの対応できない複雑な体系が絡んでくるため、包括支援センターの知識やアセスメントの能力であっても、広い情報が求められてくる。相談できたところのケースを整理し、横に広げていく際に時間的な比重がかかってきている。
- 準ずる対応については、知識を持ったうえで現場にて対応できる人材が大切と考えている。

2. 墨田区

アンケート調査の回答状況

<基本情報>

把握件数	セルフ・ネグレクト	17件
	養護・被養護外の権利侵害	件
	自立した夫婦間DV	件
	認知症による行方不明	8件
行政計画の有無	セ・認	
庁内決裁の有無	セ・認	
行政評価の実施	セ・孤・認	
予算確保向け評価の実施	セ・孤・認※	
権利侵害全般への対応状況	どちらかと言えば○	

<広報・普及啓発・人材育成>

- 広報・普及啓発
 - 準ずる対応関連の窓口の住民への周知は高齢者虐待防止に関する窓口において一体的に実施
 - 啓発活動については、高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施
- 人材育成

※それぞれ、セ：セルフ・ネグレクト、認：認知症、孤：孤独死を指す。

<個別課題解決のための体制整備>

- 早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止
 - 関係機関や民間団体との連携協力体制を整備
 - 庁内の他窓口からの相談・通報
 - 民生委員への訪問依頼
 - 早期発見のための事例検討会の場や機会の提供
 - 地域ケア会議での取組
 - 地域医師会との連携
 - コンビニエンスストアとの見守りに関する協定
 - 東京都福祉保健財団が作成する「高齢者の権利擁護と虐待対応お役立ち帳」を参考に対応

<再発防止の事例検証>

- 一部事例について事例検討会で取り上げる、振り返りのカンファレンスを行う等により事後検証を実施
- 検証結果を他ケースの解決に繋げており、検証結果を関係機関に共有している

<関係機関連携強化>

- (庁内) 高齢者福祉、生活保護、障害福祉、介護保険、DV防止、生活困窮
- (外部) 消費生活センター、警察、消防、地域包括支援センター、保健所、地区保健福祉センター、精神保健福祉センター、社会福祉協議会、医療機関、民生委員など

ヒアリング結果

墨田区はセルフネグレクトは虐待対応の一環として取り扱っている。対応課では4名体制で担当48時間以内の事実確認調査も徹底して行っている。虐待通報は合計200件近く。うちセルフ・ネグレクトは17件。

<権利擁護についての実施内容>

	未然防止	早期発見	迅速かつ適切な対応	再発防止
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> セルフ・ネグレクトは現実的に難しい。目に見える形にならないと通報が来ない 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣住民の関係性が密接 地域包括支援センターとの関係性も密接（姿が見えないとすぐに通報がある） コンビニエンスストアと連携 	<ul style="list-style-type: none"> 48時間以内に事実確認調査（地域包括支援センターに委託）を行うことを徹底 対応マニュアルを作成 	
	<ul style="list-style-type: none"> 庁内連携が盛んであり、複数課にまたがるケースについてカンファレンスを行い、解決に繋げている。 他の部署との間にお互いの課がどのような思想で業務を行っているかをしっかりと理解しあっている。 			

<その他>

- 通報されるセルフ・ネグレクトの深刻度はほとんどのものが高い。→深刻化する前に近隣で支え合っているため、相談しないと、通報しないと、という認識にならず、区の方に通報が挙がってくるものは、ほとんど深刻
- マンションで姿を見ない等、気になることがあれば、すぐに地域包括支援センターに通報がある。地域包括支援センターは支援経過記録等の確認を行い、本人を訪問する。本人を発見したら、本人と地域包括支援センターの職員で相談をして、状況の確認、本人の望むことを聞き取る。同時に、区役所に包括支援センターから通報が挙がってくる。
- 区では、住民基本台帳の情報を活用して、どのような支援が現実的にできるか検討し、支援を進めている。

消費者被害に関する調査

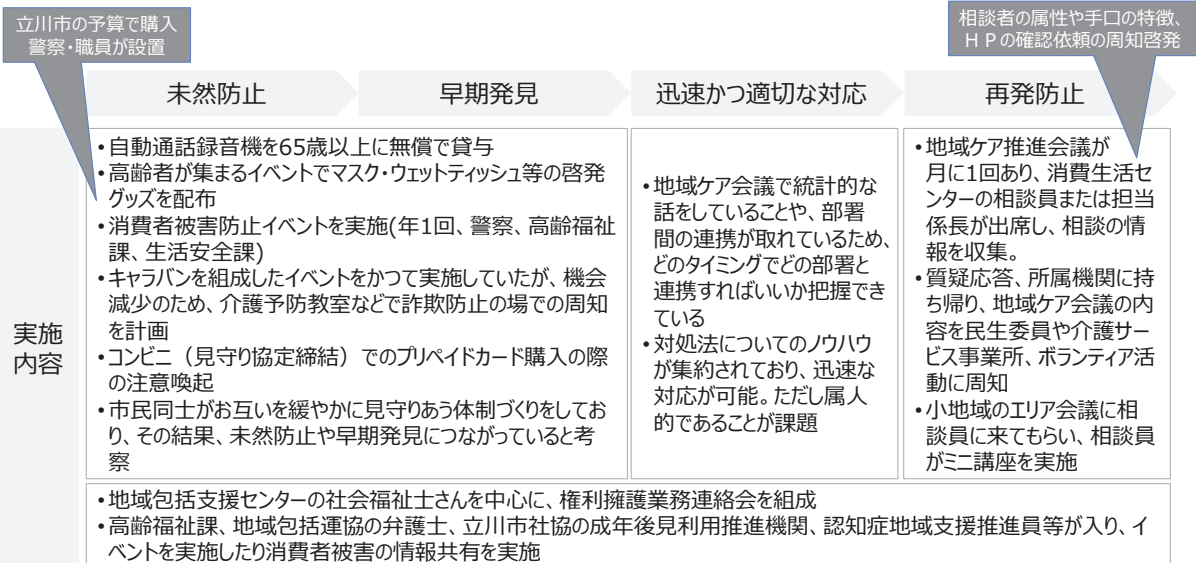
1. 立川市

アンケート調査の回答状況

<基本情報>		<庁内サポートを得るための活動>	
消費者被害の把握件数	高齢者福祉部局にて把握	対応しているが件数未把握	・ 地域ケア会議に、消費生活センターが参画し、情報共有・情報交換している。
	消費生活センター等→高齢者福祉部局		
	高齢者福祉部局→消費生活センター等		
高齢者消費者被害の行政計画の有無		不明	
高齢者消費者被害の庁内決裁の有無		不明	
高齢者消費者被害の行政評価の実施		なし	
高齢者消費者被害の予算確保向け評価実施		なし	
高齢者消費者被害の条例・要綱		なし	
高齢者消費者被害への対応状況		どちらかという対応できている	
<広報・普及啓発・人材育成>		<再発防止の事例検証>	
■ 広報・普及啓発 ・ 住民向けの講演会や公開セミナーを通じた啓発活動を行っている ・ 地域による見守りネットワークの構築・強化を図っている ■ 人材育成 ・ 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している ・ マニュアル・業務フローは作成していない		・ 行っていない	
		<消費者安全確保地域協議会との連携等>	
		・ 地域見守りネットワーク事業連絡会を年1回開催し、消費者被害防止の周知も行っている。	
		<消費生活センター側の回答>	
		回答者は「立川市市民生活部生活安全課」	
		・ 消費者被害＝虐待と同様に対応という認識は消費者行政部局では定着していない ・ 地域ケア会議への参加や生活支援サポーター研修等の場で消費生活相談事例を照会等している ・ 高齢者虐待対応部署や地域包括支援センター等の高齢者を支援する組織との連携は行ったことがない ・ 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を構築していない	

ヒアリング結果

強固なネットワークを構築しているところが立川市の特徴であり、このネットワークが未然防止から再発防止まで横断的にかかわっている。特に地域ケア会議の場がネットワーク組成に大きな役割を果たしている。



2. E 市

アンケート調査の回答状況

<基本情報>

消費者被害の把握件数	高齢者福祉部局にて把握	△
	消費生活センター等→高齢者福祉部局	
	高齢者福祉部局→消費生活センター等	
高齢者消費者被害の行政計画の有無		あり
高齢者消費者被害の庁内決裁の有無		なし
高齢者消費者被害の行政評価の実施		なし
高齢者消費者被害の予算確保向け評価実施		あり
高齢者消費者被害の条例・要綱		なし
高齢者消費者被害への対応状況		対応できている

<広報・普及啓発・人材育成>

- 広報・普及啓発
 - ・ 特に対応していない
- 人材育成
 - ・ 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催
 - ・ 実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催
 - ・ 地域の課題として地域ケア会議を実施
 - ・ 高齢者虐待対応のマニュアル等のうちに対応に関する記載

<庁内サポートを得るための活動>

- ・ 同法の規定する消費者被害に関しても連携する必要性を説明し、協力を依頼
- ・ ケースカンファレンスを開催し関連する部署に参加を依頼
- ・ 消費者被害を扱う主管課の会議等に参加
- ・ ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で一体的に協議

<再発防止の事例検証>

- ・ 検証結果を他ケースの解決に活用
- ・ 検証結果を職員研修等で報告
- ・ 検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有

<消費者安全確保地域協議会との連携等>

- ・ 消費者安全確保地域協議会の全体会議に参加

<消費生活センター側の回答>

- ・ 「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」とある程度周知
- ・ 連携については消費者被害についての情報を共有
- ・ 見守りネットワーク関係としては、「消費者安全確保地域協議会の全体会議を実施」
- ・ 消費者被害に対応できる相談員は6名
- ・ 研修会や勉強会は特に開催していない

ヒアリング結果（1/2）

高齢者虐待対応部署と消費生活センター間の連携と情報共有については地域包括支援センターを通じて行っている。

<権利擁護についての実施内容>

	未然防止	早期発見	迅速かつ適切な対応	再発防止
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護センターの方が来て、日常生活自立支援事業であつたりだとか保険制度の説明することがある ・ 啓発についてしっかりと図つていこうと考えている。現在は出前講座を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネやヘルパーから金銭管理ができていないということに関する相談がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターとは総論的に消費者被害に関しても連携する必要性を伝えられている。 ・ 虐待対応マニュアルは作成している ・ 消費生活センターへの相談については、単独での解決が難しい場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会や地域ケア会議での事例共有を行っている ・ 活用できる制度や協力いただける関係機関の共有を行っている ・ 包括の会議に消費生活センターの方が講師として訪問するケースはある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉部局と消費部局間の情報のやり取りは地域包括支援センターを通じて行っており直接的な連携は限定的である。部局ごとの個別対応にとどまっているものも複数存在する。 			

ヒアリング結果（2/2）

高齢者虐待対応部署と消費生活センター間の連携と情報共有については地域包括支援センターを通じて行っている。

<その他>

- 消費者安全確保地域協議会における事例共有について、具体的に事例として報告する機会を設けているわけではないが、参加した団体からの発言の中で、「包括として地域の高齢者新聞の契約で困っている方がいたため、消費生活センターに相談して対応いただいて無事解決に至りました」というような報告がなされることはある
- 介護高齢課と消費生活センターの肌感覚としては、金銭管理ができていないことによって消費者被害が発生しているケースは多いと感じている。全体を把握することはできていないので、どうすればいいかという状況である。

Ⅱ. アンケート調査票

令和3年度老人保健事業推進費等補助金

高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業

アンケート調査票

(高齢者虐待防止対応を主管する部署)

調査票のご記入にあたってのお願い

1. この研究事業の目的は、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することを通じ、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理し、高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第9期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資する基礎資料を作成することです。
2. 対象は、全国の自治体の高齢者虐待防止対応を主管する部署及び消費生活センター・消費生活相談窓口です。
3. 調査テーマは、主に、①「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクトなどの権利侵害」と②「同法第27条に関する消費者被害」に分かれます。
4. テーマ① (q1-1～q10-1) の回答者には、**高齢者虐待防止対応を主管する部署の担当者**、もしくは、このテーマに回答可能な方に回答をお願いします。
5. テーマ② (q11-1以降) の回答者は、高齢者虐待防止対応を主管する部署の担当者及び**貴自治体の消費生活センター・相談窓口の担当者**、もしくは、このテーマに回答可能な方に回答をお願いします。貴自体から対応する消費生活センター・相談窓口の担当者までアンケート回答用 URL をご案内いただきたく存じます。
6. 政令指定都市では、質問内容について各行政区が担当している場合があります。その際は、任意の行政区にご回覧の上ご回答の依頼をお願いいたします。
7. 調査票の設問で貴市町村の実態に合わないものがある場合、ご回答できるものについてご記入下さい。
8. この調査は個々の市町村の評価を目的としたものではありません。調査結果は集計した形で公表するので、貴市町村のお名前が出ることはありません。
9. 調査結果は報告書、論文、学会報告、講演会等で使用させていただきます。

令和3年12月17日までにご回答ください

【用語解説】

■高齢者虐待防止法（※1）に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害

本調査では、65歳未満で障害者虐待防止法（※2）の対象外の場合の権利侵害、セルフ・ネグレクト（自己放任）、養護・被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待（夫婦間の暴力等）などを指しています。

■セルフ・ネグレクト

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態をいいます。

■養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待

高齢者虐待防止法（※1）の対象外ですが、養護者による高齢者虐待事案として事実確認等を行ったうえで、DV防止（※3）の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要とされます。

■消費者被害

養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益（高齢者の財産を狙った特殊詐欺や不当な住宅改修、物品販売など）を得る目的で高齢者を行う取引による高齢者の被害を指します（高齢者虐待防止法（※1）第27条関係）。

なお、同法第5条に福祉に業務上関係のある団体及び福祉に職務上関係のある者は、相談に応じ、消費生活担当窓口その他関係機関を紹介し、成年後見制度に繋ぐ等の対応が必要とされます。

■権利擁護支援

高齢者虐待防止法（※1）に規定する5類型、同法第27条に規定する消費者被害、および、高齢者虐待防止法（※1）に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクトなどが権利擁護支援の範囲にあると捉えています。

（※1）高齢者虐待防止法

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）

（※2）

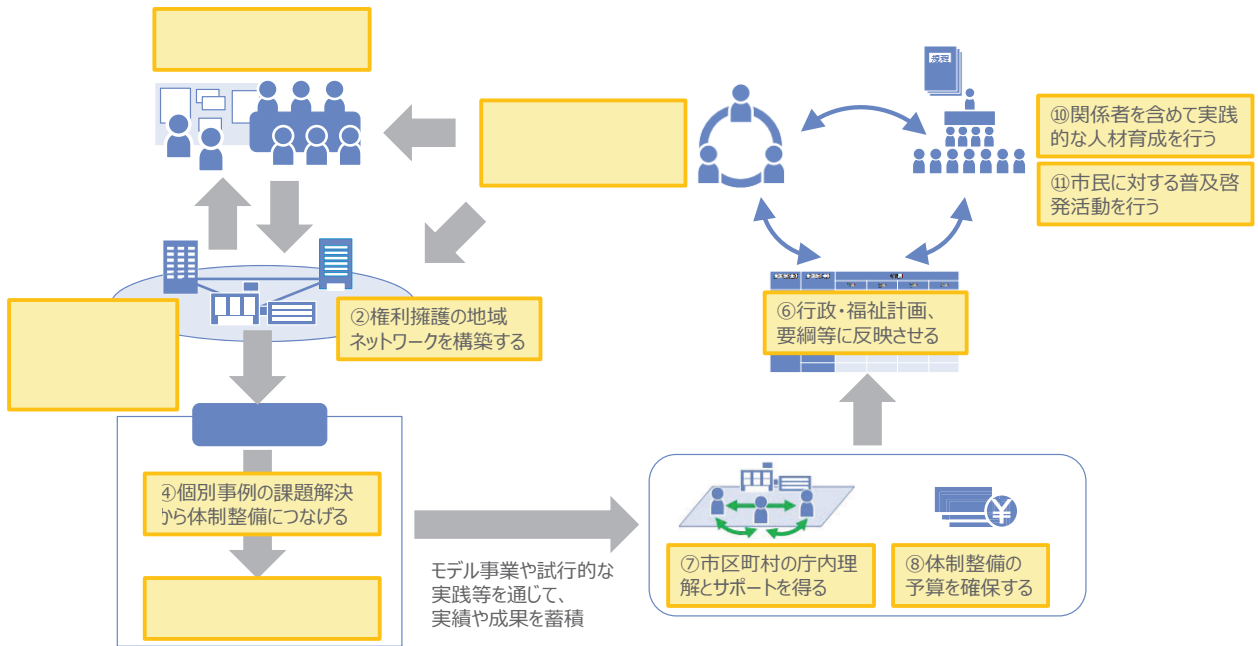
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）

（※3）DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」【設問の構成について】

■体制整備に関する 11 のポイント

権利擁護の体制整備については、以下に示す 11 のポイントに沿って整えていくことが有効です。本事業では基本的な体制整備状況と、この①から⑪の 11 のポイントに焦点を当てて質問させていただきます。なお、図は平成 30 年度の調査に基づいて作成したものであり、今回の調査結果に基づいて図を修正する可能性があります。



F1 自治体の基礎情報

地方公共団体コードやご回答者の情報を教えて下さい。

- F1-1 地方公共団体コード※ :
- F1-2 自治体名 :
- F1-3 ご回答者のご所属 :
- F1-4 ご回答者の氏名 :
- F1-5 連絡の取れるメールアドレス :

※介護保険の保険者番号とは異なりますのでご注意ください。

F2 高齢者虐待等の未然防止、早期発見・迅速且つ適切な対応、再発防止に関わる体制整備について

※以下の設問には行政計画のリンクやファイルの添付をお願いしている項目がございます。ご提供いただける場合は是非とも宜しくお願ひ申し上げます。

F2-1 高齢者虐待防止に関する行政計画(第8期介護保険事業計画を除く)を策定していますか。
(はい・いいえ・わからない)

F2-2. 介護保険事業計画以外の行政計画(F2-1を除く)に高齢者虐待防止に関わる内容を記載していますか。
(はい・いいえ・わからない)

F2-3. 高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画(要綱、マニュアル等含む)がありますか。
(はい・いいえ・わからない)
「はい」の場合:(計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-4. 地域包括支援センターの運営方針や事業計画等に高齢者虐待防止に関わる内容を記載していますか。
(はい・いいえ・わからない)
「はい」の場合:(運営方針や事業計画等のファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-5. 成年後見制度利用促進に関する市町村計画を策定していますか。
(はい・いいえ・わからない)

F2-6. 高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。
(はい・いいえ・わからない)
「はい」の場合:(行政計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

- F2-7. 高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：（計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします）
- F2-8. 高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：（行政計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします）
- F2-9. セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：（計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします）
- F2-10. 孤独死（孤立死）防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：（行政計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします）
- F2-11. 孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：（計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします）
- F2-12. 認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：（行政計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします）
- F2-13. 認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：（計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします）
- F2-14. 行政評価を実施しているものを選択してください。（いくつでも）
1. 高齢者虐待防止
 2. 成年後見制度利用促進
 3. 高齢者の消費者被害防止
 4. セルフ・ネグレクト防止
 5. 孤独死（孤立死）防止

6. 認知症高齢者の行方不明対策
7. 実施されていない

F2-15. 体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいるものを選択してください。(いくつでも)

1. 高齢者虐待防止
2. 成年後見制度利用促進
3. 高齢者の消費者被害防止
4. セルフ・ネグレクト防止
5. 孤独死（孤立死）防止
6. 認知症高齢者の行方不明対策
7. 実施されていない

(以下、余白。次ページに続く。)

【高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害に対応する主管課の体制整備の状況】

I 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する基本情報

q1-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について、次の区分ごとに発生件数を教えてください。集計期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とします。また、セルフ・ネグレクト、養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待、お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス、認知症による行方不明高齢者の対策に関する条例・要綱があれば名称を記入ください

	区分	選択肢（ひとつだけ）	条例・要綱
①	高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数	0. 把握していない 1. 把握している () 件	
②	うち、セルフ・ネグレクト	0. 把握していない 1. 把握している () 件	
③	うち、養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待（下記のq1-4の件数を除いてください）	0. 把握していない 1. 把握している () 件	
④	うち、お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス	0. 把握していない 1. 把握している () 件	
⑤	認知症による行方不明高齢者数	0. 把握していない 1. 把握している () 件	0. 把握していない 1. 把握している () 件

q2-1. 貴自治体において、在宅で孤立死した高齢者はいましたか。対応中に死亡した例だけでなく、発見時に死亡していた例も含めて下さい（ひとつだけ）。集計期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とします。

- 0. 該当する死亡があったかどうかを把握していない
- 1. 該当する死亡はなかった
- 2. 該当する死亡はあったが、人数は不明
- 3. 該当する死亡があった（ 人／令和2年度）

q3-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般について、うまく対応できていますか（ひとつだけ）。

0. できていない
1. どちらかと言えば、できていない
2. どちらかと言えば、できている
3. できている
4. これまでにそのような事例はない（把握していない）

q3-1-2. 上記の q3-1 において、「0 又は 1」と回答した方のみにお伺いいたします。うまく対応できていない理由を教えてください（いくつでも）。

1. 個人情報保護の問題があり、迅速に対応部署に繋ぐことが難しいため
2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害を扱う協議体を設置していないため
3. 高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に必要な予算が不足しているため
4. 高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に従事できる人員数が不足しているため
5. 庁内の異動の際の引継ぎが上手くいかないため
6. 庁外の連携ネットワークに参画する担当者の変更の際に引継ぎが上手くいかないため
7. 庁内が縦割りになっており、対応部署と連携がうまくいかないため
8. 準ずる行為についても虐待防止法に準じて対応しなければならないという認識がなかったため
9. 虐待対応で忙しく準ずる行為まで手が回らないため
10. その他（具体的に： _____)

（以下、余白。次ページに続く。）

Ⅱ 広報・普及啓発（未然防止）について

テーマ1 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害について、「⑪普及啓発活動」の点からお尋ねします。

q4-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する窓口を住民へ周知していますか。高齢者虐待防止に関する窓口と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 特に対応していない
1. 窓口で高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示している
2. セルフ・ネグレクトなどを例示するなどして、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害がどのようなものかをわかりやすく伝えている
3. その他
()

q5-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する啓発活動について、どのような取組を行っていますか。高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する啓発活動は行っていない
1. 住民向けの講演会や公開セミナーを開催している
2. 市町村が発行する広報誌の中で取り扱っている
3. 貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している
4. パンフレットやリーフレットを作成している
5. その他
()

Ⅲ 市町村、地域包括支援センター、サービス事業者の虐待防止・対応強化・ネットワークの構築（早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止）について

テーマ2 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害への対応について、「④個別事例の課題解決から体制整備につなげる」点からお尋ねします。

q6-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策を教えてください（いくつでも）。
選択肢12については具体的なネットワークをお答えください。

0. 早期発見の対応策は定めていない

●高齢者虐待防止法所管課（地域包括支援センター含む）での対応

1. 訪問等によって実態把握を行っている
2. 関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している
3. 早期発見について高齢者虐待防止・対応マニュアル等に明文化している

●庁内の連携を通じた対策

4. 庁内の他の相談窓口に「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」が含まれている場合に相談・通報してもらうよう依頼している
5. 住民が何でも相談や情報提供できるワンストップの相談窓口を設置している

●地域の関係団体等との連携を通じた対策

6. 「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」の例示を用意し関係者・関係機関に対し研修の実施や配布等を実施している
7. 民生委員に高齢者がいる世帯全てに対し可能な限り訪問してもらえるよう協力を依頼している
8. ケアマネジャーや介護サービス事業所等が抱える困難ケースなどから早期発見できる事例検討会の場や機会等を設けている
9. 地域ケア会議で「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」に関する事項を取り入れている
10. 地域の医師会等と連携し、例えば、受診が滞っている高齢者等や受診拒否の高齢者等など、訪問支援が必要と考えられる方に関する情報を共有できるようにしている

●近隣住民等との連携を通じた対策

11. 「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している

（具体的なネットワーク名： _____ ）

●その他の対応（上記の区分に関係なく、どんなことでも）

12. その他の対応

（具体的に： _____ ）

q6-1-2. 上記 q6-1 において、「選択肢 11」を選択した方のみにお尋ねします。

「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークの名前とメンバーを具体的に教えてください（いくつでも）。

・具体的なネットワーク名：（ ）

1. 民生委員
2. 家族会
3. 自治会
4. 老人クラブ
5. 社会福祉協議会
6. ボランティア
7. NPO 団体
8. 電気・ガス・水道等のライフライン事業者
9. 宅配業者
10. 郵便局・金融機関
11. 警察・消防
12. 医療機関
13. ケアマネジャー
14. 介護サービス事業所
15. 地域包括支援センター
16. その他（具体的に： ）

テーマ3 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害への対応について、「⑩関係者を含めた実践的な人材育成」の点からお尋ねします。

q7-1. 迅速かつ適切な対応の観点から、地域包括支援センター等の関係者が、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 実施していない
1. 座学中心の研修会を開催している
2. 参加者がお互いに考え合えるワークショップ型の研修会を開催している
3. 実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催している
4. 地域包括支援センター運営協議会で情報共有している
5. 地域の課題として地域ケア会議を実施している
6. テキストやマニュアルを作成、配布している
7. 研修会やセミナー等への参加費用を独自に補助している
8. その他（ ）

テーマ4 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害への対応について、「④個別事例の課題解決から体制整備につなげる」の点からお尋ねします。

q8-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースがあった場合に対応可能なものに○をつけてください。(いくつでも)

0. 対応策も定めていない

●権限行使による対応

1. 老人福祉法第10条第4項に基づく居宅サービスの措置
2. 老人福祉法第11条第1項第1号に基づく養護老人ホームへの措置
3. 老人福祉法第11条第1項第2号に基づく特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置
4. 老人福祉法第11条第1項第3号に基づく養護委託
5. 老人福祉法第32条に基づく市町村長による成年後見人等の申立
6. 老人福祉法36条による調査嘱託、報告請求の実施
7. 市町村が独自に規定する条例や要綱等に基づいた権限の行使

●権限行使以外の対応

8. 警察（市町村職員同行含む）による対応
9. 精神保健福祉法による措置入院、医療保護入院による入院
10. DV防止法所管課との連携によるシェルターへの保護
11. 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業による対応
12. 家族・親族による成年後見人等の申立（支援を含む）
13. 施設管理権による面会制限
14. 居住している住まいの管理者・社による対応
15. 医療機関の受診・入院
16. 保健所、精神保健センター等との連携
17. 介護保険サービス・生活支援サービスの導入
18. 介護保険法における地域ケア会議の実施
19. 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用
20. 清掃業者等の依頼
21. 見守り体制の検討・構築

●その他（権限行使、権限行使以外の対応の区別なく、どんなことでも）

22. その他の対応

（具体的に： _____ ）

q8-2. また、このようなケースへの対応方法をマニュアル等で事前に定めているものがあれば教えてください（いくつでも）。

0. 対応策も定めていない

●権限行使による対応

1. 老人福祉法第10条第4項に基づく居宅サービスの措置
2. 老人福祉法第11条第1項第1号に基づく養護老人ホームへの措置
3. 老人福祉法第11条第1項第2号に基づく特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置
4. 老人福祉法第11条第1項第3号に基づく養護委託
5. 老人福祉法第32条に基づく市町村長による成年後見人等の申立
6. 老人福祉法36条による調査嘱託、報告請求の実施
7. 市町村が独自に規定する条例や要綱等に基づいた権限の行使

●権限行使以外の対応

8. 警察（市町村職員同行含む）による対応
9. 精神保健福祉法による措置入院、医療保護入院による入院
10. DV防止法所管課との連携によるシェルターへの保護
11. 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業による対応
12. 家族・親族による成年後見人等の申立（支援を含む）
13. 施設管理権による面会制限
14. 居住している住まいの管理者・社による対応
15. 医療機関の受診・入院
16. 保健所、精神保健センター等との連携
17. 介護保険サービス・生活支援サービスの導入
18. 介護保険法における地域ケア会議の実施
19. 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用
20. 清掃業者等の依頼
21. 見守り体制の検討・構築

●その他（権限行使、権限行使以外の対応の区別なく、どんなことでも）

22. その他の対応

（具体的に： ）

IV 関係機関連携強化（迅速かつ適切な対応）について

テーマ6 高齢者の虐待に準ずる対応を必要とする状況への対応について、「③地域包括支援センター等の権利擁護業務と連動させる」点からお尋ねします。

q10-1. 高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した（今後の見込も含む）関係機関をおしえてください。（いくつでも）。

0. 連携したことはなく、今後も未定である

1. 次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等と連携している、あるいは連携する見込み

庁内	庁外
<ul style="list-style-type: none">高齢者福祉を担当する部署生活保護を担当する部署障害福祉を担当する部署介護保険を担当する部署DV防止法を担当する部署生活困窮者支援を担当する部署自殺対策基本法を担当する部署ゴミ（回収・処理）を担当する部署重層的体制整備支援事業所消費生活センターその他（ ）	<ul style="list-style-type: none">警察消防地域包括支援センター保健所・保健センター地区保健福祉センター精神保健福祉センター発達障害者支援センター市町村社会福祉協議会医療機関介護サービス事業所居宅介護支援事業所在宅サービス等提供事業者地区社会福祉協議会成年後見人等民生委員人権擁護委員見守り支援員自治会地域団体（老人会・婦人会等）弁護士司法書士社会福祉士ライフライン事業者宅配事業者、郵便局員その他（ ）

（以下、余白。次ページに続く。）

【高齢者虐待防止法第 27 条に関連する消費者被害（以降、「第 27 条関連の高齢者消費者被害」と記載）に対応する主管課の体制整備の状況】

本項目は高齢者虐待防止法第 27 条に関連する消費者被害に関連した内容のご回答を想定しております。q11-1～q23-1 に関しても、高齢者虐待防止法所管課様にご回答いただきたく存じます。また、q1～q7 については連携している消費生活センター・消費生活相談窓口様にご回答いただきたく存じます。

I 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する基礎情報

q11-1. 貴自治体（地域包括支援センター含む）では高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の発件数をどの程度把握していますか。令和 2 年度の状況を教えてください（ひとつ）

0. 全件把握している
1. ある程度把握している
2. 消費者被害単独では把握していないが、経済的虐待等に含めて把握している
3. 対応をしているが件数は把握していない

q12-1. 上記の質問に「全件把握している」「ある程度把握している」について回答いただいた方に質問します。把握している人数とその内訳について記載ください（令和 2 年度の件数を記載ください）

高齢者福祉部局（委託型地域包括支援センター含む）にて把握した件数	件
都道府県・市町村消費者行政部局・消費生活センターから高齢者福祉部局につながった相談件数*	件
高齢者福祉部局から都道府県・市町村消費者行政部局・消費生活センターにつながった相談件数**	件

※都道府県の消費生活センターから直接地域包括支援センターに連絡があった場合も含む

※※地域包括支援センターから都道府県の消費生活センターに連絡があった場合も含む

q13-1. 貴自治体では高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱等がありますか（ひとつ）

0. そのような条例や要綱等はない
1. 取り扱った条例や要綱等がある（具体的に： _____）
2. わからない

（以下、余白。次ページに続く。）

q14-1. 貴自治体では高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害についてどのように対応していますか。
選択肢 1 については、件数を把握している場合は件数についても記載ください（いくつでも）。集計期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。また、対応方法をマニュアル等で事前に定めている場合、可能であればリンク・添付資料をご提供ください。

0. 消費者被害の予防に関する広報、注意喚起
1. 消費者被害を主たる理由とする老人福祉法に基づく成年後見制度の市町村長申立
()
2. 警察（市町村職員同行含む）による対応
3. 介護保険法における地域ケア会議の実施
4. 介護保険サービス・生活支援サービスの導入
5. 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用
6. 見守り体制の検討・構築
7. 消費生活センターによる対応
8. 消費者安全確保地域協議会による対応
9. 法テラスの特定援助対象者法律相談の利用
10. 法テラスや弁護士会等の法律相談
11. その他 ()

<対応方法をマニュアル等で事前に定めている場合のリンク・添付資料>

q15-1. 貴自治体は高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に対応するに当たり、どのような庁内の部署、関係機関などと連携を取っていますか。なお、貴部署のみで対応している場合は貴部署にのみに○を付けて下さい。また貴部署が複数の部署を兼ねている場合、全てに○を付けて下さい。（いくつでも）

0. 都道府県の消費生活センター
1. 市町村の消費生活センター
2. 消費者安全確保地域協議会
3. 高齢者福祉担当部署
4. 生活保護担当部署
5. 障害福祉担当部署
6. 介護保険担当部署
7. ゴミ（回収・処理）担当部署
8. 弁護士等の法律家
9. 民生・児童委員
10. 社会福祉協議会
11. 地域包括支援センター（直営の場合を除く）

12. その他

q16-1. 貴自治体は高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できていますか（ひとつ）

0. できていない
1. どちらかというとできていない
2. どちらかというとできている
3. できている
4. 対応は行っていない／事例がない（把握していない）

q17-1. 上記の q16-1 に「0 又は 1」と回答した方のみにお伺いいたします。うまく対応できていない理由を教えてください（いくつでも）。

0. 相談や通報があった際の解決方法が相談内容の種類ごとに定まっていないため
1. 他部署・他機関との連携がうまくいっていないため
2. 対応についてのノウハウをうまく引き継ぐことができていないため
3. 個人情報の規制により他部署・他機関に適切なタイミングで引き継ぐことができていないため
4. 見守りネットワークがうまく機能しておらず、相談や通報が繋がらないため
5. 情報共有の場が設けられていないため
6. 見守りリストが作成されていないため
7. 対応のための予算が限定的であるため
8. 対応に従事できる人員数が不足しているため
9. その他

（以下、次ページに続く）

Ⅱ 広報・普及啓発（未然防止）について

テーマ1 高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害について、「④個別事例の課題解決から体制整備につなげる」、「⑪普及啓発活動」の点からお尋ねします。

q18-1. 同法に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備について、どのように実施していますか。高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合は、その状況も踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 特に対応していない
1. 窓口にて同法に規定する消費者被害の相談・通報も扱うことを明示している
2. 窓口にて同法で規定する消費者被害についての内容を例示した上で、同法に規定する消費者被害がどのようなものかをわかりやすく説明している
3. 高齢者の消費者被害を早期に発見するためのチェックリストを整備している。
4. 住民向けの講演会や公開セミナーを通した啓発活動を行っている
5. 市町村が発行する広報誌を通した啓発活動を行っている
6. 地域による見守りネットワークの構築・強化を図っている
7. 貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している
8. 成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進を図っている
9. パンフレットやリーフレットを作成している
10. 消費者安全確保地域協議会を設置（予定も含む）している
11. 警察との連携（情報共有・意見交換など）を図っている
12. 『訪問販売お断りステッカー・シール』等を作成、配布している
13. 福祉計画に盛り込んでいる
14. その他
()

(以下、次ページに続く)

Ⅲ 市町村、地域包括支援センター、サービス事業者の虐待対応強化（悪化防止＝早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止）について

テーマ2 高齢者虐待防止法第27条の規定する消費者被害への対応について、「⑩関係者を含めた実践的な人材育成」の点からお尋ねします。

q19-1. 消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者が、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 実施していない
1. 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している
2. 消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催している
3. 参加者がお互いに考え合えるワークショップ型の研修会を開催している
4. 実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催している
5. 地域包括支援センター運営協議会で情報共有している
6. 地域の課題として地域ケア会議を実施している
7. 同法に規定する消費者被害の権利侵害を含んだ研修会への参加費用を独自に補助している
8. テキストやマニュアルを作成、配布している
9. その他
()

テーマ3 高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害への対応について、「④個別事例の課題解決から体制整備につなげる」の点からお尋ねします。

q20-1. 独自の同法に規定する消費者被害の権利擁護に対応するマニュアル、業務指針、対応フロー図等を作成していますか(ひとつだけ)。

0. 作成していない
1. 独自に作成した高齢者虐待対応のマニュアル等のうちに、同法に規定する消費者被害への対応に関する記載を含む
2. 高齢者虐待対応のマニュアル等とは別に、単独のマニュアル等を作成している

テーマ 4 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害への対応について、「⑦市区町村の庁内理解とサポートを得る」点からお尋ねします。

q21-1. 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために、どのようなことをしていますか（いくつでも）。高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。

0. 何もしていない
1. 同法の規定する消費者被害に関しても連携する必要性を説明し、協力を依頼している
2. ケースカンファレンスを開催し関連する部署に参加してもらっている
3. 消費者被害を扱う主管課の会議等に参加している
4. ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議できるようにしている
5. その他
(具体的に：)

テーマ 5 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の権利擁護への対応について、「⑨包括的かつ継続的な体制整備（見直しを含む）を行う」点からお尋ねします。

q22-1. 終結した同法の規定する消費者被害の事案の事後検証を行っていますか（ひとつだけ）。高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。

0. 行っていない
1. 行っている

q22-1-2 q22-1 に 1 と回答した方にお伺いいたします。事後検証の結果について教えてください。（いくつでも）

0. 検証結果は特にその後の対応に反映していない。
1. 検証結果を他ケースの解決に繋げている
2. 検証結果をマニュアル等に反映している
3. 検証結果を職員研修等で報告している
4. 検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している
5. その他 ()

(以下、次ページに続く)

IV ネットワーク構築（悪化防止＝早期発見、迅速かつ適切な対応）について

テーマ6 高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害への対応について、「②権利擁護の地域ネットワークを構築する」点からお尋ねします。

q23-1. 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会との連携等について教えてください。（いくつでも）

<実施内容>

0. 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク等）が構築されていない
1. 消費者安全確保地域協議会の全体会議に参加
2. 消費者安全確保地域協議会の運営方法や見守りリストの提供方法を協議会の構成員で共有するためのマニュアル作成
3. 特定機関への見守りリストやマニュアルの説明と提供
4. 各構成員から見守り等の活動の実施状況や改善点等の報告
5. 地域協議会内の構成員間での見守り対象者に関する個人情報の共有（個人情報保護法の例外規定の適用）
6. その他（ ）

（以下、余白。次ページに続く。）

令和3年度老人保健事業推進費等補助金

高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業

アンケート調査票

(消費生活センター・相談窓口の担当者向け)

調査票のご記入にあたってのお願い

1. この研究事業の目的は、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することを通じ、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理し、高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第9期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資する基礎資料を作成することです。
2. 対象は、全国の市町村（政令指定都市、中核市、施行時特例市、特別区を含む、以下、市町村）です。
3. 調査テーマは、主に、①「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクトなどの権利侵害」と②「同法第27条に関する消費者被害」に分かれます。また、②に関しては、高齢者虐待防止対応を主管する部署用の設問と消費生活センター・相談窓口の担当者、もしくはこのテーマに回答可能な方に回答をお願いしております。
4. 本アンケートは②の消費生活センター・相談窓口の担当者、もしくは、このテーマに回答可能な方に回答をお願いします。
5. 広域を担当される消費生活センターの場合は、複数の自治体からご依頼があるケースがあるかと存じます。その際には、広域を担当される消費生活センターの場合は、複数の自治体からご依頼があるケースがあるかと存じます。その際には、1回の回答で差し支えございません。
6. 調査票の設問で貴市町村の実態に合わないものがある場合、ご回答できるものについてご記入下さい。
7. この調査は個々の市町村の評価を目的としたものではありません。調査結果は集計した形で公表するので、貴市町村のお名前が出ることはありません。
8. 調査結果は報告書、論文、学会報告、講演会等で使用させていただきます。

令和3年12月17日までにご回答ください

【用語解説】

■高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害

本調査では、65歳未満で障害者虐待防止法の対象外の場合の権利侵害、セルフ・ネグレクト（自己放任）、養護・被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待（夫婦間の暴力等）などを指しています。

■セルフ・ネグレクト

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態をいいます。

■養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待

高齢者虐待防止法の対象外ですが、養護者による高齢者虐待事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要とされます。

■消費者被害

養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益（高齢者の財産を狙った特殊詐欺や不当な住宅改修、物品販売など）を得る目的で高齢者を行う取引による高齢者の被害を指します（高齢者虐待防止法第27条関係）。

なお、同法第5条に福祉に業務上関係のある団体及び福祉に職務上関係のある者は、相談に応じ、消費生活担当窓口その他関係機関を紹介し、成年後見制度に繋ぐ等の対応が必要とされます。

■権利擁護支援

高齢者虐待防止法に規定する5類型、同法第27条に規定する消費者被害、および、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクトなどが権利擁護支援の範囲にあると捉えています。

F1 消費生活センターの基礎情報

- F1-1 単独設置/広域連合 :
- F1-2 担当されている都道府県・自治体 :
- F1-3 ご回答者のご所属 :
- F1-4 ご回答者の氏名 :
- F1-5 連絡の取れるメールアドレス :

I 高齢者虐待防止法第 27 条関連の高齢者消費者被害に関する消費生活センター様向けの設問

以下の設問について、高齢者虐待防止法第 27 条を踏まえた上でご回答ください。

<高齢者虐待防止法第 27 条>

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

q1. 「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」と考えられています。このような考え方は消費者行政部局内では周知されていますか（ひとつ）

- 0. 十分周知されていると思う
- 1. ある程度は認識されていると思う
- 2. あまり認識されていない、と思う
- 3. 全く認識されていないと思う（この設問文を通じて初めて知った）

(以下、余白。次ページに続く。)

q4-1. 前問の q4 において、「消費者安全確保地域協議会等」を既に立ち上げている場合（実施内容の 1～5 に回答された場合）にお伺いいたします。その構成機関についてお答えください。（いくつでも）

<構成機関>

- 7. 地域包括支援センター
- 8. 消費生活センター
- 9. 民生・児童委員
- 10. 自治会
- 11. 社会福祉協議会
- 12. 消費者団体
- 13. 商工会
- 14. 金融機関
- 15. 農協
- 16. 公共交通機関運営会社
- 17. 生活協同組合
- 18. 新聞販売店
- 19. 郵便局
- 20. コンビニエンスストア
- 21. 宅配業者
- 22. 警察
- 23. 学校・教育機関
- 24. 保健所
- 25. その他（ ）

q5. 貴自治体（委託先等を含む）では消費者被害の相談等を平日の昼間以外、どの時間帯で受け付ける体制がありますか（いくつでも）。夜間とは午後 6～10 時位とと考えて下さい。（いくつでも）

- 0. 平日夜間
- 1. 土日（昼夜を問わず）
- 2. 祝日（昼夜を問わず）
- 3. 平日の昼間以外には対応していない

（以下、余白。次ページに続く。）

q6. 貴自治体では、消費者被害の相談に対応できる相談員は何人いますか

人

q7. 同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している
(はい・いいえ・わからない)
1. 消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催している
(はい・いいえ・わからない)

(ここまで)